

【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和３年６月30日

【計算期間】 第３期（自 令和２年１月１日 至 令和２年12月31日）

【ファンド名】 マニユライフ・インベストメンツ・トラスト -
US・コア・フィクスト・インカム・ファンド
（Manulife Investments Trust- US Core Fixed Income Fund）

【発行者名】 マニユライフ・インベストメント・マネジメント（HK）リミテッド
（Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited）

【代表者の役職氏名】 取締役 マイケル・フロイド・ドマーマス
（Michael Floyd Dommermuth, Director）

【本店の所在の場所】 香港、銅鑼灣、希慎道33號、リー・ガーデン・ワン、16階（16/F,
Lee Garden One, 33 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong）

【代理人の氏名又は名称】 弁護士 竹 野 康 造
弁護士 廣 本 文 晴

【代理人の住所又は所在地】 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【事務連絡者氏名】 弁護士 竹 野 康 造
同 廣 本 文 晴
同 中 条 咲耶子

【連絡場所】 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号 丸の内パークビルディング
森・濱田松本法律事務所

【電話番号】 03（6212）8316

【縦覧に供する場所】 該当事項ありません。

（注１）米ドルの円貨換算は、2021年４月30日現在の株式会社三菱ＵＦＪ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１米ドル＝108.93円）によりま
す。

（注２）ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づいて設立されていますが、受益証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がな
い限り米ドルをもって行います。

（注３）本書の中で金額および比率を表示する場合、適宜の単位に四捨五入している場合があります。したがって、合計の数字が一致しない
場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五
入してあります。したがって、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

（注４）「取引日」とは、各ファンド営業日および管理会社がファンド（または受益証券のクラス）に関して随時受託会社と協議後に決定す
る他の日をいいます。

（注５）「ファンド営業日」とはニューヨークおよび日本（および管理会社がトラストまたはファンドに関し決定する他の場所）の銀行営業
日でありかつニューヨーク証券取引所の営業日である日（土曜日、日曜日または祝日以外）、およびトラストまたはファンドに関し
管理会社が随時書面で指定する他の日（管理会社の単独裁量によります。）をいいます。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

US・コア・フィクスト・インカム・ファンド（以下「**ファンド**」といいます。）は、アンブレラ・ファンドであるマニユライフ・インベストメンツ・トラスト（以下「**トラスト**」といいます。）のシリーズ・トラストです。なお、アンブレラとは、1つの投資信託を傘と見立て、その傘の下で一または複数の投資信託（シリーズ・トラスト）を設定できる仕組みのものを指します。異なるシリーズ・トラスト間の乗換えはできません。シリーズ・トラストは一ないし複数のクラスで構成されます。

信託金の限度額は、ありません。

ファンドのクラスA（米ドル建て）（以下「**クラス**」といいます。）受益証券（以下「**受益証券**」といいます。）の募集期間中の申込金額の総額は100億米ドルを超えません。

受益証券の表示通貨は米ドルです。

トラストは、2012年11月5日付でH S B Cトラスティ（ケイマン）リミテッド（以下「**受託会社**」といいます。）とマニユライフ・インベストメント・マネジメント（HK）リミテッド（以下「**管理会社**」といいます。）との間で締結された信託証書（以下「**基本信託証書**」といいます。）（その後の改訂を含みます。）により設定されたアンブレラ・ユニット・トラストです。基本信託証書は、2013年6月14日付の変更・更改信託証書（以下、「**変更・更改信託証書**」といいます。）によって変更済みです。

受託会社および管理会社は、随時、関連する補足信託証書の締結によりシリーズ・トラストを設定できます。各シリーズ・トラストの資産は、他のシリーズ・トラストの資産とは分離して投資され管理されます。管理会社は、管理会社の随時の決定により、シリーズ・トラストのクラスおよび受益証券シリーズを設定できます。異なるクラスまたは異なる受益証券シリーズの受益証券は、管理会社の決定に基づき、異なる通貨建てとすることができます。

トラストはケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法第4（1）条により認可された、ミューチュアル・ファンドです。

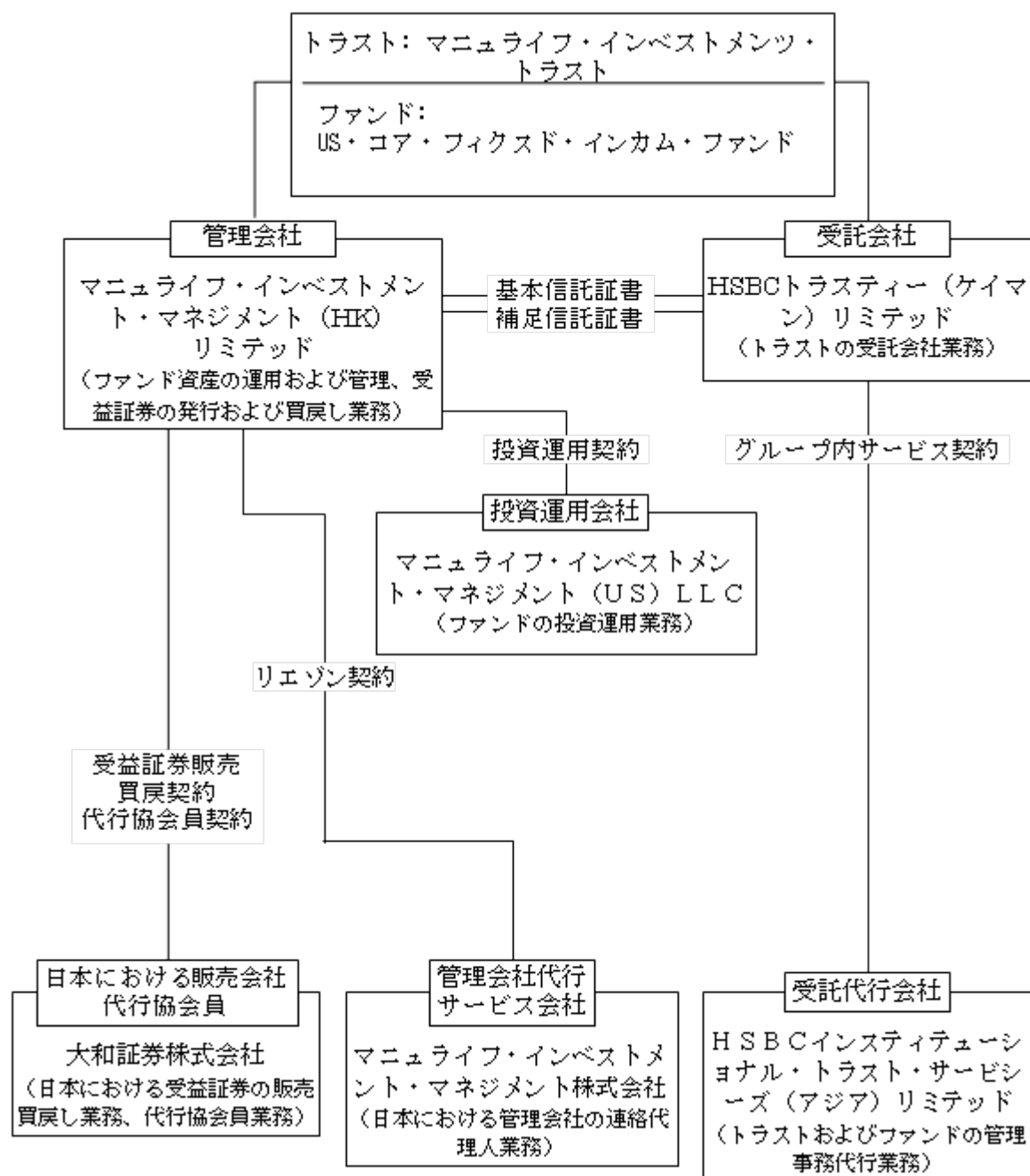
各ファンドの投資目的および投資方針は、トラストの英文目論見書のファンドにかかる記載において規定されます。もっとも、ファンドがその投資目的を達成できる保証はありません。

（2）【ファンドの沿革】

1994年6月21日	管理会社の設立
2012年11月5日	基本信託証書締結
2013年6月14日	変更・更改信託証書締結
2017年11月21日	ファンドにかかる補足信託証書締結
2020年9月25日	クラスA（米ドル建て）の運用開始（設定日）
2020年9月28日	日本におけるクラスA（米ドル建て）受益証券の販売開始
2021年4月9日	クラスA（豪ドル建てヘッジあり）の運用開始（設定日）
2021年4月12日	日本におけるクラスA（豪ドル建てヘッジあり）受益証券の販売開始

（３）【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
マニユライフ・インベストメント・マネジメント（ＨＫ）リミテッド (Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited)	管理会社	基本信託証書、変更・更改信託証書および2017年11月21日付補足信託証書（随時変更されます。）を受託会社と締結。同契約は、ファンド資産の運用、管理、およびファンドの受益証券の発行、買戻しならびにファンドの終了について規定しています。
ＨＳＢＣトラスティー（ケイマン）リミテッド (HSBC Trustee (Cayman) Limited)	受託会社	基本信託証書、変更・更改信託証書および2017年11月21日付補足信託証書（随時変更されます。）を管理会社と締結。同信託証書は、上記に加え、ファンドの資産の保管について規定しています。
ＨＳＢＣインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ（アジア）リミテッド (HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited)	受託代行会社	2008年8月1日付で受託会社との間でグループ内サービス契約（注1）を締結。同契約は、トラストおよび各ファンドに対する一定の管理事務代行業務について規定しています。
マニユライフ・インベストメント・マネジメント（ＵＳ）ＬＬＣ (Manulife Investment Management (US) LLC)	投資運用会社	2012年11月30日付で管理会社との間で投資運用契約（注2）を締結し、両当事者はその後投資運用会社に運用されるシリーズ・トラストにファンドを加えるために2017年11月27日付で変更契約を締結。当該契約はファンドの資産の投資および運用に関する業務について規定しています。
マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社	管理会社代行サービス会社	2020年9月7日付で管理会社との間で2本のリエゾン契約（注3）を締結。リエゾン契約は、それぞれ受益証券販売・買戻契約ならびに代行協会員契約上の日本における義務の履行およびそれらに付随的に発生する業務について管理会社の補助を行う連絡係の役割を規定しています。
大和証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2020年9月8日付で管理会社との間で代行協会員契約（注4）を締結。当該契約は代行協会員業務について規定しています。 2020年9月8日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻契約（注5）を締結。日本における受益証券の販売・買戻しの取扱業務について規定しています。

（注1）グループ内サービス契約とは、ＨＳＢＣインスティテューショナル・トラスト・サービシーズ（アジア）リミテッドを受託会社のサービス・プロバイダーとして選任する契約です。

（注2）投資運用契約とは、管理会社によって任命された投資運用会社が、ファンド資産の投資および運用に関する業務を提供することを約する契約です。

（注3）リエゾン契約とは、管理会社によって任命された管理事務代行サービス会社が、それぞれ受益証券販売・買戻契約ならびに代行協会員契約上の義務の履行およびそれらに付随的に発生する業務について管理会社の補助を行うことを約する契約です。

- （注４）代行協会員契約とは、管理会社によって任命された代行協会員が、ファンドに対し、受益証券１口当たり純資産価格の公表および受益証券に関する目論見書、決算報告書その他の書類の販売会社に対する送付等代行協会員業務を提供することを約する契約です。
- （注５）受益証券販売・買戻契約とは、管理会社によって任命された日本における販売会社が、受益証券の日本における募集の目的で受益証券を日本の法令・規則および投資信託説明書（目論見書）に準拠して販売することを約する契約です。

管理会社の概況

（ ）設立準拠法

管理会社は香港の法令に基づいて設立され、タイプ１（証券取引）、タイプ２（先物契約取引）、タイプ４（証券に関する助言）、タイプ５（先物契約に関する助言）およびタイプ９（資産運用）の規制対象活動を行うための認可を、香港証券先物委員会から受けています。

（ ）事業の目的

管理会社は、基本信託証書に基づき、各ファンドの資産の投資および再投資の管理、ならびにその他の特定の職務について責任を負います。

（ ）資本金の額

2021年４月末日現在の未監査発行済株式資本の額は、1,944百万香港ドル（約27,274百万円）で、全額払込済です。

（注）香港ドルの円貨換算は、2021年４月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（１香港ドル＝14.03円）によります。以下同じです。

（ ）会社の沿革

- | | |
|-------------|--|
| 1994年６月21日 | ファ・チー・エンタープライズ・リミテッド（Hua Tse Enterprises Limited）として設立 |
| 1995年１月26日 | リージェント・マニユライフ・インベストメント・アジア・リミテッド（Regent Manulife Investment Asia Limited）に名称変更 |
| 1995年５月25日 | マニユライフ・リージェント・インベストメント・アジア・リミテッド（Manulife Regent Investment Asia Limited）に名称変更 |
| 1997年１月３日 | マニユライフ・ファンズ・ディレクト（HK）リミテッド（Manulife Funds Direct (Hong Kong) Limited）に名称変更 |
| 2002年12月20日 | マニユライフ・アセット・マネジメント（HK）リミテッド（Manulife Asset Management (Hong Kong) Limited）に名称変更 |
| 2019年７月29日 | マニユライフ・インベストメント・マネジメント（HK）リミテッド（Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited）に名称変更 |

（ ）大株主の状況

（2021年4月末日現在）

名称	住所	所有株式数	比率
マニユライフ・インベストメント・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・リミテッド (Manulife Investment Management International Holdings Limited)	バルバドス、サン・ミッシェル、ハーガット・ホール、ザ・ゴダード・ビルディング (The Goddard Building, Haggatt Hall, St. Michael, Barbados)	1,589,080,934株	100%
チャン・シュー・ムーン (Chan Shu Moon)（注）	香港、銅鑼灣、希慎道33號、リー・ガーデン・ワン、10階 (10/F, Lee Garden One, 33 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong)	2株	0%

（注） チャン・シュー・ムーン氏は、ノミニーとしてマニユライフ・インベストメント・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドを代理して2株を保有するものです。

（4）【ファンドに係る法制度の概要】

トラストは、2012年11月5日に受託会社と管理会社の間で締結された基本信託証書（2013年6月14日付変更・更改信託証書で変更済み）により、ケイマン諸島の法律に基づいて設定されたオープン・エンド型のアンブレラ・ユニット・トラストです。ケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法第4（1）条に基づき免許を受けたミューチュアル・ファンドです。

準拠法の名称

トラストには、ケイマン諸島の信託法（改正済）（以下「**信託法**」といいます。）が適用されます。トラストは、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「**ミューチュアル・ファンド法**」といいます。）の規制も受けます。

準拠法の内容信託法

ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、英国における信託法および信託に関する判例法のほとんどの部分を採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託会社に対して資金を払い込み、投資者の利益のために投資顧問会社が運用する間、受託会社はこれを保持する責任があります（一般的には、保管会社にこの資金の保持を委託します。）。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務を負います。その職務、義務および責任の詳細は、信託証書に記載されます。

また、大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除きます。）受益者としないう旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができ、場合により、無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記（６）「監督官庁の概要」の記載を参照のこと。

一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

ミューチュアル・ファンド規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）への投資信託免許の申請を義務づけています。かかる投資信託免許の交付には、CIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、ミューチュアル・ファンド規則に従って事業を行わねばなりません。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば））を含みます。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけています。

ミューチュアル・ファンド規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の役務提供者に対し、変更の１か月前までに書面で通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができません。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律の法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（もしくはプライム・ブローカー）を任命し、維持しなければなりません。「同等の法律の法域」とは、犯罪収益に関する法律（改正済）５条２項（a）に基づく法域（マネー・ロンダリングおよびテロ資金供与対策がケイマン諸島と同等のものであるかを測定するもの。）をいいます。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の１か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の役務提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、同等の法律の法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければなりません。投資顧問会社を変更する場合には、変更の１か月前までにCIMA、投資家およびその他の役務提供者に当該変更について通知しなければなりません。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要します。運営者は、かかる変更について、変更の１か月前までに書面でCIMAに通知することが要求されます。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから６か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされています。

（５）【開示制度の概要】

ケイマン諸島における開示

（a）ケイマン諸島金融庁（「CIMA」）への開示

トラストは、英文目論見書を発行しなければなりません。英文目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がトラストに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなすために必要なその他の情報を記載し、またミューチュアル・ファンド規則の要求する情報

を記載しなければなりません。英文目論見書は、トラストについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

トラストは、CIMAが承認した監査人を選任し、計算期間終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、監査の過程において、トラストに以下の事由があると信ずべき理由があることを知ったときは、CIMAに報告する法的義務を負っています。

- ・ 弁済期に債務を履行できないことまたはできないであろうこと。
- ・ 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- ・ 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようとして意図していること。
- ・ 詐欺的または犯罪的な方法で事業を行い、または行おうとしていること。
- ・ ミューチュアル・ファンド法もしくはその下位規則、ケイマン諸島の金融庁法（改正済）、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）または受託会社の認可条件を遵守せずに事業を行い、または行おうとしていること。

管理事務代行会社は、（a）ファンド資産の一部または全部が英文目論見書に記載された投資目的および投資制限に従って投資されていないこと、または（b）受託会社もしくは管理会社はその設立文書または英文目論見書に定める規定に従って、ファンドの業務および投資活動を実質的に遂行していないことを認識した場合、かかる認識後速やかに、（i）当該事実を受託会社に書面で報告し、（ ）当該報告書の写しおよび報告に適用ある詳細をCIMAに提出し、その報告書または適切な概要については、ファンドの次の年次報告書、および次の半期報告書または定期報告書が次の年次報告書に先立ち交付される場合には半期報告書または定期報告書に記載されなければなりません。

管理事務代行会社は、（a）ファンドの募集または償還もしくは買戻しの停止および当該停止理由、ならびに（b）ファンドを清算する意向および当該清算理由について、実務上速やかに書面でCIMAに通知しなければなりません。

受託会社は、各計算期間末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの事業について書面で報告書を提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。当該報告書には、ファンドに関する以下の事項を記載しなくてはなりません。

- （a）すべての旧名称を含むファンドの名称
- （b）投資者により保有されている各組入証券の純資産総額
- （c）前報告期間からの純資産総額および各組入証券の変動率
- （d）純資産総額
- （e）当該報告期間の新規募集口数および価額
- （f）当該報告期間の償還または買戻しの口数および価額
- （g）報告期間末における発行済有価証券総数

受託会社は、（a）受託会社を知る限り、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに（b）ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないことを確認する旨の受託会社により署名された宣誓書を、毎年、CIMAに提出するか、または提出するよう手配しなければなりません。

ファンドは、管理事務代行会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および管理事務代行会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

ファンドは、保管会社の任命について提案された変更を、CIMA、投資者および保管会社以外の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社について提案された変更を、CIMA、投資者およびその他の業務提供会社に、当該変更の少なくとも1か月前に、書面で通知しなければなりません。

日本における開示

（a）監督官庁に対する開示

（ ）金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）等において、これを閲覧することができます。

日本における販売会社は、**交付目論見書**（金融商品取引法（昭和23年法律第25号、その後の改正を含みます。）（以下「**金融商品取引法**」といいます。）の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。）を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、**請求目論見書**（金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。）を交付しなければなりません。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各計算期間終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、これらの書類をEDINET等において閲覧することができます。

（ ）投資信託及び投資法人に関する法律上の開示

管理会社は、受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号、その後の改正を含みます。）（以下「**投信法**」といいます。）に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書（全体版）を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

（b）日本の受益者に対する開示

管理会社は、信託証書を変更しようとする場合であってその変更の内容が重大なものである場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は、日本における販売会社を通じて日本の受益者に通知されます。

交付運用報告書は、日本の知れている受益者に交付され、運用報告書（全体版）は電磁的方法によりファンドの代行協会である大和証券株式会社のホームページにおいて提供されます。

（6）【監督官庁の概要】

トラストは、ミューチュアル・ファンド法に基づく、ミューチュアル・ファンドとして規制されています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法の遵守の確保について監督および執行する権限を有します。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制により、毎年、CIMAに対して一定の事項にかかる報告および監査済財務書類を提出することを義務付けています。

規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社にトラストの財務書類の監査を行わせ、同書類をCIMAが指定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。

CIMAの要求に従わない場合、受託会社は高額の罰金を課されることがあり、CIMAは、裁判所にトラストの清算を請求することができます。

規制された投資信託が、履行期が到来した義務を履行できないかもしくは履行できなくなる可能性がある、投資者もしくは債権者の利益を害する方法で業務を遂行しているもしくは遂行しようとしている、もしくはその業務を自主的に清算している、規制された投資信託がミューチュアル・ファンド・ライセンスの条件に反して業務を遂行しているもしくは遂行しようとしている、または規制された投資信託の監督および管理が適切に

行われていないかもしくは規制された投資信託の管理者がその地位に立つものとして適切でないとCIMAが確信した場合、CIMAは、一定の措置を取ることができます。CIMAの権限には、特に受託会社の交替を要求する権限、適切な業務の遂行につき受託会社に助言を行う者を指名する権限、またはトラストの管理業務を担当する者を指名する権限が含まれます。CIMAは、その他措置の承認を受けるべく裁判所に申請する権限を有するほか、その他の対応策を講じることができます。

2【投資方針】

（１）【投資方針】

投資目的および投資方針

ファンドの投資目的は、米国で発行される政府証券、社債ならびに証券化された確定利付証券および商品に主に投資することにより、高水準のインカム・ゲインを達成し、市場周期全体にわたってトータル・リターンを最大化することです。

ファンドの運用において、投資運用会社は、様々な種類の有価証券（社債および無担保社債、モーゲージ関連証券および資産担保证券、米国の政府証券および政府機関証券ならびに外国政府および企業の米ドル建て有価証券を含みますが、これらに限定されません。）に資産を配分する予定です。

投資運用会社は、投資判断を行う際、セクターの配分、業界の配分および証券の選定に注力します。投資運用会社は、割安と判断される個別の有価証券を発掘するため、ボトムアップ調査を用います。

ファンドによる米国の政府証券および政府機関証券への投資は、米国の十分な信頼と信用により裏付けられているとは限りません。ファンドは、有価証券を活発に売買する可能性があります。

通常の市況下において、投資運用会社は、ファンドの勘定で、ファンドの総資産の80%以上を債券に投資します。債券はすべて購入時点で投資適格債（AAAからBBB-まで）である必要があります。これらは米国で発行された政府証券、社債ならびに証券化された確定利付証券および商品ならびにその他の種類の確定利付商品を含みます。

ファンドの投資目的が達成される、または損失が回避されるという保証は一切ありません。

（２）【投資対象】

前記「（１）投資方針」を参照のこと。

（３）【運用体制】

投資運用会社において、ポートフォリオ・マネージャーは、その戦略に関するチーム・リーダー、グローバル・チーフ・インベストメント・オフィサー（CIO）および資産クラスCIOの監督を受けます。また、当該体制においては、幹部主導により、専門部署を横断するチームワークを促進し、投資プロセスの実施およびリスクマネジメントを改善することが図られています。この体制は、管理会社のエクイティ、デットおよびアセット・アロケーションの各チームの横断的なグローバルな協働を最大化することを目指しています。

CIOは各資産クラスにつき１～２週間毎にポートフォリオ・マネージャーとのグループ・ミーティングを行い、定期的にそれぞれの直属の部下と個別ミーティングを行います。また、主任ポートフォリオ・マネージャーはセクターに特化した議論を行う週次のグループ・ミーティングをCIOと行い、また四半期毎に管理会社のチーフ・エコノミストと投資リスク・定量分析部門のグローバル・ヘッドがそこに参加し、広範な戦略に関する問題を議論します。

加えて、顧客に対する運用会社としての責任を全うすべく、マニユライフ・インベストメント・マネジメントは、マニユライフ・グローバル・ウェルス・アンド・アセット・マネジメント（GWAM）として、投資プロセスの監視を促進するための組織的な体制を整備しています。

（４）【配分方針】

管理会社は、随時、関連する分配日にいずれかのクラスの受益証券に関して管理会社が決定する金額（もしあれば）の分配を行うことを宣言し、受託会社にかかる分配を行わせるよう手配することができます。

現在、管理会社は、クラスA（米ドル建て）受益証券について、半年毎（３月15日および９月15日。ファンド営業日でない場合は翌ファンド営業日）に分配を行う予定です。

分配金は、ファンドの関連する受益証券クラスに帰属するファンドの収益（キャピタル・ゲインを含む場合があります。）から支払うことができ、その後は当該受益証券クラスに帰属する資本から支払うことができます。

通常、分配金は、同一クラスの追加の受益証券に自動的に再投資されます（ただし、関連する受益者が分配の自己の割当分の現金支払いを望む旨を書面により管理会社または受託会社に通ずる場合を除きます。販売会社は、日本において販売された受益証券にかかる分配については現金支払いを望む旨の書面を受託代行会社を通じて受託会社に対して通知します。）。当該追加の受益証券は、再投資日に申込価格で発行されます。

分配は、基本信託証書の規定に従って行われます。投資者は、各受益証券クラスの受益証券に関する分配の支払いが完全に管理会社の裁量によること、各受益証券クラスがそれぞれ異なる分配方針に従うこと、それぞれの分配方針が管理会社の裁量により変更される可能性があること、および各分配日に各受益証券クラスに関して分配が行われるという表明または保証は一切ないことに留意する必要があります。

受託会社または管理会社は、受託会社または管理会社が合理的に指定する期間内に必要なまたは要求される情報および書類（米国内国歳入法およびFATCAを含む適用ある税務上の規則、規制および合意を遵守するために要求される情報または書類を含みますが、これらに限定されません。）を受託会社または管理会社に提供しなかった受益者に対しては、当該受益者に対する分配金から、受託会社または管理会社が適当と定める金額を控除することができます。

（５）【投資制限】

投資制限

ファンドに適用される投資制限は以下のとおりです。

- (a) 購入時にファンドの総資産の25%を超えるような、米国外のいずれか一の国の政府証券への投資を行うことはできません。
- (b) 投資運用会社は、ファンドの勘定で、エクイティ証券（優先株式および普通株式を含みます。）に対するエクスポージャーに投資することはできず、またかかるエクスポージャーの保有もできません。ファンドが債務証券の保有またはその他のコーポレートアクションの結果としてエクイティ証券を間接的に取得した場合、投資運用会社は、実務上可能な限り速やかにかかる投資対象を売却するようファンドの最善の利益のために行います。
- (c) ファンドは、上場投資信託および上場投資証券に投資することはできず、またこれらの保有もできません。
- (d) 投資運用会社は、ファンドのために空売りされるすべての有価証券の時価総額が空売りの直後にファンドの純資産総額を超えることになる場合、ファンドの勘定で有価証券の空売りを行うことはできません。
- (e) 投資運用会社は、流動性が低いとみなされる投資対象（取引所に未上場のまたは容易に換金できない投資対象を含みます。）への投資がファンドの純資産総額の15%を超えることになる場合、ファンドの勘定でかかる投資対象を取得することはできません（ただし、かかる投資対象の合理的な評価手法が英文目論見書（その後の補足を含みます。）に明示的に開示されている場合は除きます。）。
- (f) 投資運用会社は、ファンドの勘定で、ファンドの受益者の利益を害するかまたはファンドの資産の適切な運用に反する取引（管理会社、投資運用会社またはファンドの受益者以外の第三者に利益をもたらすことを意図された取引を含みますが、これに限定されません。）を行うことはできません。
- (g) 投資運用会社は、ファンドの勘定で、管理会社もしくは投資運用会社またはそのいずれかの取締役との間で本人として取引を行うことはできません。
- (h) 投資運用会社は、ファンドのために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に純資産総額の10%を超えることになる場合、ファンドの勘定で金銭の借入れを行うことはできません。ただし、ファンドとその他のミューチュアル・ファンド、投資ファンドまたはその他の種類の集団投資スキームとの合併

等の特別な事情においては、本項で言及される借入れの制限を一時的に超過することができます（ただし、いかなる場合も12か月を超えない期間とします。）。

- (i) ファンドはデリバティブ取引を行うことはできません。
- (j) 投資運用会社により定義される法主体ベースで算出される、一の発行体に対するファンドのエクスポージャー上限は、購入時点でのその純資産総額の5%であり、かつ常にファンドの純資産総額の10%です。また、投資運用会社により定義される法主体ベースで算出される、債券の発行体及び取引相手方としての一の法的主体に対するファンドの総エクスポージャーの上限は、ファンドの純資産総額の10%を超えることはできません。もっとも、この単一発行体制限の決定目的から、米国政府または政府機関のような高度な信用力を有する国の発行するもの、および高度な信用力を有する複数の政府により支援または共有される国際機関により発行される債券は除きます。

投資運用会社は、とりわけ、投資対象の価格の変化、関連するファンドの再建もしくは合併、関連するファンドの資産からの支払または関連するファンドの受益証券の買戻しの結果として当該ファンドに適用あるいずれかの制限に違反しても、直ちに投資対象を売却する必要はありません。ただし、投資運用会社は、関連するファンドの受益者の利益を十分考慮した上で、違反の確認後合理的な期間内に当該ファンドに適用ある制限を遵守するために必要なすべての措置を講じます。

借入制限

上記の制限に従い、投資運用会社は、ファンドの勘定で金銭を借り入れることができます。

ファンドは、資金調達目的または貸借対照表のレバレッジ目的で金銭を借り入れることはできません。

3【投資リスク】

リスク要因

管理会社は、各ファンドの投資目的および投資戦略が有効であると考えていますが、一定の市況においては、受益証券の価値が下落する可能性があることを認識する必要があります。ファンドの投資目的が達成される保証はありません。各ファンドは資本の損失リスクを負っています。ファンドへの投資は、それに伴うリスクを負うことができる投資者にのみ適しています。

投資者は、ファンドへの投資を検討する前に、ファンドへの投資に関連するリスク、投資要件を満たす手段としてのファンドの適性およびファンドに投資すべき金額について、財務、法律、税務および会計のアドバイザーに相談すべきです。投資を予定する者は、ファンドへの投資の利点およびリスクを、投資家としての全体的な財務状況、知識および経験に照らして慎重に評価すべきです。

投資リスク

各ファンドは、異なる投資目的およびリスク特性を有する投資ファンドです。各ファンドは、大幅な市場変動およびすべての投資対象に内在するリスクにさらされており、投資者は、受益証券の価格が上昇することも下落することもあることを認識する必要があります。投資者は、当初投資額を取り戻すことができないことがあります。ファンドへの投資は長期的にリターンを生み出すよう意図されており、短期的な投機には適していません。

ファンドへの投資にはリスクが伴います。これらのリスクには、とりわけ、株式市場、債券市場、外国為替、金利、信用、市場ボラティリティおよび政治リスクならびにこれらのリスクとその他のリスクの組み合わせを含み、またはこれらに関係します。投資者はまた、リスク要因が同時に発生し、または互いに組み合わせたり、結果として受益証券の価値に予測不可能な影響を与える可能性があることにも留意すべきです。リスク要因の組合せが受益証券の価値に及ぼしうる影響については、いかなる保証も行われません。

投資者は、ファンドへの投資が銀行預金ではなく、元本の返済はいかなる預金保険または政府機関によっても補償または保証されないことに留意する必要があります。

債券全般 債券は、発行体が債務の元利金を支払うことができないリスク（信用リスク）を伴うほか、金利感応度、発行体の信用力の市場における認識および一般的な市場流動性等の要因により価格が変動する可能性（市場リスク）があります。

発行体が適時に元利金を支払うことができない場合（またはそれが予想される場合）、当該債券の価値は当該債券に付けられた価格にまで近づくことがあります。特定の債券について流動性のある取引市場がない場合、その債券の公正価格を決定することができないことがあります。

仕組証券に関しては、複雑でない証券よりも変動性が高く、流動性が低く、正確な値付けが困難な場合があります。債務証券の売買取引のタイミングは、債務証券の価値が一般的に実勢金利と反比例で変動するため、資本増価または償却をもたらす可能性があります。

信用格付けおよび無格付証券リスク 格付機関は、転換証券を含む債券の信用度の格付けを付与する私的なサービスです。格付機関により付与される格付けは、信用度の絶対的な基準ではなく、市場リスクを評価するものではありません。証券に付与された格付けは、証券の市場価格のボラティリティまたは証券への投資の流動性の評価を反映するものではありません。ある証券の格付けが購入時の格付けより引き下げられた場合、当該証券は必ずしも換金できるとは限りません。

格付機関は、信用格付けを適時に変更しない可能性があり、発行体の当該時点の財務状況は、格付けが示すものと比べて改善または悪化している可能性があります。投資運用会社は、ある証券の格付けが購入時の格付けより引き下げられた場合に必ずしも当該証券を売却するとは限りません。投資運用会社は、信用格付けのみに依拠せず、発行体の信用度を分析する独自の方法を用いる可能性があります。格付機関が同じ証券に対して異なる格付けを付与する場合、高い方の格付けが適用されます。

投資運用会社は、ファンドの勘定で購入する可能性のある格付けされた証券と同等の質であると判断した場合、（格付機関によって格付けされていない）無格付けの証券を購入することがあります。無格付けの証券は、同等の格付けの証券よりも流動性が低く、投資運用会社が当該証券の相対的な信用格付けを正確に評価することができないリスクを伴う場合があります。ハイ・イールド債の発行体の信用力に関する分析は、より高品質の債券の発行体に関するものよりも複雑であることがあります。投資運用会社がハイ・イールド債または無格付証券に投資する場合、ファンドの投資目的達成の成功は、投資運用会社が高品質の格付けされた証券のみに投資した場合よりも、投資運用会社の信用度分析に大きく依拠する場合があります。

ソブリン債 投資運用会社は、ファンドの勘定で、政府および政府機関が発行した債券に投資することができます。投資運用会社がファンドの勘定で投資することがあるソブリン債の発行体は、対外債務の返済において困難に直面する場合があります。これらの困難は、特に、かかる国に債務の元利金の支払いのリスケジュールリングおよび一定の債務のリストラクチャリングを強いる可能性があります。リスケジュールリングおよびリストラクチャリングの取決めには、新たなもしくは修正された信用契約を交渉することまたは残存元本および未払利息を「ブレイディ債」または類似の商品に転換し、利払いの資金を調達するための新たな信用供与を得ることによる元利金の支払いの削減およびリスケジュールリングが含まれることがあります。

非投資適格証券に関する信用リスク 投資運用会社は、安定した収益創出を追求するために、ファンドの勘定で非投資適格証券に投資することができます。非投資適格証券は、継続的な不確実性に直面し、発行体が適時に元利金を支払うことができないことにつながりうる不利な経営状況、財務状況または経済状況にさらされる場合があります。

ファンドの勘定で保有される特定の証券の低格付けであることは、発行者の財務状況もしくは一般的な経済状況の悪化、もしくはその両方または予期せぬ金利の上昇が、発行者の元利金の支払能力を損なう可能性が高いことを反映しています。かかる証券は、より高いデフォルト・リスクを伴い、投資対象の資本価値に影響を及ぼす可能性があります。

債務不履行リスク 債務を負う発行体は、支払期日到来時に速やかに元利金の支払いを行わないことがあります。このリスクは通常、投資適格未満の債券に関連しますが、これに限りません。その結果、ファンドの価値が下落する可能性があります。

期限前償還リスク 変動金利ローンを含む多くの種類の債券は、期限前償還リスクにさらされます。期限前償還リスクは、証券の発行体が証券の満期前に元本を返済できる場合に生じます。期限前償還リスクにさらされる証券は、発行体の信用度が改善した場合、利益の可能性を小さくし、また損失を生じる場合があります。

証券貸付け、レポ取引およびリバースレポ取引リスク ファンドは、適用される証券法に従って、随時、証券貸付け、レポ取引およびリバースレポ取引を行うことができます。

証券貸付取引において、ファンドは報酬と引き換えに、その証券を借主に貸し出します。レポ取引は、ファンドがある証券をある価格で売却し、後に同一の当事者からより高い価格で買い戻すことに合意した場合に行われます。高い価格と元の価格の差額は、ローンの利払いに類似します。リバースレポ契約は、レポ契約の逆であり、ファンドがある証券をある価格で購入し、より高い価格で同一の当事者に売り戻すことに合意した場合に生じます。証券貸付け、レポ取引、リバースレポ取引には一定のリスクが伴います。例えば、証券貸付取引またはリバースレポ契約の他方当事者が取引を完了することができない場合、ファンドはその証券を保有し続けることになる場合があります。また、証券の価値が下がった場合、ファンドは損失を被る可能性があります。これらの取引のリスクを最小限に抑えるために、証券の借主または買主は、投資運用会社が容認できる、証券の価値またはリバースレポ取引の価値の102%以上に相当する担保を提供する必要があります。証券またはリバースレポ取引および担保の価値は毎日監視され、担保は適切に調整されます。

ファンドは、いかなる時点においても証券貸付けまたはレポ取引およびリバースレポ取引に証券の50%超を付することはできません。証券貸付取引はいつでも終了することができ、すべてのレポ取引は30日以内に完了せねばなりません。

特化リスク ファンドは、特定の産業または世界の一部地域への投資に特化する場合があります。特化により、投資運用会社は特定の経済分野にフォーカスし、選択したセクターおよび企業の双方が成長した場合、利益を増大させることが可能です。ただし、産業または地理的地域に問題が生じた場合、相殺する他のエクスポージャーが相対的に少ないため、ファンドは損害を被ります。ファンドはそれが成長しているか否かにかかわらず、投資目的を遵守して主に産業または地理的地域の証券に投資し続ける必要があります。

金利変動 債券の価値は、金利の変動に基づき変動する可能性があります。通常、金利の上昇局面では、債券の価値は下落する傾向にあります。逆に、金利の低下局面では、債券の価値は上昇する傾向にあります。債券の価値の変動の程度は、債券の満期および発行条件を含む多くの要因に依拠します。

金利の変動は、投資運用会社がファンドの勘定で購入するデリバティブ商品の価値および価格設定にも影響を与えることがあります。

店頭市場リスク 店頭（OTC）市場の取引は一般的に、組織化された取引所で実行する取引よりも政府の規制および監督が行き届いておらず、市場の広さおよび深さの程度が低い傾向があります。さらに、中央決済機構の履行保証等、組織化された取引所の参加者に対して与えられる保護の多くを特定のOTC取引に関して受けられない場合があります。そのため、OTC取引は、直接の取引相手方が取引に基づく義務を履行しないリスクにさらされます。したがって、ファンドがOTC市場の証券を取得する場合、当該証券の流動性が比較的限定されており、価格変動性が高く、取引相手方の債務不履行のリスクが高い傾向により、ファンドが当該証券の公正価格を実現できるという保証はありません。

外国通貨リスク ファンドの投資対象が、関連するファンドの勘定の通貨以外の通貨建てである可能性があり、その場合、ファンドがかかる投資対象から受領する収益または買戻代金は、当該他の通貨で支払われます。この点において、関連するファンドの勘定の通貨とそれ以外の通貨との間の為替レートの変動により、為替リスクが生じます。さらに、外国為替管理が行われている市場においては、かかる市場から本国への資金の送金が困難な場合があります。

一定のファンド資産は、他の一定の通貨に自由に換算できない可能性がある、関連する現地通貨建て証券に投資される場合があります。ファンド資産の価値およびその収益は、米ドルに換算して測定され、通貨価値の下落、為替市場の混乱または通貨換算における遅延および困難により大きく減少するか、または減少しない場合でも為替管理規則、為替レート管理方法の変更もしくは為替レートの変動制限により悪影響を受ける可能性があります。

ファンドに關係する通貨の下落は突然生じる場合があります、投資運用会社の支配が及ぶものではありません。為替エクスポージャーに対するヘッジが行われていない場合があります、その場合、為替リスクは受益者が負います。ファンドは、通貨を売買する先渡し、先物またはオプション契約を締結することにより、為替変動に伴うリスクの軽減を試みますが、ヘッジ手法を有効に使用できない場合があります。ただし、関連する市場の状況を鑑みて適切な商品が開発された場合、ファンドは将来的に為替ヘッジ取引を行うことができます。かかるヘッジ取引は、関連する現地規制当局の許可が必要となる場合があります。

取引相手方リスク ファンドは、契約条件に関する紛争（善意であるかを問いません。）または信用もしくは流動性に関する問題を理由に、取引相手方が取引をその条項および条件に従って決済しないリスクにさらされ、ファンドが損失を被ることになる場合があります。満期までの期間が長く、何らかの出来事が決済を妨げる可能性がある契約の場合、または単独もしくは少数の取引相手方との間で取引が行われた場合に、このよう

な「取引相手方リスク」は大きくなります。受託会社、管理会社および両者それぞれの委託先は、ファンドに関して、特定の取引相手方と取引すること、または取引の一部もしくは全部を単一の取引相手方に集中させることを制限されていません。しかし、受託会社、管理会社および両者それぞれの委託先が任意の数の取引相手方との間で取引を行うことができることにより、取引相手方リスクが排除されるという保証はありません。また、管理会社およびその委託先がそれぞれ、取引相手方の信用性を評価する内部的信用制度を有する場合がありますが、取引相手方の財務力についてのかかる評価が、ファンドが被り得る損失を排除できるという保証はありません。

ファンドは、非上場デリバティブ商品に関して、受託会社、管理会社および両者それぞれの委託先がファンドに関して取引を行う取引相手方の信用リスクの影響を受けることがあります。これは、当該取引相手方には、組織化された取引所で行われる商品を取引する参加者に適用される保護（取引所決済機関の履行保証等）と同様の保護が与えられないためです。非上場デリバティブ取引の取引相手方は、公認取引所ではなく取引に従事する特定の会社または企業であり、よって、受託会社、管理会社または両者それぞれの委託先がファンドに関して取引を行う取引相手方の支払不能、破産または債務不履行の場合には、かかる非上場デリバティブ商品によりファンドに多額の損失が生じる可能性があります。受託会社、管理会社および両者それぞれのファンドに関する委託先は、債務不履行時に、特定のデリバティブ取引に関する契約に基づき、契約上の救済が得られることがあります。ただし、当該救済は、引当可能な担保またはその他の資産が不足する場合には不十分となる可能性があります。

近年、いくつかの大手金融市場参加者（店頭取引および業者間取引の取引相手方を含みます。）が支払期限到来時に契約上の債務を履行することができない、または不履行寸前の状態に陥り、金融市場に見られる不確実性を高めた結果、過去に類を見ないほどの政府介入、信用収縮および流動性収縮、取引および資金調達に関する取決めの早期終了ならびに支払および引渡しの停止および不履行を招いています。このような混乱により、支払能力のあるブライム・ブローカーおよび貸付人であっても、新たな投資への融資またはここ数年において行われていた取引条件と比較してかなり不利な条件での資金提供に対する意欲を失うか、または消極的になりました。受託会社、管理会社または両者それぞれの委託先がファンドに関して取引を行う取引相手方が、債務不履行に陥らず、また、その結果としてファンドが取引による損失を被らないとの保証はありません。

新興市場リスク 一定のファンドについては、投資ポートフォリオの大部分が、一般に新興経済もしくは市場または発展途上経済もしくは市場（場合によってはフロンティア市場）と呼ばれる経済または市場に投資されることがある点に投資者は留意せねばなりません。かかる経済および市場においては、激しい株価変動、低い株式の流動性、政治上の検討事項および為替リスクを含む特別なリスクが、世界の先進経済または主要な株式市場において通常伴うリスクに比べて著しく高い場合があります。

これらの新興経済もしくは市場または発展途上経済もしくは市場の一部においては、ポートフォリオ資産の登記に関連して困難が生じる可能性があります。このような状況において、該当するファンドを受益者とする保有株式の登記が、債務不履行、過失またはその所有権が認められないことにより喪失し、ファンドが損失を被る可能性があります。

また、投資対象の証明が、有効な監督に服していないか、または発行体からの独立が常に保たれていない現地の登記官によって交付される確認書によって行われる場合があります。詐欺、過失または所有権が認められない可能性があり、それらにより投資対象の登記を完全に喪失する場合があります。投資者は、当該ファンドが、上記のような登記問題により生じる損失を被る可能性がある点を認識する必要があります。投資者は、関連するファンドが投資する新興経済もしくは市場または発展途上経済もしくは市場の会社に適用される会計、監査および財務報告基準、ならびに実務および開示要件が、先進経済または市場とは異なる場合があり、また投資者が利用できる情報が少なく、かかる情報が最新ではない可能性について留意する必要があります。

投資制限および送金制限 外国投資事業に影響を与える、ファンドが投資を行う新興経済もしくは市場または発展途上経済もしくは市場の一部における法律および規則は、発展途上であり、予測不能です。特に課税、外国投資および取引ならびに為替規制および管理にかかる法律および規則は比較的新しく、急速に変化する可能性があります。基本的な商法は存在しますが、かかる商法は不明瞭または矛盾があることが多く、様々な解釈が適用され、ファンドの利益に反する形で変更、修正、廃止または置き換えが行われる可能性が常にあります。

このような経済または市場への投資については、多数のライセンス、規制当局の同意、証明書および承認、関連する証券取引センターまたは市場でファンドが証券取引を実施するための証券取引コードの登録、税務当局からの通関証明書の取得が義務付けられている場合があります。特定のライセンス、規制当局の同意、証明書または承認の取得ができないことにより、ファンドの運用に悪影響を及ぼす場合があります、極端な場合には、管理会社がファンドの解散を目的として受益者集会を招集することになる可能性があります。

登記リスク 新興経済もしくは市場または発展途上経済もしくは市場においては、一般的に、ファンドの投資対象の株式登記官を務めることができるサービス・プロバイダーの選択肢は、これらの株式登記官が有効な政府の監督に服していない場合があるため限られており、また、かかる登記官側の債務不履行、詐欺、過失もしくは単なる手落ちにより、ファンドが投資対象の登記を喪失する可能性があります。かかる登記官は、上記の事態の発生に対して保険を付していないことが多く、また、上記事態の結果として影響を受けたファンドを補償する十分な資産を有していない可能性が高いものです。かかる登記官および関連する投資先会社は、かかる損失を賠償する法的義務を負いますが、当該登記官または投資先会社のいずれかが賠償する保証はなく、ファンドがかかる損失により、当該登記官または投資先会社のいずれかに対し請求できる保証もありません。さらに、投資対象のこのような登記官または関連する投資先会社は、当該会社の株主名簿の破損を理由として、ファンドが以前購入した株式について、ファンドを登録された所有者として認めることを意図的に拒否する可能性があります。

投資対象の証明が、現地登記官により交付された確認書により行われることがありますが、かかる現地登記官は有効な監督に服しておらず、発行体からの独立が常に保たれているわけではありません。詐欺、過失または所有権が認められない可能性があり、それらにより、投資対象の登記を完全に喪失する可能性があります。投資者は、該当するファンドが上記の登録に関する問題から生じる損失を被る可能性がある点に留意する必要があります。

保管、清算および決済リスク 保管会社は、現地市場の資産を安全に保管する目的で、かかる市場における副保管者を直接的または間接的に任命することができます。保管会社は、過失、故意の不正行為または詐欺を含む、かかる副保管者の作為または不作為について責任を負います。保管会社が、副保管者の選任において注意および配慮し、副保管者の債務履行について適切な水準の監督および問い合わせを継続的に行った場合であっても、特にファンドが投資を行う一部の新興経済もしくは市場または発展途上経済もしくは市場の運営規則および基準が未発達で、最も進んだ先進経済または市場における基準と異なる場合、ファンドがかかる副保管者の作為または不作為による損失を被らないという保証はありません。

一部の新興経済または市場において適当な保管、清算および決済システムが欠如しているために、かかる経済または市場への投資の一部またはすべてのいずれかが妨げられ、またはかかる投資を行うためにより高度の保管、清算、および決済リスクを受け入れることがファンドに要求される場合があります。証券の譲渡、評価、補償および記録、証券の登録手続、証券の保管ならびに取引の清算を確保するためのシステムの不備から生じるリスクがあります。かかるリスクの発生頻度は、先進経済または先進市場ではそれほど高くありません。

一定の新興経済もしくは市場または発展途上経済もしくは市場において取引を実行するために利用可能な清算および決済システム、ならびに現地の銀行システムおよび通信システムは、先進経済または市場のものよりも大幅に未発達な場合があります。その結果、取引の決済および証券の譲渡の登録について遅延およびその他の重大な問題が生じる場合があります。かかる新興経済もしくは市場または発展途上経済もしくは市場では、現地の郵便システムおよび銀行システムが先進経済または市場と同一の水準を満たさない場合があるため、ファンドが取得した証券に付されたすべての権利が実現されるという保証はありません。銀行電信または郵送された小切手による金利またはその他の配当の支払が、遅延または紛失するリスクがあります。また、発行体の銀行の支払不能に関連した損失が発生するリスクがありますが、これは特に、かかる機関が現地政府により保証されていないことによります。

一定の新興経済もしくは市場または発展途上経済もしくは市場において、清算および決済が証券取引量に追いつけず、かかる取引の実行が困難な時期がありました。かかる経済または市場における清算および決済に関する問題は、ファンドの価額および流動性に影響を及ぼします。清算および決済に関する問題のためにファンドが企図する証券の購入を行えなければ、ファンドが魅力的な投資機会を見逃す可能性が生じます。かかる問題のためにポートフォリオ証券を処理することができなくなると、ポートフォリオ証券の価格がその後下落したためにファンドが損失を被る可能性、または、ファンドが証券を売却する契約を締結した場合は、買手に対し潜在的な債務を負う可能性があります。

さらに、かかる新興経済もしくは市場または発展途上経済もしくは市場では、清算および決済手続が未発達な場合があります。ファンドは、ファンドが取引を行う当事者の信用リスクにさらされ、決済不履行リスクにさらされます。ファンドが投資できる一定の新興経済もしくは市場または発展途上経済もしくは市場の市場慣行では、証券取引の清算および決済に関して、かかるリスクが増大する場合があります。一定の証券市場、特に新興経済または発展途上経済の証券市場では、取引は資金証券同時決済（DVP/RVP）ベースで実行されず、現金の決済日および証券の決済日が異なる場合があります、それにより取引相手方リスクが発生します。

経営破綻の可能性 ファンドの一または複数の投資対象による支払不能その他の経営破綻のため、投資目的を達成するためのファンドのパフォーマンスおよび能力が悪影響を受ける可能性があります。ファンドが投資を行う一部の新興経済もしくは市場または発展途上経済もしくは市場においては、一般に利用可能な資金調達の代替手段が不足しているため、経営破綻リスクが高まります。

流動性リスク ファンドが投資を行う一部の証券市場、特に新興または発展途上経済の証券市場は、比較的小規模であるため、価格変動が激しく、流動性が低い可能性があります。それらの株式市場の規模に関連して、日々の取引量が極めて少なく、慢性的な供給不足のために任意の量の証券を買い付けることが困難な場合

があります。さらに、これらの証券市場の一部は発展の初期段階にあり、プロではない投資者またはトレーダーの活動が市場の流動性に影響を及ぼす可能性があります。

証券の評価 投資者は、ファンドが投資する債券その他の証券が、様々な要因、特に企業活動、マクロ経済要因、投機および市場活動などを参照して時間の経過とともに変更され、増加または減少しうる点を認識する必要があります。比較的未発達な証券市場の上場証券価格は、これまで突発的かつ大きな変動を続けており、これは今後も続く可能性が高いものです。結果として、ファンドの純資産価額が大きく変動する可能性があります。

集中リスク ファンドの投資対象が、特定のニッチな業種に集中すること、または、限られた数の産業を代表する少数の発行体もしくは一つの国に集中することがあります。この種のファンドは、投資を行う経済または市場における不利な状況による価格の変動の影響を受けやすいため、広く分散投資するグローバル・エクイティ・ファンドなど投資対象が幅広いファンドより価格変動が大きい点を、投資者は認識する必要があります。

ファンドに該当する一般的リスク

運用歴の不存在 クラスA（米ドル建て）受益証券は、新規に設定されたものであり、投資者が今後のパフォーマンスを見極める際に基盤とすることのできる運用実績がありません。

流通市場の不存在 受益証券には流通市場が想定されていません。したがって、受益者が自身の受益証券を処分できるのは、後記「第2 管理及び運営、2 買戻し手続等」に定める手続きおよび制限に従った買戻しによる場合のみとなる可能性があります。

決済の不履行 受益証券は、取引日に申し込むことができ、これに関連して発行されます。受益証券の申込者は、後記「第2 管理及び運営」に記載される手続に従って、自身の申込の決済を行うことが求められます。投資者が支払期日に申込金を支払わなかった場合、受託会社または管理会社は、不履行決済の対象である受益証券を取り消すことができます。決済が履行されない場合、受益者が支払う受益証券1口当たり申込価格または受益者が受領する受益証券1口当たり買戻価格の調整は行われず、結果として決済の不履行により受益者が不利な影響を受ける可能性があります。

買戻しの予想される影響 受益者の請求に応じた受益証券の大量の買戻しにより、投資運用会社は、買戻しの資金を賄うために必要な現金を調達するため、本来であれば望ましいとされる時期よりも早期に、および本来取引可能な価格よりも不利な価格で、ファンドの投資対象を清算する必要が生じる可能性があります。

クラスをまたいで負担される債務 ファンドの受益証券は、異なるクラスで発行される場合があります。基本信託証書には、ファンドの債務を複数の受益証券クラスに帰属させる方法が定められています（債務は当該債務が発生した特定の受益証券クラスに帰属します。）。しかしながら、ファンドは、単一の信託として設定されており、いずれかのクラスの受益証券の保有者は、他の受益証券クラスに帰属する資産が当該他の受益証券クラスに関して生じた債務を弁済するのに不足する場合には、自らが保有する受益証券クラスに対応しない当該債務を負担するよう強いられることがあります。したがって、いずれかの受益証券クラスに帰属する債務がかかる特定の受益証券クラスに限定されず、一または複数の受益証券クラスに帰属する資産から弁済する必要が生じるリスクがあります。

予想される補償債務 ファンドの資産は通常、受託会社、管理会社、および場合によってはその他の者と締結された様々な契約に基づき、かかる契約の当事者に対して、それらの者またはそれぞれの関連会社がファンドとの関係に関連して被った債務を補償するために利用されることがあります。

早期償還リスク ファンドは、後記「第2 管理及び運営、3 資産管理等の概要、（5）その他」に記載される通り、基本信託証書に定める状況において償還される場合があります。かかる早期償還においては、受益者は通常、関連するファンドの資産における自身の比例持分を受領する権利を有します。これらの資産の売却、換金、処分または分配時に、ファンドが保有する特定の投資対象の価値が当初の取得原価より減少し、受益者に大きな損失をもたらす場合があります。さらに、早期償還の時点において、ファンドに関する未償却の設立費用が、当該ファンドの勘定に計上される場合もあります。

大量保有投資者リスク ファンドには、ファンドの受益証券を大量に保有する、金融機関等の大量保有投資者が一または複数いる場合があります。例えば金融機関は、ファンドのパフォーマンスに、そのパフォーマンスを連動させた商品にかかる債務をヘッジする目的で、ファンドの受益証券を大量に売買する場合があります。

大量保有投資者が、ファンドへの投資を買い戻すことを決定した場合、ファンドはかかる要請に対応するため、ファンドの投資対象を不利な市場価格で売却せざるを得ない場合があります。また、ファンドが、ポートフォリオの構成の大幅な変更を余儀なくされる場合があります。このような対応の結果、ファンドの純資産総額について大きな価格変動が生じ、ファンドのリターンに悪影響を及ぼす場合があります。

法令および規制上のリスク

政治および経済リスク ファンドが投資できる経済または市場における政府方針または法令の変更は、当該市場の政治的または経済的安定性に不利な影響を与えることがあります。

法的リスク ファンドが投資を行う新興経済もしくは市場または発展途上経済もしくは市場の一部の経済は、米国およびヨーロッパ等、他の地域の経済に比べ大幅に発達が遅れています。かかる経済または市場に影響を及ぼす法律および規制機構は、相対的に発展の初期段階にあり、米国およびヨーロッパ等の法律および規制機構ほど確立されていません。これらの経済または市場の現地の証券法および規則は未だ発展段階にあり、それほど簡明に作成されておらず、解釈に左右されます。外国の当事者が関与する証券関連の紛争の場合、（適用ある国際条約に別段の規定がない限り、）現地の法律が適用されます。現地の裁判制度は、先進経済または先進市場における裁判制度ほど透明性が高くなく、効率的ではありません。また、現地の法的手続きを通じて効率的な権利の執行を得られる保証はなく、一般的に外国の裁判所の判決は認められません。

規制上のリスク ファンドの投資は、規制上のリスク、例えば、新たな法律の導入、為替管理（または追加の管理もしくは規制）の実行、個々の会社による制限条項の採用、または非居住者が（個人または集団で）特定の会社、業種もしくは国におけるファンドの保有制限に到達した場合のリスクにさらされます。ファンドは、運用を行う法域の証券法および租税法を含む様々な法律上の要件を遵守しなければなりません。ファンドが存続している間にこれらの法律が変更された場合、ファンドおよび受益者が従う法律上の要件は、現行の要件とは著しく異なる場合があります。

ファンドが投資を行う多くの新興経済もしくは市場または発展途上経済もしくは市場の証券発行市場および証券流通市場への外国投資は、未だに初期の段階です。これらの経済または市場の現行の証券法の多くは曖昧であり、ポートフォリオ投資よりも外国人による直接投資を規制するために発展してきました。外国人投資家による発行市場投資および流通市場投資に関する証券市場法および規制環境は、発展の初期段階にあり、未だに試行されていません。証券発行市場および証券流通市場の規制上の枠組みは、世界の主要な証券市場の多く

に比べて未だに発展段階にあり、したがって、かかる証券発行市場および証券流通市場の活動の規制上の監視水準が低い場合があります。

将来の規則変更は予測不可能であること 証券市場およびデリバティブ市場には包括的な法律、規制および証拠金要件が適用されます。さらに、証券取引所は、市場の緊急事態、例えば投機的ポジション制限の適時的実施、証拠金の引上げ、値幅制限の設定、取引停止などの事態に際して、特別措置を講じる権限を有します。証券およびデリバティブの規制は急速に進展しつつある法律分野であり、政府および司法機関の措置によって変更される場合があります。将来の規制の変更がファンドに及ぼす影響は予測が不可能ですが、重大かつ不利な影響となることがあります。

一般的税務リスク ファンドが投資を行う新興経済もしくは市場または発展途上経済もしくは市場の一部に関し、証券（上場されているか否かを問いません。）投資に関する様々な税務上の問題が生じる場合があります、それらの問題は管轄の政府当局または税務当局による説明を必要とする場合があります。

米国における税務リスク（FATCAを含む） FATCAに関連してファンドに該当し得る税務上の影響の一部については、後記「4 手数料等及び税金、（5）課税上の取扱い」に記載される概説を参照のこと。

金融取引税に関するリスク 2011年9月、欧州委員会（以下「委員会」といいます。）は、金融取引税の共通システム（以下「EU金融取引税」といいます。）に関する案を提示しました。この提案について活発な討論が行われましたが、27加盟国による全会一致には至りませんでした。特定の加盟国（以下「参加加盟国」といいます。）は、委員会の提案の原案に基づき、EU金融取引税について強化された協力を要請しました。委員会は、上記の要請を決議し、かかる決議は2013年1月22日、EU財務相理事会の会議において承認を得ました。2月14日、指令案が公表され、かかる指令案においては、2014年1月1日を発効日として、(i)少なくとも取引の当事者の一方が参加加盟国の領域で設立され、(ii)参加加盟国の領域に設立された金融機関が当該取引の当事者である場合、参加加盟国はEU金融取引税をすべての金融取引に課することが可能となります。発行市場取引は指令案の対象範囲から除外されていますが、指令案は概して広範であるため、参加加盟国以外で運営される金融機関によって完結される流通市場での取引も、影響を受ける可能性があります。指令案において、参加加盟国の法律に基づき実施される金融取引税が受益者に課される旨は規定されていないものの、新たな税務負担が、個々の受益者に商業的に移転される可能性は排除できません。指令案が最終的に適用されるか否か、および参加加盟国において要求される施行法が1月1日またはそれ以降に発効されるか否かについては、現時点では不透明です。

日本における投資家に関するリスク

為替変動リスク ファンドは米ドル建てであるため、米ドル貨から投資する場合には、ファンドに対する為替変動のリスクはありません。しかし、円貨から投資し、円貨にて米ドル建て資産を評価する場合には、為替変動の影響を直接受けます。したがって、円高局面では、円貨で評価した資産価値が大きく減少する可能性があります。この場合、円貨で評価したファンドの純資産価額が下落するおそれがあります。また、ファンドが米ドル以外の通貨建て資産への投資を行う場合、当該通貨で評価した資産価値が米ドルに対して下落するおそれがあります。

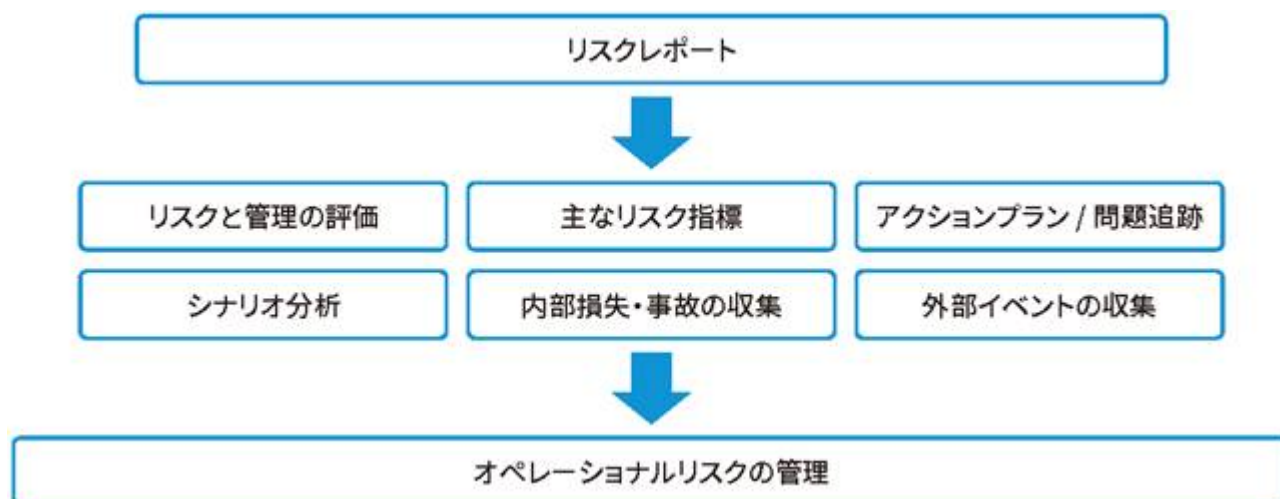
リスクに対する管理体制

管理会社は、マニユライフ・グループのグローバル・ウェルス・アンド・アセット・マネジメント（GWAM）に属します。GWAMの企業リスクマネジメント部門は、チーフ・リスク・オフィサーの指揮下にあり、管理会社全体のグローバル・リスク・イニシアチブとリスク管理の実務を監督します。企業リスクマネジメント部門およびチーフ・リスク・オフィサーの役割は、組織の全段階にわたってリスク感知のカルチャーを育成し、管理会社の企業リスク管理枠組みを確立し維持することにあります。この役割は以下を含みます。

- ・管理会社の主なリスクの把握、評価、測定、監視および報告の過程の確立
- ・リスク測定およびリスク監視プログラムおよびプラクティスの発展および強化を主導すること、組織全体のリスク教育を標榜すること
- ・管理会社のリスク選好、各ビジネスが継続的にそのリスク・マネジメント・プロセスを運用しベスト・プラクティスへと管理していくことと並んでビジネス戦略を確実なものとする

マニユライフのGWAMセグメントにおけるリスク管理は、専門のチーフ・リスク・オフィサーによる監視を伴うグローバルなリスク・ポリシーおよび手続きの構築を維持しています。GWAMのチーフ・リスク・オフィサーは、マニユライフ・グループのチーフ・リスク・オフィサーとGWAMのヘッ드의双方の指揮監督に服します。

GWAMセグメントは、事業に固有のリスクを適切に把握、監視、報告および緩和するため、組織の様々な段階における監督を実効化するためのガバナンス体制を構築しています。リスクを管理監督する目的を達するため、GWAM内部の各事業は、自社に関する潜在的および既存リスクを事業単位で認識するため、リスク・ガバナンス・フォーラムを組織しています。

オペレーショナルリスクについての枠組み[次へ](#)

リスクに関する参考情報

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格・年間騰落率の推移

2016年5月～2021年4月の5年間におけるファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格（毎月末時点）と、年間騰落率（毎月末時点）の推移を示したものです。クラスA（米ドル建て）は、2020年9月25日に運用を開始したため、2020年9月24日以前の分配金再投資1口当たり純資産価格および2021年8月以前の年間騰落率の推移は算出されません。

[クラスA（米ドル建て）]



ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

左のグラフと同じ期間における年間騰落率（毎月末時点）の平均と振れ幅を、ファンドと他の代表的な資産クラスとの間で比較したものです。クラスA（米ドル建て）については2020年9月25日に運用を開始したため、年間騰落率は算出されません。



出所：管理会社、Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基に森・濱田松本法律事務所が作成

分配金再投資1口当たり純資産価格は、税引前の分配金を分配時にファンドへ再投資したとみなして算出したものです。

ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における分配金再投資1口当たり純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。

代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。

ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

ファンドの分配金再投資1口当たり純資産価格および年間騰落率は、実際の1口当たり純資産価格およびそれに基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

<各資産クラスの指数>

- 日本株・・・TOPIX（配当込み）
- 先進国株・・・FTSE先進国株価指数（除く日本、円ベース）
- 新興国株・・・S&P新興国総合指数
- 日本国債・・・BBGバークレイズE1年超日本国債指数
- 先進国債・・・FTSE世界国債指数（除く日本、円ベース）
- 新興国債・・・FTSE新興国市場国債指数（円ベース）

（注1）S&P新興国総合指数は、Bloomberg L.P.で円換算しています。

（注２）2021年８月24日付で、ＢＢＧバークレイズＥ１年超日本国債指数は、ブルームバーグＥ１年超日本国債指数に名称を変更します。

ＴＯＰＩＸ（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（株東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、(株)東京証券取引所が有しています。なお、ファンドは、(株)東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、(株)東京証券取引所は、ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。ＦＴＳＥ先進国株価指数（除く日本、円ベース）、ＦＴＳＥ世界国債指数（除く日本、円ベース）およびＦＴＳＥ新興国市場国債指数（円ベース）に関するすべての権利は、London Stock Exchange Group plcまたはそのいずれかのグループ企業に帰属します。各指数は、FTSE International Limited、FTSE Fixed Income LLCまたはそれらの関連会社等によって計算されています。London Stock Exchange Group plcおよびそのグループ企業は、指数の使用、依存または誤謬から生じるいかなる負債について、何人に対しても一切の責任を負いません。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

海外における申込手数料

該当事項はありません。

日本国内における申込手数料

1口当たり販売価格に1.0%（税抜）（税込み1.10%）を上限として加算されます。

（２）【買戻し手数料】

海外における買戻手数料

該当事項はありません。

日本国内における買戻手数料

該当事項はありません。

（３）【管理報酬等】

（a）管理会社報酬

管理会社は、受益証券に帰属するファンドの資産から報酬を受領する権利を有します。当該報酬は毎日に発生し、月毎に後払いされます。現在の料率は純資産総額の0.25%であり、下記の表のとおり、管理会社はここから0.08%を受領し、残りの0.17%は投資運用会社に支払います。

管理会社報酬は、ファンドに対する管理業務の対価として支払われます。

（b）受託会社および受託代行会社報酬

受託会社および受託代行会社は、受益証券に帰属するファンドの資産から、毎日に発生し、月毎に後払いされる純資産総額の年率0.1%を上限とする報酬に立替費用（副保管手数料を含みます）および取引費用を加算した報酬を受け取る権利を有します。

当該報酬には、受託会社に支払われる受託報酬（年間12,000米ドル）、受託代行会社に支払われる管理事務代行報酬（純資産総額の0.05%を上限とします。ただし、最低金額が設定されています。）、保管報酬、純資産価格算出費用等が含まれますが、運用状況等により変動するため、事前に料率を示すことができません。

受託会社および受託代行会社報酬は、ファンドの購入・買戻し等の受付、信託財産の評価、純資産総額の計算、会計書類作成およびこれらに付随する業務の対価として支払われます。

（c）投資運用会社報酬

投資運用会社は、投資運用契約に基づき管理会社から報酬の支払いを受けます。当該報酬は、年率0.17%であり、毎日に発生し、月毎に米ドルで後払いされます。

投資運用会社報酬は、ファンドの信託財産の運用業務の対価として支払われます。

（d）管理会社代行サービス会社報酬

管理会社代行サービス会社は、受益証券に帰属するファンドの資産から、純資産総額の年率0.33%を上限とする報酬を受領する権利を有します。当該報酬は毎日に発生し、月毎に後払いされます。

当該報酬は、米国10年国債の利回りに連動しています。米国10年国債の利回りは、毎年2回、3月末および9月末に参照され、各報酬は下記表記載のとおりです。報酬についての変更は、4月21日および10月21日（もし当該日がファンド営業日でない場合には次のファンド営業日または管理会社が決定する他の日）に有効となります。

管理会社代行サービス会社報酬は、日本における公募に関する、受益証券販売・買戻契約および代行協会員契約に基づく管理会社の義務の履行の連絡ならびに補助およびそれに付随する業務の対価として支払われます。

（e）代行協会員報酬

代行協会員は、受益証券に帰属するファンドの資産から、純資産総額の年率0.1%の報酬を受領する権利を有します。当該報酬は日毎に発生し、月毎に後払いされます。

代行協会員報酬は、代行協会員としての活動、受益証券1口当たり純資産価格の公表およびこれらに付随する業務の対価として支払われます。

（f）販売会社報酬

日本における販売会社は、受益証券に帰属するファンドの資産から、純資産総額の年率0.45%を上限とする報酬を受領する権利を有します。当該報酬は日毎に発生し、月毎に後払いされます。

当該報酬は、米国10年国債の利回りに連動しています。米国10年国債の利回りは、毎年2回、3月末および9月末に参照され、各報酬は下記表記載のとおりです。報酬についての変更は、4月21日および10月21日（もし当該日がファンド営業日でない場合には次のファンド営業日または管理会社が決定する他の日）に有効となります。

販売会社報酬は、受益証券の販売業務、購入・買戻しの取扱業務、運用報告書の交付等購入後の情報提供業務およびこれらに付随する業務の対価として支払われます。

（4）【その他の手数料等】

その他の手数料および費用

ファンドは、以下を含む基本信託証書に定める経費および費用を負担します。

- （a） ファンドおよびトラストの設立もしくは登録または存続に関連して受託会社または管理会社が負担するすべての手数料、費用および経費
- （b） ファンドに提供されたサービスにかかるすべての弁護士、監査人、会計士および税理士の報酬ならびにその他すべての専門家およびその他の費用
- （c） 受託会社および管理会社とファンドの受益者および第三者の関係（ファンドの受益証券の譲渡の登録ならびに受益者に対する通達および通知を含むが、これらに限定されない。）に起因するすべての費用および経費
- （d） ファンドの年次財務諸表および半期その他の未監査財務諸表もしくは報告書ならびにそれに添付される報告または書類ならびにその他受託会社または管理会社からファンドの受益者に対する連絡の作成、印刷および郵送またはその他発送時にまたこれに付随して発生するすべての費用
- （e） ファンドの受益証券の公募に関する関連する英文目論見書もしくは関連するその補足またはファンドに関する情報を投資予定者に提供する説明書もしくは類似の書類の作成、印刷および翻訳時に発生する費用
- （f） ファンドの純資産総額の計算およびその詳細の提供にかかる費用
- （g） ファンドの受益者集会の招集および開催時に発生するすべての費用
- （h） 目的を問わず（当該ファンドを設定し、設立する目的または当該ファンドが本証書の締結日後に発効する関連する法令を遵守することを確保する目的を含む。）、トラストおよびファンドに関する補足証書、契約またはその他の書類の作成時に、またはファンドの投資対象の所有権に関する書類の保護預りに関連して発生するすべての費用
- （i） ファンドによってまたはこれを代理して行われる預金またはローンに関するまたはこれに付随するあらゆる種類のすべての費用

- (j) ファンドの投資対象の取得もしくは換金または信託証書に関して支払われるべき印紙税およびその他の税、税金、政府手数料、仲介料、譲渡手数料、登録料ならびにその他の手数料
- (k) ファンドによってまたはこれを代理して行われるすべての借入れに対する利息ならびにその手配にかつそれに起因する手数料および費用
- (l) いずれかの法域においてファンドが政府もしくはその他官庁または政府もしくは官庁の機関に支払うべきすべての税金および会社費用
- (m) 宣伝および広告費用（もしあれば）
- (n) 郵便、電話およびファクシミリの費用ならびにその他すべての運営費
- (o) 受託会社または管理会社がファンドの運営、管理または促進に関連して任命されるいずれかのサービス提供会社（投資運用者、投資顧問、管理事務代行者、保管会社または販売会社を含むが、これらに限定されない。）に支払う義務を負うすべての手数料、費用または経費
- (p) ファンドの投資対象の取得、保有または処分に関連して発生する債務、費用および経費
- (q) ファンドの通常業務および運営に関連して発生する債務、費用および経費
- (r) ファンドの信託財産の清算時にもしくはこれに関連して、またはその他ファンドおよびトラストの解約もしくは登録抹消時に発生する債務、手数料、費用および経費
- (s) 基本信託証書に基づくそれぞれの職務に関連して受託会社または管理会社がファンドのために負担する立替費用または現金支払費用
- (t) ファンドを参照して指定されるファンドに関して支払われる報酬、経費または費用および当該ファンドの管理、運営および保管に関して適切に負担された、支払うべきもしくは発生しうるまたは信託証書に定めるその他すべての公租公課、報酬、経費または費用

設立費用

ファンドおよびクラス A 受益証券の設立に伴う費用および手数料は、各々約15,000米ドルおよび4,000米ドルでした。これらの費用は、管理会社また承認された代理人が他の方法の採用を決定しない限り、英文目論見書記載の比率のトラストの設立費用とともに、ファンドの当初募集期間の終了時からファンドの5会計年度の終期までの間に償却されます。

報酬および費用の概要

純資産総額に対して年率0.85～1.13%、および受託会社報酬（/受託代行会社報酬を含みます）、その他の費用がファンドの資産より控除されます。

米国10年国債の利回り		1%未満	1%以上 2%未満	2%以上 3%未満	3%以上 4%未満	4%以上
報酬率		0.85%	0.92%	0.99%	1.06%	1.13%
内訳	管理会社報酬	0.08%				0.08%
	投資運用会社報酬	0.17%				0.17%
	管理会社代行サービス 会社報酬(注)	0.25%	0.27%	0.29%	0.31%	0.33%
	代行協会員報酬	0.10%				0.10%
	販売報酬(注)	0.25%	0.30%	0.35%	0.40%	0.45%

（注）管理会社代行サービス会社報酬と販売報酬についての変更は、4月21日および10月21日（もし当該日がファンド営業日でない場合には次のファンド営業日または管理会社が決定する他の日）に有効となります。

日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。

日本の法人受益者が支払を受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払を受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（2038年1月1日以後は15%の税率となります。）。

日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合（他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。）は、上場株式等にかかる譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（2038年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。

譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。

日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、と同様の取扱いとなります。

日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドは、税法上、公募外国公社債投資信託として取り扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

（B）ケイマン諸島

投資者は、投資者が対象となる法域の関連法において受益証券の取得、保有、買戻しのための提供、譲渡または売却がもたらす影響（税務上および規制上の影響ならびに為替管理要件を含みます。）について、自身の専門アドバイザーに相談する必要があります。これらの影響（投資者に対する免税の適用性およびその価値を含みます。）は、投資者が市民権を有する、居住する、住所を有する、または設立された国の法律および実務によって異なります。

ケイマン諸島の税制

ケイマン諸島の税制に関する以下の記述は、管理会社が受領した、英文目論見書の日付現在ケイマン諸島において効力を有する法律および実務に関する助言に基づいています。投資者は、課税の水準および課税の基礎は変更される可能性があること、ならびに免税の価値は納税者の個々の状況に基づいて異なることを認識すべきです。

ケイマン諸島の政府は、現行法上、トラスト、ファンドまたは受益者に対して、いかなる所得税、法人税またはキャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税も課しません。ケイマン諸島は、トラストに関するあらゆる支払いに適用される二重課税防止条約をいかなる国とも締結していません。ケイマン諸島においては、為替管理は行われていません。

管理会社は、ケイマン諸島の信託法（改正済）第81条に従い、ケイマン諸島財務長官からの保証書を受領しており、トラストの設立日から50年の間、ケイマン諸島で今後制定される、所得、資本性資産、キャピタ

ル・ゲインもしくは資本増加に対する税金もしくは関税、または遺産税もしくは相続税と同種の税の課税根拠となる法律のいずれも、トラストを構成する財産もしくはトラストから生じる収益に対してまたはかかる財産もしくは収益にかかる受託会社もしくは受益者に対して適用されません。ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに対し印紙税は課されません。

トラストはケイマン諸島において課税対象ではありませんが、投資対象からの収益またはキャピタル・ゲインに関して、他の国において源泉徴収税を負担する場合があります。

受益者が従わなければならない法律の法域が複数あることから、受益者が住所を有するもしくは居住するその他の法域における受益証券の取得、保有または処分に関する現地の税務上の潜在的影響について英文目論見書において概要を述べることはしません。受益者は、自身が市民権を有する、居住する、もしくは住所を有する国の法律において、受益証券の申込み、保有または買戻しがもたらす潜在的課税、為替管理その他の影響について、自身の専門アドバイザーに相談すべきです。

外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）

一般に外国口座税務コンプライアンス法（FATCA）と呼ばれる規定を含む、米国雇用促進対策法（以下「雇用法」といいます。）が2010年3月、署名され成立しました。概説すると、FATCAの規定の施行規則により、「外国金融機関」（以下「FFI」といいます。）は、米国における脱税の防止策として、米国外に口座を保有する米国人に関する一定の情報を米国歳入庁（以下「IRS」といいます。）に対して報告するよう義務付けられます。また、FATCAの規定により、通常、米国を源泉とする一定の支払い（配当および米国源泉の利息または配当収入を創出する財産の売却その他の処分による手取金総額を含みます。）について、かかる支払いがFATCAの規定を遵守しない法主体に対して行われる場合、30%の源泉徴収税が課されます。将来設定される規則により、本来であれば米国を源泉とする収益に帰属する支払（「外国パススルー支払」としても知られています。）に対して、米国財務省の将来の規則で規定される範囲において30%の源泉徴収が適用される可能性があります。2017年1月1日より前に適用されることはありません。FATCAの規定を施行する一定の規則は、2014年7月1日以降有効となっています。

FATCAの規定の基本的用語によれば、現在のところ、トラストおよび各ファンドは「金融機関」に含まれると考えられるため、受託会社または管理会社はFATCAを遵守するため、全受益者に対し米国または米国外における各受益者の地位の証拠書面の提供を必須としています。

管理会社がこれまで受けた法律上および税務上の助言に基づき、受益者をFATCAの源泉徴収の影響から保護するため、管理会社はFATCAの要件を遵守することを企図しています。そのため、管理会社もしくは受託会社もしくはファンドの販売会社または管理会社もしくは受託会社により正式に指名されたその他の法主体は、FATCAに基づき要求される情報（受益者の保有もしくは投資リターンに関する情報を含みます。）を、法律上認められる限りにおいて収集し、保管し、利用し、取り扱い、IRSまたはその他の関係政府当局もしくは規制当局に開示し、報告するよう要求される場合があります。また、かかる受益者がFATCAに基づき要求される情報および文書を提供しない場合、FATCAを遵守していない金融機関である場合、またはFATCAの規定および規則において定められるその他の分類に該当する場合を含む特定の状況において、管理会社は、かかる受益者に保有される受益証券について、管理会社の行為が誠実なものであり、合理的な根拠に基づいており、かつ適用ある法律および規則で認められていることを条件として、強制的に買い戻す、またはかかる受益者に対する支払いを差し控える場合があります。FATCAの遵守の結果、トラストおよびファンドの管理事務代行経費が増加する可能性があります。

管理会社はFATCAに基づき管理会社に課せられた義務を充足することを十分に企図しています。義務の充足ができないという想定しがたい事態が生じた場合、何らかの源泉徴収税の賦課により、米国を源泉とする収益に大きなエクスポージャーを有する関連するファンドが重大な損失を被る可能性があります。

５【運用状況】

（１）【投資状況】

資産別および地域別の投資状況

本表は、ファンドの全クラスの資産を合計して表示したものです。

（2021年4月末日現在）

資産の種類	国名／地域名	時価合計 米ドル	投資比率 (%)
変動利付債	アメリカ合衆国	74,923,024	45.14
	カナダ	772,767	0.47
	日本	423,733	0.26
	イギリス	413,904	0.25
	ケイマン諸島	387,000	0.23
	ペルー	274,801	0.17
	オーストラリア	237,098	0.14
	パナマ	209,250	0.13
債券	アメリカ合衆国	42,205,589	25.43
	イギリス	908,680	0.55
	アイルランド	886,651	0.53
	オランダ	884,437	0.53
	オーストラリア	878,288	0.53
	フランス	875,901	0.53
	バミューダ	787,615	0.47
	ノルウェー	753,147	0.45
	スペイン	511,978	0.31
	メキシコ	490,656	0.30
	カタール	469,051	0.28
	カナダ	416,631	0.25
	サウジアラビア	229,008	0.14
	チリ	205,799	0.12
	アラブ首長国連邦	200,250	0.12
	インド	187,604	0.11
国債	アメリカ合衆国	35,633,166	21.47
小 計		164,166,028	98.91
現金その他の資産（負債控除後）		1,811,432	1.09
合計 (純資産総額)		165,977,460 (約18,080百万円)	100.00

（注）投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

（２）【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

本表は、ファンドの全クラスの投資有価証券のうち、上位30銘柄を表示したものです。

（2021年４月末日現在）

順位	銘柄	発行国 (発行地)	種類	利率 (%)	償還日	数量	(米ドル)				投資 比率 (%)
							取得価格		時価		
							単価	合計	単価	合計	
1	US TREASURY .75% 31/03/2026	アメリカ 合衆国	国債	0.750	2026年 3 月31日	10,984,000	0.99	10,920,325	1.00	10,942,673	6.59
2	US TREASURY .25% 15/03/2024	アメリカ 合衆国	国債	0.250	2024年 3 月15日	6,660,000	1.00	6,651,306	1.00	6,649,502	4.01
3	US TREASURY N/B 2.5% 15/02/2045	アメリカ 合衆国	国債	2.500	2045年 2 月15日	6,127,000	1.14	6,960,136	1.04	6,401,781	3.86
4	US TREASURY 1.25% 31/03/2028	アメリカ 合衆国	国債	1.250	2028年 3 月31日	5,228,000	1.00	5,220,596	1.00	5,214,156	3.14
5	FNMA 30YR SEP FWD FRN 25/03/2043	アメリカ 合衆国	変動利 付債	2.410	2043年 3 月25日	4,655,000	1.03	4,789,559	1.04	4,830,654	2.91
6	US TREASURY 1.125% 15/02/2031	アメリカ 合衆国	国債	1.125	2031年 2 月15日	4,716,000	0.96	4,514,804	0.96	4,504,609	2.71
7	FREDDIE MAC POOL FRN 01/10/2050	アメリカ 合衆国	変動利 付債	2.510	2050年10月 1 日	3,900,000	1.01	3,941,909	1.00	3,885,765	2.34
8	FANNIE MAE POOL FRN 01/12/2050	アメリカ 合衆国	変動利 付債	2.440	2050年12月 1 日	3,100,000	1.04	3,221,740	1.02	3,171,667	1.91
9	FANNIE MAE POOL FRN 01/04/2051	アメリカ 合衆国	変動利 付債	2.370	2051年 4 月 1 日	2,789,000	1.03	2,881,253	1.05	2,936,549	1.77
10	FANNIE MAE POOL FRN 01/11/2050	アメリカ 合衆国	変動利 付債	2.470	2050年11月 1 日	2,785,000	1.01	2,809,672	1.01	2,822,298	1.70
11	FANNIE MAE POOL FRN 01/03/2051	アメリカ 合衆国	変動利 付債	1.970	2051年 3 月 1 日	1,601,000	1.00	1,601,178	1.01	1,621,552	0.98
12	US TREASURY 1.625% 15/11/2050	アメリカ 合衆国	国債	1.625	2050年11月15日	1,692,000	0.85	1,445,120	0.86	1,448,740	0.87
13	FANNIE MAE POOL FRN 01/10/2050	アメリカ 合衆国	変動利 付債	2.020	2050年10月 1 日	1,345,000	1.02	1,371,602	0.99	1,331,935	0.80
14	FANNIE MAE POOL FRN 01/12/2049	アメリカ 合衆国	変動利 付債	3.790	2049年12月 1 日	1,350,000	0.80	1,081,284	0.79	1,069,587	0.64
15	FORD CREDIT AUTO OWNER TRUST 2021-A SER A CL A4 FRN 15/09/2026	アメリカ 合衆国	変動利 付債	0.490	2026年 9 月15日	933,000	1.00	932,952	1.00	929,117	0.56
16	FREDDIE MAC GOLD POOL FRN 01/04/2045	アメリカ 合衆国	変動利 付債	9.770	2045年 4 月 1 日	2,580,000	0.35	908,111	0.36	924,384	0.56
17	FANNIE MAE POOL FRN 01/04/2050	アメリカ 合衆国	変動利 付債	3.250	2050年 4 月 1 日	1,000,000	0.93	928,299	0.92	922,622	0.56
18	FANNIE MAE POOL FRN 01/12/2050	アメリカ 合衆国	変動利 付債	2.020	2050年12月 1 日	925,000	1.02	940,887	0.99	916,259	0.55
19	FREDDIE MAC POOL FRN 01/05/2050	アメリカ 合衆国	変動利 付債	2.640	2050年 5 月 1 日	950,000	0.97	918,207	0.95	898,960	0.54
20	FORD CREDIT AUTO OWNER TRUST 2018- REV1 SER 1 CL A FRN 15/07/2031	アメリカ 合衆国	変動利 付債	2.940	2031年 7 月15日	776,000	1.09	849,347	1.08	841,568	0.51
21	FREDDIE MAC POOL FRN 01/02/2050	アメリカ 合衆国	変動利 付債	3.810	2050年 2 月 1 日	1,000,000	0.79	794,276	0.79	786,546	0.47

順位	銘柄	発行国 (発行地)	種類	利率 (%)	償還日	数量	(米ドル)				投資 比率 (%)
							取得価格		時価		
							単価	合計	単価	合計	
22	ABBVIE INC (REG) 3.2% 21/11/2029	アメリカ 合衆国	債券	3.200	2029年11月21日	714,000	1.09	780,168	1.08	768,285	0.46
23	COMCAST CORP (REG) 4.15% 15/10/2028	アメリカ 合衆国	債券	4.150	2028年10月15日	622,000	1.19	742,579	1.15	716,564	0.43
24	DLLAA 2021-1 LLC SER 1A CL A3 FRN 17/04/2026	アメリカ 合衆国	変動利 付債	0.670	2026年 4 月17日	691,000	1.00	690,900	1.00	693,389	0.42
25	BROADCOM INC (REG) 4.75% 15/04/2029	アメリカ 合衆国	債券	4.750	2029年 4 月15日	586,000	1.18	688,792	1.14	667,521	0.40
26	FREDDIE MAC POOL FRN 01/08/2050	アメリカ 合衆国	変動利 付債	2.600	2050年 8 月 1 日	685,000	0.99	678,109	0.96	659,246	0.40
27	CARMAX AUTO OWNER TRUST 2020-4 SER 4 CL A3 FRN 15/08/2025	アメリカ 合衆国	変動利 付債	0.500	2025年 8 月15日	515,000	1.00	517,012	1.00	515,502	0.31
28	FANNIE MAE POOL FRN 01/11/2050	アメリカ 合衆国	変動利 付債	2.000	2050年11月 1 日	500,000	1.02	508,603	1.00	500,901	0.30
29	FORD CREDIT FLOORPLAN MASTER OWNER TRUST A SER 2 CL A FRN 15/04/2026	アメリカ 合衆国	変動利 付債	2.860	2026年 4 月15日	461,000	1.07	492,248	1.07	493,785	0.30
30	GOLDMAN SACHS GROUP INC VAR 22/04/2032	アメリカ 合衆国	変動利 付債	2.600	2032年 4 月22日	489,000	1.00	489,000	1.01	492,033	0.30

【投資不動産物件】

該当事項はありません。（2021年4月末日現在）

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。（2021年4月末日現在）

（３）【運用実績】

クラスＡ（米ドル建て）受益証券は、2020年９月25日に海外において当初募集が行われ、運用が開始されました。

【純資産の推移】

2021年４月末日および同日前１年以内における各月末ならびに下記会計年度末の純資産の推移は次の通りです。

<クラスＡ（米ドル建て）>

	純資産総額		１口当たり純資産価格	
	米ドル	千円	米ドル	円
第１会計年度 （2018年12月31日）	-	-	-	-
第２会計年度 （2019年12月31日）	-	-	-	-
第３会計年度 （2020年12月31日）	71,177,650	7,753,381	100.58	10,956
2020年５月末日	-	-	-	-
６月末日	-	-	-	-
７月末日	-	-	-	-
８月末日	-	-	-	-
９月末日	1,869,299	203,623	99.94	10,886
10月末日	32,342,957	3,523,118	99.15	10,800
11月末日	45,576,366	4,964,634	100.27	10,922
12月末日	71,177,650	7,753,381	100.58	10,956
2021年１月末日	92,124,053	10,035,073	99.89	10,881
２月末日	108,212,075	11,787,541	98.25	10,702
３月末日	122,546,632	13,349,005	96.63	10,526
４月末日	125,592,920	13,680,837	97.44	10,614

（注）クラスＡ（米ドル建て）受益証券は、ファンドの第３会計年度中に設定されたクラスのため、当該情報は第３会計年度からとなります。

（参考情報）

純資産総額及び1口当たり純資産価格の推移(2021年4月末日現在)

【クラスA(米ドル建て)】



【分配の推移】

<クラスA（米ドル建て）>

	1口当たりの支払分配金	
	米ドル	円
第3会計年度 (2020年1月1日～2020年12月31日)	0	0

（注1）1口当たりの支払分配金は、税引前の数字です。以下同じです。

（注2）クラスA（米ドル建て）受益証券は、ファンドの第3会計年度中に設定されたクラスのため、当該情報は第3会計年度からとなります。

【収益率の推移】

<クラスA（米ドル建て）>

会計年度	収益率（注）
第3会計年度 (2020年1月1日～2020年12月31日)	0.58%

（注1）収益率（％）＝ $100 \times (a - b) / b$

a：会計年度末の1口当たり純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b：当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たり純資産価格（分配前の額）

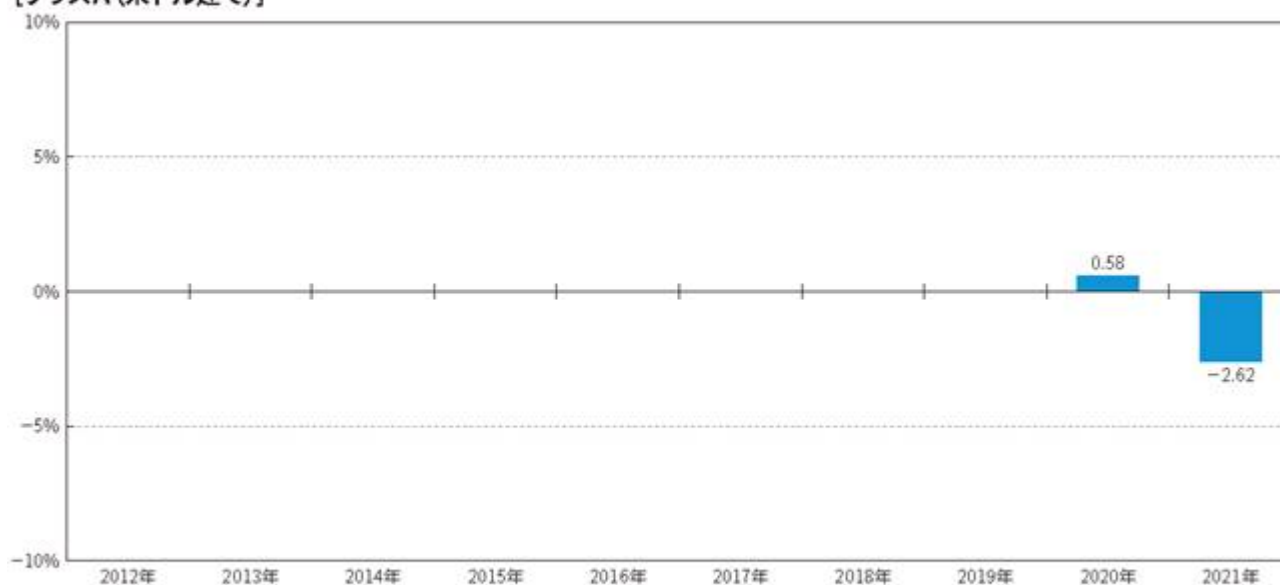
* 第3会計年度の場合は、100米ドル

（注2）クラスA（米ドル建て）受益証券は、ファンドの第3会計年度中に設定されたクラスのため、当該情報は第3会計年度からとなります。

（参考情報）

収益率の推移（暦年ベース）

【クラスA（米ドル建て）】



（注）収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a: 暦年末の1口当たり純資産価格（当該暦年の分配金の合計額を加えた額）

*2021年の場合は、4月末の1口当たり純資産価格（4月末までの分配金の合計額を加えた額）

b: 当該暦年の直前の暦年末の1口当たり純資産価格（分配前の額）

*2020年の場合は、100米ドル

なお、ファンドにはベンチマークはありません。

（４）【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次のとおりです。

< クラスA（米ドル建て） >

	販売口数	買戻し口数	発行済口数
第3会計年度 （2020年1月1日～ 2020年12月31日）	2,000 （2,000）	709,672 （709,672）	707,672 （707,672）

（注1）（ ）内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

（注2）クラスA（米ドル建て）受益証券は、ファンドの第3会計年度中に設定されたクラスのため、当該情報は第3会計年度からとなります。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）海外における販売手続等

当初募集期間後の申込み

当初募集期間以降、受益証券は、毎取引日に、当該取引日の受益証券のクラスの1口当たり純資産価格で申込みができます。

手続

記入済みの申込用紙は（要求に応じて、当該申込者の身元および申込金の支払資金源を確認するための補足情報および書類とともに）、関連する取引期限までに受託代行会社に受領されねばなりません。

申込請求は、管理会社が同意した取決めにに基づき、関連する取引期限までに受領されることを条件としてSWIFT等の電子通信により送付することができます。

管理会社は、その絶対的な裁量により、締切を過ぎて受領された申込用紙または申込請求であっても取引日に適用される評価時点より前に受領されたものについては受諾することができます。

申込用紙は、ファクシミリで送付することができますが、追って原本を送付しなければなりません。投資者は、管理会社、受託会社、受託代行会社またはそれぞれの適式に任命された代理人もしくは代表者のいずれも、ファクシミリで送付された申込用紙の不受領もしくは判読不能により生じる一切の損失または適式に授權された者により送付されたと誠実に判断されるかかるファクシミリの結果行われた行為に起因する一切の損失について、責任を負わないことに留意すべきです。

決済資金は、支払期限（申込に関する取引日後4ファンド営業日目の午後5時（香港時間）をいいます。以下同じです。）までにファンドの勘定で対価として受領されなければなりません。

理由の如何を問わず、全額支払いおよび決済資金の支払いが支払期限までに受領されなかった場合、支払いが全額受領されるまで、管理会社または受託会社が適当とみなす利率で日割計算により（ファンドの利益のために）未払金に利息が課されます。利息の有無にかかわらず、管理会社は（申込者の期限の到来した支払いの不履行に関する請求を損なうことなく）、関連する受益証券の発行を取り消すことができます。かかる取消しは、当該受益証券が消却された日に効力を生じるものとみなされます。かかる消却が行われた場合、関連する受益証券は、発行されなかったものとみなされ、当該受益証券の申込者は、管理会社に対してこれに関するいかなる請求権も有しません。いずれのファンド（または関連する受益証券クラス）の純資産総額の従前の計算も、当該受益証券の消却により再開されずまたは無効にならないものとします。また、管理会社は、申込者に対して、(a)経過利息を含めた元の申込価格が消却日における買戻価格を超える分の金額（もしあれば）、(b)申込者から決済資金を指定された期間中にまたは一切受領しなかった場合に、かかる不受領に直接または間接的に起因して生じた一切の損失、および(c)関連する受益証券の申込み、発行およびその後の消却に伴う管理事務費用を表章するよう随時決定する金額の消却手数料を請求する権利を有するものとします。回収された正味金額は、当該ファンドの利益として保持されます。

申込金はすべて、申込者の名義で保有される口座から拠出されなければなりません。第三者からの支払いは、一切認められません。

支払いは、関連するクラスの受益証券の表示通貨で行われなければなりません。

受益証券の申込みは、価額に応じてのみ行うことができます。受益証券の端数は、四捨五入により小数点第2位まで端数処理され、かかる端数処理によって生じる利益は当該ファンドの利益として保持されます。

受益証券に関する最低当初申込金額およびその後の支払額は、英文目論見書に定められます。最低保有金額も英文目論見書に記載されます。管理会社は、その絶対的な裁量によりいずれかの最低金額を免除することができます。

管理会社または受託代行会社は、それぞれの絶対的な裁量により、受益証券の申込みの全部または一部を拒否することを決定することができ、かかる決定をした場合、申込時に支払われた金額またはその残額（場合に

応じて）は、適用ある規制に従い、実務上可能な限り速やかに申込者のリスクおよび費用負担により（利息を付さずに）返還されます。

取得申込みは、受託代行会社が受領した時点で取消不能となります。管理会社または受託代行会社は、記入済申込用紙または申込請求の写し（および必要な場合には、管理会社または受託代行会社により要求されるすべての書類）の受領後、申込者の身元および申込金の支払資金源を確認します。売買証書は、通常、関連する取引日から5ファンド営業日以内に、申込みが受理された申込者宛てに発行されます。管理会社または受託代行会社が、売買証書の発行前に追加の情報または書類を申込者に要求することを決定した場合、管理会社または受託代行会社は、当該申込者への連絡および必要な情報または書類の請求を行います。

疑義を避けるために付言すると、申込者の身元および申込金の支払資金源の確認のために要求されるすべての情報および書類が管理会社または受託代行会社に受領されるまでは、管理会社の判断により受益証券の申込みを処理することはできず、管理会社の判断により受益証券を発行することはできません。管理会社または受託代行会社は、かかる情報および書類を受領していない場合、適用ある規制に従い、当該申込みを申込者に差し戻し、申込者により支払われたすべての申込金を申込者のリスクおよび費用負担により利息を付さずに支払銀行に返還することができます。

管理会社または受託代行会社が、売買証書の発行後に、申込者の身元および申込金の支払資金源を追加で確認するための追加の情報または書類を受益者に要求することを決定した場合、管理会社または受託代行会社は、当該受益者への連絡および必要な情報または書類の請求も行います。管理会社および受託代行会社はそれぞれ、受益者が管理会社または受託代行会社に必要な情報または書類を提供しなかった場合に、その単独の裁量により関連する受益証券の全部または一部を買い戻し、または買い戻させる権利を留保します。

受益証券の申込が受諾された場合、場合によっては受益証券の申込者が当初募集期間の最終日または関連する取引日後（場合により）まで受益者として登録されないにもかかわらず、受益証券は、当初募集期間の最終日または関連する取引日から効力をもって発行されたものと扱われます。申込金は受益証券の申込者により支払われ、これに伴い当初募集期間の最終日または関連する取引日（場合により）から関連するファンドの投資リスクを引き受けます。

発行停止

管理会社は、後記「3 資産の管理等の概要（1）資産の評価」に記載される状況において、受益証券の発行の停止を宣言することができます。かかる発行停止期間中は、いかなる受益証券の発行も行われません。

不適格申込者

申込用紙は、受益証券の各申込予定者に対し、とりわけ、当該申込予定者が適用ある法律に違反することなく受益証券の取得および保有が行えることを表明し、保証することを要求しています。

トラストまたはファンドが、ファンドが本来負担せずまたは被らない租税債務を負担し、またはその他金銭的な不利益を被ることとなる可能性があることと管理会社または受託会社が判断する状況においては、いかなる者に対しても受益証券の募集または発行を行うことはできません。

受益証券の申込者は、申込用紙において、とりわけ、ファンドの投資対象のメリットおよびリスクを評価するための国際的な投資および資産管理の取決め（債券、先物および外国為替を含むが、これらに限定されない。）に関する財務上および事業上の事項における知識、専門知識および経験を有していること、ファンドの勘定で投資が行われる資産への投資および当該資産の保有および取引に用いられる手法に内在するリスクを認識していること、ならびに自己のファンドへの投資額のすべてを失うことを許容できることを表明し、保証しなければなりません。

受益証券の形式

受益証券はすべて、記名式受益証券です。受益者の保有資格は、受益証券の券面によってではなく、受益者名簿への記載により証明されます。受益証券の記名は、連名で行うことができます。受益者名簿の写しは、合理的な通知により、通常の営業時間中に受託代行会社の事務所において受益者が閲覧することができます。

（２）日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部 証券情報、（７）申込期間」に記載される購入申込期間中で、ファンド営業日に同書「第一部 証券情報」に従って取扱いが行われます。

日本における販売会社は口座約款を投資者に交付し、投資者は当該約款に基づく取引口座の設定を申込み旨を記載した申込書を提出します。

申込みは、原則として申込受付日の午後５時（日本時間）までに日本における販売会社に対して行います。

申込手数料は、申込価格に、1.0%（税抜）（税込み1.10%）を上限として、日本における販売会社が別に定める手数料率を乗じて得た額となります。

受益証券の１口当たりの申込価格は、取引日（申込日）に適用される受益証券１口当たり純資産価格です。

購入の最小単位は１口以上であり、１口単位での購入となります。

受益証券の１口当たり純資産価格は、純資産総額を発行済みの受益証券の口数で除すことで算出され、四捨五入により小数点第２位まで端数処理されます。

購入代金は、円貨または米ドル貨で支払うものとします。円貨で支払われた場合における米ドル貨への換算は日本における販売会社が決定する為替レートによります。

日本の投資者は、購入代金および購入手数料を国内約定日から起算して４国内営業日以内に、日本における販売会社に支払わねばなりません。

なお、日本証券業協会の協会員である日本における販売会社は、ファンドの純資産が１億円未満となる等同協会の定める「外国証券の取引に関する規則」の中の「外国投資信託受益証券の選別基準」に受益証券が適合しなくなったときは、受益証券の日本における販売を行うことができません。

2【買戻し手続等】

（１）海外における買戻し手続等

受益証券の買戻し

受益者の選択により、どの取引日でも受益証券の買戻しの申込みを行うことができます。受益者は、自己の購入にかかる支払いが受領されている決済済みの受益証券についてのみ買戻通知または買戻請求を提出することができます。

買戻通知は、管理会社または受託代行会社が要求するその他の情報および書類とともに、関連する取引日の取引期限までに受託代行会社に受領されなければなりません。

買戻請求は、管理会社が同意した取決めにに基づき、SWIFT等の電子通信により送付可能です。ただし、関連する取引期限までに受領されなければなりません。

管理会社は、その絶対的な裁量により、取引期限を過ぎて受領された買戻通知または買戻請求であっても当該取引日に適用される評価時点より前に受領されたものについては受諾することができます。かかる場合を除き、買戻通知または買戻請求は、翌取引日まで持ち越され、受益証券は、当該翌取引日に適用される買戻価格で買い戻されます。

一度行われた買戻通知または買戻請求は、管理会社が一般にまたは特定の場合において別途定める場合を除き、取り消すことはできません。

買戻通知は、ファクシミリで送付することができますが、追って原本を送付しなければなりません。受益者は、買戻通知をファクシミリで送付することを選択した場合には当該買戻通知が受領されないリスクを負うことになるということに留意すべきです。管理会社、投資運用会社、受託会社、受託代行会社またはそれぞれの適式に任命された代理人もしくは代表者のいずれも、ファクシミリで送付された買戻通知の不受領もしくは判読不能により生じる一切の損失または適式に授權された者により送付されたことと誠実に判断されるかかるファクシミリの結果行われた行為に起因する一切の損失について、責任を負いません。

該当する法域におけるマネー・ロンダリング防止を目的とした規制を遵守するために、管理会社および受託代行会社はそれぞれ、買戻通知または買戻請求の処理に必要なとみなす情報および書類を請求する権利を留保します。管理会社または受託代行会社は、受益証券の買戻しを申請した受益者が管理会社または受託代行会社により要求される情報および書類の提出を遅滞しまたはかかる提出を行わなかった場合、または管理会社、受託会社または受託代行会社によるいずれかの法域における反マネー・ロンダリング法の遵守を確保するために必要な場合には、買戻通知もしくは買戻請求の処理を拒否し、または買戻代金の支払いを延期することができます。

最低買戻金額および最低保有金額は、英文目論見書に記載されます。管理会社は、その絶対的な裁量により、いずれかの最低金額を放棄することができます。かかる場合を除き、下記「強制買戻しおよび譲渡」に記載される規定に従って、強制買戻しを行うことができます。

買戻通知が受諾された場合、当該買戻受益者が受益者の登録から外れたか否か、または買戻価格が決定または支払われたかにかかわらず、受益証券は該当する取引日から効力をもって買い戻されたものと扱われます。これに伴い、関連する取引日以降、受益者は、買い戻された受益証券の信託証書に基づく権利の行使する権利（関連するファンドの通知の受領、会議への参加または投票の権利を含む。）を有さずまたは行使することができませんが、買戻価格を受領することおよび関連する取引日以前に宣言されたもののいまだ支払われていない分配金を受領する権利は留保されます（いずれの場合も買い戻された受益証券に関して）。当該買戻受益者は、買戻価格に関して関連するファンドの債権者となります。支払い不能による清算の場合、買戻受益者は通常の債権者に劣後しますが受益者には優先します。

買戻価格

受益証券1口当たり買戻価格は、関連する取引日現在の関連するクラスの受益証券の1口当たり純資産価格とします（以下「買戻価格」といいます。）。

受託会社または管理会社は、受託会社または管理会社が合理的に指定する期間内に必要なまたは要求される情報および書類（米国内国歳入法、FATCAまたはこれらに基づき定められる規制を含む適用ある税務上の規

則、規制および合意を遵守するために要求される情報または書類を含むが、これらに限定されません。）を受託会社または管理会社に提供しなかった受益者に対しては、買戻時に当該受益者に支払われる金額から、受託会社または管理会社が適当と定める金額を控除することができます。

決済

別段の定めがない限り、買戻代金は、可能な限り、関連する取引日後4ファンド営業日以内または管理会社が特定の場合において決定するその他の日までに支払われます。支払いは、関連するクラスの受益証券の表示通貨で行われます。受託会社または受託代行会社がその単独の裁量により別途同意する場合を除き、支払いは、買戻しを請求している受益者が当初当該受益証券の申込金の送金に使用したものと同一の口座宛てに、当該受益者のリスクおよび費用負担により、直接送金によって行われます。買戻代金は、関連する受益証券の買戻しを請求している登録済受益者に対してのみ支払われ、第三者への支払いは認められません。

上記は日本における投資者には該当しません。日本における投資者については、後記「（2）日本における買戻し手続等」をご参照ください。

買戻通知の延期

管理会社は、受益者の利益の保護を目的として、受託会社と協議の上、買戻日に買い戻される受益証券の口数（またはいずれか一もしくは複数の受益証券クラスの受益証券の口数）を、管理会社が定める口数までかつ管理会社が定める方法で制限することができます。かかる制限を課すか否かを決定する際、管理会社は、勘案事項（ファンド（またはいずれか一もしくは複数の受益証券クラス）の当該時点における純資産総額およびファンドの投資対象に関する市場流動性を含みますが、これらに限定されません。）を考慮する場合があります。かかる制限は、当該買戻日において受益証券の買戻しを請求しているすべての受益者（またはいずれか一もしくは複数のクラスの受益証券の保有者）の受益証券が同じ割合で買い戻されるよう、比例配分により適用されます。本来であれば当該買戻日に買い戻されていたはずのすべての未買戻しの受益証券に関する買戻通知は、その後に受領されるすべての買戻通知とともに、翌買戻日（または管理会社が定めるこれより早い日）に繰り越され、当該買戻通知の対象である受益証券はすべて（同様の制限および以下の定めに従い）当該翌買戻日に買い戻されます。買戻通知が繰り越された場合、管理会社または受託代行会社は影響を受ける受益者に通知するものとし、またその後のいずれかの買戻日において、繰り越された買戻通知が繰り越された期間の長さに応じて優先されます。

当初は、いずれの取引日においても、受益証券（またはいずれか一もしくは複数の受益証券クラスの受益証券）の10%を超えるような買戻しを行うことはできませんが、この制限は、管理会社が受託会社との協議の上随時変更することができます。

管理会社は、後記「3 資産の管理等の概要（1）資産の評価」に記載される状況において、受益証券の買戻しの停止を宣言することができます。かかる買戻停止期間中は、いかなる受益証券の買戻しも行われません。

強制買戻しおよび譲渡

受益証券が以下の者により直接または実質的に保有されていることが、受託会社もしくは管理会社の知るところとなりまたは受託会社もしくは管理会社がその旨を合理的に確信する場合、管理会社は、すべてのまたはいずれかの影響を受ける受益者に対し、10ファンド営業日前までの通知を交付することにより、かかる受益者が保有する受益証券の全部または一部を買い戻しまたは買い戻させることができます。

- (a) いずれかの法律、規制または国、政府、司法もしくは財務当局の法的拘束力のある要件に違反する者
- (b) 適格投資者でない者または適格投資者でない者の利益のために受益証券を取得した者
- (c) ファンド、受託会社または管理会社が、本来は負担せずまたは被らない租税債務を負担しまたは法的、金銭的、規制もしくは重大な行政上の不利益を被ることとなる可能性がある状況下にあると受託会社または管理会社が判断する者

いずれかの受益者の保有持分の価額が最低保有金額を下回ることが、受託会社または管理会社の知るところとなった場合、管理会社は、当該受益者が保有する受益証券の全部を買い戻しまたは買い戻させることもできます。

かかる強制買戻しに関して支払われる価格は、買戻価格とします。受託会社または管理会社は、受託会社または管理会社が合理的に指定する期間内に必要なまたは要求される情報および書類（米国国内歳入法、外国口座税務コンプライアンス法またはこれらに基づき定められる規制を遵守するために要求される情報または書類を含みますが、これらに限定されません。）を受託会社または管理会社に提供しなかった受益者に対しては、強制買戻時に支払われる金額から、受託会社または管理会社が適当と定める金額を控除することができます。

管理会社は、関連する受益証券の強制買戻しを行うかまたは行わせる代わりに、関連する受益者に対して、関連する受益証券を適格投資者に譲渡するよう要求する通知を行うことができます。

受益証券の譲渡

下記のとおり、受益者は、管理会社が随時承認する形式を問わない書面証書によって、当該受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。各譲渡証書は、譲渡人および譲受人またはそれらの代理人によって署名されるものとします。

受益証券の譲渡に関して、管理会社または受託会社は、それぞれその絶対的な裁量により、必要または望ましいとみなすあらゆる形式による何らかの情報（当該時点で有効な、関連もしくは該当する法域の法令の規定、政府等の要件もしくは規制または管理会社もしくは受託会社が定める方針の遵守を促進するために管理会社または受託会社が要求する情報または証拠書類を含みます。）を提出し、かかる表明を行うことを譲受人に要求することができます。

受託会社および管理会社は、基本信託証書の規定に従って行われない受益証券の譲渡を認識せず、これに同意せず、または登録しないものとし、受託会社が受益者名簿に譲受人の名前を記載するまで、譲渡の対象である受益証券に対してあらゆる点において権利を有する譲渡人を、引き続き受益者として扱うものとします。

（２）日本における買戻し手続等

日本における受益者は、以下に従い、ファンドの受益証券の買戻しを請求することができます。買戻請求は、日本における販売会社に対して行われます。

買戻請求は、原則として換金（買戻し）受付日の午後５時（日本時間）までに日本における販売会社に対して行います。換金（買戻し）受付日は、ファンド営業日または管理会社が随時決定するその他の日とします。

買戻代金の支払いは、円貨または米ドル貨により、日本における販売会社によって口座約款に従って受益者に対してなされます。買戻代金が円貨で支払われる場合における米ドル貨からの換算は、買戻注文の成立を日本における販売会社が確認した日（国内約定日。原則として、取引日の翌ファンド営業日となります。）の翌国内営業日における東京外国為替市場の外国為替相場に準拠したものであって、日本における販売会社が決定するレートによるものとします（ただし、日本における販売会社が別途取り決める場合を除きます。）。

受益証券の買戻しは１口以上１口単位、もしくは管理会社が別途定める単位とします。

受益証券１口当たりの買戻価格は、取引日に該当する受益証券１口当たり純資産価格とします。

買戻手数料は課されません。

日本における販売会社は、買戻しの国内約定日から起算して４国内営業日目以降に買戻代金を支払います。

3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

純資産総額の計算

各ファンドの純資産総額は、関連する補足信託証書に別途定める場合または別途管理会社によって決定され、英文目論見書に開示される場合を除き、受託会社または受託代行会社により、当該ファンドの各評価日の評価時点において、基本信託証書に定められる原則に従って当該ファンドの表示通貨で算定されます。

ファンドの純資産総額は、当該ファンドのすべての投資対象、現金、財産およびその他すべての資産の価値を確定し、これから当該ファンドの資産から適切に支払うことができまたは払い戻すことができるすべての負債を控除することによって算定されます。

いずれかの時点で、ファンドについて個別のクラスまたはシリーズの受益証券が発行されている場合、受託会社または受託代行会社は、当該ファンドの各評価時点において、各当該クラスまたはシリーズの受益証券の１口当たり純資産価格を以下の方法で算定します。

- (a)基本信託証書のその他の規定に従い、関連するファンドの純資産総額を算出します。
- (b)当該ファンドの純資産総額（当該ファンドの特定の受益証券クラスまたはシリーズに帰属する資産および負債を除きます。）を、当該ファンドの各クラスに対し、評価時点の直前における当該クラスの純資産総額に応じて配分します。
- (c)当該クラスの純資産総額から、当該クラスに帰属する報酬、経費、費用またはその他の負債（支払うべき報酬のうち、当該ファンドの純資産総額を確定するにあたりまだ控除されていないものを含みます。）を控除した後で、当該クラスに特に帰属する資産を純資産総額に加算し、各クラスの実際の純資産総額を算出します。
- (d)シリーズの受益証券が発行されている場合は、各シリーズ間で、上記(c)項において算出される関連するクラスの純資産総額を、評価時点の直前における当該シリーズの純資産総額に応じて按分して配分します。
- (e)当該シリーズの純資産総額から、当該シリーズに帰属する報酬、経費、費用またはその他の負債を控除した後で、当該シリーズに特に帰属する資産を純資産総額に加算し、各シリーズの実際の純資産総額を算出します。

受益証券のクラスまたはシリーズの純資産総額が算出された後、受託会社または受託代行会社は、関連するクラスまたはシリーズの受益証券の１口当たり純資産価格を、各当該クラスまたはシリーズの関連する純資産総額を関連する評価時点における当該クラスまたはシリーズの発行済受益証券口数で除して算出します。

あるファンドの表示通貨以外の通貨（以下「外国通貨」といいます。）で表示される当該ファンドの受益証券クラスおよびシリーズの１口当たり純資産価格は、当該受益証券クラスおよびシリーズに帰属する当該純資産総額（当該外国通貨に換算されます。）を当該受益証券クラスおよびシリーズの発行済受益証券口数で除して算出されます。

あるファンドと同じ通貨で表示される当該ファンドの受益証券クラスおよびシリーズの１口当たり純資産価格は、当該受益証券クラスおよびシリーズに帰属する当該純資産総額を当該受益証券クラスおよびシリーズの発行済受益証券口数で除して算出されます。

当該ファンドの受益証券クラスおよびシリーズの１口当たり純資産価格は、各ファンドの概要に別途定める場合を除き小数第２位までまたは受託会社もしくは受託代行会社が決定する方法で端数処理が行われます。

受託会社または受託代行会社は、基本信託証書、関連する補足信託証書に指定される計算方法でまたは管理会社が別途決定し各ファンドの概要において開示される方法で、また、かかる開示がない場合は、以下の規定に従って各ファンド（またはそのクラスもしくはシリーズ）の純資産総額および１口当たり純資産価格を算定します。

- (a)手元現金、預金、手形、要求払手形、売掛金、前払い費用、現金配当および宣言または累積後未受領の利息の価額はその全額とみなされます。ただし、管理会社が、かかる預金、手形、要求払手形または売掛金はその全額の価値がないと判断した場合には、その価額は、管理会社が合理的とみなす価値とされます。
- (b)後記(c)項が適用されるユニット・トラスト、ミューチュアル・ファンド法人、オープン・エンド型投資会社またはその他の類似するオープン・エンド型投資ビークル（以下「マネージド・ファンド」といいます。）の持分の場合を除き、また、下記(d)項、(e)項および(f)項に定める規定に従って、証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場において値付けされ、上場または取引されている投資対象の価格に基づく計算はすべて、当該投資対象の主要な取引所における当該計算が行われる日の営業終了時現在の最終取引価格を参照して行われます。証券取引所、商品取引所、先物取引所または店頭市場がない場合、当該投資対象の取引を行う者、会社または機関（および、マーケット・メーカーが複数いる場合には管理会社が指名した特定のマーケット・メーカー）により示された投資対象の価格に基づく計算はすべて、それらにより示された投資対象の価格を参照して行われるものとします。ただし、管理会社が、その裁量により、主要な取引所以外の取引所において支配的な価格の方が、当該投資対象に関してあらゆる場合においてより公正な評価基準を提供するものと判断する場合、当該価格を採用することができます。
- (c)後記(d)項、(e)項および(f)項の規定に従い、ファンドと同日に評価されるマネージド・ファンドにおける各持分の評価額は、当該日において計算されるかかるマネージド・ファンドにおけるユニット、株式またはその他の持分1口当たりの純資産価格とし、管理会社が別途定める場合、またはかかるマネージド・ファンドがファンドと同じ日に評価されない場合には、当該マネージド・ファンドのユニット、株式もしくはその他の持分の1口当たりの最終公表純資産価格（入手可能な場合）、または（かかる最終公表純資産価格が入手可能でない場合は）かかるユニット、株式もしくはその他の持分の最終公表買戻価格もしくは買呼値とします。特に、マネージド・ファンドの評価において入手可能な相場価格がない場合、かかる評価額は、当該マネージド・ファンドによりもしくは当該マネージド・ファンドのために公表されるか、関連する評価時点においてもしくはその前に書面によりファンドに報告された評価額に従って計算されるか、または当該マネージド・ファンドが関連する評価日において評価されていない場合には、直近に公表もしくは報告された評価額とします。評価額は、管理会社の絶対的な裁量により、後日調整が行われる場合があります。計算を行うにあたり、管理会社は、第三者（マネージド・ファンドおよびその管理事務代行者、代理人、投資運用者もしくは投資顧問、またはその他の取引子会社を含みます。）から受領した未監査の評価および報告ならびに推定評価に依拠することができますが、かかる評価および報告の内容または正確性を確認する責任および義務を負いません。
- (d)純資産総額、買呼値、売呼値または相場価格を上記(b)項または(c)項の規定に従い入手できない場合、関連する資産の評価額は、管理会社が定める方法で随時決定されます。
- (e)相場、上場、取引または市場取引価格の確認のため、管理会社、受託会社、受託代行会社またはこれらの代理人は、ファンドの投資対象の評価に関して、機械化または電子化された評価配信システムを使用し、これらに依拠することができ、かかるシステムにより提供される価格は、上記(b)項にいう最終取引価格とみなされます。
- (f)上記の規定にかかわらず、管理会社は、他の評価方法による評価額の方が公正価格をより正しく反映すると判断した場合、自らの絶対的な裁量により、当該他の評価方法の使用を認めることができます。
- (g)ファンドの表示通貨以外の通貨建ての評価額（証券か現金かの区別を問いません。）は、関連会社が、とりわけ、関連すると考えるプレミアムまたはディスカウントおよび為替手数料を考慮の上、自らの絶対的な裁量により状況に応じて適切とみなす（公式その他の）レートにて、かかる通貨に換算されます。

受託会社および受託代行会社は、ファンドの純資産総額を計算するにあたり、確認またはさらなる照会を行うことなく、上記に従い自らに提供された価格および評価額に依拠することができます。受託会社、管理会社および受託代行会社はいずれも、かかる依拠に関して、当該ファンド、受益者またはその他一切の者に対し責任を負いません。

純資産価格の計算の停止

管理会社は、以下を含む基本信託証書に記載される状況において、ファンドの純資産総額およびファンド（またはそのクラスもしくはシリーズ）の1口当たり純資産価格の決定、ならびに／またはファンドの受益証券の発行および／もしくは買戻しを停止することができます。

- (a) 当該時点において当該ファンドの投資対象の大部分が値付けされている主たる市場もしくは取引所が（通常の休日の場合を除き）閉鎖されている、または取引が実質的に制限もしくは停止されている期間中。
- (b) 緊急事態により、受託会社によるまたは受託会社のための当該ファンドの投資対象の処分の実施が妨げられている期間中。
- (c) 当該ファンドの投資対象の価格、または市場もしくは取引所における時価を決定する際に通常使用されている通信手段が故障している期間中。
- (d) 当該ファンドの投資対象の換金もしくは支払いに伴うまたはその可能性のある金銭の送金を行うことができない期間中。
- (e) 管理会社が（管理会社の絶対的な裁量により判断するところにより）相当の割合の当該ファンドの資産の清算、または当該ファンドの終了を強いられる事由が発生した場合。
- (f) 管轄権を有する司法当局または監督当局の命令が下された場合。
- (g) かかる停止を実施することが受益者の最善の利益に適うと管理会社がみなす期間中。
- (h) 当該ファンドの運営に関する管理会社、受託会社、受託代行会社の事業活動が、疫病、戦争行為、テロリズム、反乱、革命、社会不安、暴動、ストライキもしくは不可抗力の結果またはそれに起因して、実質的に中断または停止している期間。

当該ファンドのすべての受益者は、実務上合理的に可能な限り速やかに当該停止（および当該停止の終了）を書面により通知されます。

（２）【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書（存在する場合）は受益者の責任において保管されます。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書（存在する場合）は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、日本における販売会社から受益証券の取引残高報告書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

（３）【信託期間】

信託期間は、ファンド設立日に開始し、原則として、2152年6月14日に終了しますが、後記「（５）その他ファンドの償還」に規定する事由が発生した場合には、それ以前に終了することがあります。

（４）【計算期間】

ファンドの計算期は毎年12月末日に終了します。

（５）【その他】

発行限度額

受益証券の発行限度口数は設けられていません。

ファンドの償還

各ファンドは、以下の事項のいずれかが最初に発生した場合、償還されます。

- (a) ファンドを継続することが違法となり、または受託会社もしくは管理会社の意見によれば、実務的でなく、非経済的、不適切、もしくは受益者の利益に反する場合
- (b) 関連する補足信託証書の規定により企図されるかまたは管理会社が定め、かつ、ファンドに関する該当する下記(i)以下記載の日付または状況が生じた場合
- (c) ファンドの発行済の受益証券がすべて買い戻された場合（任意買戻しによるかまたは強制買戻しによるかを問わない。）
- (d) ファンドの受益者がファンドの決議で決定した場合
- (e) 基本信託証書の日付に開始し、その日付より149年後に満了する期間の最終日
- (f) 受託会社が退任の意思を書面で通知する、受託会社が清算手続きに入る、または管理会社が基本信託証書に従い受託会社を解任する場合で、受託会社および管理会社が2か月以内に適切な後任会社を特定できず、その後受益者が、望ましい後任の受託者として、受託会社の業務を引き受ける意思があるケイマン諸島で設立された法人を基本信託証書に従い選定することができない場合
- (g) 管理会社が辞任を書面で通知する、または受託会社が基本信託証書に従い管理会社を解任する場合で、管理会社が辞任の意思を通知してから60日以内に後任の管理者が基本信託証書に従って任命されない場合
- (h) 受益者決議による事前承認があり、受託会社が管理会社を解任する場合で、受益者決議が、受託会社が許容できる望ましい後任の管理者を明示していない場合

ファンドが償還される場合、受託会社は償還の通知を当該ファンドのすべての受益者に対し送付します。

上記規定に従ってすでに償還されていない限り、ファンドは、以下のいずれかの事由が最初に発生した時点で償還されます。

- (i) ファンドがその投資目的を達成することができなくなったと投資運用会社が判断し、かつ(i)投資運用会社および管理会社が、それぞれ署名した受託会社への書面による通知をもって、ファンドを償還すべきであると決定し、かつ(ii)当該償還を承認するファンド決議が可決された場合。
- (j) 受託会社および管理会社がファンドを償還すべきであるとの合意をした場合。
- (k) ファンドの運用資産が100,000米ドルを下回った場合。

信託証書の変更等

受託会社および管理会社は、基本信託証書に対する補足証書により、基本信託証書の規定を、ファンドに関係するところについて、管理会社が当該ファンドの受益者の最大の利益となるとみなす方法で、およびその限度で、変更し、修正し、改定または追加することができます。ただし、受託会社および管理会社がそれぞれ、かかる変更、修正、改定または追加が以下のいずれかに該当するとそれぞれが判断した旨を書面により証明する場合に限られます。

- (a) 関連するファンドの既存の受益者の利益に重大な害を及ぼさないこと、および、当該ファンドの受益者に対するいずれかの責任から受託会社または管理会社を免除することにならないこと。
- (b) 財務上、法律上または当局の要件（法律効力の有無を問わない。）を遵守し、これらと整合させる目的が必要であるまたは望ましいこと。
- (c) (i)ケイマン諸島のリテール向けミューチュアル・ファンド（日本）規則および(ii)その他の適用ある制定法もしくは規則を遵守しこれらと整合させる目的が必要であるまたは望ましいこと。

変更、修正、改定または追加は、かかる変更、修正、改定または追加を承認する当該ファンドのファンド決議を取得せずに行うことはできません。かかる変更、修正、改定または追加によって、いずれの受益者も、その受益証券に関し追加の支払を行いまたは債務を引き受ける義務を課されることはありません。

管理会社は、受託会社の事前の同意を得た上で、一定の投資者と個別の契約を締結し、一定の条件を放棄するまたは当該投資者が英文目論見書に特に定められる条件と異なる条件（手数料、流動性またはファンドに関して当該投資者に提供される情報に関するものを含みますが、これらに限られません。）に基づいて投資を行うことを許可することができます。一定の状況において、これらの契約は、他の受益者に関して当該受益者の優先権または優位を定める場合がありますが、他の受益者の利益に害を与えるものではなく、必要な場合には、別の受益証券クラスを発行することができます。

関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、各当事者が他方当事者に対し、少なくとも30日前に書面による通知をすることにより終了できます。

同契約は、香港法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

グループ内サービス契約

グループ内サービス契約は、両当事者により事前に合意された日程で終了されます。

同契約は、ケイマン諸島法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一方の当事者が他の当事者に対し、3か月以上前に書面による通知をすることにより終了することができます。

同契約は、日本法に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者がファンドに関し、自己の受益権を直接行使するためには、登録名義人となっているかまたは受益証券を保持していなければなりません。従って、日本における販売会社に受益証券の保管を委託している日本の受益者は、登録名義人ではなく、また、受益証券も保持していないため、ファンドに関する受益権を行使することはできません。日本の投資者は、日本における販売会社との間の口座契約に基づき、日本における販売会社をして、自らのために受益権を行使させることが出来ます。受益証券の保管を日本における販売会社に委託していない日本の投資者は、自己が決める方法により権利行使を行うことができます。

投資者の有する主な権利は次のとおりです。

（ ）分配金請求権

受益者は、管理会社の決定したファンドの分配金を請求する権利を有します。

（ ）買戻請求権

受益者は、受益証券の買戻しを、基本信託証書および補足信託証書の規定ならびに本書の記載に従って請求する権利を有します。

（ ）残余財産分配請求権

ファンドが清算される場合、受益者は、保有するファンドの各クラス受益証券の口数に応じて分配するよう請求する権利を有しています。

（ ）議決権

受託会社または管理会社は、基本信託証書の条件により要求されている場合、または提案されているものが受益者決議の場合にはその受益証券１口当たりの純資産価格の総額がその時点で発行済の受益証券の受益証券１口当たり純資産価格の10分の１以上である受益証券を保有する登録済受益者の書面による請求により、もしくは提案されているものがファンド決議の場合には該当するファンドの受益証券の受益証券１口当たり純資産価格の10分の１以上を保有する登録済受益者の書面による請求により、集会の招集通知に記載される時間および場所において、（必要に応じて）全受益者またはファンド受益者の集会を招集します。

受益者集会の14日前までに、集会の日時、場所および提案される決議事項を記載した招集通知書が、全受益者集会の場合には各受益者に対して、または関連のファンドの受益者集会の場合には当該ファンドの受益者に対して送付されます。

受益者に対する通知が事故によりなされなかった場合または受け取られなかった場合でも、これによっていずれの集会の議事も無効となりません。受託会社または管理会社の授權代表者は、集会に出席し発言することができます。

集会の定足数は、受益者が１名のみである場合（この場合、受益者集会の定足数は１名とします。）を除いて、その時点で発行済のトラストまたはファンド（場合に応じて。）の全受益証券の受益証券１口当たり純資産価格の10分の１以上である受益証券を保有する2名以上の受益者としてします。

集会の議決に付された決議は書面による投票で決定されるものとし、ファンド決議または受益者決議（場合に応じます。）の必要過半数により承認された場合、投票の結果は集会の決議とみなされるものとします。受益者決議、ファンド決議、投票または定足数に関する計算は、関連する基準日（ただし、当該基準日が評価日でない場合、当該基準日の直前の評価日）の純資産総額を参照して行われます。受益者は本人自ら、または代理人のいずれかにより投票することができます。

（２）【為替管理上の取扱い】

本書の日付現在、日本の受益者に対する受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

（３）【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目６番１号

丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

（ ）管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、

（ ）日本における受益証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限

を委任されています。なお、関東財務局長に対する受益証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、以下のとおりです。

弁護士 竹野 康造

弁護士 廣本 文晴

東京都千代田区丸の内二丁目 6 番 1 号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

（４）【裁判管轄等】

日本の投資者が取得した受益証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認しています。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目 1 番 4 号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の法令に従って行われます。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a．ファンドの直近2会計年度の日本文の財務書類は、香港財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．ファンドの原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパース ケイマン 諸島から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c．ファンドの原文の財務書類は、別途記載される場合を除き、米ドルで表示されています。日本文の財務書類には、主要な金額について2021年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル＝108.93円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されているため、円換算額は合計欄の数値が総数と一致しない場合があります。

（１）【貸借対照表】

マニユライフ・インベストメンツ・トラスト
 ＵＳ・コア・フィクスト・インカム・ファンド
 財政状態計算書
 2020年12月31日現在

		2020年		2019年	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
損益を通じて公正価値で測定される 金融資産	4(b)	109,067,689	11,880,743	38,194,309	4,160,506
デリバティブ金融資産	4(b), 6	24,649	2,685	156,640	17,063
利付証券に係る未収利息		557,673	60,747	215,864	23,514
銀行預金未収利息		-	-	6	1
受益証券発行手取金	4(f)	3,630,179	395,435	-	-
投資対象売却未収金		1,665,613	181,435	159,287	17,351
現金および現金同等物		1,852,522	201,795	509,960	55,550
資産合計		<u>116,798,325</u>	<u>12,722,842</u>	<u>39,236,066</u>	<u>4,273,985</u>
負債					
デリバティブ金融負債	4(b), 6	333	36	2,541	277
投資対象購入未払金		6,330,968	689,632	318,681	34,714
その他の未払金	8(a), 8(b) 8(c)	<u>100,071</u>	<u>10,901</u>	<u>60,112</u>	<u>6,548</u>
負債合計（受益者に帰属する純資産 を除く）		6,431,372	700,569	381,334	41,539
受益者に帰属する純資産	3	<u>110,366,953</u>	<u>12,022,272</u>	<u>38,854,732</u>	<u>4,232,446</u>
発行済受益証券口数					
クラスA（円ヘッジあり）	3	2,671,162 □		2,521,322 □	
クラスA（円ヘッジなし）	3	1,601,599 □		1,961,155 □	
クラスA（米ドル）	3	707,672 □		-	
受益証券1口当たり純資産価格					
クラスA（円ヘッジあり）	3	965 円		943 円	
クラスA（円ヘッジなし）	3	917 円		940 円	
クラスA（米ドル）	3	100.58	10,956 円	-	

管理会社および受託会社が2021年４月27日に承認

マニユライフ・インベストメント・マネジメント（ＨＫ）リミテッドを代表して署名。

[署名]

ＨＳＢＣトラスティー（ケイマン）リミテッドを代表して署名。

[署名]

添付の注記は当財務書類と不可分なものです。

（２）【損益計算書】

マニユライフ・インベストメンツ・トラスト
 ＵＳ・コア・フィクスト・インカム・ファンド
 包括利益計算書

2020年12月31日に終了した年度

		2020年12月31日に終了した年度		2019年12月31日に終了した年度	
	注記	米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
利付証券利息		1,630,417	177,601	1,550,785	168,927
銀行利息		631	69	7,135	777
損益を通じて公正価値で測定される 金融資産およびデリバティブ金融商 品に係る実現純利益	5	2,055,989	223,959	1,044,808	113,811
損益を通じて公正価値で測定される 金融資産およびデリバティブ金融商 品に係る未実現利益の純変動	5	774,756	84,394	410,377	44,702
雑収入		-	-	452	49
為替差益の純額		26,546	2,892	4,614	503
		<u>4,488,339</u>	<u>488,915</u>	<u>3,018,171</u>	<u>328,769</u>
費用					
運用報酬	8(a)	(112,690)	(12,275)	(99,333)	(10,820)
保管および手続費用	8(b)	(24,194)	(2,635)	(21,441)	(2,336)
受託会社報酬	8(b)	(12,000)	(1,307)	(12,000)	(1,307)
監査報酬		(30,905)	(3,366)	(41,824)	(4,556)
評価費用	8(b)	(55,400)	(6,035)	(50,000)	(5,447)
取引費用	8(b)	(11,428)	(1,245)	(7,184)	(783)
年次費用		(1,566)	(171)	(1,185)	(129)
会計およびその他の専門家報酬	8(b)	(3,638)	(396)	(4,392)	(478)
設立費用		(4,000)	(436)	-	-
サービス会社報酬	8(c)	(57,063)	(6,216)	-	-
その他の運用費用	8(b)	(12,637)	(1,377)	(12,072)	(1,315)
運用費用合計		<u>(325,521)</u>	<u>(35,459)</u>	<u>(249,431)</u>	<u>(27,171)</u>
運用利益		4,162,818	453,456	2,768,740	301,599
財務費用					
受益者への分配	9	<u>(1,523,620)</u>	<u>(165,968)</u>	<u>(1,737,980)</u>	<u>(189,318)</u>
分配後および税引前利益		2,639,198	287,488	1,030,760	112,281
税金					
源泉税		<u>(8,063)</u>	<u>(878)</u>	<u>(6,654)</u>	<u>(725)</u>
当期包括利益合計		<u>2,631,135</u>	<u>286,610</u>	<u>1,024,106</u>	<u>111,556</u>

添付の注記は当財務書類と不可分なものです。

マニユライフ・インベストメンツ・トラスト
 ＵＳ・コア・フィクスト・インカム・ファンド
 受益者に帰属する純資産変動計算書
 2020年12月31日に終了した年度

	注記	2020年12月31日に終了した年度		2019年12月31日に終了した年度	
		米ドル	千円	米ドル	千円
期首における受益者に帰属する純資産		38,854,732	4,232,446	38,431,573	4,186,351
受益証券の発行による受取額	3	77,730,368	8,467,169	2,784,441	303,309
分配金再投資による受取額	3、9	1,523,620	165,968	1,737,980	189,318
受益証券の買戻しによる支払額	3	(10,372,902)	(1,129,920)	(5,123,368)	(558,088)
		68,881,086	7,503,217	(600,947)	(65,461)
当期包括利益合計		2,631,135	286,610	1,024,106	111,556
期末における受益者に帰属する純資産		110,366,953	12,022,272	38,854,732	4,232,446

添付の注記は当財務書類と不可分なものです。

[次へ](#)

マニユライフ・インベストメンツ・トラスト
 ＵＳ・コア・フィクスト・インカム・ファンド
 キャッシュ・フロー計算書
 2020年12月31日に終了した年度

	2020年12月31日に終了した年度		2019年12月31日に終了した年度	
	米ドル	千円	米ドル	千円
運用活動によるキャッシュ・フロー				
当期包括利益合計	2,631,135	286,610	1,024,106	111,556
以下に係る調整額：				
利付証券利息	(1,630,417)	(177,601)	(1,550,785)	(168,927)
銀行利息	(631)	(69)	(7,135)	(777)
源泉税	8,063	878	6,654	725
受益者への分配	1,523,620	165,968	1,737,980	189,318
運転資金変動前運用利益	2,531,770	275,786	1,210,820	131,895
損益を通じて公正価値で測定される金融資産の純増加額	(70,873,380)	(7,720,237)	(995,799)	(108,472)
デリバティブ金融商品の純変動額	129,783	14,137	536,217	58,410
投資対象の売却に係る未収金の純増加額	(1,506,326)	(164,084)	(159,287)	(17,351)
投資対象の購入に係る未払金の純増加額	6,012,287	654,918	318,681	34,714
その他の未払金の純増加額	39,959	4,353	2,766	301
運用活動から生じた／（に使用された）現金	(63,665,907)	(6,935,127)	913,398	99,496
利付証券からの受取利息	1,280,545	139,490	1,556,343	169,532
受取銀行利息	637	69	7,139	778
運用活動（に使用された）／から生じた現金純額	(62,384,725)	(6,795,568)	2,476,880	269,807
財務活動によるキャッシュ・フロー				
受益証券の発行受取額	74,100,189	8,071,734	2,784,441	303,309
受益証券の買戻支払額	(10,372,902)	(1,129,920)	(5,123,368)	(558,088)
財務活動から生じた／（に使用された）現金純額	63,727,287	6,941,813	(2,338,927)	(254,779)
現金および現金同等物の純増加額	1,342,562	146,245	137,953	15,027
現金および現金同等物の期首残高	509,960	55,550	372,007	40,523
現金および現金同等物の期末残高	1,852,522	201,795	509,960	55,550
現金および現金同等物の残高分析				
銀行預金	1,852,522	201,795	509,960	55,550

非現金取引：

当期中、1,523,620米ドル（2019年：1,737,980米ドル）の分配金がファンドに再投資されました。

添付の注記は当財務書類と不可分なものです。

マニユライフ・インベストメンツ・トラスト
US・コア・フィクスト・インカム・ファンド

財務書類に対する注記

2020年12月31日に終了した年度

1. ファンド

マニユライフ・インベストメンツ・トラスト（以下「トラスト」といいます。）は、2012年11月5日付でHSBCトラスティ（ケイマン）リミテッド（以下「受託会社」といいます。）とマニユライフ・インベストメント・マネジメント（HK）リミテッド（以下「管理会社」といいます。）との間で締結された信託証書（以下「基本信託証書」といいます。）により設定されたアンブレラ・ユニット・トラストです。基本信託証書は、2013年6月14日付の変更・更改信託証書（随時変更および補足されます。）（以下「変更・更改信託証書」といいます。）によって変更および更改済みです。トラストはケイマン諸島ミューチュアル・ファンド法第4（1）条により認可された、ミューチュアル・ファンドです。

受託会社および管理会社は、関連する補足信託証書によって、マニユライフ・インベストメンツ・トラスト・US・コア・フィクスト・インカム・ファンド（以下「ファンド」といいます。）を設定しました。ファンドは、2017年11月27日（以下「運用開始日」といいます。）に運用を開始しました。2020年12月31日現在、当ファンド以外に、マニユライフ・インベストメンツ・トラスト・ストラテジック・インカム・ファンド、マニユライフ・インベストメンツ・トラスト・フローティング・レイト・インカム・ファンド、マニユライフ・インベストメンツ・トラスト・ストラテジック・インカム・オポチュニティーズ・ファンドおよびマニユライフ・インベストメンツ・トラスト・グローバル・アロケーション・ファンドの4サブ・ファンドが存在します。マニユライフ・インベストメンツ・トラスト・インベストメント・グレードCLOファンドは、2020年6月15日に償還しました。

2. 重要な会計方針の概要

財務書類の作成に当たって適用した主要な会計方針は、以下の通りです。これらの方針は、別段の記載が無い限り、表示されたすべての年度に一貫して適用されています。

（a）作成の基礎

財務書類は、香港公認会計士協会（以下「HKICPA」といいます。）によって発表された香港財務報告基準（以下「HKFRSs」といいます。）に準拠して作成されます。財務書類は、取得原価主義に基づいて作成されており、損益を通じて公正価値で測定される金融資産および金融負債（デリバティブ金融商品を含む）の再評価によって修正されます。

HKFRSsに基づく財務書類の作成において、受託会社および管理会社は、方針の適用ならびに資産および負債、収益および費用の報告金額に影響を与える判断、見積りおよび仮定を行うことが求められます。かかる見積りならびに付随する仮定は、過去の経験およびその状況下で合理的と考えられる複数のその他の要因に基づくものであり、その結果は、その他の情報源からは容易に明らかにならない資産および負債の帳簿価額についての判断を行う基礎となります。実際の結果はこれらの見積りと異なる可能性があります。

財政状態計算書において、資産および負債は流動性の高い順に表示されており、流動項目と非流動項目は区別されません。

2020年1月1日より効力を生じる基準および既存の基準の修正

ファンドの財務書類に重要な影響を及ぼす2020年1月1日から始まる年次期間より効力を生じる基準、修正基準および解釈指針はありません。

2020年1月1日以降、公表済みであるものの効力を生じておらず、かつファンドに早期適用もされない新基準、基準および解釈指針の修正

いくつかの新基準、基準および解釈指針の修正が、2020年1月1日から開始する年次期間に効力を生じたものの、当財務書類の作成に当たって早期適用されていません。いずれも、ファンドの財務書類に重要な影響を与えるものではないと考えられます。

（b）損益を通じて公正価値で測定される金融資産

分類

ファンドは、金融資産を管理するためのファンドのビジネス・モデルおよび金融資産の契約キャッシュ・フロー特性の両方に基づいて投資を分類しています。金融資産のポートフォリオは公正価値ベースで管理され、パフォーマンスは公正価値ベースで評価されます。ファンドは主に公正価値情報に焦点を当て、その情報を資産のパフォーマンスを評価するためおよび決定するために利用します。ファンドは、いかなる持分証券についても、その他の包括利益を通じた公正価値に指定する取消不能の選択を取っていません。ファンドの債務証券の契約キャッシュ・フローは、元利金のみですが、これらの有価証券は契約キャッシュ・フローの回収のために保有されているものでも、契約キャッシュ・フローの回収および売却の両目的のために保有されているものでもありません。契約キャッシュ・フローの回収は、ファンドのビジネス・モデルの目的をアーカイブすることに付随するものにすぎません。したがって、すべての投資は損益を通じて公正価値で測定されます。

公正価値がマイナスのデリバティブ契約は、損益を通じて公正価値で負債として表示されます。

認識、認識の中止および測定

投資の定期的な売買は、取引日、つまりファンドが当該投資の購入または売却を約定した日に認識されます。損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、公正価値で当初認識されます。取引費用は、包括利益計算書において発生時に費用処理されます。

金融資産は、投資からキャッシュ・フローを受ける権利が消滅した場合、またはファンドが実質的に所有に係るすべてのリスクと便益を移転した場合に認識を中止しています。

当初認識後は、損益を通じて公正価値で測定されるすべての金融資産は公正価値で測定されます。「損益を通じて公正価値で測定される金融資産」の公正価値の変動から生じる損益は、包括利益計算書に表示されます。

損益を通じて公正価値で測定される債券の利息は、実効金利に基づいて、包括利益計算書で利息収入として認識されます。

公正価値の見積り

以下は、財務報告上の評価基準を示しています。

- （ ）取引所に上場または取引されている投資は、最終取引価格に基づいて公正価値で評価されている。
- （ ）取引所に上場されていない、または取引の薄い投資は、ブローカーからの見積額を用いて評価される。

（c）収益

債務証券に係る利息収益は、包括利益計算書の利付証券利息に含まれます。変動利付証券以外の債務証券に係る利息収益は、実効金利法を用いて期間按分で認識されます。それ以外の収益は発生主義で計上されます。

実効金利法は、有利子資産の償却原価を計算し、関連する期間にわたって利息収益を配分する方法です。実効利率とは、金融商品の予想残存期間全体、または必要に応じてより短い期間を通じて、推定される将来の現金受取額を当該金融商品の純帳簿価額に正確に割り引くレートです。実効金利を計算する場合、ファンドは、金融商品のすべての契約条件（例えば、期限前返済オプション）を考慮してキャッシュ・フローを見積もりますが、将来の貸倒は考慮していません。計算には、実効金利の不可欠な部分である契約当事者間で受け取るすべての手数料およびポイント、取引費用ならびにその他のすべてのプレミアムまたは割引が含まれます。

（d）外貨換算

（ ）機能通貨および表示通貨

ファンドの財務書類に含まれる項目は、ファンドが運用する経済環境の通貨（以下「機能通貨」といいます。）を用いて測定されます。財務書類は、ファンドの機能通貨であり表示通貨である米ドル（以下「米ドル」といいます。）で表示されます。

（ ）取引と残高

外貨取引は、取引日の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算されます。外貨建て資産および負債は、財政状態計算書の日付現在の実勢為替レートを用いて機能通貨に換算されます。

換算から生じる為替差損益は、包括利益計算書の「為替差損益の純額」として表示されます。

損益を通じて公正価値で計上された金融資産および負債に関連する為替差損益は、「損益を通じて公正価値で測定される金融資産およびデリバティブ金融商品に係る実現純損失」および「損益を通じて公正価値で測定される金融資産およびデリバティブ金融商品に係る未実現利益 / 損失の純変動」として包括利益計算書に表示されます。

（e）費用

費用は、発生主義で会計処理されます。

（f）デリバティブ金融商品

未決済の先渡為替取引は、契約残存期間に適用される先渡為替レートを参照して、年度末日 / 期間末日に評価されます。活発な市場で取引される債券先物およびオプションの公正価値は、報告日の取引終了時点の最終取引市場価格に基づきます。活発な市場で取引されていないオプションの公正価値は、評価手法を用いて決定されます。ファンドは様々な方法を用いており、それぞれの報告日現在の市況を基に仮定を行います。使用される評価手法には、比較可能な直近の公正な取引の利用、実質的に同一の他の金融商品の参照、割引キャッシュ・フロー（DCF）分析、オプション価格算定モデルおよび市場参加者が最大限に市場インプットを利用し、事業体固有のインプットに極力依存しないように一般的に用いている他の評価手法が含まれます。未決済取引の未実現損益および決済取引の実現損益は、それぞれ「損益を通じて公正価値で測定される金融資産およびデリバティブ金融商品に係る未実現利益 / 損失の純変動」および「損益を通じて公正価値で測定される金融資産およびデリバティブ金融商品に係る実現純利益 / （損失）」として包括利益計算書に表示されます。

（g）受益証券の発行および買戻し

受益証券の発行および買戻しに係るすべての受取額および支払額は、受益者に帰属する純資産変動計算書の変動として表示されます。ファンドの純資産総額は日次で計算されます。発行および買戻しの価格は、入手可能な最新の価格評価に基づきます。

ファンドは、受益者の選択により買戻可能な、同一の権利をもたない2つのクラス受益証券を発行します。このような受益証券は金融負債に分類されます。受益証券は、ファンドの純資産総額の比例持分に等しい現金で、いつでもファンドに戻すことができます。

買戻可能受益証券は、受益者が受益証券をファンドに戻す権利を行使した場合に支払われるべき買戻額に対応する償却原価で、財政状態計算書の日付に計上されます。

受益証券は、発行または買戻の時点のファンドの受益証券1口当たり純資産価格に基づく価格で、受益者の選択で発行され、買い戻されます。ファンドの各クラスの受益証券1口当たり純資産価格は、クラスの受益者に帰属する純資産をクラスの発行済受益証券総数で除することによって計算されます。

（h）金融商品の相殺

認識された金額を相殺する法的に強制力のある権利が存在し、純額ベースで決済するか、資産の実現と負債の決済を同時に行う意図がある場合には、金融資産および負債は相殺され、財政状態計算書で報告される純額となります。法的に強制力のある権利は、将来の事象に左右されるものではなく、通常の業務およびファンドもしくは取引相手方の債務不履行、倒産または破産の場合に強制可能でなければなりません。

（ ）投資の売却未収金 / 購入未払金

投資の売却未収金 / 購入未払金は、それぞれ財政状態計算書の日に契約されているものの、未決済または引渡しが行われていないもの、売却した投資の未収金額および購入した投資の未払金額を示しています。売却未収金残高は、回収のために保持されます。

これらの金額は公正価値で当初認識され、その後は償却原価で測定されます。ファンドは、それぞれの報告日において、当初認識以降、信用リスクが著しく増加している場合には、売却未収金にかかる損失引当金を、残存期間予想信用損失に等しい金額で測定するものとします。報告日において、当初認識以降、信用リスクが著しく増加していない場合、ファンドは、12ヶ月の予想信用損失に等しい金額で損失引当金を測定するものとします。ブローカーの重大な財務上の困難、ブローカーが破産または財務再編に入る確率、支払いの不履行はすべて、損失引当金が必要となる可能性を示す指標と考えられています。信用リスクが減損していると考えられるまで増加した場合には、損失引当金を調整した総帳簿価額に基づいて金利収益を計算します。信用リスクの著しい増加は、経営陣によって支払期日30日超の契約上の支払として定義されます。支払期日90日超の契約上の支払は、信用が減損したとみなされます。

（j）現金および現金同等物

現金および現金同等物には、銀行預金が含まれています。

（k）受益者への分配

受益者に帰属する純資産は金融負債に分類されるため、クラスA（円ヘッジあり）、クラスA（円ヘッジなし）およびクラスA（米ドル）の受益者への分配は、財務書類において財務費用として表示されています。それらは、包括利益計算書で認識される収益（キャピタルゲインを含む場合もある）から最初に支払われ、その後、ファンドの受益証券の関連するクラスに帰属するファンドの資本から支払われることになります。

クラスA（円ヘッジあり）およびクラスA（円ヘッジなし）の受益者への分配は毎月で宣言され、自動的に同クラスの追加受益証券に再投資され、再投資日に申込価格で発行されます。

クラスA（米ドル）の受益者への分配は半年ごとに宣言されます。すべての分配は、関連する受益者が管理会社または受託会社に現金での分配を希望する旨を書面で知らせない限り、自動的に同クラスの追加受益証券に再投資されます。かかる追加受益証券は、再投資日に申込価格で発行されます。

（l）設立費用

ファンドの英文目論見書に従い、ファンド設立に関連する費用はファンドが負担します。募集および買戻純資産総額を計算するために、設立費用は、管理会社またはその正式な授權代理人が他の何らかの

方法を適用することを決定しない限り、ファンドの受益証券の当初募集期間終了から5会計年度末までの期間内に償却されます。HKFRSsでは、設立費用は発生した期間に費用として認識されます。

3. 発行済受益証券口数および受益者に帰属する受益証券1口当たり純資産

ファンドの資本はファンドの受益証券で表され、財政状態計算書の「受益者に帰属する純資産」として表示されます。年度/期間中の受益証券の申込および買戻しは、受益者に帰属する純資産変動計算書に表示されます。投資目的を達成するため、ファンドは、注記4に示す通り、投資方針に従って、買戻請求に応じるのに十分な流動性を維持しつつ、自己資本の運用に努めています。このような流動性は、流動性投資の保有によって増大します。

ファンドは、2020年12月31日現在、110,366,953米ドル（2019年：38,854,732米ドル）の負債に分類されるブット可能な金融商品を保有しています。2020年12月31日現在、ファンドはクラスA（円ヘッジあり）、クラスA（円ヘッジなし）およびクラスA（米ドル建て）の3つのクラス（2019年：2クラス）の受益証券を募集しています。

	2020年		
	クラスA （円ヘッジあり） 受益証券	クラスA （円ヘッジなし） 受益証券	クラスA （米ドル建て） 受益証券
前期繰越高	2,521,322	1,961,155	-
発行総数	612,827	164,538	709,672
再投資総数	87,732	83,448	-
買戻総数	(550,719)	(607,542)	(2,000)
次期繰越高	<u>2,671,162</u>	<u>1,601,599</u>	<u>707,672</u>
	2019年		
	クラスA （円ヘッジあり） 受益証券	クラスA （円ヘッジなし） 受益証券	クラスA （米ドル建て） 受益証券
前期繰越高	2,572,566	1,965,003	-
発行総数	167,226	159,367	-
再投資総数	100,109	102,029	-
買戻総数	(318,579)	(265,244)	-
次期繰越高	<u>2,521,322</u>	<u>1,961,155</u>	<u>-</u>

ファンドの英文目論見書に従って、ファンドの設立費用は、ファンドの申込みおよび買戻しのための純資産総額を計算するにあたり、最初の5年間にわたって償却されます。しかしながら、HKFRSsは、発生時に包括利益計算書において設立費用を費用計上することをファンドに要求しています。発生した設立費用のHKFRSsに従った費用計上と、ファンドの英文目論見書に示される設立費用の資産計上および原価償却との差額は、以下の純資産総額の調整となりました。

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
財政状態計算書上に報告される受益者に帰属する純資産	110,366,953	38,854,732
未償却の設立費用の調整	4,972	2,159
ファンドの英文目論見書に従った純資産総額	110,371,925	38,856,891

	2020年	2019年
受益者に帰属する受益証券1口当たり純資産（財政状態計算書上）		
クラスA（円ヘッジあり）	965円	943円
クラスA（円ヘッジなし）	917円	940円
クラスA（米ドル建て）	100.58米ドル	-

	2020年	2019年
受益者に帰属する受益証券1口当たりの純資産（発行および買戻しのための取引純資産価格）		
クラスA（円ヘッジあり）	964円	943円
クラスA（円ヘッジなし）	916円	940円
クラスA（米ドル建て）	100.45米ドル	-

4. 金融リスク管理

（a）金融リスク要因

ファンドの投資目的は、主に米国で発行される政府証券、社債ならびに証券化された確定利付証券および商品に投資することにより、高水準のインカム・ゲインを獲得し、市場周期全体にわたってトータル・リターンを最大化することにあります。

ファンドは、市場価格リスク、キャッシュ・フローおよび公正価値の金利リスク、信用および保管リスク、流動性リスクおよび為替リスクにさらされています。

リスクおよびこれらのリスクを管理するためにファンドが採用しているリスク管理方針は以下に詳述されます。

（b）市場価格リスク

市場価格リスクとは、その変動が個々の金融商品に固有の要因によるもの、もしくは市場のすべての商品に影響を与える要因によるものであるかに関わらず金融商品の価値が市場価格の変動によって変動するリスクをいいます。

すべての投資は、資本の損失リスクを示します。ファンドの市場価値は、（ ）慎重な有価証券の選択および（ ）投資ポートフォリオの分散を通じて管理されます。

期末現在の市場エクスポージャー全体の内訳は、以下の通りでした。

	2020年			2019年		
	公正価値 米ドル	取得原価 米ドル	純資産比率 (%)	公正価値 米ドル	取得原価 米ドル	純資産比率 (%)
金融資産						
損益を通じて公正価値で測定される金融資産 - 債務証券	109,067,689	107,292,431	98.82	38,194,309	37,468,980	98.30
デリバティブ金融資産（注記６）	24,649	-	0.02	156,640	-	0.40
金融負債						
デリバティブ金融負債（注記６）	333	-	0.00	2,541	-	0.01

市場エクスポージャー純額

以下の表は、2020年および2019年12月31日現在、損益を通じて公正価値で測定されるファンドが保有するすべての金融資産（デリバティブを除く）による裏付けとなる市場リスクを織り込んだ、様々な市場に対するファンドが有する市場エクスポージャーの純額を示したものです。

	2020年 米ドル相当額	2019年 米ドル相当額
以下の市場に対するエクスポージャー：		
オーストラリア	763,895	-
バミューダ	337,494	67,443
カナダ	1,084,757	694,341
ケイマン諸島	100,097	-
チリ	217,317	-
フランス	897,785	159,913
英国	1,630,822	664,216
アイルランド	518,018	213,066
メキシコ	528,717	-
オランダ	600,219	-
ノルウェー	757,172	-
パナマ	217,500	-
カタール	498,775	-
サウジアラビア	450,114	-
スペイン	233,051	-
アメリカ合衆国	100,231,956	36,395,330
	109,067,689	38,194,309

以下の表は、2020年および2019年12月31日現在の損益を通じて公正価値で測定される金融資産のセクター別エクスポージャーの概要を示したものです。

	2020年	2019年
	純資産比率 (%)	純資産比率 (%)
以下のセクターに対するエクスポージャー：		
航空	1.25	2.68
自動車	1.60	1.30
資本市場	13.25	18.76
化学	1.62	0.65
娯楽	1.77	1.75
金融	11.11	11.28
食品・飲料	0.42	0.14
政府	26.80	24.54
資本財	4.69	1.56
その他	7.33	5.33
モーゲージ	17.24	24.19
小売り	3.21	0.21
技術	8.16	5.65
運輸	0.37	0.26
	98.82	98.30

2020年および2019年12月31日現在、市場価格がファンドの純資産価額の10%を超える同一発行体の発行する投資はありませんでした。ファンドは主に債務証券に投資しているため、市場価格リスクの感応度分析が、下記の注記4（c）の金利感応度分析において開示されています。

（c）キャッシュ・フローおよび公正価値金利リスク

金利リスクとは、市場金利の変動により金融商品の価値が変動するリスクです。

金利リスクは、有利子資産および負債の公正価値や将来のキャッシュ・フローに係る市場金利の実勢レベルの変動が影響から生じるものです。ファンドはまた、キャッシュ・フロー金利リスクにファンドをさらす現金および現金同等物ならびに債券を保有しています。

以下の表は、ファンドの金利リスク・エクスポージャーを要約したものです。契約上の価格の再設定日または満期日のいずれか早い方で分類されたファンドの公正価値で測定される資産および負債が含まれています。

2020年12月31日現在：

	1年以下 米ドル	1年から 5年 米ドル	5年超 米ドル	無利息 米ドル	合計 米ドル
資産					
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	41,037,565	27,454,502	40,575,622	-	109,067,689
デリバティブ金融商品	-	-	-	24,649	24,649
その他の資産	-	-	-	5,853,465	5,853,465
現金および現金同等物	1,852,522	-	-	-	1,852,522
資産合計	42,890,087	27,454,502	40,575,622	5,878,114	116,798,325
負債					
デリバティブ金融商品	-	-	-	333	333
その他の負債	-	-	-	6,431,039	6,431,039
受益者に帰属する純資産	-	-	-	110,366,953	110,366,953
負債合計	-	-	-	116,798,325	116,798,325
金利感応度ギャップ合計	42,890,087	27,454,502	40,575,622		

2019年12月31日現在：

	1年以下 米ドル	1年から 5年 米ドル	5年超 米ドル	無利息 米ドル	合計 米ドル
資産					
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	19,462,493	7,202,924	11,528,892	-	38,194,309
デリバティブ金融商品	-	-	-	156,640	156,640
その他の資産	-	-	-	375,157	375,157
現金および現金同等物	509,960	-	-	-	509,960
資産合計	19,972,453	7,202,924	11,528,892	531,797	39,236,066
負債					
デリバティブ金融商品	-	-	-	2,541	2,541
その他の負債	-	-	-	378,793	378,793
受益者に帰属する純資産	-	-	-	38,854,732	38,854,732
負債合計	-	-	-	39,236,066	39,236,066
金利感応度ギャップ合計	19,972,453	7,202,924	11,528,892		

2020年12月31日現在、関連する金利が100ベース・ポイント低下／上昇し、他のすべての変数が一定であれば、当該年度の受益者に帰属する純資産の増減は、実質的に、債務証券の市場価格の増減から生じる約6,857,160米ドル(2019年：2,270,973米ドル)に相当します。さらに、変動金利によって損失を通じて公正価値で測定される金融資産に係る金利収益増加により、575,068米ドル（2019年：304,653米ドル）が発生します。これらは、市場金利の合理的な変化に関する経営陣の最善の見積りを表しています。

2020年および2019年12月31日現在、現金および現金同等物に係る金利リスクについて、管理会社は軽微であると考えています。したがって、2020年12月31日終了年度および2019年12月31日終了年度の金利リスク感応度分析は記載されません。

（d）信用および保管リスク

ファンドは、信用リスクにさらされており、それは発行体または取引相手方が期日に全額を支払うことができない、または支払意思がないというリスクです。

ファンドがさらされる信用リスクの主な集中は、ファンドの債務証券およびデリバティブ金融商品への投資から生じます。ファンドはまた、現金および現金同等物ならびに保管会社で保管される資産に係る信用リスクにもさらされます。以下の表は、2020年および2019年12月31日現在、銀行および保管会社に預けられた資産の概要を示したものです：

2020年12月31日現在：

	米ドル	長期発行体の信用格付	信用格付機関
<u>保管会社</u>			
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited	109,067,689	A A -	S & P
<u>デリバティブの取引相手方</u>			
HSBC Bank Hong Kong	24,649	A +	S & P
<u>銀行</u>			
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited	1,852,522	A A -	S & P

2019年12月31日現在：

	米ドル	長期発行体の信用格付	信用格付機関
<u>保管会社</u>			
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited	38,194,309	A A -	S & P
<u>デリバティブの取引相手方</u>			
HSBC Bank Hong Kong	156,640	A A -	S & P
<u>銀行</u>			
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited	509,960	A A -	S & P

ファンドは、債務証券の発行体が満期に元本および利息を返済できない可能性がある信用リスクにさらされています。ファンドが保有する債務証券は、（ ）単一発行体について純資産総額の最大10%の保有額、または（ ）1つの業種に対して最大25%のエクスポージャーという要件が課され、かつ（ ）ポートフォリオの平均的な信用格付B以上を維持するため、この信用リスクは、軽減されます。

H K F R S 第9号に基づいて、ファンドは、デフォルトの可能性、デフォルト時のエクスポージャー、デフォルトによる損失を用いて信用リスクと予想信用損失を計測します。経営陣は、予想信用損失を決定する際に、過去の分析と将来の予測情報の両方を考慮します。2020年および2019年12月31日現在、ブローカーへの預け金額ならびに現金額および短期預金額はすべて、信用格付けがA A - 以上の取引相手方に保有されています。経営陣は、これらの商品は債務不履行のリスクが低く、取引相手方が短期的に契約上の義務を履行する高い能力を有していることから、債務不履行の可能性はゼロに近いと考えています。その結果、当該減損はファンドにとって僅少であるため、12ヶ月の予想信用損失に基づく損失引当金は認識されません。

以下の表は、S & Pによる投資ポートフォリオの信用格付（実際のトランシェ）の概要です。

格付けカテゴリー別ポートフォリオ

格付け	2020年 純資産比率（％）	2019年 純資産比率（％）
A A A	3.17	5.98
A A + / A A / A A -	1.27	1.99
A + / A / A -	4.89	5.85
B B B + / B B B / B B B -	30.82	21.39
B B + / B B	1.09	0.62
B +	0.27	0.18
格付けなし*	57.31	62.29
合計	98.82	98.30

年度末現在、信用リスクに対する最大エクスポージャーは、財政状態計算書に示されている金融資産の帳簿価額です。

減損している資産はなく、期日を過ぎているが減損していない資産もありません。

* 管理会社が、ファンドの勘定で購入できる格付有価証券と同等の質の有価証券であると判断した場合には、格付けされていない有価証券（格付機関による格付を受けていない）を購入することができます。格付けされていない有価証券は、同等の格付けの有価証券よりも流動性が低いことがあり、管理会社が有価証券の比較信用格付けを正確に評価できないリスクを伴う場合があります。格付けされていない有価証券の発行体の信用力に関する分析は、格付けの高い発行体の確定利付証券よりも複雑な場合があります。管理会社が格付けのない有価証券に投資する限りにおいて、ファンドが投資目的を達成することができるかどうかは、管理会社が格付けの高い有価証券にのみ投資した場合よりも、管理会社の信用力分析に大きく依拠することがあります。投資運用会社は、投資運用会社により決定された投資適格範囲（B B B - 以上）で、ファンドの信用力の平均を維持することを意図しています。S & Pからの信用格付けがない場合、管理会社はムーディーズまたはフィッチからの信用格付けも考慮します。

（e）相殺およびマスター・ネットリングならびに類似の取引の対象となる金額

2020年および2019年12月31日現在、ファンドは、デリバティブ取引の相手方との間でのマスター・ネットリング契約の対象となっていました。ファンドのデリバティブ資産および負債は、すべて取引相手方で保有されており、ファンドが維持する証拠金残高は、デリバティブ・ポジションに関する担保を提供することを目的としています。

以下の表は、金融商品の種類ごとに、相殺、強制力のあるマスター・ネットリング契約および類似の契約の対象となるファンドの金融資産および負債を示したものです。

2020年12月31日現在、相殺、強制力のあるマスター・ネットリング契約および類似の契約の対象となる金融資産および負債：

	A	B	C = A - B
	認識済金融資産総額	財政状態計算書上で 相殺される認識済金融 負債総額	財政状態計算書上に 表示される金融資産 純額
詳細			
デリバティブ金融資産			
- 先渡為替取引	24,649	-	24,649
	24,649	-	24,649
デリバティブ金融負債			
- 先渡為替取引	333	-	333
	333	-	333

金融商品の取引相手方別の内訳は、以下のとおりです。

2020年12月31日現在、相殺、強制力のあるマスター・ネットティング契約および類似の契約の対象となる金融資産：

	C = A - B	D		E = C - D
	財政状態計算書上 に表示される金融 資産純額	財政状態計算書上で相殺されない関連 金額		純額
		D ()	D ()	
		金融商品	現金担保	
取引相手方				
HSBC Bank Hong Kong	24,649	333	-	24,316
	<u>24,649</u>	<u>333</u>	<u>-</u>	<u>24,316</u>
	<u><u>24,649</u></u>	<u><u>333</u></u>	<u><u>-</u></u>	<u><u>24,316</u></u>

2020年12月31日現在、相殺、強制力のあるマスター・ネットティング契約および類似契約の対象となる金融負債：

	C = A - B	D		E = C - D
	財政状態計算書上 に表示される金融 負債純額	財政状態計算書上で相殺されない関連 金額		純額
		D ()	D ()	
		金融商品	現金担保	
取引相手方				
HSBC Bank Hong Kong	333	333	-	-
	<u>333</u>	<u>333</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
	<u><u>333</u></u>	<u><u>333</u></u>	<u><u>-</u></u>	<u><u>-</u></u>

2019年12月31日現在、相殺、強制力のあるマスター・ネットィング契約および類似の契約の対象となる金融資産および負債：

	A	B	C = A - B
	認識済金融資産総額	財政状態計算書上で相殺される認識金融負債総額	財政状態計算書上に表示される金融資産純額
詳細			
デリバティブ金融資産			
- 先渡為替取引	156,640	-	156,640
	<u>156,640</u>	<u>-</u>	<u>156,640</u>
デリバティブ金融負債			
- 先渡為替取引	2,541	-	2,541
	<u>2,541</u>	<u>-</u>	<u>2,541</u>

金融商品の取引相手方別の内訳は、以下のとおりです。

2019年12月31日現在の、相殺、強制力のあるマスター・ネットィング契約および類似の契約の対象となる金融資産：

	C = A - B	D		E = C - D
	財政状態計算書上に表示される金融資産純額	財政状態計算書上で相殺されない関連金額		純額
		D ()	D ()	
		金融商品	現金担保	
取引相手方				
HSBC Bank Hong Kong	156,640	2,541	-	154,099
	<u>156,640</u>	<u>2,541</u>	<u>-</u>	<u>154,099</u>

2019年12月31日現在、相殺、強制力のあるマスター・ネットティング契約および類似契約の対象となる金融負債：

	C = A - B	D		E = C - D
	財政状態計算書上 に表示される金融 負債純額	財政状態計算書上で相殺されない関連 金額		純額
		D ()	D ()	
		金融商品	現金担保	
取引相手方				
HSBC Bank Hong Kong	2,541	2,541	-	-
	<u>2,541</u>	<u>2,541</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
	<u><u>2,541</u></u>	<u><u>2,541</u></u>	<u><u>-</u></u>	<u><u>-</u></u>

ファンドおよびその取引相手方は、すべての取引をグロス・ベースで決済することを選択していますが、他方の当事者の債務不履行の際、各当事者ともすべての未決済契約を純額ベースで決済するオプションを有します。マスター・ネットティング契約の条項によれば、債務不履行には以下が含まれます。

- ・ 当事者による期日の支払不履行
- ・ 当事者による契約上要求される義務の不履行
- ・ 破産

（f）流動性リスク

流動性リスクとは、ファンドが、買戻請求を含む負債を決済する際に困難となるリスクです。

ストラクチャード証券に関しては、比較的簡素な有価証券よりもボラティリティが高く、流動性は低く、正確な価格が困難な場合もあります。負債債務における売買取引のタイミングは、負債債務の価値が一般的に実勢金利と反比例に変動するため、資本の評価増減をもたらす可能性があります。

以下の表は、ファンドの金融負債を、年度末現在から契約上の満期日までの残存期間に基づき、関連する満期グループを分析したものです。表中の金額は、契約上の割引前キャッシュ・フローです。割引の影響は僅かであるため、12ヶ月以内に支払期限の到来する残高は帳簿残高と等しくなっています。

	3 か月以下 米ドル	3 か月超 米ドル	合計 米ドル
2020年12月31日現在			
デリバティブ金融負債	333	-	333
投資購入未払金	6,330,968	-	6,330,968
その他の未払金	100,071	-	100,071
受益者に帰属する純資産	110,366,953	-	110,366,953
金融負債合計	116,798,325	-	116,798,325

	3 か月以下 米ドル	3 か月超 米ドル	合計 米ドル
2019年12月31日現在			
デリバティブ金融負債	2,541	-	2,541
投資購入未払金	318,681	-	318,681
その他の未払金	60,112	-	60,112
受益者に帰属する純資産	38,854,732	-	38,854,732
金融負債合計	39,236,066	-	39,236,066

ファンドが締結したすべてのデリバティブ金融商品は純額ベースで決済されます。

ファンドは、主に3か月以内に現金化できると予想される債務証券に投資することによって、流動性リスクを管理しています。以下の表は、ファンドが保有する資産の予想流動性を示しています：

	3 か月以下 米ドル	3 か月超 米ドル	合計 米ドル
2020年12月31日現在			
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	109,067,689	-	109,067,689
デリバティブ金融資産	24,649	-	24,649
利付証券にかかる未収利息	376,911	180,762	557,673
預金未収利息	-	-	-
受益証券発行手取金	3,630,179	-	3,630,179
投資売却未収金	1,665,613	-	1,665,613
現金および現金同等物	1,852,522	-	1,852,522
資産合計	116,617,563	180,762	116,798,325

	3 か月以下 米ドル	3 か月超 米ドル	合計 米ドル
2019年12月31日現在			
損益を通じて公正価値で測定される 金融資産	38,194,309	-	38,194,309
デリバティブ金融資産	156,640	-	156,640
利付証券にかかる未収利息	184,094	31,770	215,864
預金未収利息	6	-	6
投資売却未収金	159,287	-	159,287
現金および現金同等物	509,960	-	509,960
資産合計	<u>39,204,296</u>	<u>31,770</u>	<u>39,236,066</u>

（g）為替リスク

為替リスクとは、他の通貨建ての金融商品の価値が為替レートの変動により増減するリスクです。

ファンドは、ファンドの機能通貨および表示通貨である米ドル以外の通貨建て金融資産および負債を有しています。したがって、他の通貨建ての資産および負債の価値が為替レートの変動により増減するため、ファンドは為替リスクにさらされています。管理会社は、為替レートの変動をヘッジするために随時先渡為替取引を行います。経営陣は、為替レートの変動に対する通貨オプションの感応度を重要でないと思っているため、以下の分析には含めていません。

以下の表は、主要な異なる通貨に対するファンドのネット・エクスポージャーの概要です。

	2020年	2019年
	米ドル相当額	米ドル相当額
日本円	24,820,662	21,928,961

年度末日現在、未決済の先渡為替取引に係る通貨リスクに対するエクスポージャーの総額は、注記6に開示されています。

以下の表は、ファンドがさらされている上記エクスポージャーにおける為替の変動による受益者に帰属する純資産への影響の概要を示すものです。これは、他の変数を一定とした上で、為替レートがそれぞれの割合だけ増減したと仮定して分析を行ったものです。これは、為替レートの合理的な変化に関する経営陣の最善の見積りを表しています。

	2020年		2019年	
	為替レートの変動 (+ / -)	影響額 (米ドル) (+ / -)	為替レートの変動 (+ / -)	影響額 (米ドル) (+ / -)
日本円	5 %	1,241,033	5 %	1,096,448

（h）公正価値見積

活発な市場で取引されている金融資産および負債の公正価値（売買目的有価証券など）は、年度期日の取引終了時の市場価格に基づいています。ファンドは、金融資産および金融負債の両方について、最終取引価格を公正価値評価のインプットとして使用しました。

活発な市場とは、資産または負債の取引が、価格情報を継続的に提供するのに十分な頻度と取引量で行われる市場です。

金融商品は、市場価格が取引所、ディーラー、ブローカー、業界グループ、価格設定サービスまたは規制機関から容易かつ定期的に入手できる場合に、活発な市場で提示されるものとみなされ、その価格は、実際にかつ定期的に発生している市場取引を独立当事者間ベースで表しています。

その他の未収金および未払金の減損引当金を控除した帳簿価額は、その公正価値に近似すると仮定されます。開示目的での金融負債の公正価値は、類似の金融商品についてファンドが利用可能な現行の市場金利で将来の契約上のキャッシュ・フローを割り引くことにより見積もられます。

公正価値ヒエラルキーには、以下のレベルがあります。

- ・ 事業体が測定日に入手可能な同一の資産または負債についての活発な市場における（未調整の）公表価格（レベル1）。
- ・ 資産または負債に関して直接的または間接的に観察可能な、レベル1に含まれる公表価格以外のインプット（レベル2）。
- ・ 資産または負債に関する観察不能なインプット（レベル3）。

公正価値測定を全体として分類する公正価値ヒエラルキーのレベルは、公正価値測定全体にとって重要な最低レベルのインプットに基づいて決定されます。そのために、インプットの重要性は公正価値測定全体に対して評価されます。公正価値測定において、観察不能なインプットに基づいて重要な調整を必要とする観測可能なインプットを使用する場合、当該測定はレベル3測定です。公正価値測定全体に対する特定のインプットの重要性を評価するには、資産または負債に特有の要因を検討した判断が必要です。

「観察可能」を構成するものの決定は、ファンドによる重要な判断を必要とします。ファンドは、観察可能なデータとは、入手が容易で、定期的に配布または更新され、信頼性がありかつ検証可能であり、専有的ではなく、かつ、関連する市場に積極的に関与している独立した情報源から提供された市場データのことであり、と考えます。

以下の表は、公正価値ヒエラルキーにおいて、2020年および2019年12月31日時点の公正価値で測定されたファンドの投資(クラス別)を分析したものです。開示された公正価値測定はすべて、経常的な公正価値測定です。

2020年12月31日現在

	レベル１ 米ドル	レベル２ 米ドル	レベル３ 米ドル	合計 米ドル
資産				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
- 債務証券	-	109,067,689	-	109,067,689
デリバティブ金融資産	-	24,649	-	24,649
資産合計	-	109,092,338	-	109,092,338
負債				
デリバティブ金融負債	-	333	-	333
負債合計	-	333	-	333

2019年12月31日現在

	レベル１ 米ドル	レベル２ 米ドル	レベル３ 米ドル	合計 米ドル
資産				
損益を通じて公正価値で測定する金融資産				
- 債務証券	-	38,194,309	-	38,194,309
デリバティブ金融資産	-	156,640	-	156,640
資産合計	-	38,350,949	-	38,350,949
負債				
デリバティブ金融負債	-	2,541	-	2,541
負債合計	-	2,541	-	2,541

活発な市場の市場価格に基づいて評価される投資対象はレベル１に分類され、上場デリバティブを含みます。ファンドは、これらの金融商品の市場価格を調整しません。

活発ではないと考えられるものの、市場価格、ディーラーの気配値または観察可能なインプットに裏付けられた代替の価格情報源に基づいて評価される市場で取引される金融商品はレベル２に分類されます。これには、公表されている債務証券および先渡為替取引が含まれます。レベル２の投資対象には、活発な市場で取引されていないポジションおよび譲渡制限の対象となるポジションが含まれるため、一般的に入手可能なマーケット情報に基づいて、流動性の欠如や譲渡非流動性を反映して評価額を調整することがあります。ファンドは、2020年および2019年12月31日現在、レベル２に分類されている公表されている債券および先物為替予約への投資を保有していました。

レベル３に分類された投資対象は、頻繁に取引されないため、重要な観察不能インプットを有しています。2020年および2019年12月31日現在、ファンドはレベル３に分類される投資対象を保有していませんでした。2020年12月31日および2019年12月31日現在、公正価値ヒエラルキーのレベル間での移動は行われていません。

報告日現在の財政状態計算書上のファンドの資産および負債（損益を通じて公正価値評価する金融資産および負債を除く）は、償却原価で計上されており、その帳簿価額は公正価値の合理的な近似値です。

５．損益を通じて公正価値で測定される金融資産およびデリバティブ金融商品に係る純利益／（損失）

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
損益を通じて公正価値で測定される金融資産およびデリバティブ金融商品に係る実現純利益	2,055,989	1,044,808
損益を通じて公正価値で測定される金融資産およびデリバティブ金融商品に係る未実現利益の純変動	774,756	410,377
	<u>2,830,745</u>	<u>1,455,185</u>

６．デリバティブ金融商品

	2020年 米ドル	2019年 米ドル
デリバティブ金融資産		
- 先渡為替取引	24,649	156,640
デリバティブ金融資産合計	<u>24,649</u>	<u>156,640</u>
デリバティブ金融負債		
- 先渡為替取引	333	2,541
デリバティブ金融負債合計	<u>333</u>	<u>2,541</u>

2020年および2019年12月31日現在の未決済の先渡為替取引の詳細は以下のとおり要約されます：

2020年12月31日現在：

履行契約	交換金額	決済日	公正価値 (米ドル)
オープン取引：			
22,960,888米ドル	2,372,647,291日本円	2021年 1 月29日	22,335
927,661米ドル	96,005,000日本円	2021年 1 月29日	2,314
			<u>24,649</u>
907,798米ドル	93,681,000日本円	2021年 1 月29日	(333)
			<u>(333)</u>

2019年12月31日現在：

履行契約	交換金額	決済日	公正価値 (米ドル)
オープン取引：			
22,289,059米ドル	2,434,772,136日本円	2020年 1 月31日	<u>156,640</u>

156,640

56,075,000日本円

514,197米ドル

2020年 1 月31日

(2,541)

(2,541)

7. 税金

（a）ケイマン諸島

管理会社は、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）第81条に基づき、トラストの設立日から50年間、収益または資本性資産、利得もしくは評価益に課される税金、または財産税もしくは相続税の性質を有する税金を課するケイマン諸島の法律は、本トラストに含まれるかまたは本トラストに起因する財産もしくは収益に、または当該財産もしくは収益に関連する受託会社もしくは受益者には適用されないという保証を、ケイマン諸島の内閣の総督から受け取りました。ケイマン諸島では、受益証券の譲渡または買戻しには印紙税は課されません。

トラストは、ケイマン諸島では課税されませんが、その投資から生じる収益または利得に関して他の国で源泉徴収される可能性がある税金に対して責任を負うことがあります。当該税金の対象となる収益は、税込みで認識され、それに対応する源泉徴収が税金費用として認識されます。

（b）香港

ファンドは、以下の場合にのみ香港事業所得税にさらされることになります。

- 香港において、自らの勘定で、またはファンドに代わって交渉し締結する裁量権を有し、かつ、かかる裁量権を定期的に行使する香港での代理人としての他者を通じて、取引または事業を行っていること
- 2006年収益（オフショア・ファンドに対する課税免除）条例、内国歳入条例（改正）（第2号）（2015年）および2019年内国歳入条例（サブ・ファンドに対する所得税免除）（総称して「条例」といいます。）により免除されない

ファンドが法令上免除されず、香港での取引または事業を営むものとして取り扱われる場合、現在16.5%の税率である事業所得税の義務は、香港で発生する、または香港から派生するいかなる所得に関しても生じ、資本性でない所得または内国歳入法上免除となる所得に関しても生じることがあります。管理会社は、2020年12月31日および2019年12月31日現在、そのような課税エクスポージャーは存在しないと考えているため、香港事業所得税の引当は行われていません。

8. 関連当事者間取引

以下は、ファンドおよび受託会社、管理会社およびその関連当事者間の、年度中に締結された重要な関連当事者間取引の概要です。関連当事者は、HKAS第24号「関連当事者の開示」で定義されているものです。ファンドおよび関連当事者間の年度中に締結されたすべての取引は、通常の業務過程および通常の取引条件で行われました。

（a）運用報酬

管理会社は、受益証券の全クラスについて、日次で発生し毎月後払いされる、純資産総額の年率のパーセンテージとしての運用報酬（現在、純資産総額の上限年率0.6%）を受け取る権利を有します。

2020年12月31日および2019年12月31日に終了した年度において、管理会社は112,690米ドル（2019年：99,333米ドル）の運用報酬を受ける権利を有していました。2020年12月31日現在、20,676米ドル（2019年：8,328米ドル）の運用報酬が管理会社に対して未払いでした。

（b）受託、保管および管理事務報酬

受託会社は、各評価日に発生し、毎月後払いで支払われる受託、保管、管理事務報酬を受け取る権利を有しており、ファンドの純資産総額の上限年率0.1%として計算されます。

受託、保管および管理事務報酬には、後払費用に加えて立替費用（副保管手数料を含む）ならびに取引費用がすべて含まれます。

2020年12月31日に終了した年度において、受託会社は12,000米ドル（2019年：12,000米ドル）の受託会社報酬を受け取る権利がありました。2020年12月31日現在、998米ドル（2019年：998米ドル）の受託会社報酬が受託会社に対して未払いでした。

12月31日に終了した年度について、受託会社は以下の報酬を受け取る権利を有していました。

	2020年 報酬権利 米ドル	2019年 報酬権利 米ドル
保管および手続費用	24,194	21,441
受託会社報酬	12,000	12,000
評価費用	55,400	50,000
取引取扱手数料	11,428	7,184
会計およびその他の専門家報酬	3,500	3,500
その他運営費用	12,637	12,072
合計	119,159	106,197

2020年12月31日現在、16,873米ドル（2019年：10,679米ドル）の受託、保管および管理事務報酬が受託会社に対して未払いでした。

（ｃ）連絡代理人報酬

管理会社は、管理会社の関係会社であるマニユライフ・インベストメント・マネジメント（ジャパン）リミテッド（以下「ＭＩＭＪ」といいます。）を、管理会社代行サービス会社に任命しました。ＭＩＭＪは、管理会社代行サービス会社報酬（純資産総額の年率）を受け取る権利を有しており、現在、クラスＡ（米ドル建て）受益証券の純資産総額の年率0.33％で、毎日発生し、毎月後払いで支払われます。

2020年12月31日に終了した年度において、マニユライフ・インベストメント・マネジメント（ジャパン）リミテッドは23,776米ドル（2019年：なし）の管理会社代行サービス会社報酬を受け取る権利を有していました。2020年12月31日現在、12,679米ドル（2019年：なし）の連絡代理人報酬が連絡代理人に対して未払いでした。

９．分配金

クラスＡ（円ヘッジあり）およびクラスＡ（円ヘッジなし）の受益者への分配金は、まず包括収益計算書で認識される収益（キャピタル・ゲインを含む可能性がある）から支払われ、その後、ファンドの受益証券の関連するクラスに起因するファンドの資本から支払われます。

クラスＡ（円ヘッジあり）およびクラスＡ（円ヘッジなし）の受益者への分配金は、月次で宣言され、自動的に同じクラスの追加受益証券に再投資され、再投資日に申込価格で発行されました。2020年12月31日終了年度の直近分配金は、クラスＡ（円ヘッジあり）が３円（2019年は３円）、クラスＡ（円ヘッジなし）が４円（2019年は４円）でした。

2020年12月31日および2019年12月31日に終了した年度において、クラスＡ（米ドル建て）について分配金は宣言されませんでした。

2020年 米ドル	2019年 米ドル
--------------	--------------

12月31日終了年度 / 期間中の分配

クラス A（円ヘッジあり）	787,231	865,219
クラス A（円ヘッジなし）	736,389	872,761
分配合計	1,523,620	1,737,980

10．後発事象

ファンドは、2020年4月9日付で、クラス A（豪ドルヘッジあり）の新クラスを設定しました。

11．財務書類の承認

財務書類は、2021年4月27日付で、受託会社および管理会社によって承認されました。

（３）【投資有価証券明細表等】

ファンドの財務書類原文には、投資有価証券明細表の開示が行われていないため、記載することができません。ファンドの組入銘柄の詳細につきましては、次ページ＜参考情報＞をご参照ください。

[次へ](#)

< 参考情報 >

投資サマリー

投資対象	保有高	単価	時価	国名	純資産 比率 (%)
US TREASURY .375% 30/11/2025	9,326,000	100.1108	9,336,333	アメリカ合衆国	8.46
US TREASURY .125% 30/11/2022	5,805,000	100.0096	5,805,555	アメリカ合衆国	5.26
US TREASURY .125% 31/10/2022	4,480,000	100.0091	4,480,410	アメリカ合衆国	4.06
US TREASURY N/B 2.5% 15/02/2045	2,832,000	118.9618	3,368,999	アメリカ合衆国	3.05
US TREASURY N/B 0.875% 15/11/2030	3,310,000	99.55004	3,295,106	アメリカ合衆国	2.99
FANNIE MAE OR FREDDIE MAC FRN 25/04/2050	2,103,000	103.7344	2,181,534	アメリカ合衆国	1.98
FANNIE MAE OR FREDDIE MAC FRN 01/01/2050	1,415,000	105.2891	1,489,840	アメリカ合衆国	1.35
FANNIE MAE POOL FRN 01/10/2050	1,345,000	103.7687	1,395,689	アメリカ合衆国	1.26
FANNIE MAE POOL FRN 01/12/2049	1,350,000	91.54062	1,235,798	アメリカ合衆国	1.12
US TREASURY 1.375% 15/08/2050	1,321,000	93.26796	1,232,070	アメリカ合衆国	1.12
FREDDIE MAC GOLD POOL FRN 01/04/2045	2,580,000	41.7624	1,077,470	アメリカ合衆国	0.98
US TREASURY BOND 2.75% 15/11/2042	863,000	123.5684	1,066,395	アメリカ合衆国	0.97
FANNIE MAE POOL FRN 01/04/2050	1,000,000	100.9248	1,009,248	アメリカ合衆国	0.91
FREDDIE MAC POOL FRN 01/05/2050	950,000	102.3795	972,606	アメリカ合衆国	0.88
FANNIE MAE POOL FRN 01/12/2050	925,000	104.3168	964,930	アメリカ合衆国	0.87
FREDDIE MAC POOL FRN 01/02/2050	1,000,000	92.78761	927,876	アメリカ合衆国	0.84
FREDDIE MAC POOL FRN 01/08/2050	685,000	103.3658	708,056	アメリカ合衆国	0.64
FANNIE MAE POOL FRN 01/01/2050	750,000	85.4581	640,936	アメリカ合衆国	0.58
FREDDIE MAC POOL FRN 01/04/2050	750,000	83.64871	627,365	アメリカ合衆国	0.57
FANNIE MAE POOL FRN 01/04/2050	600,000	93.3392	560,035	アメリカ合衆国	0.51
BROADCOM INC (REG) 4.75% 15/04/2029	463,000	119.0681	551,285	アメリカ合衆国	0.50
FANNIE MAE POOL FRN 01/11/2050	500,000	104.0642	520,321	アメリカ合衆国	0.47
FREDDIE MAC POOL FRN 01/10/2049	634,923	78.59237	499,001	アメリカ合衆国	0.45
COMCAST CORP (REG) 4.15% 15/10/2028	407,000	119.7202	487,261	アメリカ合衆国	0.44
FANNIE MAE POOL FRN 01/09/2050	459,000	102.9311	472,454	アメリカ合衆国	0.43
FREDDIE MAC POOL FRN 01/12/2049	580,000	80.46558	466,700	アメリカ合衆国	0.42
FREDDIE MAC POOL FRN 01/09/2050	445,000	104.5968	465,456	アメリカ合衆国	0.42
FANNIE MAE POOL FRN 01/09/2050	450,000	103.0587	463,764	アメリカ合衆国	0.42
US TREASURY NOTE 3.125% 15/11/2041	347,000	130.4589	452,692	アメリカ合衆国	0.41
GOLDEN CREDIT CARD TRUST SER 4X CL A FRN 15/08/2025	400,000	108.1302	432,521	カナダ	0.39
FANNIE MAE POOL FRN 01/06/2050	470,000	89.19838	419,232	アメリカ合衆国	0.38
FN BM1277 FRN 01/05/2047	700,000	54.14683	379,028	アメリカ合衆国	0.34
FREDDIE MAC POOL FRN 01/01/2050	388,000	94.55223	366,863	アメリカ合衆国	0.33
NISOURCE INC 1.7% 15/02/2031	344,000	99.51055	342,316	アメリカ合衆国	0.31
FANNIE MAE POOL FRN 01/04/2047	470,000	71.17327	334,514	アメリカ合衆国	0.30
MICRON TECHNOLOGY INC (REG) 4.185% 15/02/2027	276,000	119	328,440	アメリカ合衆国	0.30
FANNIE MAE POOL FRN 01/03/2050	400,000	80.85326	323,413	アメリカ合衆国	0.29
BOEING CO (REG) 3.2% 01/03/2029	308,000	104.9947	323,384	アメリカ合衆国	0.29
PRUDENTIAL FINANCIAL INC (REG) VAR 01/10/2050	296,000	105.3203	311,748	アメリカ合衆国	0.28
FANNIE MAE POOL FRN 01/11/2045	616,000	50.08215	308,506	アメリカ合衆国	0.28
AKER BP ASA (SER REGS) (REG S) 2.87 5% 15/01/2026	300,000	101.7455	305,236	ノルウェー	0.28
WELLS FARGO & COMPANY SER U (REG) VAR PERP 29/12/2049	267,000	113.5496	303,177	アメリカ合衆国	0.27
FREDDIE MAC GOLD POOL FRN 01/10 /2046	475,000	62.94097	298,970	アメリカ合衆国	0.27

投資対象	保有高	単価	時価	国名	純資産 比率 (%)
SANTANDER HOLDINGS USA (REG) 3.244% 05/10/2026	270,000	108.7449	293,611	アメリカ合衆国	0.27
FREDDIE MAC POOL FRN 01/04/2047	400,000	73.0495	292,198	アメリカ合衆国	0.26
MICRON TECHNOLOGY INC (REG) 5.327% 06/02/2029	228,000	125.25	285,570	アメリカ合衆国	0.26
METLIFE INC (REG) 6.4% 15/12/2036	219,000	128.6416	281,725	アメリカ合衆国	0.26
FREDDIE MAC POOL FRN 01/01/2050	320,000	88.02293	281,673	アメリカ合衆国	0.26
STATE OF QATAR SER REGS (REG) 5.103% 23/04/2048	200,000	140.334	280,668	カタール	0.25
GENERAL MOTORS FINL CO (REG) 3.6% 2 1/06/2030	251,000	111.3024	279,369	アメリカ合衆国	0.25
REGIONS FINANCIAL CORP (REG) 2.25% 18/05/2025	264,000	105.6771	278,987	アメリカ合衆国	0.25
MORGAN STANLEY VAR 28/04/2026	264,000	105.6635	278,952	アメリカ合衆国	0.25
CITIZENS FINANCIAL GROUP (REG) 2.85% 27/07/2026	250,000	111.3339	278,335	アメリカ合衆国	0.25
GOLDMAN SACHS GROUP INC (REG) 3.85% 26/01/2027	244,000	113.6564	277,322	アメリカ合衆国	0.25
ABBVIE INC (REG) 3.2% 21/11/2029	245,000	112.4332	275,461	アメリカ合衆国	0.25
CNH INDUSTRIAL CAP LLC 1.875% 15/01 /2026	263,000	104.3676	274,487	アメリカ合衆国	0.25
CREDIT AGRICOLE SA (SER REGS) (REG S) (REG) 3.25% 14/01/2030	250,000	109.5415	273,854	フランス	0.25
HCA INC (REG) 4.125% 15/06/2029	228,000	116.5	265,620	アメリカ合衆国	0.24
PORT AUTH OF NEW YORK & NEW JE 1.086% 01/07/2023	261,000	101.714	265,474	アメリカ合衆国	0.24
CHARTER COMM OPT LLC/CAP (REG) 4.2% 15/03/2028	230,000	115.3477	265,300	アメリカ合衆国	0.24
UNITED AIR 2020-1 A PTT (SER 20-1) 5.875% 15/10/2027	245,000	108.2188	265,136	アメリカ合衆国	0.24
FREDDIE MAC FRN 01/11/2047	485,000	54.47669	264,212	アメリカ合衆国	0.24
ZIONS BANCORP NA (REG) 3.25% 29/10/ 2029	250,000	105.3598	263,399	アメリカ合衆国	0.24
CARRIER GLOBAL CORP (REG) 2.242% 15/02/2025	250,000	105.2614	263,153	アメリカ合衆国	0.24
TOWD POINT MORTGAGE TRUST 2018-1 SE R 1X CL A1 FRN 25/01/2058	459,000	57.0323	261,778	アメリカ合衆国	0.24
COSTAR GROUP INC (SER REGS) (REG S) (REG) 2.8% 15/07/2030	250,000	104.2725	260,681	アメリカ合衆国	0.24
FANNIE MAE POOL FRN 01/10/2050	250,000	103.5809	258,952	アメリカ合衆国	0.23
SANTANDER HOLDINGS USA (SER FXD) (R EG) 3.5% 07/06/2024	238,000	108.2467	257,627	アメリカ合衆国	0.23
MICROCHIP TECHNOLOGY INC (REG) 4.333% 01/06/2023	238,000	108.2402	257,612	アメリカ合衆国	0.23
VERIZON COMMUNICATIONS (REG) 4.329% 21/09/2028	214,000	120.1555	257,133	アメリカ合衆国	0.23
BANK OF AMERICA CORP (REG) VAR 23/07/2029	216,000	119.0291	257,103	アメリカ合衆国	0.23
JPMORGAN CHASE & CO (REG) 2.95% 01/10/2026	231,000	110.9141	256,212	アメリカ合衆国	0.23
PROGRESS RESIDENTIAL TRUST (REG S) FRN 17/04/2037	250,000	101.841	254,603	アメリカ合衆国	0.23
FANNIE MAE POOL FRN 01/01/2050	305,000	82.76476	252,433	アメリカ合衆国	0.23
AMERICAN TOWER CORP (REG) 3.55% 15/07/2027	223,000	113.0223	252,040	アメリカ合衆国	0.23
BANK OF AMERICA CORP (SER DD) (REG) VAR PERP 31/12/2049	215,000	117.1337	251,837	アメリカ合衆国	0.23
FREDDIE MAC FRN 01/12/2049	270,000	92.4767	249,687	アメリカ合衆国	0.23
COLONIAL ENTERPRISES INC (SER REGS) (REG S) (REG) 3.25% 15/05/2030	220,000	113.3395	249,347	アメリカ合衆国	0.23
CHARTER COMM OPT LLC/CAP 4.8% 01/03 /2050	209,000	119.1453	249,014	アメリカ合衆国	0.23
ORACLE CORP (REG) 2.95% 01/04/2030	223,000	111.5677	248,796	アメリカ合衆国	0.23
DOLLAR TREE INC (REG) 4.2% 15/05/2028	210,000	118.3431	248,520	アメリカ合衆国	0.23
SHIRE ACQ INV IRELAND DA (REG) 3.2% 23/09/2026	221,000	111.8869	247,270	アメリカ合衆国	0.22
CHARTER COMMUNICATIONS OPERATING LLC/CAP (REG) 6.484% 23/10/2045	174,000	141.8161	246,760	アメリカ合衆国	0.22
DB MASTER FINANCE LLC SER 1X CL A2I FRN 20/05/2049	240,000	101.6461	243,951	アメリカ合衆国	0.22

投資対象	保有高	単価	時価	国名	純資産 比率 (%)
ORBIA ADVANCE CORP SAB (SER REGS) (REG S) (REG) 5.5% 15/01/2048	200,000	121.5385	243,077	メキシコ	0.22
EXPEDIA INC SER WI (REG) 5% 15/02/2026 W/I	218,000	111.462	242,987	アメリカ合衆国	0.22
VERIZON COMMUNICATIONS (REG) 2.65% 20/11/2040	241,000	100.525	242,265	アメリカ合衆国	0.22
FREDDIE MAC FRN 01/12/2046	385,000	62.75397	241,603	アメリカ合衆国	0.22
FREDDIE MAC GOLD POOL FRN 01/09 /2047	415,000	58.13652	241,267	アメリカ合衆国	0.22
WELLS FARGO & COMPANY (SER MTN) VAR 02/06/2028	226,000	106.4528	240,583	アメリカ合衆国	0.22
GEORGIA-PACIFIC LLC (SER REGS) (REG S) (REG) 2.3% 30/04/2030	225,000	106.5875	239,822	アメリカ合衆国	0.22
AMAZON.COM INC SER WI (REG) 3.15% 22/08/2027	210,000	113.7878	238,954	アメリカ合衆国	0.22
GE CAPITAL INTL FUNDING (REG) 4.418% 15/11/2035 W/I	200,000	119.2994	238,599	アイルランド	0.22
BANK OF AMERICA CORP (SER MTN) (REG) 3.248% 21/10/2027	213,000	111.9429	238,438	アメリカ合衆国	0.22
FANNIE MAE POOL FRN 01/11/2047	395,000	60.28128	238,111	アメリカ合衆国	0.22
SAUDI INTERNATIONAL BOND (SER REGS) (REG S) (REG) 4.375% 16/04/2029	200,000	118.8338	237,668	サウジアラビア	0.22
WELLS FARGO & CO SER MTN (REG) 3.55% 29/09/2025	212,000	112.0876	237,626	アメリカ合衆国	0.22
ANGLO AMERICAN CAPITAL (SER REGS) (REG S) (REG) 4.75% 10/04/2027	200,000	118.61	237,220	英国	0.21
COMCAST CORP (REG) 4.049% 01/11/2052	187,000	126.8029	237,121	アメリカ合衆国	0.21
CITIGROUP INC (REG) 3.2% 21/10/2026	212,000	111.4062	236,181	アメリカ合衆国	0.21
WILLIAMS COMPANIES INC (REG) 4.55% 24/06/2024	210,000	111.8353	234,854	アメリカ合衆国	0.21
AUST & NZ BANKING GROUP (REG) SER REGS VAR PERP	200,000	117.1855	234,371	オーストラリア	0.21
DISCOVER FINANCIAL SVS (REG) 3.95% 06/11/2024	211,000	110.7855	233,757	アメリカ合衆国	0.21
BANCO SANTANDER SA (REG) 4.379% 12/04/2028	200,000	116.4857	232,971	スペイン	0.21
MICROCHIP TECHNOLOGY INC (SER REGS) (REG S) .972% 15/02/2024	230,000	100.3908	230,899	アメリカ合衆国	0.21
MYRIAD INT HOLDING SER (REG S) (REG) 5.5% 21/07/2025	200,000	115	230,000	南アフリカ	0.21
LLOYDS BANKING GROUP PLC 4.45% (REG) 08/05/2025	200,000	114.4098	228,820	英国	0.21
CHARTER COMM OPT LLC/CAP (REG) 5.75% 01/04/2048	174,000	130.7007	227,419	アメリカ合衆国	0.21
BPCE (REG S) 5.7% 22/10/2023	200,000	113.25	226,500	フランス	0.21
MACQUARIE BANK LTD SER REGS 4.875% 10/06/2025	200,000	113.1735	226,347	オーストラリア	0.21
BPCE (REG S) 4.5% 15/03/2025	200,000	112.7055	225,411	フランス	0.20
PRUDENTIAL FINANCIAL INC (REG) VAR 15/09/2042	210,000	106.7935	224,266	アメリカ合衆国	0.20
EQUINIX INC (REG) 3.2% 18/11/2029	204,000	109.6589	223,704	アメリカ合衆国	0.20
FANNIE MAE FRN 01/05/2047	350,000	63.00542	220,519	アメリカ合衆国	0.20
INFRASTRUCTURA ENERGETI (SER REGS) (REG S) 4.75% 15/01/2051	200,000	110.125	220,250	メキシコ	0.20
VERIZON COMMUNICATIONS (REG) 4.862% 21/08/2046	162,000	135.1282	218,908	アメリカ合衆国	0.20
MACQUARIE BANK LTD (SER REGS) (REG S) 3.624% 03/06/2030	200,000	109.2434	218,487	オーストラリア	0.20
ROYAL BK SCOTLAND GRP PLC (REG) 3.875% 12/09/2023	200,000	108.645	217,290	英国	0.20
ENGIE ENERGIA CHILE SA (SER REGS) (REG S) (REG) 3.4% 28/01/2030	200,000	108.6273	217,255	チリ	0.20
AES PANAMA GENERATION HL (SER REGS) (REG) (REG S) 4.375% 31/05/2030	200,000	108.625	217,250	パナマ	0.20
AKER BP ASA (SER 144A) (REG) 4% 15/01/2031	200,000	108.2507	216,501	ノルウェー	0.20
STATE OF QATAR (SER REGS) (REG S) (REG) 3.375% 14/03/2024	200,000	108.2071	216,414	カタール	0.20

投資対象	保有高	単価	時価	国名	純資産 比率 (%)
FANNIE MAE FRN 01/11/2046	390,000	55.40804	216,091	アメリカ合衆国	0.20
HSBC HOLDINGS PLC (REG) VAR 18/05/2024	200,000	107.8402	215,680	英国	0.20
ROYAL BK SCOTLND GRP PLC (REG) VAR 01/11/2029	200,000	106.3283	212,657	英国	0.19
ASHTAD CAPITAL INC (SER REGS) (REG S) 5.25% 01/08/2026	200,000	106.25	212,500	アメリカ合衆国	0.19
SAUDI ARABIAN OIL CO (SER REGS) (RE G S) (REG) 2.875% 16/04/2024	200,000	106.081	212,162	サウジアラビア	0.19
PROVIDENT FUNDING MORTGAGE TRUST 2020-F1 SER F1 CL A2 FRN 25/01/2036	207,000	100.307	207,635	アメリカ合衆国	0.19
ING US INC (REG) VAR 15/05/2053	195,000	105.9731	206,648	アメリカ合衆国	0.19
RESORTS WORLD/RWLV CAP (SER REGS) (REG S) (REG) 4.625% 16/04/2029	200,000	102.7729	205,546	アメリカ合衆国	0.19
FRESENIUS MED CARE III (SER REGS) (REG S) (REG) 2.375% 16/02/2031	200,000	101.75	203,500	アメリカ合衆国	0.18
HSBC HOLDINGS PLC (REG) VAR 29/12/2049	200,000	101.5549	203,110	英国	0.18
BAE SYSTEMS PLC (SER REGS) (REG S) (REG) 1.9% 15/02/2031	200,000	101.2181	202,436	英国	0.18
GENERAL ELECTRIC CO (SER MTN) (REG) 5.55% 05/01/2026	166,000	121.3637	201,464	アメリカ合衆国	0.18
NEXTERA ENERGY CAPITAL (REG) 3.55% 01/05/2027	174,000	113.9837	198,332	アメリカ合衆国	0.18
BANK OF AMERICA CORP SER GMTN 4.45% 03/03/2026	169,000	116.4694	196,833	アメリカ合衆国	0.18
UNIV OF VIRGINIA VA UNIV REVEN 2.256% 01/09/2050	197,000	98.249	193,551	アメリカ合衆国	0.18
VERIZON OWNER TRUST 2020-B SER B CL A FRN 20/02/2025	192,000	100.3591	192,689	アメリカ合衆国	0.17
BROADCOM INC (REG) 5% 15/04/2030	158,000	121.1689	191,447	アメリカ合衆国	0.17
SANTANDER HOLDINGS USA (REG) 3.45% 02/06/2025	176,000	108.7671	191,430	アメリカ合衆国	0.17
WELLS FARGO & COMPANY VAR 30/04/2026	180,000	105.4138	189,745	アメリカ合衆国	0.17
CITIGROUP INC (REG) 4.6% 09/03/2026	162,000	117.0951	189,694	アメリカ合衆国	0.17
AMERICAN EXPRESS CREDIT ACCOUNT MASTER TRUST SER 8 CL A FRN	185,000	102.1407	188,960	アメリカ合衆国	0.17
SABINE PASS LIQUEFACTION (REG) 5.875% 30/06/2026	156,000	121	188,760	アメリカ合衆国	0.17
NAVIENT STUDENT LOAN TRUST SER HX CL A FRN 15/01/2069	185,000	101.0874	187,012	アメリカ合衆国	0.17
CVS HEALTH CORP (REG) 5.05% 25/03/2048	138,000	135.2288	186,616	アメリカ合衆国	0.17
FREDDIE MAC GOLD POOL FRN 01/11/2046	315,000	59.18288	186,426	アメリカ合衆国	0.17
GENERAL ELECTRIC CO (REG) 4.25% 01/ 05/2040	157,000	118.0846	185,393	アメリカ合衆国	0.17
UNIV OF CALIFORNIA CA REVENUES 1.316% 15/05/2027	180,000	102.126	183,827	アメリカ合衆国	0.17
PARTNERS HEALTHCARE SYST (SER 2020) (REG) 3.192% 01/07/2049	166,000	110.012	182,620	アメリカ合衆国	0.17
MARYLAND HLTH & HGR EDUCTNL 3.197% 01/07/2050	175,000	103.94	181,895	アメリカ合衆国	0.16
CROWN CASTLE INTL CORP 2.25% 15/01/2031	176,000	103.089	181,437	アメリカ合衆国	0.16
LAM RESEARCH CORP (REG) 4% 15/03/20 29	151,000	119.5352	180,498	アメリカ合衆国	0.16
ARES CAPITAL CORP 3.875% 15/01/2026	166,000	108.2919	179,764	アメリカ合衆国	0.16
JEFFERIES GRP LLC / CAP (REG) 4.85% 15/01/2027	154,000	116.2314	178,996	アメリカ合衆国	0.16
MOTOROLA SOLUTIONS INC (REG) 4.6% 23/02/2028	145,000	120.5538	174,803	アメリカ合衆国	0.16
BANK OF AMERICA CORP SER L (REG) 3.95% 21/04/2025	154,000	112.5231	173,286	アメリカ合衆国	0.16
EXPEDIA INC SER WI (REG) 3.8% 15/02/2028 W/I	160,000	107.1249	171,400	アメリカ合衆国	0.16
AXA SA 8.6% (REG) 15/12/2030	110,000	155.5401	171,094	フランス	0.16
FORD CREDIT FLOORPLAN MASTER OWNER TRUST A SER 2 CL A FRN 15/04/2026	155,000	108.2541	167,794	アメリカ合衆国	0.15

投資対象	保有高	単価	時価	国名	純資産 比率 (%)
ENTERPRISE PRODUCTS OPER (SER E) VAR 16/08/2077	164,000	102.125	167,485	アメリカ合衆国	0.15
NAVIENT STUDENT LOAN TRUST (REG S) 16/09/2069	200,000	83.64418	167,288	アメリカ合衆国	0.15
NEW YORK NY .982% 01/08/2025	165,000	100.711	166,173	アメリカ合衆国	0.15
MORGAN STANLEY SER GMTN (REG) 3.875% 27/01/2026	145,000	114.535	166,076	アメリカ合衆国	0.15
FORD CREDIT AUTO OWNER TRUST 2018-R EV1 SER 1X CL A FRN 15/07/2031	150,000	109.8963	164,844	アメリカ合衆国	0.15
JPMORGAN CHASE & CO SER (S) (REG) VAR 29/12/2049	145,000	112.5552	163,205	アメリカ合衆国	0.15
AKER BP ASA (SER REGS) (REG S) (REG) 4% 15/01/2031	150,000	108.2046	162,307	ノルウェー	0.15
AT&T INC (SER 144A) (REG) 3.5% 15/09/2053	160,000	101.0674	161,708	アメリカ合衆国	0.15
ENERGY TRANSFER OPERATNG 5.875% 15/01/2024	144,000	112.1458	161,490	アメリカ合衆国	0.15
PAYPAL HOLDINGS INC (REG) 2.85% 01/ 10/2029	145,000	111.0081	160,962	アメリカ合衆国	0.15
FLORIDA ST BRD OF ADMIN FIN CO 1.705% 01/07/2027	154,000	104.433	160,827	アメリカ合衆国	0.15
ANGEL OAK MORTGAGE TRUST 2020-R1 SER R1X CL A1 FRN 26/12/2024	160,000	100.5036	160,806	アメリカ合衆国	0.15
FORD CREDIT FLOORPLAN MASTER OWNER TRUST A SER 2 CL A FRN 15/09/2027	157,000	101.4575	159,288	アメリカ合衆国	0.14
UNIV OF CALIFORNIA CA RGTS MED 3.006% 15/05/2050	150,000	106.12	159,180	アメリカ合衆国	0.14
SHERWIN-WILLIAMS CO (REG) 2.3% 15/0 5/2030	151,000	104.8902	158,384	アメリカ合衆国	0.14
VISIO 2020-1R TRUST SER 1RX CL A1 F RN 25/11/2055	160,000	97.74528	156,392	アメリカ合衆国	0.14
ATHENE HOLDING LTD 3.5% 15/01/2031	147,000	106.3098	156,275	バミューダ	0.14
SESAC FINANCE LLC SER 1X CL A2 FRN 25/07/2049	150,000	103.9779	155,967	アメリカ合衆国	0.14
CHOICE HOTELS INTL INC (REG) 3.7% 0 1/12/2029	143,000	108.9476	155,795	アメリカ合衆国	0.14
AERCAP IRELAND CAP/GLOBA (REG) 2.87 5% 14/08/2024	150,000	103.6136	155,420	アイルランド	0.14
OXFORD FINANCE FUNDING 2019-1 LLC S ER 1X CL A2 FRN 15/02/2027	150,000	103.5564	155,335	アメリカ合衆国	0.14
BROADCOM INC (REG) 4.7% 15/04/2025	135,000	114.5917	154,699	アメリカ合衆国	0.14
T-MOBILE USA INC (SER REGS) (REG S) (REG) 3.3% 15/02/2051	150,000	103.0432	154,565	アメリカ合衆国	0.14
HP ENTERPRISE CO (REG) 4.9% 15/10/2025	132,000	116.8592	154,254	アメリカ合衆国	0.14
SUNOCO LOGISTICS PARTNER (REG) 3.9% 15/07/2026	140,000	109.5591	153,383	アメリカ合衆国	0.14
BOJANGLES ISSUER LLC SER 1X CL A2 FRN 20/10/2050	150,000	101.6432	152,465	アメリカ合衆国	0.14
FANNIE MAE POOL FRN 01/11/2049	175,000	86.42943	151,252	アメリカ合衆国	0.14
GMF FLOORPLAN OWNER REVOLVING TRUST SER 2X CL A FRN 15/04/2026	140,000	108.025	151,235	アメリカ合衆国	0.14
WINGSTOP FUNDING LLC SER 1X CL A2 FRN 05/12/2050	150,000	100.5967	150,895	アメリカ合衆国	0.14
AMAZON.COM INC (REG) 4.05% 22/08/2047	114,000	131.9377	150,409	アメリカ合衆国	0.14
CVS HEALTH CORP 2.7% 21/08/2040	148,000	101.4512	150,148	アメリカ合衆国	0.14
DIAMOND 1 FIN/DIAMOND 2 SER REGS (REG) 8.35% 15/07/2046	100,000	149.583	149,583	アメリカ合衆国	0.14
CITIZENS FINANCIAL GROUP (REG) 3.25% 30/04/2030	131,000	112.7025	147,640	アメリカ合衆国	0.13
CROWN CASTLE INTL CORP (REG) 3.65% 01/09/2027	130,000	113.0267	146,935	アメリカ合衆国	0.13
MICROSOFT CORP (REG) 2.525% 01/06/2 050	139,000	105.0369	146,001	アメリカ合衆国	0.13
FREDDIE MAC MULTIFAMILY STRUCTURED PASS THROUGH CERTIFICATES SER K727	134,000	107.7845	144,431	アメリカ合衆国	0.13
US TREASURY 1.625% 30/09/2026	135,000	106.5674	143,866	アメリカ合衆国	0.13
JPMORGAN CHASE & CO VAR 13/05/2031	131,000	109.3755	143,282	アメリカ合衆国	0.13
AMER AIRLINE 17-1 AA PTT SER (AA) (REG) FRN 15/08/2030	175,000	81.81076	143,169	アメリカ合衆国	0.13
ECOLAB INC 1.3% 30/01/2031	143,000	98.596	140,992	アメリカ合衆国	0.13

投資対象	保有高	単価	時価	国名	純資産 比率 (%)
CANADIAN IMPERIAL BANK (REG) 3.1% 02/04/2024	130,000	108.2597	140,738	カナダ	0.13
SUNOCO LOGISTICS PARTNER (REG) 5.4% 01/10/2047	125,000	110.657	138,321	アメリカ合衆国	0.13
DOMINION ENERGY INC (SER C) 3.375% 01/04/2030	121,000	113.8112	137,711	アメリカ合衆国	0.12
AMERICAN TOWER CORP (REG) 2.4% 15/03/2025	129,000	106.3934	137,247	アメリカ合衆国	0.12
JPMORGAN CHASE & CO (REG) VAR 29/01/2027	119,000	114.9855	136,833	アメリカ合衆国	0.12
EBAY INC (REG) 2.7% 11/03/2030	127,000	107.454	136,467	アメリカ合衆国	0.12
CAPITAL ONE MULTI-ASSET EXECUTION TRUST SER A5 CL A5 FRN 17/06/2024	135,000	100.9585	136,294	アメリカ合衆国	0.12
PNC FINANCIAL SERVICES GROUP SER R VAR PERP	130,000	104.2686	135,549	アメリカ合衆国	0.12
TRANSCANADA PIPELINES (REG) 4.25% 15/05/2028	114,000	117.7003	134,178	カナダ	0.12
BANK OF AMERICA CORP VAR 29/04/2031	125,000	107.0684	133,836	アメリカ合衆国	0.12
CVS HEALTH CORP (REG) 4.3% 25/03/2028	112,000	119.0773	133,367	アメリカ合衆国	0.12
ALLY MASTER OWNER TRUST SER 1 CL A2 FRN 17/01/2023	133,000	100.1372	133,183	アメリカ合衆国	0.12
VERIZON COMMUNICATIONS (REG) 4.5% 15/08/2033	105,000	126.646	132,978	アメリカ合衆国	0.12
FANNIE MAE POOL FRN 01/09/2049	195,000	67.68985	131,995	アメリカ合衆国	0.12
AVIS BUDGET RENTAL CAR FUNDING AESOP LLC SER 3A CL A FRN	126,000	104.2787	131,391	アメリカ合衆国	0.12
BERRY GLOBAL INC (SER REGS) (REG S) 1.57% 15/01/2026	130,000	100.7925	131,030	アメリカ合衆国	0.12
COTTAGE HEALTH SYSTEM (SER 2020) 3.304% 01/11/2049	117,000	111.7482	130,745	アメリカ合衆国	0.12
ABPCI DIRECT LENDING FUND ABS I LTD SER 1X CL A FRN 20/12/2030	130,000	100.05	130,065	アメリカ合衆国	0.12
JPMORGAN CHASE & CO (REG) VAR 22/04/2031	121,000	106.9997	129,470	アメリカ合衆国	0.12
BOEING CO 5.04% 01/05/2027	110,000	117.0995	128,809	アメリカ合衆国	0.12
JEFFERIES FIN GROUP INC (REG) 5.5% 18/10/2023	116,000	110.2534	127,894	アメリカ合衆国	0.12
VISA INC 2.7% 15/04/2040	118,000	108.3515	127,855	アメリカ合衆国	0.12
LENNOX INTERNATIONAL INC 1.35% 01/08/2025	125,000	102.0538	127,567	アメリカ合衆国	0.12
APPLIED MATERIALS INC (REG) 2.75% 01/06/2050	117,000	108.643	127,112	アメリカ合衆国	0.12
VISTRA CORP (SER REGS) (REG S) (REG) 3.7% 30/01/2027	115,000	110.5	127,075	アメリカ合衆国	0.12
FANNIE MAE POOL FRN 01/12/2047	165,000	76.89111	126,870	アメリカ合衆国	0.11
STARBUCKS CORP 2.25% 12/03/2030	120,000	105.5201	126,624	アメリカ合衆国	0.11
FIRSTKEY HOMES 2020-SFR1 TRUST SER SF1X CL A FRN 17/09/2025	125,000	100.985	126,231	アメリカ合衆国	0.11
CITIGROUP INC (REG) 5.5% 13/09/2025	105,000	119.7405	125,728	アメリカ合衆国	0.11
PROLOGIS LP (REG) 1.25% 15/10/2030	127,000	98.70395	125,354	アメリカ合衆国	0.11
ANHEUSER-BUSCH INBEV WOR (REG) 4.6% 15/04/2048	99,000	126.597	125,331	アメリカ合衆国	0.11
ABBVIE INC (REG) 4.25% 21/11/2049	100,000	124.809	124,809	アメリカ合衆国	0.11
TEACHERS INSUR & ANNUITY (SER REGS) (REG S) (REG) 4.27% 15/05/2047	100,000	124.6345	124,635	アメリカ合衆国	0.11
FANNIE MAE POOL FRN 01/10/2049	143,000	87.12348	124,587	アメリカ合衆国	0.11
EXPEDIA GROUP INC (SER WI) (REG) 3.25% 15/02/2030	120,000	103.5925	124,311	アメリカ合衆国	0.11
JOHNSON CONTROLS/TYCO FI (REG) 1.75% 15/09/2030	122,000	101.8252	124,227	アイルランド	0.11
T-MOBILE USA INC (SER REGS) (REG S) (REG) 4.5% 15/04/2050	100,000	124.0824	124,082	アメリカ合衆国	0.11
AT&T INC 3.1% 01/02/2043	122,000	101.4959	123,825	アメリカ合衆国	0.11
EMERA US FINANCE LP (REG) SER WI 3.55% W/I 15/06/2026	110,000	112.0881	123,297	アメリカ合衆国	0.11
MOTOROLA SOLUTIONS INC (REG) 2.3% 15/11/2030	121,000	101.7375	123,102	アメリカ合衆国	0.11

投資対象	保有高	単価	時価	国名	純資産 比率 (%)
SERVICEMASTER FUNDING LLC SER 1X CL A211 FRN 30/01/2051	120,000	102.2104	122,652	アメリカ合衆国	0.11
DELL INT LLC / EMC CORP (SER REGS) (REG S) (REG) 5.3% 01/10/2029	100,000	122.3137	122,314	アメリカ合衆国	0.11
CARS-DB4 LP SER 1X CL A1 FRN 15/02/2050	125,000	95.85844	119,823	アメリカ合衆国	0.11
PNC FINANCIAL SERVICES (REG) VAR PERP	116,000	103.0261	119,510	アメリカ合衆国	0.11
MARVELL TECHNOLOGY GROUP (REG) 4.875% 22/06/2028	101,000	118.125	119,306	バミューダ	0.11
PHILLIPS 66 3.2% 01/05/2030	105,000	113.2404	118,902	アメリカ合衆国	0.11
DELL INT LLC / EMC CORP (SER REGS) (REG S) (REG) 4.9% 01/10/2026	100,000	118.3196	118,320	アメリカ合衆国	0.11
UNITED AIR 2016-1 A PTT SER (A) (REG) FRN 07/01/2030	144,000	81.75907	117,733	アメリカ合衆国	0.11
FANNIE MAE POOL FRN 01/04/2048	175,000	67.16696	117,542	アメリカ合衆国	0.11
EVERSOURCE ENERGY (SER R) 1.65% 15/ 08/2030	118,000	99.59825	117,526	アメリカ合衆国	0.11
DISCOVER FINANCIAL SVS (REG) 4.1% 09/02/2027	102,000	115.1786	117,482	アメリカ合衆国	0.11
POOLDIE MAC POOL FRN 01/12/2049	154,000	76.08561	117,172	アメリカ合衆国	0.11
HCA INC (REG) 5.25% 15/04/2025	100,000	116.875	116,875	アメリカ合衆国	0.11
LAM RESEARCH CORP (REG) 4.875% 15/0 3/2049	80,000	144.9096	115,928	アメリカ合衆国	0.11
T-MOBILE USA INC (SER REGS) (REG) (REG S) 3.875% 15/04/2030	100,000	115.213	115,213	アメリカ合衆国	0.10
TRITON CONTAINER FINANCE VIII LLC SER 1X CL A FRN 20/09/2045	115,000	100.011	115,013	アメリカ合衆国	0.10
GILEAD SCIENCES INC 2.8% 01/10/2050	116,000	99.1465	115,010	アメリカ合衆国	0.10
IHS MARKIT LTD (SER REGS) (REG S) (REG) 4% 01/03/2026	100,000	114.75	114,750	アメリカ合衆国	0.10
BARCLAYS PLC SER (REG) 4.375% 12/01/2026	100,000	114.7463	114,746	英国	0.10
ENERGY TRANSFER OPERATNG 4.25% 15/03/2023	108,000	106.225	114,723	アメリカ合衆国	0.10
NXP BV/NXP FDG/NXP USA (SER REGS) (REG S) (REG) 3.875% 18/06/2026	100,000	114.666	114,666	オランダ	0.10
WILLIAMS PARTNERS LP (REG) 3.75% 15/06/2027	100,000	114.5671	114,567	アメリカ合衆国	0.10
T-MOBILE USA INC (SER REGS) (REG S) (REG) 3.75% 15/04/2027	100,000	113.9837	113,984	アメリカ合衆国	0.10
AMERICAN HOMES 4 RENT (REG) 4.25% 15/02/2028	99,000	115.1324	113,981	アメリカ合衆国	0.10
CVS HEALTH CORP 3.75% 01/04/2030	98,000	116.3059	113,980	アメリカ合衆国	0.10
AMERISOURCEBERGEN CORP 3.45% (REG) 15/12/2027	100,000	113.9009	113,901	アメリカ合衆国	0.10
VISTRA CORP (SER REGS) (REG S) (REG) 4.3% 15/07/2029	100,000	113.375	113,375	アメリカ合衆国	0.10
CNO FINANCIAL GROUP INC (REG) 5.25% 30/05/2029	94,000	120.375	113,153	アメリカ合衆国	0.10
NXP BV/NXP FUNDING LLC (SER REGS) (REG S) (REG) 4.875% 01/03/2024	100,000	112.9402	112,940	オランダ	0.10
EQUINIX INC (REG) 1.55% 15/03/2028	112,000	100.7679	112,860	アメリカ合衆国	0.10
FRESENIUS MED CARE III (SER REGS) (REG S) (REG) 3.75% 15/06/2029	100,000	112	112,000	アメリカ合衆国	0.10
FREDDIE MAC MULTIFAMILY STRUCTURED PASS THROUGH CERTIFICATES SER K040	102,000	109.7455	111,940	アメリカ合衆国	0.10
HUNTINGTON INGALLS INDUS (SER REGS) (REG S) (REG) 3.844% 01/05/2025	100,000	111.3473	111,347	アメリカ合衆国	0.10
JPMCC COMMERCIAL MORTGAGE SECURITIES TRUST 2019- COR5 SER COR5	105,000	105.908	111,203	アメリカ合衆国	0.10
CANTOR FITZGERALD LP (SER REGS) (REG S) (REG) 4.875% 01/05/2024	100,000	110.5938	110,594	アメリカ合衆国	0.10

投資対象	保有高	単価	時価	国名	純資産 比率 (%)
GENERAL MOTORS FINL CO (REG) 4.3% 13/07/2025	98,000	112.1717	109,928	アメリカ合衆国	0.10
JPMORGAN CHASE & CO (SER HH) (REG) VAR PERP 31/12/2049	105,000	104.0072	109,208	アメリカ合衆国	0.10
NRG ENERGY INC (SER REGS) (REG S) (REG) 3.75% 15/06/2024	100,000	109.0841	109,084	アメリカ合衆国	0.10
LEVEL 3 FINANCING INC (SER REGS) (REG S) (REG) 3.4% 01/03/2027	100,000	108.5	108,500	アメリカ合衆国	0.10
VISTRA OPERATIONS CO LLC (SER REGS) (REG S) (REG) 3.55% 15/07/2024	100,000	108.25	108,250	アメリカ合衆国	0.10
FORD CREDIT AUTO OWNER TRUST 2018-R EV2 SER 2X CL A FRN 15/01/2030	100,000	107.616	107,616	アメリカ合衆国	0.10
JEFFERIES GRP LLC / CAP (REG) 4.15% 23/01/2030	92,000	116.6613	107,328	アメリカ合衆国	0.10
UPJOHN INC (SER REGS) (REG S) (REG) 2.3% 22/06/2027	100,000	106.1109	106,111	アメリカ合衆国	0.10
FORD CREDIT AUTO OWNER TRUST 2020-R EV1 SER 1X CL A FRN 15/08/2031	100,000	105.4407	105,441	アメリカ合衆国	0.10
CARGILL INC (SER REGS) (REG S) (REG) 2.125% 23/04/2030	100,000	105.2842	105,284	アメリカ合衆国	0.10
FREDDIE MAC MULTIFAMILY STRUCTURED PASS THROUGH CERTIFICATES SER K049	95,000	110.4875	104,963	アメリカ合衆国	0.10
GREATAMERICA LEASING RECEIVABLES FU NDING LLC SERIES 2019-1 SER 1X CL A	100,000	104.6072	104,607	アメリカ合衆国	0.09
NRG ENERGY INC (SER 144A) (REG) 2.4 5% 02/12/2027	100,000	104.5393	104,539	アメリカ合衆国	0.09
ENBRIDGE INC (SER 20-A) (REG) VAR 15/07/2079	92,000	113.375	104,305	カナダ	0.09
T-MOBILE USA INC (SER REGS) (REG) (REG S) 2.05% 15/02/2028	100,000	104.1875	104,187	アメリカ合衆国	0.09
AVIS BUDGET RENTAL CAR FUNDING AESOP LLC SER 3X CL A FRN	100,000	104.045	104,045	アメリカ合衆国	0.09
FANNIE MAE POOL FRN 01/09/2049	155,000	66.80394	103,546	アメリカ合衆国	0.09
VANTAGE DATA CENTERS ISSUER LLC SER 1X CL A2 FRN 15/07/2044	100,000	103.4817	103,482	アメリカ合衆国	0.09
VINE SER 1X CL A FRN 15/11/2050	110,000	93.96311	103,359	アメリカ合衆国	0.09
TOYOTA AUTO LOAN EXTENDED NOTE TRUS T 2020-1 SER 1X CL A FRN 25/05/2033	100,000	102.9666	102,967	アメリカ合衆国	0.09
MIDWEST CONNECTOR CAPIT (SER REGS) (REG S) (REG) 3.9% 01/04/2024	100,000	102.5844	102,584	アメリカ合衆国	0.09
COREVEST AMERICAN FINANCE 2019-3 TRUST SER 3X CL A FRN 15/10/2052	100,000	102.5532	102,553	アメリカ合衆国	0.09
ONE MARKET PLAZA TRUST 2017-1MKT SE R 1MKX CL D FRN 10/02/2032	100,000	102.4895	102,490	アメリカ合衆国	0.09
OXFORD FINANCE FUNDING 2020-1 LLC S ER 1X CL A2 FRN 15/02/2028	100,000	102.4903	102,490	アメリカ合衆国	0.09
EXETER AUTOMOBILE RECEIVABLES TRUST 2020-1 SER 1X CL C FRN 15/01/2025	100,000	102.1976	102,198	アメリカ合衆国	0.09
HYUNDAI CAPITAL AMERICA (SER REGS) (REG S) (REG) 1.8% 15/10/2025	100,000	102.1867	102,187	アメリカ合衆国	0.09
WESTLAKE AUTOMOBILE RECEIVABLES TRUST 2019-1 SER 1X CL C FRN	100,000	102.0484	102,048	アメリカ合衆国	0.09
WELLS FARGO & COMPANY VAR 30/04/2041	93,000	108.841	101,222	アメリカ合衆国	0.09
TRICON AMERICAN HOMES TRUST SER SF2X CL A FRN 17/11/2027	100,000	100.6855	100,686	アメリカ合衆国	0.09
HUNTINGTON INGALLS INDUS (SER REGS) (REG S) (REG) 4.2% 01/05/2030	85,000	118.319	100,571	アメリカ合衆国	0.09
KLA-TENCOR CORP (REG) 4.1% 15/03/20 29	84,000	119.6565	100,511	アメリカ合衆国	0.09

投資対象	保有高	単価	時価	国名	純資産 比率 (%)
MFA 2020-NQM3 TRUST SER NQM3 CL A1 FRN 26/01/2065	100,000	100.125	100,125	アメリカ合衆国	0.09
GOLUB CAPITAL PARTNERS ABS FUNDING 2020-1 LTD SER 1X CL A2 FRN	100,000	100.0971	100,097	ケイマン諸島	0.09
COMMERCIAL MORTGAGE PASS THROUGH CERTIFICATES SER CXX CL D FRN	100,000	99.79349	99,793	アメリカ合衆国	0.09
UNIVERSAL HEALTH SVCS (SER REGS) (R EG S) (REG) 5% 01/06/2026	95,000	104.5	99,275	アメリカ合衆国	0.09
ARES CAPITAL CORP (REG) 4.2% 10/06/2024	91,000	108.6709	98,891	アメリカ合衆国	0.09
NAVIENT STUDENT LOAN TRUST 2020-2 SER 2X CL A1A FRN 26/08/2069	100,000	98.60463	98,605	アメリカ合衆国	0.09
TOWD POINT MORTGAGE TRUST 2020-4 SER 4X CL A1 FRN 25/10/2060	100,000	98.53296	98,533	アメリカ合衆国	0.09
SERVICENOW INC 1.4% 01/09/2030	101,000	97.5555	98,531	アメリカ合衆国	0.09
ENBRIDGE INC (REG) VAR 01/03/2078	90,000	109.375	98,438	カナダ	0.09
CLOROX COMPANY 1.8% 15/05/2030	95,000	102.5942	97,464	アメリカ合衆国	0.09
CF HIPPOLYTA LLC SER 1X CL A1 FRN 1 5/07/2060	100,000	97.33216	97,332	アメリカ合衆国	0.09
BOEING CO 5.805% 01/05/2050	70,000	137.0467	95,933	アメリカ合衆国	0.09
BANK OF AMERICA CORP (SER MTN) VAR 24/10/2051	92,000	103.7969	95,493	アメリカ合衆国	0.09
GOVERNMENT NATIONAL MORTGAGE A SER 35 CL IO VAR 01/12/2062	1,090,000	8.74594	95,331	アメリカ合衆国	0.09
NVIDIA CORP (REG) 2.85% 01/04/2030	85,000	111.9435	95,152	アメリカ合衆国	0.09
SONIC CAPITAL LLC SER 1X CL A2I FRN 20/01/2050	90,000	105.5456	94,991	アメリカ合衆国	0.09
VIATRIS INC (SER REGS) (REG S) (REG) 2.7% 22/06/2030	90,000	105.4706	94,924	アメリカ合衆国	0.09
GLP CAPITAL LP / FIN II (REG) 5.375% 15/04/2026	82,000	115.2712	94,522	アメリカ合衆国	0.09
ELLINGTON FINANCIAL MORTGAGE TRUST 2017-1 SER 2X CL A1 FRN 25/10/2065	100,000	94.47192	94,472	アメリカ合衆国	0.09
OHIO AIR QUALITY DEVELOPMENT AUTHORITY 2.1% 01/10/2028	90,000	104.944	94,450	アメリカ合衆国	0.09
VERIZON COMMUNICATIONS	75,000	125.5663	94,175	アメリカ合衆国	0.09
NEW JERSEY ST TRANSPRTN TRUST 4.081% 15/06/2039	89,000	105.364	93,774	アメリカ合衆国	0.08
VERUS SECURITIZATION TRUST 2020-5 SER 5X CL A1 FRN 25/05/2065	100,000	93.51107	93,511	アメリカ合衆国	0.08
CYRUSONE LP/CYRUSONE FIN (REG) 3.45 % 15/11/2029	85,000	108.0389	91,833	アメリカ合衆国	0.08
GOVERNMENT NATIONAL MORTGAGE ASSOCIATION SER 118 CL IO FRN	1,140,000	7.986604	91,047	アメリカ合衆国	0.08
AMERISOURCEBERGEN CORP 2.8% 15/05/2030	84,000	108.2943	90,967	アメリカ合衆国	0.08
SABINE PASS LIQUEFACTION (REG) 5% 15/03/2027	77,000	117.875	90,764	アメリカ合衆国	0.08
OWENS CORNING (REG) 3.95% 15/08/2029	78,000	114.9191	89,637	アメリカ合衆国	0.08
BRIGHTHOUSE FINANCIAL IN (REG) 3.7% 22/06/2027	82,000	108.4397	88,921	アメリカ合衆国	0.08
DOLLAR GENERAL CORP (REG) 3.5% 03/04/2030	76,000	114.9627	87,372	アメリカ合衆国	0.08
ECOLAB INC (REG) 4.8% 24/03/2030	68,000	127.6402	86,795	アメリカ合衆国	0.08
CNH INDUSTRIAL CAP LLC 1.95% 02/07/2023	84,000	102.993	86,514	アメリカ合衆国	0.08
BROADCOM CORP / CAYMAN FI (REG) 3.125% 15/01/2025	80,000	107.9652	86,372	アメリカ合衆国	0.08
SANTANDER HOLDINGS USA (REG) 3.4% 18/01/2023	82,000	104.9326	86,045	アメリカ合衆国	0.08
NXP BV/NXP FDG/NXP USA (SER 144A) (REG) 3.875% 18/06/2026	75,000	114.6907	86,018	オランダ	0.08
VENTAS REALTY LP (REG) 3.5% 01/02/2025	77,000	110.029	84,722	アメリカ合衆国	0.08
ALBEMARLE WOD PTY LTD (REG) 3.45% 15/11/2029	80,000	105.7138	84,571	オーストラリア	0.08
AMERICAN TOWER CORP 2.95% 15/01/2025	78,000	108.3853	84,541	アメリカ合衆国	0.08

投資対象	保有高	単価	時価	国名	純資産 比率 (%)
MASCO CORP (REG) 2% 01/10/2030	83,000	101.7387	84,443	アメリカ合衆国	0.08
FREDDIE MAC POOL FRN 01/12/2049	94,000	89.39057	84,027	アメリカ合衆国	0.08
SVB FINANCIAL GROUP 3.125% 05/06/20 30	75,000	111.5503	83,663	アメリカ合衆国	0.08
AMER AIRLINE 16-1 AA PTT SER (AA) (REG) FRN 15/01/2028	105,000	79.49784	83,473	アメリカ合衆国	0.08
VERIZON OWNER TRUST 2020-C SER C CL C FRN 21/04/2025	83,000	100.4308	83,358	アメリカ合衆国	0.08
M&T BANK CORPORATION SER F (REG) VAR PERP	76,000	109.321	83,084	アメリカ合衆国	0.08
UNITED AIR 2014-2 A PTT SER A 03/09/2026	115,000	72.23731	83,073	アメリカ合衆国	0.08
AMER AIRLINE 15-1 A PTT 3.375% 01/05/2027	120,000	67.67824	81,214	アメリカ合衆国	0.07
GOVERNMENT NATIONAL MORTGAGE ASSOCIATION SER 170 CL IO FRN	940,000	8.619302	81,021	アメリカ合衆国	0.07
FANNIE MAE POOL FRN 01/12/2045	115,000	70.03033	80,535	アメリカ合衆国	0.07
WELLS FARGO COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2019-C51 SER C51 CL A2 FRN	75,000	106.673	80,005	アメリカ合衆国	0.07
AT&T INC (SER *) 2.3% 01/06/2027	74,000	106.5755	78,866	アメリカ合衆国	0.07
MPLX LP (REG) 4% 15/03/2028	69,000	114.1203	78,743	アメリカ合衆国	0.07
GOVERNMENT NATIONAL MORTGAGE A FRN 16/06/2062	936,000	8.351744	78,172	アメリカ合衆国	0.07
FANNIE MAE POOL FRN 01/09/2049	82,000	94.60534	77,576	アメリカ合衆国	0.07
ENBRIDGE INC (REG) VAR 15/07/2077	75,000	102.875	77,156	カナダ	0.07
ENERGY TRANSFER PARTNERS (REG) 5.15% 15/03/2045	71,000	108.4441	76,995	アメリカ合衆国	0.07
VISTRA OPERATIONS CO LLC (SER 144A) (REG) 3.55% 15/07/2024	70,000	108.25	75,775	アメリカ合衆国	0.07
TENNERGY CORP TN GAS REVENUE 5% 01/02/2050	65,000	116.456	75,696	アメリカ合衆国	0.07
T-MOBILE USA INC (SER 144A) 3.875% 15/04/2030	65,000	115.2607	74,919	アメリカ合衆国	0.07
FANNIE MAE POOL FRN 01/11/2049	78,000	95.64294	74,602	アメリカ合衆国	0.07
CITIGROUP COMMERCIAL MORTGAGE TRUST SER GC46 CL A2 FRN 15/01/2053	70,000	105.817	74,072	アメリカ合衆国	0.07
FANNIE MAE POOL FRN 01/11/2049	85,000	86.74271	73,731	アメリカ合衆国	0.07
NISSAN MOTOR ACCEPTANCE (SER 144A) (REG) 3.45% 15/03/2023	70,000	104.8292	73,380	アメリカ合衆国	0.07
CITIGROUP COMMERCIAL MORTGAGE TRUST SER GC29 CL A4 FRN 10/04/2048	67,000	109.2895	73,224	アメリカ合衆国	0.07
AKER BP ASA (SER 144A) (REG) 3% 15/01/2025	70,000	104.5	73,150	ノルウェー	0.07
T-MOBILE USA INC (SER 144A) (REG) 2 .05% 15/02/2028	70,000	104.2228	72,956	アメリカ合衆国	0.07
DELTA AIR LINES INC (REG) 2.9% 28/1 0/2024	74,000	98.55145	72,928	アメリカ合衆国	0.07
NISSAN AUTO RECEIVABLES 2018-A OWNER TRUST SER A CL A4 FRN	70,000	102.1746	71,522	アメリカ合衆国	0.06
FREDDIE MAC MULTIFAMILY STRUCTURED PASS THROUGH CERTIFICATES SER KIR3	65,000	109.8375	71,394	アメリカ合衆国	0.06
NEW YORK NY 1.216% 01/08/2026	70,000	101	70,700	アメリカ合衆国	0.06
TRACTOR SUPPLY CO (REG) 1.75% 01/11 /2030	70,000	100.5922	70,415	アメリカ合衆国	0.06
STIFEL FINANCIAL CORP (REG) 4.25% 18/07/2014	62,000	112.0335	69,461	アメリカ合衆国	0.06
TOYOTA AUTO RECEIVABLES OWNER TRUST FRN 15/10/2024	69,000	100.4094	69,282	アメリカ合衆国	0.06
COLONIAL ENTERPRISES INC (SER 144A) (REG) 3.25% 15/05/2030	60,000	113.1246	67,875	アメリカ合衆国	0.06
MORGAN STANLEY BANK OF AMERICA MERRILL LYNCH TRUST 2015-C25 SER	60,000	112.4425	67,466	アメリカ合衆国	0.06
CARVANA AUTO RECEIVABLES TRUST 2020-P1 SER P1 CL A4 FRN 08/10/2026	67,000	100.3011	67,202	アメリカ合衆国	0.06

投資対象	保有高	単価	時価	国名	純資産 比率 (%)
DAIMLER FINANCE NA LLC (SER 144A) 3.5% 03/08/2025	60,000	111.3428	66,806	アメリカ合衆国	0.06
VULCAN MATERIALS CO (REG) 3.5% 01/0 6/2030	58,000	114.4783	66,397	アメリカ合衆国	0.06
DISCOVER CARD EXECUTION NOTE TRUST SER A5 CL A5 FRN 15/03/2024	64,000	102.2453	65,437	アメリカ合衆国	0.06
FANNIE MAE POOL FRN 01/10/2049	91,000	71.65622	65,207	アメリカ合衆国	0.06
NEW YORK LIFE INSURANCE (SER REGS) (REG S) (REG) 3.75% 15/05/2050	55,000	118.369	65,103	アメリカ合衆国	0.06
COCA-COLA FEMSA SAB CV (REG) 2.75% 22/01/2030	60,000	108.2139	64,928	メキシコ	0.06
BRITISH AIR 20-1 A PPT (SER 144A) (REG) 4.25% 15/11/2032	60,000	107.3125	64,388	アメリカ合衆国	0.06
KINDER MORGAN ENER PART (REG) 7.75% 15/03/2032	45,000	141.7899	63,805	アメリカ合衆国	0.06
AT&T INC (SER REGS) (REG S) (REG) 2 .55% 01/12/2033	62,000	102.8695	63,779	アメリカ合衆国	0.06
CANTOR COMMERCIAL REAL ESTATE LENDING 2019-CF1 SER CF1 CL A2 FRN	60,000	106.036	63,622	アメリカ合衆国	0.06
FREDDIE MAC POOL FRN 01/10/2049	75,000	84.05745	63,043	アメリカ合衆国	0.06
AMER AIRLINE 17-2 A PTT SER (A) (REG) FRN 15/04/2031	79,000	79.27403	62,626	アメリカ合衆国	0.06
ASCOT GROUP LTD (SER REGS) (REG S) 4.25% 15/12/2030	60,000	102.963	61,778	バミューダ	0.06
AT&T INC (SER 144A) (REG) 2.55% 01/12/2033	60,000	102.7358	61,641	アメリカ合衆国	0.06
NUTRITION & BIOSCIENCES (SER REGS) (REG S) (REG) 2.3% 01/11/2030	60,000	102.7112	61,627	アメリカ合衆国	0.06
DELTA AIR LINES INC (REG) 4.375% 19/04/2028	59,000	100.8373	59,494	アメリカ合衆国	0.05
CITIGROUP COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2015-GC33 SER GC33 CL A4 FRN	52,286	112.5945	58,871	アメリカ合衆国	0.05
FANNIE MAE POOL FRN 01/11/2048	90,970	64.50049	58,676	アメリカ合衆国	0.05
BENCHMARK 2018-B1 MORTGAGE TRUST SER B12 CL A2 FRN 15/08/2052	55,000	106.352	58,494	アメリカ合衆国	0.05
BENCHMARK 2018-B1 MORTGAGE TRUST SER B1 CL A2 FRN 15/01/2051	55,000	104.8985	57,694	アメリカ合衆国	0.05
SABINE PASS LIQUEFACTION (REG) 4.2% 15/03/2028	50,000	114.345	57,173	アメリカ合衆国	0.05
UNIVERSAL HEALTH SVCS (SER REGS) (REG S) (REG) 2.65% 15/10/2030	55,000	103.75	57,063	アメリカ合衆国	0.05
NXP BV/NXP FDG/NXP USA (SER 144A) (REG) 3.4% 01/05/2030	50,000	113.8634	56,932	オランダ	0.05
GS MORTGAGE SECURITIES TRUST SER GC12 CL A3 FRN 10/06/2046	55,000	103.2605	56,793	アメリカ合衆国	0.05
CARRIER GLOBAL CORP (REG) 2.722% 15/02/2030	53,000	106.7754	56,591	アメリカ合衆国	0.05
DRIVEN BRANDS FUNDING LLC SER 2X CL A2 FRN 20/01/2051	55,000	102.6394	56,452	アメリカ合衆国	0.05
AMER AIRLINE 16-1 A PTT SER (A) (REG) FRN 15/07/2029	75,000	74.98719	56,240	アメリカ合衆国	0.05
BOOKING HOLDINGS INC 4.625% 13/04/2030	45,000	124.0868	55,839	アメリカ合衆国	0.05
FREDDIE MAC MULTIFAMILY STRUCTURED PASS THROUGH CERTIFICATES SER K048	50,000	111.3985	55,699	アメリカ合衆国	0.05
UNITED AIR 2016-1 B PTT (REG) 07/01/2026	72,000	76.91427	55,378	アメリカ合衆国	0.05
CANTOR FITZGERALD LP (SER 144A) (RE G) 4.875% 01/05/2024	50,000	110.6037	55,302	アメリカ合衆国	0.05
DELL INT LLC / EMC CORP (SER 144A) (REG) 5.3% 01/10/2029	45,000	122.3848	55,073	アメリカ合衆国	0.05
DELL INT LLC / EMC CORP (SER 144A) 5.85% 15/07/2025	45,000	120.0703	54,032	アメリカ合衆国	0.05
HOST HOTELS & RESORTS LP (SER F) (REG) 4.5% 01/02/2026	49,000	109.3315	53,572	アメリカ合衆国	0.05

投資対象	保有高	単価	時価	国名	純資産 比率 (%)
GSMS 2019-GC40 A2 SER GC40 CL A2 FRN 10/07/2052	50,000	105.99	52,995	アメリカ合衆国	0.05
T-MOBILE USA INC (SER 144A) (REG) 2 .55% 15/02/2031	50,000	104.9949	52,497	アメリカ合衆国	0.05
HYUNDAI CAPITAL AMERICA (SER 144A) (REG) 2.375% 15/10/2027	50,000	104.729	52,364	アメリカ合衆国	0.05
MERCEDES-BENZ AUTO RECEIVABLES TRUST SER 1 CL A4 FRN 15/10/2024	50,000	103.7005	51,850	アメリカ合衆国	0.05
ROYALTY PHARMA PLC (SER 144A) (REG) 1.75% 02/09/2027	50,000	102.4864	51,243	アメリカ合衆国	0.05
COLORADO INT GAS CO/ISS (SER REGS) (REG S) (REG) 4.15% 15/08/2026	45,000	113.5425	51,094	アメリカ合衆国	0.05
COX COMMUNICATIONS INC (SER REGS) (REG S) (REG) 2.95% 01/10/2050	50,000	101.8049	50,902	アメリカ合衆国	0.05
CARMAX AUTO OWNER TRUST 2020-3 SER 3 CL A3 FRN 17/03/2025	50,000	100.6058	50,303	アメリカ合衆国	0.05
COX COMMUNICATIONS INC (SER REGS) (REG S) (REG) 1.8% 01/10/2030	50,000	99.95635	49,978	アメリカ合衆国	0.05
AIR LEASE CORP (SER MTN) (REG) 2.87 5% 15/01/2026	47,000	105.2512	49,468	アメリカ合衆国	0.04
CIMAREX ENERGY CO (REG) 4.375% 01/06/2024	45,000	109.1622	49,123	アメリカ合衆国	0.04
CROWN CASTLE INTL CORP 4.15% 01/07/2050	40,000	120.2569	48,103	アメリカ合衆国	0.04
HCA INC (REG) 5.25% 15/06/2026	40,000	118.25	47,300	アメリカ合衆国	0.04
CHOICE HOTELS INTL INC 3.7% 15/01/2 031	42,000	110.9236	46,588	アメリカ合衆国	0.04
BENCHMARK 2019-B14 MORTGAGE TRUST SER B14 CL A2 FRN 15/12/2061	43,000	107.648	46,289	アメリカ合衆国	0.04
MPLX LP (REG) 5.25% 15/01/2025	45,000	102.8125	46,266	アメリカ合衆国	0.04
HUSKY ENERGY INC (REG) 3.95% 15/04/2022	44,000	102.5721	45,132	カナダ	0.04
DELTA AIR LINES INC (REG) 3.8% 19/0 4/2023	43,000	101.8576	43,799	アメリカ合衆国	0.04
FREDDIE MAC MULTIFAMILY STRUCTURED PASS THROUGH CERTIFICATES SER K038	40,000	108.9265	43,571	アメリカ合衆国	0.04
AMERICREDIT AUTOMOBILE RECEIVA FRN 20/10/2025	42,000	101.4984	42,629	アメリカ合衆国	0.04
DBJPM 20-C9 MORTGAGE TRUST SER C9 CL A2 FRN 15/09/2053	40,000	103.881	41,552	アメリカ合衆国	0.04
MPLX LP (SER WI) (REG) 4.25% 01/12/ 2027	35,000	116.875	40,906	アメリカ合衆国	0.04
FANNIE MAE POOL FRN 01/10/2048	70,000	57.70547	40,394	アメリカ合衆国	0.04
CENTRL PLAINS ENERGY PROJ NE G 4% 01/12/2049	35,000	115.185	40,315	アメリカ合衆国	0.04
LAM RESEARCH CORP (REG) 3.75% 15/03 /2026	35,000	114.4806	40,068	アメリカ合衆国	0.04
PREMIER HEALTH PARTNERS (SER G) (RE G) 2.911% 15/11/2026	38,000	104.8594	39,847	アメリカ合衆国	0.04
COMM 2016-CR28 MORTGAGE TRUST SER CR28 CL A4 FRN 10/02/2049	35,000	113.7305	39,806	アメリカ合衆国	0.04
LAZARD GROUP LLC (REG) 4.375% 11/03 /2029	34,000	116.9321	39,757	アメリカ合衆国	0.04
AMERICAN TOWER CORP 3.8% 15/08/2029	34,000	115.9394	39,419	アメリカ合衆国	0.04
BANK OF AMERICA CORP SER (MTN) (REG) 4.2% 26/08/2024	35,000	111.5178	39,031	アメリカ合衆国	0.04
CANADIAN PACIFIC RAILWAY 2.05% 05/0 3/2030	37,000	104.9599	38,835	カナダ	0.04
MISSISSIPPI ST HOSP EQUIPMENT 3.72% 01/09/2026	36,000	107.121	38,564	アメリカ合衆国	0.03
FREDDIE MAC MULTIFAMILY STRUCTURED PASS THROUGH CERTIFICATES SER K064	40,000	95.75942	38,304	アメリカ合衆国	0.03
IHS MARKIT LTD (REG) 4.75% 01/08/2028	30,000	123.375	37,013	アメリカ合衆国	0.03
CITIGROUP COMMERCIAL MORTGAGE TRUST 2015-GC29 SER GC29 CL A3 FRN	35,000	105.5488	36,942	アメリカ合衆国	0.03
FOOTHILL ESTRN TRANSPRTN CORRI 4.094% 15/01/2049	34,000	107.659	36,604	アメリカ合衆国	0.03

投資対象	保有高	単価	時価	国名	純資産 比率 (%)
JETBLUE 2019-1 CLASS AA (SER AA) (REG) 2.75% 15/05/2032	38,000	95.9889	36,476	アメリカ合衆国	0.03
FANNIE MAE POOL FRN 01/12/2048	53,000	67.56236	35,808	アメリカ合衆国	0.03
OHIO ST TURNPIKE COMMISSION 3.216% 15/02/2048	35,000	101.927	35,674	アメリカ合衆国	0.03
MICRON TECHNOLOGY INC (REG) 4.975% 06/02/2026	30,000	118.125	35,438	アメリカ合衆国	0.03
AMER AIRLINE 19-1AA PTT (SER AA) (R EG) 3.15% 15/08/2033	37,000	92.84534	34,353	アメリカ合衆国	0.03
GOVERNMENT NATIONAL MORTGAGE ASSOCIATION SE 20 CL IO VAR	860,000	3.979987	34,228	アメリカ合衆国	0.03
UNITED AIR 2019-1 A PTT SER A (REG) 4.55% 25/08/2031	40,000	85.04533	34,018	アメリカ合衆国	0.03
ENERGY TRANSFER LP (REG) 4.2% 15/04/2027	30,000	110.0816	33,024	アメリカ合衆国	0.03
FREDDIE MAC MULTIFAMILY STRUCTURED PASS THROUGH CERTIFICATES SER K052	29,000	111.6355	32,374	アメリカ合衆国	0.03
ACTIVISION BLIZZARD (REG) 3.4% 15/09/2026	28,000	113.7133	31,840	アメリカ合衆国	0.03
CONTL AIRLINES 2007-1 SER (071A) FRN 19/10/2023	60,000	52.02129	31,213	アメリカ合衆国	0.03
GOVERNMENT NATIONAL MORTGAGE ASSOCIATION SER 137 CL IO FRN	405,000	7.474867	30,273	アメリカ合衆国	0.03
NISOURCE INC (REG) 3.6% 01/05/2030	25,000	115.1111	28,778	アメリカ合衆国	0.03
AUTONATION INC 4.75% 01/06/2030	23,000	120.0046	27,601	アメリカ合衆国	0.03
NEWMONT GOLDCORP CORP (REG) 2.8% 01 /10/2029	25,000	109.3807	27,345	アメリカ合衆国	0.02
KROGER CO (REG) 2.2% 01/05/2030	26,000	104.6617	27,212	アメリカ合衆国	0.02
GOVERNMENT NATIONAL MORTGAGE A SER 43 CL IO FRN 16/05/2060	670,000	3.981697	26,677	アメリカ合衆国	0.02
SEASONED CREDIT RISK TRANSFER TRUST SERIES 2020-2 SER 2 CL MA FRN	28,000	92.84373	25,996	アメリカ合衆国	0.02
AIR LEASE CORP 3.625% 01/12/2027	24,000	107.6841	25,844	アメリカ合衆国	0.02
GOVERNMENT NATIONAL MORTGAGE A SER 9 CL IO FRN 16/01/2060	630,000	4.049948	25,515	アメリカ合衆国	0.02
SANTANDER HOLDINGS USA (REG) 4.4% 13/07/2027	22,000	114.0819	25,098	アメリカ合衆国	0.02
BBCMS TRUST SER C6 CL A2 FRN 15/02/2053	23,000	107.01	24,612	アメリカ合衆国	0.02
AUTODESK INC (REG) 2.85% 15/01/2030	22,000	110.9103	24,400	アメリカ合衆国	0.02
JOHN DEERE OWNER TRUST 2020-B SER B CL A3 FRN 15/11/2024	23,000	100.3134	23,072	アメリカ合衆国	0.02
PNC FINANCIAL SERVICES (REG) 3.15% 19/05/2027	20,000	112.7819	22,556	アメリカ合衆国	0.02
JOHN DEERE OWNER TRUST 2020-B SER B CL A4 FRN 15/06/2027	21,000	100.8161	21,171	アメリカ合衆国	0.02
GLP CAPITAL LP / FIN II (REG) 3.35% 01/09/2024	20,000	104.958	20,992	アメリカ合衆国	0.02
AMER AIRLINE 19-1A PTT (SER A) (REG) 3.5% 15/08/2033	25,000	83.25137	20,813	アメリカ合衆国	0.02
GOVERNMENT NATIONAL MORTGAGE ASSOCIATION SE 169 CL IO FRN	500,000	4.110492	20,552	アメリカ合衆国	0.02
GOVERNMENT NATIONAL MORTGAGE ASSOCIATION SER 99 CL IO FRN 16/06/2060	755,000	2.676169	20,205	アメリカ合衆国	0.02
CARMAX AUTO OWNER TRUST 2020-3 SER 3 CL A4 FRN 16/03/2026	20,000	100.7204	20,144	アメリカ合衆国	0.02
GOVERNMENT NATIONAL MORTGAGE ASSOCIATION SER 158 CL IO VAR	409,000	4.890577	20,002	アメリカ合衆国	0.02
GOVERNMENT NATIONAL MORTGAGE A SER 69 CL IO FRN 16/04/2060	565,000	3.518834	19,881	アメリカ合衆国	0.02
CNA FINANCIAL CORP (REG) 2.05% 15/08/2030	19,000	102.8098	19,534	アメリカ合衆国	0.02

投資対象	保有高	単価	時価	国名	純資産 比率 (%)
STANFORD HEALTH CARE (SER 2020) 3.3 1% 15/08/2030	17,000	113.7911	19,344	アメリカ合衆国	0.02
GOVERNMENT NATIONAL MORTGAGE A SER 35 CL IO FRN 16/03/2060	435,000	4.335865	18,861	アメリカ合衆国	0.02
GOVERNMENT NATIONAL MORTGAGE ASSOCIATION SER 41 CL IO VAR	505,000	3.725365	18,813	アメリカ合衆国	0.02
RAYMOND JAMES FINANCIAL 4.65% 01/04 /2030	15,000	123.0106	18,452	アメリカ合衆国	0.02
TOYOTA AUTO RECEIVABLES OWNER TRUST FRN 15/10/2025	18,000	100.6379	18,115	アメリカ合衆国	0.02
CYRUSONE LP/CYRUSONE FIN 2.15% 01/1 1/2030	18,000	97.55185	17,559	アメリカ合衆国	0.02
GOVERNMENT NATIONAL MORTGAGE A SER 114 CL IO VAR 16/04/2060	520,000	3.375687	17,554	アメリカ合衆国	0.02
CONSTELLATION BRANDS INC 2.875% 01/05/2030	16,000	109.5015	17,520	アメリカ合衆国	0.02
COMM MORTGAGE TRUST SER COR3 CL XA FRN 10/05/2051	579,000	2.928527	16,956	アメリカ合衆国	0.02
ANTHEM INC 2.25% 15/05/2030	16,000	105.5156	16,882	アメリカ合衆国	0.02
GOVERNMENT NATIONAL MORTGAGE ASSOCIATION SER 131 CL IO FRN	241,000	6.821605	16,440	アメリカ合衆国	0.01
AMER AIRLN 13-1 A PASS T (REG) FRN 15/01/2027	35,000	46.4883	16,271	アメリカ合衆国	0.01
GOVERNMENT NATIONAL MORTGAGE A FRN 16/02/2062	185,000	8.777318	16,238	アメリカ合衆国	0.01
EQUINIX INC (REG) 1.8% 15/07/2027	15,000	103.0154	15,452	アメリカ合衆国	0.01
MAGNA INTERNATIONAL INC 2.45% 15/06 /2030	14,000	107.486	15,048	カナダ	0.01
AT&T INC 3.65% 01/06/2051	14,000	105.3938	14,755	アメリカ合衆国	0.01
MOTOROLA SOLUTIONS INC (REG) 4.6% 23/05/2029	12,000	119.8944	14,387	アメリカ合衆国	0.01
GOVERNMENT NATIONAL MORTGAGE ASSOCIATION SER 119 CL IO FRN	175,000	8.013615	14,024	アメリカ合衆国	0.01
UNITED AIR 2018-1 B PTT SER B (REG) 4.6% 01/03/2026	17,000	80.00965	13,602	アメリカ合衆国	0.01
GOVERNMENT NATIONAL MORTGAGE ASSOCIATION SER 100 CL IO FRN	166,967	8.096188	13,518	アメリカ合衆国	0.01
CROWN CASTLE INTL CORP 3.3% 01/07/2030	12,000	111.8493	13,422	アメリカ合衆国	0.01
CVS HEALTH CORP (REG) 3% 15/08/2026	12,000	110.7515	13,290	アメリカ合衆国	0.01
WORLD OMNI AUTO RECEIVABLES TRUST 2017-B SE B CL A3 FRN 15/02/2023	36,000	32.40878	11,667	アメリカ合衆国	0.01
COMCAST CORP (REG) 3.999% 01/11/2049	9,000	125.7217	11,315	アメリカ合衆国	0.01
VERIZON COMMUNICATIONS (REG) 3% 22/ 03/2027	10,000	110.3103	11,031	アメリカ合衆国	0.01
NEW JERSEY ST TRANSPRTN TRUST 4.131% 15/06/2042	10,000	103.85	10,385	アメリカ合衆国	0.01
MPLX LP (REG) 4.125% 01/03/2027	9,000	114.8386	10,335	アメリカ合衆国	0.01
FREDDIE MAC MULTIFAMILY STRUCTURED PASS THROUGH CERTIFICATES SER K022	820,000	1.225549	10,050	アメリカ合衆国	0.01
STEEL DYNAMICS INC (REG) 3.25% 15/01/2031	7,000	112.125	7,849	アメリカ合衆国	0.01
BMW VEHICLE OWNER TRUST SER A CL A3 FRN 25/04/2022	65,000	11.66626	7,583	アメリカ合衆国	0.01

国別比率

国名	時価	対純資産総額比率 (%)
米国	99,636,184	90.28
英国	1,631,959	1.48
カナダ	1,086,351	0.98
フランス	896,859	0.81
オーストラリア	763,776	0.69
ノルウェー	757,194	0.69
メキシコ	528,255	0.48
アイルランド	518,246	0.47
カタール	497,082	0.45
サウジアラビア	449,830	0.41
オランダ	370,556	0.34
バミューダ	337,359	0.31
スペイン	232,971	0.21
南アフリカ	230,000	0.21
チリ	217,255	0.20
パナマ	217,250	0.20
ケイマン諸島	100,097	0.09
純資産総額	110,366,953	

[次へ](#)

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
STATEMENT OF FINANCIAL POSITION
AS AT 31 DECEMBER 2020

	Notes	2020 USD	2019 USD
Assets			
Financial assets at fair value through profit or loss	4(b)	109,067,689	38,194,309
Derivative financial assets	4(b), 6	24,649	156,640
Interest receivable on interest-bearing securities		557,673	215,864
Interest receivable on deposits		-	6
Amounts receivable on subscription	4(f)	3,630,179	-
Amounts receivable on sale of investments		1,665,613	159,287
Cash and cash equivalents		1,852,522	509,960
Total assets		116,798,325	39,236,066
Liabilities			
Derivative financial liabilities	4(b), 6	333	2,541
Amounts payable on purchase of investments		6,330,968	318,681
Other payables	8(a), 8(b), 8(c)	100,071	60,112
Liabilities (excluding net assets attributable to unitholders)		6,431,372	381,334
Net assets attributable to unitholders	3	110,366,953	38,854,732
Number of units in issue			
- Class A – Div (JPY Hedged)	3	2,671,162	2,521,322
- Class A – Div (JPY Unhedged)	3	1,601,599	1,961,155
- Class A – Div (USD)	3	707,672	-
Net asset value per unit			
- Class A – Div (JPY Hedged)	3	JPY 965	JPY 943
- Class A – Div (JPY Unhedged)	3	JPY 917	JPY 940
- Class A – Div (USD)	3	USD 100.58	-

Approved by the Manager and the Trustee on 27 April 2021

On behalf of Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited




On behalf of HSBC Trustee (Cayman) Limited




The notes on pages 10 to 33 are an integral part of these financial statements.

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
STATEMENT OF COMPREHENSIVE INCOME
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

		Year ended 31 December 2020	Year ended 31 December 2019
	Notes	USD	USD
Income			
Interest from interest-bearing securities		1,630,417	1,550,785
Bank interest		631	7,135
Net realized gains on financial assets at fair value through profit or loss and derivative financial instruments	5	2,055,989	1,044,808
Net change in unrealized gains on financial assets at fair value through profit or loss and derivative financial instruments	5	774,756	410,377
Sundry income		-	452
Net exchange gains		26,546	4,614
		<u>4,488,339</u>	<u>3,018,171</u>
Expenses			
Investment management fee	8(a)	(112,690)	(99,333)
Safe custody and processing fee	8(b)	(24,194)	(21,441)
Trustee fee	8(b)	(12,000)	(12,000)
Auditor's remuneration		(30,905)	(41,824)
Valuation fee	8(b)	(55,400)	(50,000)
Transaction handling fee	8(b)	(11,428)	(7,184)
Annual authority fee		(1,566)	(1,185)
Accounting and other professional fees	8(b)	(3,638)	(4,392)
Establishment cost		(4,000)	-
Service provider fees	8(c)	(57,063)	-
Other operating expenses	8(b)	(12,637)	(12,072)
		<u>(325,521)</u>	<u>(249,431)</u>
Total operating expenses			
		<u>(325,521)</u>	<u>(249,431)</u>
Operating profit		4,162,818	2,768,740
Finance cost			
Distribution to unitholders	9	(1,523,620)	(1,737,980)
Profit after distribution and before taxation		2,639,198	1,030,760
Taxation			
Withholding taxes		(8,063)	(6,654)
Total comprehensive income for the year		2,631,135	1,024,106

The notes on pages 10 to 33 are an integral part of these financial statements.

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
STATEMENT OF CHANGES IN NET ASSETS ATTRIBUTABLE TO UNITHOLDERS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

		Year ended 31 December 2020	Year ended 31 December 2019
	Notes	USD	USD
Net assets attributable to unitholders at the beginning of the year		38,854,732	38,431,573
Proceeds on subscription	3	77,730,368	2,784,441
Proceeds on re-investment of distributions	3, 9	1,523,620	1,737,980
Payments on redemption	3	(10,372,902)	(5,123,368)
		68,881,086	(600,947)
Total comprehensive income for the year		2,631,135	1,024,106
Net assets attributable to unitholders at the end of the year		110,366,953	38,854,732

The notes on pages 10 to 33 are an integral part of these financial statements.

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
STATEMENT OF CASH FLOWS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

	Year ended 31 December 2020 USD	Year ended 31 December 2019 USD
Cash flows from operating activities		
Total comprehensive income for the year	2,631,135	1,024,106
Adjustments for:		
Interest from interest-bearing securities	(1,630,417)	(1,550,785)
Bank interest	(631)	(7,135)
Withholding taxes	8,063	6,654
Distribution to unitholders	1,523,620	1,737,980
Operating income before working capital changes	2,531,770	1,210,820
Net increase in financial assets at fair value through profit or loss	(70,873,380)	(995,799)
Net change in derivative financial instruments	129,783	536,217
Net increase in amounts receivable on sale of investments	(1,506,326)	(159,287)
Net increase in amounts payable on purchase of investments	6,012,287	318,681
Net increase in other payables	39,959	2,766
Cash (used in)/generated from operations	(63,665,907)	913,398
Interest from interest-bearing securities received	1,280,545	1,556,343
Bank interest income received	637	7,139
Net cash (used in)/generated from operating activities	(62,384,725)	2,476,880
Cash flows from financing activities		
Proceeds on subscription	74,100,189	2,784,441
Payments on redemption	(10,372,902)	(5,123,368)
Net cash generated from/(used in) financing activities	63,727,287	(2,338,927)
Net increase in cash and cash equivalents	1,342,562	137,953
Cash and cash equivalents at the beginning of the year	509,960	372,007
Cash and cash equivalents at the end of the year	1,852,522	509,960
Analysis of balance of cash and cash equivalents		
Cash at banks	1,852,522	509,960

Non-cash transactions:

During the year, USD1,523,620 (2019: USD1,737,980) of distribution was reinvested in the fund.

The notes on pages 10 to 33 are an integral part of these financial statements.

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

1. The Fund

The Manulife Investments Trust (the "Trust") is an umbrella unit trust created by a trust deed (the "Master Trust Deed") dated 5 November 2012 between HSBC Trustee (Cayman) Limited (the "Trustee") and Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited (the "Manager"). The Master Trust Deed was amended and restated by an amending and restating deed dated 14 June 2013 (as amended and supplemented from time to time) (the "Amending and Restating Deed"). The Trust is a licensed mutual fund under section 4(1) of the Mutual Funds Act of the Cayman Islands.

The Trustee and the Manager established Manulife Investments Trust - US Core Fixed Income Fund, a series Trust (the "Fund") by execution of a relevant Supplemental Trust Deed. The Fund commenced operations on 27 November 2017 (date of inception). As at 31 December 2020, apart from the Fund, there are four other series trusts, namely, Manulife Investments Trust - Strategic Income Fund, Manulife Investments Trust - Floating Rate Income Fund, Manulife Investments Trust - Strategic Income Opportunities Fund and Manulife Investments Trust - Global Allocation Fund II. Manulife Investments Trust - Investment Grade CLO Fund was terminated on 15 June 2020.

2. Summary of significant accounting policies

The principal accounting policies applied in the preparation of the financial statements are set out below. These policies have been consistently applied to all the years presented, unless otherwise stated.

(a) Basis of preparation

The financial statements have been prepared in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA"). The financial statements have been prepared under the historical cost convention, as modified by the revaluation of financial assets and financial liabilities (including derivative financial instruments) at fair value through profit or loss.

The preparation of financial statements in conformity with HKFRSs requires the Trustee and the Manager to make judgements, estimates and assumptions that affect the application of policies and the reported amounts of assets and liabilities, income and expenses. The estimates and associated assumptions are based on historical experience and various other factors that are believed to be reasonable under the circumstances, the results of which form the basis of making the judgements about carrying values of assets and liabilities that are not readily apparent from other sources. Actual results may differ from these estimates.

The statement of financial position represents assets and liabilities in increasing order of liquidity and does not distinguish between current and non-current items.

Standards and amendments to existing standards effective 1 January 2020

There are no standards, amendments to standards or interpretations that are effective for annual periods beginning on 1 January 2020 that have a material effect on the financial statements of the Fund.

New standards, amendments and interpretations issued but not effective after 1 January 2020 and have not been early adopted by the Fund

A number of new standards, amendments to standards and interpretations are effective for annual periods beginning after 1 January 2020, and have not been early adopted in preparing these financial statements. None of these are expected to have a material effect on the financial statements of the Fund.

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

2. Summary of significant accounting policies (Continued)

(b) Financial assets at fair value through profit or loss

Classification

The Fund classifies its investments based on both the Fund's business model for managing those financial assets and the contractual cash flow characteristics of the financial assets. The portfolio of financial assets is managed and performance is evaluated on a fair value basis. The Fund is primarily focused on fair value information and uses that information to assess the assets' performance and to make decisions. The Fund has not taken the option to irrevocably designate any equity securities as fair value through other comprehensive income. The contractual cash flows of the Fund's debt securities are solely principal and interest, however, these securities are neither held for the purpose of collecting contractual cash flows nor held both for collecting contractual cash flows and for sale. The collection of contractual cash flows is only incidental to achieving the Fund's business model's objective. Consequently, all investments are measured at fair value through profit or loss.

Derivative contracts that have a negative fair value are presented as liabilities at fair value through profit or loss.

Recognition, de-recognition and measurement

Regular purchases and sales of investments are recognized on the trade date – the date on which the Fund commits to purchase or sell the investment. Financial assets at fair value through profit or loss are initially recognized at fair value. Transaction costs are expensed as incurred in the statement of comprehensive income.

Financial assets are derecognized when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Fund has transferred substantially all risks and rewards of ownership.

Subsequent to initial recognition, all Financial assets at fair value through profit or loss are measured at fair value. Gains and losses arising from changes in the fair value of the "Financial assets at fair value through profit or loss" category are presented in the statement of comprehensive income.

Interest on debt securities at fair value through profit or loss is recognized in the statement of comprehensive income within interest income based on the effective interest rate.

Fair value estimation

The following represent the basis of valuation for financial reporting purposes:

- (i) Investments which are listed or traded on an exchange are fair valued based on last traded prices.
- (ii) Investments which are not listed on an exchange or are thinly traded are valued by using quotes from brokers.

(c) Income

Interest income on debt securities are included in interest from interest-bearing securities within the statement of comprehensive income. Interest income on debt instruments other than floating rate securities are recognized on a time-proportionate basis using the effective interest method. Other income is accounted for on an accrual basis.

The effective interest method is a method of calculating the amortized cost of an interest-bearing asset and of allocating the interest income over the relevant period. The effective interest rate is the rate that exactly discounts estimated future cash receipts throughout the expected life of the financial instrument, or a shorter period where appropriate, to the net carrying amount of the financial instrument. When calculating the effective interest rate, the Fund estimates cash flows considering all contractual terms of the financial instrument (for example, prepayment options) but does not consider future credit losses. The calculation includes all fees and points received between parties to the contract that are an integral part of the effective interest rate, transaction costs and all other premiums or discounts.

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

2. Summary of significant accounting policies (Continued)

(d) Translation of foreign currencies

(i) Functional and presentation currencies

Items included in the Fund's financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which it operates (the "functional currency"). The financial statements are presented in United States dollar ("USD"), which is the Fund's functional and presentation currency.

(ii) Transactions and balances

Foreign currency transactions are translated into the functional currency using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Foreign currency assets and liabilities are translated into the functional currency using the exchange rate prevailing at the statement of financial position date.

Foreign exchange gains and losses arising from translation are presented as "Net exchange gains/(losses)" in the statement of comprehensive income.

Foreign exchange gains and losses relating to the financial assets and liabilities carried at fair value through profit or loss are presented in the statement of comprehensive income within "Net realized losses on financial assets at fair value through profit or loss and derivative financial instruments" and "Net change in unrealized gains/losses on financial assets at fair value through profit or loss and derivative financial instruments".

(e) Expenses

Expenses are accounted for on an accrual basis.

(f) Derivative financial instruments

Outstanding forward foreign exchange contracts are valued at the year/period end date by reference to the forward rate of exchange applicable to the outstanding term of the contract. The fair value of bond futures and options traded in active markets are based on last traded market prices at the close of trading on the reporting date. The fair value of options that are not traded in an active market is determined using valuation techniques. The Fund uses a variety of methods and makes assumptions that are based on market conditions existing at each reporting date. Valuation techniques used include the use of comparable recent arm's length transactions, reference to other instruments that are substantially the same, discounted cash flow analysis, option pricing models and other valuation techniques commonly used by market participants making the maximum use of market inputs and relying as little as possible on entity-specific inputs. Unrealized gains or losses on outstanding contracts and realized gains and losses on closed contracts are shown in the statement of comprehensive income within "Net change in unrealized gains/losses on financial assets at fair value through profit or loss and derivative financial instruments" and "Net realized gains/(losses) on financial assets at fair value through profit or loss and derivative financial instruments" respectively.

(g) Subscription and redemption of units

All proceeds and payments for units issued and redeemed are shown as movements in the statement of changes in net assets attributable to unitholders. The net asset value of the Fund is computed daily. Prices for issues and redemptions are based on the latest available preceding valuation.

The Fund issues two classes of units, which are redeemable at the holder's option and do not have identical rights. Such units are classified as financial liabilities. Units can be put back to the Fund at any time for cash equal to a proportionate share of the Fund's net asset value.

The redeemable shares are carried at amortized cost which corresponds to the redemption amount that is payable at the statement of financial position date if the holder exercise the right to put the share back to the Fund.

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

2. Summary of significant accounting policies (Continued)

(g) Subscription and redemption of units (Continued)

Units are issued and redeemed at the holder's option at prices based on the Fund's net asset value per unit at the time of issue or redemption. The Fund's net asset value per unit for each class is calculated by dividing the net assets attributable to unitholders of the class with the total number of outstanding units in the class.

(h) Offsetting financial instruments

Financial assets and liabilities are offset and the net amount reported in the statement of financial position when there is a legally enforceable right to offset the recognized amounts and there is an intention to settle on a net basis or realize the asset and settle the liability simultaneously. The legally enforceable right will not be contingent on future events and must be enforceable in the normal course of the business and in the event of default, insolvency or bankruptcy of the Fund or the counterparty.

(i) Amounts receivable on sale/payable on purchase of investments

Amounts receivable on sale/payable on purchase of investments represent receivables from investments sold and payables for investments purchased that have been contracted for but not yet settled or delivered on the statement of financial position date respectively. The amounts receivable on sale balance is held for collection.

These amounts are recognized initially at fair value and subsequently measured at amortised cost. At each reporting date, the Fund shall measure the loss allowance on amounts receivable on sale at an amount equal to the lifetime expected credit losses if the credit risk has increased significantly since initial recognition. If, at the reporting date, the credit risk has not increased significantly since initial recognition, the Fund shall measure the loss allowance at an amount equal to 12-month expected credit losses. Significant financial difficulties of the broker, probability that the broker will enter bankruptcy or financial reorganization, and default in payments are all considered indicators that a loss allowance may be required. If the credit risk increases to the point that it is considered to be credit impaired, interest income will be calculated based on the gross carrying amount adjusted for the loss allowance. A significant increase in credit risk is defined by management as any contractual payment which is more than 30 days past due. Any contractual payment which is more than 90 days past due is considered credit impaired.

(j) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents includes cash at banks and deposits held with banks.

(k) Distribution to unitholders

Distribution to Class A – Div (JPY Hedged), Class A – Div (JPY Unhedged) and Class A – Div (USD) unitholders are presented as finance cost in these financial statements as the net assets attributable to unitholders are classified as financial liabilities. They will be first paid out of the income (which may include capital gains) which are recognized in the statement of comprehensive income, thereafter out of the capital of the Fund attributable to the relevant class of units of the Fund.

The distributions to Class A – Div (JPY Hedged) and Class A – Div (JPY Unhedged) unitholders are declared monthly and will be automatically reinvested in additional units of the same class and will be issued at a subscription price on the reinvestment date.

The distributions to Class A – Div (USD) unitholders are declared semi-annually. Any distributions will be automatically reinvested in additional Units of the same class, unless any relevant Unitholder informs the Manager or the Trustee in writing that it would prefer its share of distributions in cash payments. Such additional Units will be issued at a subscription price on the reinvestment date.

(l) Establishment costs

In accordance with the Fund's Offering Memorandum, the costs and expenses in connection with the establishment of the Fund will be borne by the Fund. For the purpose of calculating the subscription and redemption net asset value, the establishment costs will be amortized within the period from the close of the initial offer period of the Units of the Fund to the end of the Fund's fifth financial year unless the Manager or its duly authorized agent decides that some other method is to be applied. Under HKFRSs, establishment costs are recognized as an expense in the period in which they are incurred.

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

3. Number of units in issue and net assets attributable to unitholders per unit

The Fund's capital is represented by the units in the Fund and shown as "net assets attributable to unitholders" in the statement of financial position. Subscriptions and redemptions of units during the year are shown in the statement of changes in net assets attributable to unitholders. In order to achieve the investment objectives, the Fund endeavors to invest its capital in accordance with the investment policies, as outlined in note 4, whilst maintaining sufficient liquidity to meet redemption requests. Such liquidity is augmented by the holding of liquid investments.

As at 31 December 2020, the Fund has USD110,366,953 (2019: USD38,854,732) of puttable financial instruments classified as liabilities. As at 31 December 2020, the Fund offers 3 (2019: 2) classes of units, Class A – Div (JPY Hedged), Class A – Div (JPY Unhedged) and Class A – Div (USD).

	2020		
	Class A – Div (JPY Hedged) Units	Class A – Div (JPY Unhedged) Units	Class A – Div (USD) Units
Balance brought forward	2,521,322	1,961,155	-
Total subscriptions	612,827	164,538	709,672
Total re-investment	87,732	83,448	-
Total redemptions	(550,719)	(607,542)	(2,000)
Balance carried forward	2,671,162	1,601,599	707,672

	2019		
	Class A – Div (JPY Hedged) Units	Class A – Div (JPY Unhedged) Units	Class A – Div (USD) Units
Balance brought forward	2,572,566	1,965,003	-
Total subscriptions	167,226	159,367	-
Total re-investment	100,109	102,029	-
Total redemptions	(318,579)	(265,244)	-
Balance carried forward	2,521,322	1,961,155	-

In accordance with the Fund's Offering Memorandum, the establishment costs of the Fund will be amortized over the first five years in calculating the Fund's net asset value for subscription and redemption. However, HKFRSs requires the Fund to expense establishment costs in the statement of comprehensive income as incurred. The differences between expensing the establishment costs as incurred in accordance with HKFRSs and the capitalization and amortization of the establishment costs indicated in the Fund's Offering Memorandum resulted in adjustments in the net asset value as presented below.

	2020 USD	2019 USD
Net assets attributable to unitholders as reported in the statement of financial position	110,366,953	38,854,732
Adjustments for unamortized establishment costs	4,972	2,159
Net asset value in accordance with the Fund's Offering Memorandum	110,371,925	38,856,891

	2020	2019
Net assets attributable to unitholders per unit (per statement of financial position)		
Class A – Div (JPY Hedged)	JPY965	JPY943
Class A – Div (JPY Unhedged)	JPY917	JPY940
Class A – Div (USD)	USD100.58	-

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

3. Number of units in issue and net assets attributable to unitholders per unit (Continued)

	2020	2019
Net assets attributable to unitholders per unit (at dealing net asset value for subscription and redemption in accordance with the Fund's offering memorandum)		
Class A (JPY Hedged)	JPY964	JPY943
Class A (JPY Unhedged)	JPY916	JPY940
Class A – Div (USD)	USD100.45	-

4. Financial risk management

(a) Financial risk factors

The investment objective of the Fund is to earn a high level of current income and to maximize total returns over a full market cycle by investing primarily in government, corporate and securitized fixed income securities and instruments issued in the United States.

The Fund is exposed to market price risk, cash flow and fair value interest rate risk, credit and custody risk, liquidity risk and currency risk.

The risks and the respective risk management policies employed by the Fund to manage these risks are discussed below.

(b) Market price risk

Market price risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate as a result of changes in market prices, whether those changes are caused by factors specific to the individual instrument or factors affecting all instruments in the market.

All investments present a risk of loss of capital. The Fund's market price risk is managed through (i) deliberate securities selection, and (ii) diversification of the investment portfolio.

At the year end, the overall market exposures were as follows:

	2020			2019		
	Fair value USD	Cost USD	% of net assets	Fair value USD	Cost USD	% of net assets
Financial assets						
Financial assets at fair value through profit or loss – Debt securities	109,067,689	107,292,431	98.82	38,194,309	37,468,980	98.30
Derivative financial assets (note 6)	24,649	-	0.02	156,640	-	0.40
Financial liabilities						
Derivative financial liabilities (note 6)	333	-	0.00	2,541	-	0.01

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

4. Financial risk management (Continued)

(b) Market price risk (Continued)

Net market exposures

The following table shows the net market exposure the Fund has to various markets, incorporating the underlying market risk through all financial assets at fair value through profit or loss (except derivatives) held by the Fund as at 31 December 2020 and 2019:

Market exposure to	2020 USD equivalent	2019 USD equivalent
Australia	763,895	-
Bermuda	337,494	67,443
Canada	1,084,757	694,341
Cayman Islands	100,097	-
Chile	217,317	-
France	897,785	159,913
Great Britain	1,630,822	664,216
Ireland	518,018	213,066
Mexico	528,717	-
Netherlands	600,219	-
Norway	757,172	-
Panama	217,500	-
Qatar	498,775	-
Saudi Arabia	450,114	-
Spain	233,051	-
The United States of America	100,231,956	36,395,330
	<u>109,067,689</u>	<u>38,194,309</u>

The following table shows the summary of the sector exposures within financial assets at fair value through profit or loss as at 31 December 2020 and 2019 are as follows:

Sectors exposed to	2020 % of net assets	2019 % of net assets
Airlines	1.25	2.68
Automobile	1.60	1.30
Capital Markets	13.25	18.76
Chemicals	1.62	0.65
Entertainment	1.77	1.75
Finance	11.11	11.28
Food & Beverage	0.42	0.14
Government	26.80	24.54
Industrial	4.69	1.56
Miscellaneous	7.33	5.33
Mortgage	17.24	24.19
Retail	3.21	0.21
Technology	8.16	5.65
Transportation	0.37	0.26
	<u>98.82</u>	<u>98.30</u>

There were no investments issued by the same issuer with market value exceeding 10% of the Fund's net asset value at 31 December 2020 and 2019. As the Fund mainly invests in debt securities, the sensitivity analysis of market price risk is disclosed in the interest rate sensitivity analysis in note 4(c) below.

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

4. Financial risk management (Continued)

(c) Cash flow and fair value interest rate risk

Interest rate risk is the risk that the value of a financial instrument will fluctuate due to changes in market interest rates.

Interest rate risk arises from the effects of fluctuations in the prevailing levels of markets interest rates on the fair value of interest-bearing assets and liabilities and future cash flow. The Fund also holds cash and cash equivalents and debt securities that expose the Fund to cash flow interest rate risk.

The table below summarizes the Fund's exposure to interest rate risk. It includes the Fund's assets and liabilities at fair values, categorized by the earlier of contractual re-pricing or maturity dates.

At 31 December 2020:

	Up to 1 year USD	1-5 years USD	Over 5 years USD	Non-interest bearing USD	Total USD
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	41,037,565	27,454,502	40,575,622	-	109,067,689
Derivative financial instrument	-	-	-	24,649	24,649
Other assets	-	-	-	5,853,465	5,853,465
Cash and cash equivalents	1,852,522	-	-	-	1,852,522
Total assets	42,890,087	27,454,502	40,575,622	5,878,114	116,798,325
Liabilities					
Derivative financial instrument	-	-	-	333	333
Other liabilities	-	-	-	6,431,039	6,431,039
Net assets attributable to unitholders	-	-	-	110,366,953	110,366,953
Total liabilities	-	-	-	116,798,325	116,798,325
Total interest sensitivity gap	42,890,087	27,454,502	40,575,622		

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

4. Financial risk management (Continued)

(c) Cash flow and fair value interest rate risk (Continued)

At 31 December 2019:

	Up to 1 year USD	1-5 years USD	Over 5 years USD	Non-interest bearing USD	Total USD
Assets					
Financial assets at fair value through profit or loss	19,462,493	7,202,924	11,528,892	-	38,194,309
Derivative financial instrument	-	-	-	156,640	156,640
Other assets	-	-	-	375,157	375,157
Cash and cash equivalents	509,960	-	-	-	509,960
Total assets	19,972,453	7,202,924	11,528,892	531,797	39,236,066
Liabilities					
Derivative financial instrument	-	-	-	2,541	2,541
Other liabilities	-	-	-	378,793	378,793
Net assets attributable to unitholders	-	-	-	38,854,732	38,854,732
Total liabilities	-	-	-	39,236,066	39,236,066
Total interest sensitivity gap	19,972,453	7,202,924	11,528,892		

As at 31 December 2020, should the relevant interest rates have lowered/risen by 100 basis points with all other variables remaining constant, the increase/decrease in net assets attributable to unitholders for the year would amount to approximately USD6,857,160 (2019: USD2,270,973), arising substantially from the increase/decrease in market values of debt securities. In addition, USD575,068 (2019: USD304,653) would arise from the increase on interest income on financial assets at fair value through profit or loss at floating rates. These represent management's best estimate of a reasonable possible shift in the market interest rate.

As at 31 December 2020 and 2019, the interest rate risk on cash and cash equivalents is considered by the Manager to be immaterial. Therefore, no interest rate risk sensitivity analysis is presented for the years ended 31 December 2020 and 2019.

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

4 Financial risk management (Continued)

(d) Credit and custody risk

The Fund is exposed to credit risk which is the risk that an issuer or counterparty will be unable or unwilling to pay amounts in full when due.

The main concentration of credit risk to which the Fund is exposed arises from the Fund's investments in debt securities and derivative financial instruments. The Fund is also exposed to credit risk on cash and cash equivalents and assets held with custodian. The table below summarizes the assets placed with banks and custodian at 31 December 2020 and 2019:

At 31 December 2020

	USD	Long-term Issuer Credit rating	Source of credit rating
<u>Custodian</u>			
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited	109,067,689	AA-	S&P
<u>Derivative Counterparty</u>			
HSBC Bank Hong Kong	24,649	A+	S&P
<u>Bank</u>			
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited	1,852,522	AA-	S&P

At 31 December 2019

	USD	Long-term Issuer Credit rating	Source of credit rating
<u>Custodian</u>			
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited	38,194,309	AA-	S&P
<u>Derivative Counterparty</u>			
HSBC Bank Hong Kong	156,640	AA-	S&P
<u>Bank</u>			
The Hongkong and Shanghai Banking Corporation Limited	509,960	AA-	S&P

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

4. Financial risk management (Continued)

(d) Credit and custody risk (Continued)

The Fund is exposed to credit risk that the issuers of the debt securities may not be able to repay the principal amount at maturity and interest. This credit risk is mitigated as the debt securities held by the Fund are subject to the requirements of (i) maximum holding of 10% of net asset value for any single issuer, or (ii) maximum exposure of 25% to any one industry, and (iii) will maintain an average portfolio credit quality of B or higher.

Under HKFRS 9, the Fund measures credit risk and expected credit losses using probability of default, exposure at default, and loss given default. Management consider both historical analysis and forward looking information in determining any expected credit loss. At 31 December 2020 and 2019, all amounts due from brokers and cash and short term deposits are held with counterparties with a credit rating of AA- or higher. Management consider the probability of default to be close to zero as these instruments have a low risk of default and the counterparties have a strong capacity to meet their contractual obligations in the near term. As a result, no loss allowance has been recognized based on 12-month expected credit losses as any such impairment would be insignificant to the Fund.

The table below summarizes the credit rating of the investment portfolio (of the actual tranche) by credit rating sourced from Standard and Poor's (S&P):

Portfolio by rating category

Rating	2020 % of net assets	2019 % of net assets
AAA	3.17	5.98
AA+/AA/AA-	1.27	1.99
A+/A/A-	4.89	5.85
BBB+/BBB/BBB-	30.82	21.39
BB+/BB	1.09	0.62
B+	0.27	0.18
N.R.*	57.31	62.29
Total	98.82	98.30

The maximum exposure to credit risk at year end is the carrying amount of the financial assets as shown on the statement of financial position.

None of the assets is impaired nor past due but not impaired.

*The Manager may purchase unrated securities (which are not rated by a rating agency) if the Manager determines that the security is of comparable quality to a rated security that may be purchased for the account of the Fund. Unrated securities may be less liquid than comparable rated securities and involve the risk that the Manager may not accurately evaluate the security's comparative credit rating. Analysis of the creditworthiness of issuers of unrated securities may be more complex than for issuers of higher-quality fixed income securities. To the extent that the Manager invests in unrated securities, the Fund's success in achieving its investment objective may depend more heavily on the Manager's creditworthiness analysis than if the Manager invested exclusively in higher quality rated securities. The sub-investment Manager intends to keep the average credit quality of the Fund, in principle in the investment grade range (BBB- or above), determined by the sub-investment Manager. In the absence of a credit rating from S&P, the Manager would also consider credit ratings from Moody's or Fitch.

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

4. Financial risk management (Continued)

(e) Offsetting and amounts subject to master netting arrangements and similar agreements

As at 31 December 2020 and 2019 the Fund was subject to master netting arrangements with its derivative counterparties. All of the derivative assets and liabilities of the Fund are held with counterparties and the margin balance maintained by the Fund is for the purpose of providing collateral on derivative positions.

The following tables present the Fund's financial assets and liabilities which are subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements by type of financial instrument.

Financial assets and liabilities subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements as at 31 December 2020:

	A	B	C = A-B
Description	Gross amounts of recognized financial assets	Gross amounts of recognized financial liabilities set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial assets presented in the statement of financial position
Derivative financial assets			
- Forward foreign exchange contracts	24,649	-	24,649
	<u>24,649</u>	<u>-</u>	<u>24,649</u>
Derivative financial liabilities			
- Forward foreign exchange contracts	333	-	333
	<u>333</u>	<u>-</u>	<u>333</u>

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

4. Financial risk management (Continued)

(e) Offsetting and amounts subject to master netting arrangements and similar agreements (Continued)

The following tables present by counterparty of financial instrument:

Financial assets subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements as at 31 December 2020:

	C = A-B	D		E = C-D
	Net amounts of financial assets presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
		D(i) Financial instruments	D(ii) Cash collateral	
Counterparty				
HSBC Bank Hong Kong	24,649	333	-	24,316
	<u>24,649</u>	<u>333</u>	<u>-</u>	<u>24,316</u>

Financial liabilities subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements as at 31 December 2020:

	C = A-B	D		E = C-D
	Net amounts of financial liabilities presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
		D(i) Financial instruments	D(ii) Cash collateral	
Counterparty				
HSBC Bank Hong Kong	333	333	-	-
	<u>333</u>	<u>333</u>	<u>-</u>	<u>-</u>

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

4. Financial risk management (Continued)

(e) Offsetting and amounts subject to master netting arrangements and similar agreements (Continued)

Financial assets and liabilities subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements as at 31 December 2019:

	A	B	C = A-B
		Gross amounts of recognized financial liabilities set-off in the statement of financial position	Net amounts of financial assets presented in the statement of financial position
Description	Gross amounts of recognized financial assets		
Derivative financial assets			
- Forward foreign exchange contracts	156,640	-	156,640
	<u>156,640</u>	<u>-</u>	<u>156,640</u>
Derivative financial liabilities			
- Forward foreign exchange contracts	2,541	-	2,541
	<u>2,541</u>	<u>-</u>	<u>2,541</u>

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

4. Financial risk management (Continued)

(e) Offsetting and amounts subject to master netting arrangements and similar agreements (Continued)

The following tables present by counterparty of financial instrument:

Financial assets subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements as at 31 December 2019:

	C = A-B	D		E = C-D
	Net amounts of financial assets presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
		D(i) Financial instruments	D(ii) Cash collateral	
Counterparty				
HSBC Bank Hong Kong	156,640	2,541	-	154,099
	<u>156,640</u>	<u>2,541</u>	<u>-</u>	<u>154,099</u>

Financial liabilities subject to offsetting, enforceable master netting arrangements and similar agreements as at 31 December 2019:

	C = A-B	D		E = C-D
	Net amounts of financial liabilities presented in the statement of financial position	Related amounts not set-off in the statement of financial position		Net amount
		D(i) Financial instruments	D(ii) Cash collateral	
Counterparty				
HSBC Bank Hong Kong	2,541	2,541	-	-
	<u>2,541</u>	<u>2,541</u>	<u>-</u>	<u>-</u>

The Fund and its counterparties have elected to settle all transactions on a gross basis. However, each party has the option to settle all open contracts on a net basis in the event of default of the other party. As per the terms of the master netting agreement, an event of default includes the following:

- failure by a party to make payment when due;
- failure by a party to perform any obligation required by the agreement; or
- bankruptcy.

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

4. Financial risk management (Continued)

(f) Liquidity risk

Liquidity risk is the risk that the Fund will encounter difficulty in settling a liability, including a redemption request.

In respect of structured securities, they may also be more volatile, less liquid and more difficult to accurately price than less complex securities. The timing of purchase and sale transactions in debt obligations may result in capital appreciation or depreciation because the value of debt obligations generally varies inversely with prevailing interest rates.

The table below analyzes the Fund's financial liabilities into relevant maturity groupings based on the remaining period at the year end date to the contractual maturity date. The amounts in the table are the contractual undiscounted cash flows. Balances due within 12 months equal their carrying balances, as the impact of discounting is not significant.

	Less than 3 months USD	Over 3 months USD	Total USD
At 31 December 2020			
Derivative financial liabilities	333	-	333
Amounts payable on purchase of investments	6,330,968	-	6,330,968
Other payables	100,071	-	100,071
Net assets attributable to unitholders	110,366,953	-	110,366,953
Total financial liabilities	116,798,325	-	116,798,325
	Less than 3 months USD	Over 3 months USD	Total USD
At 31 December 2019			
Derivative financial liabilities	2,541	-	2,541
Amounts payable on purchase of investments	318,681	-	318,681
Other payables	60,112	-	60,112
Net assets attributable to unitholders	38,854,732	-	38,854,732
Total financial liabilities	39,236,066	-	39,236,066

All derivative financial instruments entered into by the Fund are settled on a net basis.

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

4. Financial risk management (Continued)

(f) Liquidity risk (Continued)

The Fund manages its liquidity risk by investing predominantly in debt securities that it expects to be able to liquidate within 3 months or less. The following table illustrates the expected liquidity of assets held by the Fund:

	Less than 3 months USD	Over 3 months USD	Total USD
At 31 December 2020			
Financial assets at fair value through profit or loss	109,067,689	-	109,067,689
Derivative financial assets	24,649	-	24,649
Interest receivable on interest-bearing securities	376,911	180,762	557,673
Interest receivable on deposits	-	-	-
Amounts receivable on subscription	3,630,179	-	3,630,179
Amount receivable on sale of investments	1,665,613	-	1,665,613
Cash and cash equivalents	1,852,522	-	1,852,522
Total assets	116,617,563	180,762	116,798,325

	Less than 3 months USD	Over 3 months USD	Total USD
At 31 December 2019			
Financial assets at fair value through profit or loss	38,194,309	-	38,194,309
Derivative financial assets	156,640	-	156,640
Interest receivable on interest-bearing securities	184,094	31,770	215,864
Interest receivable on deposits	6	-	6
Amount receivable on sale of investments	159,287	-	159,287
Cash and cash equivalents	509,960	-	509,960
Total assets	39,204,296	31,770	39,236,066

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

4. Financial risk management (Continued)

(g) Currency risk

Currency risk is the risk that the value of financial instruments denominated in other currencies will fluctuate due to changes in foreign exchange rates.

The Fund has monetary assets and liabilities denominated in currencies other than United States dollar, the Fund's functional and presentation currency. The Fund is therefore exposed to currency risk, as the value of the assets and liabilities denominated in other currencies will fluctuate due to changes in exchange rates. The Manager will enter into forward foreign exchange contracts from time to time to hedge against the fluctuation in exchange rates. The Manager will enter into forward foreign exchange contracts from time to time to hedge against the fluctuation in exchange rates. Management estimates the sensitivity of the currency options to changes in foreign exchange rates to not be material, it has therefore not been included in the below analysis.

The table below summarizes the Fund's net exposure to different major currencies:

	2020 USD equivalents	2019 USD equivalents
Japanese Yen	24,820,662	21,928,961

Gross exposures to currency risk on forward foreign exchange contracts outstanding at the year end are disclosed in note 6.

The table below summarizes the impact on net assets attributable to unitholders as a result of increases/decreases of foreign exchange rates on the exposures tabled above, to which the Fund is exposed. The analysis is based on the assumption that the foreign exchange rates had increased/decreased by the respective percentage with all other variables held constant. This represents management's best estimate of a reasonable possible shift in the foreign exchange rate.

	2020		2019	
	Change in foreign exchange rates +/-	Impact USD +/-	Change in foreign exchange rates +/-	Impact USD +/-
Japanese Yen	5%	1,241,033	5%	1,096,448

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

4. Financial risk management (Continued)

(h) Fair value estimation

The fair value of financial assets and liabilities traded in active markets (such as trading securities) are based on quoted market prices at the close of trading on the year end date. The Fund used the last traded market price as its fair valuation inputs for both financial assets and financial liabilities.

An active market is a market in which transactions for the asset or liability take place with sufficient frequency and volume to provide pricing information on an ongoing basis.

A financial instrument is regarded as quoted in an active market if quoted prices are readily and regularly available from an exchange, dealer, broker, industry group, pricing service, or regulatory agency, and those prices represent actual and regularly occurring market transactions on an arm's length basis.

The carrying value less impairment provision of other receivables and payables are assumed to approximate their fair values. The fair value of financial liabilities for disclosure purposes is estimated by discounting the future contractual cash flows at the current market interest rate that is available to the Fund for similar financial instruments.

The fair value hierarchy has the following levels:

- Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities that the entity can access at the measurement date (Level 1).
- Inputs other than quoted prices included within level 1 that are observable for the asset or liability, either directly or indirectly (Level 2).
- Inputs for the asset or liability that are unobservable inputs (Level 3).

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorized in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgement, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes "observable" requires significant judgement by the Fund. The Fund considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

The following table analyzes within the fair value hierarchy the Fund's investments (by class) measured at fair value at 31 December 2020 and 2019. All fair value measurements disclosed are recurring fair value measurements.

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

4. Financial risk management (Continued)

(h) Fair value estimation (Continued)

At 31 December 2020

Assets	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
Financial assets at fair value through profit or loss				
- Debt securities	-	109,067,689	-	109,067,689
Derivative financial assets	-	24,649	-	24,649
Total assets	-	109,092,338	-	109,092,338
Liabilities				
Derivative financial liabilities	-	333	-	333
Total liabilities	-	333	-	333

At 31 December 2019

Assets	Level 1 USD	Level 2 USD	Level 3 USD	Total USD
Financial assets at fair value through profit or loss				
- Debt securities	-	38,194,309	-	38,194,309
Derivative financial assets	-	156,640	-	156,640
Total assets	-	38,350,949	-	38,350,949
Liabilities				
Derivative financial liabilities	-	2,541	-	2,541
Total liabilities	-	2,541	-	2,541

Investments, whose values are based on quoted market prices in active markets are classified within level 1, include listed derivatives. The Fund does not adjust the quoted price for these instruments.

Financial instruments that trade in markets that are not considered to be active but are valued based on quoted market prices, dealer quotations or alternative pricing sources supported by observable inputs are classified within level 2. These include quoted debt securities and forward foreign exchange contracts. As level 2 investments include positions that are not traded in active markets and/or are subject to transfer restrictions, valuations may be adjusted to reflect illiquidity and/or non-transferability, which are generally based on available market information. As at 31 December 2020 and 2019, the Fund held investments in quoted debt securities and forward foreign exchange contracts which were classified in level 2.

Investments classified within level 3 have significant unobservable inputs, as they trade infrequently. As at 31 December 2020 and 2019, the Fund did not hold any investments classified in level 3. As at 31 December 2020 and 2019 there are no transfers between levels in the fair value hierarchy.

The assets and liabilities of the Fund in the statement of financial position at the reporting date, excluding financial assets and liabilities at fair value through profit or loss, are carried at the amortized cost; their carrying values are a reasonable approximation of fair value.

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

5. Net gains on financial assets at fair value through profit or loss and derivative financial instruments

	2020 USD	2019 USD
Net realized gains on financial assets at fair value through profit or loss and derivative financial instruments	2,055,989	1,044,808
Net change in unrealized gains on financial assets at fair value through profit or loss and derivative financial instruments	774,756	410,377
	<u>2,830,745</u>	<u>1,455,185</u>

6. Derivative financial instruments

	2020 USD	2019 USD
Derivative financial assets		
- Forward foreign exchange contracts	24,649	156,640
Total derivative financial assets	<u>24,649</u>	<u>156,640</u>
Derivative financial liabilities		
- Forward foreign exchange contracts	333	2,541
Total derivative financial liabilities	<u>333</u>	<u>2,541</u>

The details of forward foreign exchange contracts outstanding as at 31 December 2020 and 2019 are summarized below:

At 31 December 2020

Contract to deliver	In exchange for	Settlement date	Fair value USD
Open contracts:			
USD22,960,888	JPY2,372,647,291	29 January 2021	22,335
USD927,661	JPY96,005,000	29 January 2021	2,314
			<u>24,649</u>
USD907,798	JPY93,681,000	29 January 2021	(333)
			<u>(333)</u>

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

6. Derivative financial instruments (continued)

At 31 December 2019

<u>Contract to deliver</u>	<u>In exchange for</u>	<u>Settlement date</u>	<u>Fair value</u> USD
Open contracts:			
USD22,289,059	JPY2,434,772,136	31 January 2020	156,640
			<u>156,640</u>
JPY56,075,000	USD514,197	31 January 2020	(2,541)
			<u>(2,541)</u>

7. Taxation

(a) The Cayman Islands

The Manager has received an undertaking from the Governor in Cabinet of the Cayman Islands that, in accordance with Section 81 of the Trusts Act (2011 Revision) of the Cayman Islands, for a period of 50 years from the date of the creation of the Trust, no laws of the Cayman Islands thereafter enacted imposing any tax or duty to be levied on income or on capital assets, gains or appreciation or any tax in the nature of estate duty or inheritance tax will apply to any property comprised in or income arising under the Trust or to the Trustee or unitholders in respect of any such property or income. No stamp duty is levied in the Cayman Islands on the transfer or redemption of units.

Although the Trust is not subject to tax in the Cayman Islands, the Trust may be liable for taxes which may be withheld at source in other countries in respect of income or gains derived from its investments. Income that is subject to such tax is recognized gross of the taxes and the corresponding withholding is recognized as tax expense.

(b) Hong Kong

The Fund would only be exposed to Hong Kong profits tax if:

- It is carrying on a trade or business in Hong Kong either on its own account or through any person in Hong Kong as an agent who has the discretionary authority to negotiate and conclude on behalf of the Fund and regular exercises the authority to do so; and
- It is not exempted under the Revenue (Profits Tax Exemption for Offshore Funds) Ordinance 2006, the Inland Revenue (Amendment) (No. 2) Ordinance 2015 and Inland Revenue (Profits Tax Exemption for Funds) (Amendment) Ordinance 2019 (collectively the "Ordinances").

If the Fund is not exempt under the Ordinances and is treated as carrying on a trade or business in Hong Kong, a liability to profits tax, currently at the rate of 16.5%, would arise in respect of any profits which arise in or are derived from Hong Kong and which are not capital in nature or exempt under the Inland Revenue Ordinance. No provision for Hong Kong profits tax has been made as the Manager believes that no such tax exposure existed at 31 December 2020 and 2019.

8. Transactions with Related Parties

The following is a summary of significant related party transactions/transactions entered into during the year between the Fund and the Trustee, the Manager and their related parties. Related parties are those as defined in HKAS 24 "Related party disclosures". All transactions entered into during the year between the Fund and the related parties were carried out in the normal course of business and on normal commercial terms.

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

8. Transactions with Related Parties (continued)

(a) Investment management fee

The Manager is entitled to receive a management fee (as a % per annum, of the net asset value), currently at the rate of up to 0.6% per annum of net asset value for all class of units, accrued daily and payable monthly in arrears.

For the year ended 31 December 2020 and 2019, the Manager was entitled to management fee of USD112,690 (2019: USD99,333). As at 31 December 2020, a management fee of USD20,676 (2019: USD8,328) was payable to the Manager.

(b) Trustee, custody and administration fees

The Trustee is entitled to receive a trustee, custody and administration fees which are accrued at each valuation day and payable monthly in arrears and calculated up to 0.1% per annum of the net asset value of the Fund.

Trustee, custody and administration fees are inclusive of fees payable plus out-of-pocket expenses (including any sub-custody charges) and transaction costs.

For the year ended 31 December 2020, the Trustee was entitled to trustee fee of USD12,000 (2019: USD12,000). As at 31 December 2020, a trustee fee of USD998 (2019: USD998) was payable to the Trustee.

For the year ended 31 December, the Trustee was entitled to fees as follows.

	2020 Fee entitlement USD	2019 Fee entitlement USD
Safe custody and processing fee	24,194	21,441
Trustee fees	12,000	12,000
Valuation fee	55,400	50,000
Transaction handling fee	11,428	7,184
Accounting and other professional fees	3,500	3,500
Other operating expenses	12,637	12,072
Total	<u>119,159</u>	<u>106,197</u>

As at 31 December 2020, a trustee, custody and administration fees of USD16,873 (2019: USD10,679) was payable to the Trustee.

(c) Local liaison agent fees

The Manager has appointed Manulife Investment Management (Japan) Limited ("MIMJ"), a related party of the manager, as the local liaison agent in Japan. MIMJ is entitled to receive a local liaison agent fee (as a % per annum, of the net asset value), currently at the rate of up to 0.33% per annum of the net asset value of Class A-Div (USD) units, accrued daily and payable monthly in arrears.

For the year ended 31 December 2020 Manulife Investment Management (Japan) Limited was entitled to local liaison agent fee of USD23,776 (2019: Nil). As at 31 December 2020 USD12,679 (2019: Nil) was payable for local liaison agent fee.

MANULIFE INVESTMENTS TRUST - US CORE FIXED INCOME FUND
NOTES TO THE FINANCIAL STATEMENTS
FOR THE YEAR ENDED 31 DECEMBER 2020

9. Distributions

Distributions to Class A – Div (JPY Hedged) and Class A – Div (JPY Unhedged) unitholders will first be paid out of the income (which may include capital gains) which are recognized in the statement of comprehensive income, thereafter out of the capital of the Fund attributable to the relevant class of units of the Fund.

The distributions to Class A – Div (JPY Hedged) and Class A – Div (JPY Unhedged) unitholders were declared monthly and were automatically reinvested in additional units of the same class and were issued at a subscription price on the reinvestment date. For the year ended 31 December 2020, the latest distribution rate was JPY3 (2019: JPY3) per unit and JPY4 (2019: JPY4) per unit for Class A – Div (JPY Hedged) and Class A – Div (JPY Unhedged), respectively. No distributions were declared for Class A – Div (USD) for the years ended 31 December 2020 and 2019.

	2020	2019
	USD	USD
Distribution for the year ended 31 December		
- Class A – Div (JPY Hedged)	787,231	865,219
- Class A – Div (JPY Unhedged)	736,389	872,761
	<u>1,523,620</u>	<u>1,737,980</u>
Total distribution	<u>1,523,620</u>	<u>1,737,980</u>

10 Subsequent events

The Fund launched a new share Class, Class A – Div (AUD Hedged) on 9 April 2021.

11. Approval of financial statements

The financial statements were approved by the Trustee and the Manager on 27 April 2021.

２【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

<クラスＡ（米ドル建て）>

（2021年４月末日現在）

	米ドル（ を除く ）	円（ を除く ）
・ 資産総額	173,162,983	18,862,643,738
・ 負債総額	7,185,523	782,719,020
・ 純資産総額（ - ）	165,977,460	18,079,924,718
・ 発行済口数	1,288,939口	
・ １口当たり純資産価格	97.44	10,614

（注）本表中、 、 および の数値は、ファンドの全クラスの資産等を合計した金額を表示したものです。

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）受益証券の名義書換

ファンドの名義書換機関は次のとおりです。

名 称 H S B C インスティテューショナル・サービシーズ（アジア）リミテッド

（HSBC Institutional Trust Services (Asia) Limited）

取扱場所 香港、九龍、シュン・モン・ロード1、H S B C センター、タワー2&3、17階

（17/F Tower 2 & 3, HSBC Centre , 1 Shum Mong Road, Kowloon, Hong Kong）

日本の受益者については、受益証券の保管を日本における販売会社に委託している場合、日本における販売会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（ロ）受益者に対する特典

受益者に対する特典はありません。

（ハ）受益証券の譲渡制限の内容

下記のとおり、受益者は、管理会社が随時承認する形式を問わない書面証書によって、当該受益者が保有する受益証券を譲渡することができます。各譲渡証書は、譲渡人および譲受人またはそれらの代理人によって署名されるものとします。

受益証券の譲渡に関して、管理会社または受託会社は、それぞれその絶対的な裁量により、必要または望ましいとみなすあらゆる形式による何らかの情報（当該時点で有効な、関連もしくは該当する法域の法令の規定、政府等の要件もしくは規制または管理会社もしくは受託会社が定める方針の遵守を促進するために管理会社または受託会社が要求する情報または証拠書類を含みます。）を提出し、かかる表明を行うことを譲受人に要求することができます。

受託会社および管理会社は、基本信託証書の規定に従って行われない受益証券の譲渡を認識せず、これに同意せず、または登録しないものとし、受託会社が受益者名簿に譲受人の名前を記載するまで、譲渡の対象である受益証券に対してあらゆる点において権利を有する譲渡人を、引き続き受益者として扱うものとし、ます。

（ニ）その他外国投資信託受益証券事務に関し投資者に示すことが必要な事項

該当事項はありません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

（1）資本金の額

2021年4月末日現在、管理会社の未監査発行済株式資本の額は1,944百万香港ドル（約27,274百万円）で、全額払込済です。管理会社の授權株式総数は、普通株式1,589,080,936株および優先株式301,000,000株です。最近5年間で、資本金は422百万香港ドル（約5,921百万円）増加しました。

（2）管理会社の機構

管理会社は香港において設立され、現在存続している法人です。同社の取締役会は、2名以上でなければならず、上限人数はありません。管理会社の定款によれば、管理会社の事業は取締役会により運営されます。

定款によれば、事業の取引のために必要な取締役の定足数は2名です。管理会社は、ファンドの投資および運用に関する業務を投資運用会社に委託しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的は、各シリーズ・トラストの資産を投資ならびに再投資することおよび基本信託証書に規定される他の一定の機能を果たすことです。

2021年4月30日現在、管理会社は、下記のユニット・トラストの管理および運用を行っています。

国別（設立国）	種類別	本数	純資産総額の合計 （百万米ドル）
ケイマン諸島	ユニット・トラスト （マニユライフ・イン ベストメント・トラスト）	6	約851
香港	ユニット・トラスト （マニユライフ・香港・シリーズ）	3	約81
合計		9	約932

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近2事業年度の日本語の財務書類は、香港財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を翻訳したものです（ただし、円換算部分を除く。）。これは「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいう。）であるアーンスト・アンド・ヤング（安永會計師事務所）から監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含む。）が当該財務書類に添付されています。
- c．管理会社の原文の財務書類は香港ドルで表示されています。日本語の財務書類には、主要な金額について2021年4月30日現在における株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1香港ドル＝14.03円）で換算された円換算額が併記されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。円換算額は、四捨五入のため合計欄の数値が総数と一致しない場合があります。

（１）【貸借対照表】

マニユライフ・インベストメント・マネジメント（ＨＫ）リミテッド

財政状態計算書

2020年12月31日

（香港ドルで表示）

		2020年		2019年	
	注記	香港ドル	千円	香港ドル	千円
非流動資産					
固定資産	8	3,319,917	46,578	-	-
設備	9	-	-	-	-
使用権資産	21	-	-	25,280,992	354,692
損益を通じて公正価値で測定される金融投資	10,26	89,525,384	1,256,041	85,869,947	1,204,755
子会社への投資	11	366,240,358	5,138,352	316,569,569	4,441,471
ジョイント・ベンチャーへの投資	12	1,141,135,816	16,010,135	1,123,135,816	15,757,595
非流動資産合計		1,600,221,475	22,451,107	1,550,856,324	21,758,514
流動資産					
使用権資産	21	11,998,335	168,337	-	-
売掛金	14	95,954,423	1,346,241	65,561,388	919,826
前払金、預金およびその他の未収金	15	3,454,158	48,462	5,451,434	76,484
関係会社に対する債権	16	64,399,237	903,521	72,203,711	1,013,018
顧客銀行勘定	17	111,369,804	1,562,518	20,169,157	282,973
現金および現金同等物	18	313,200,123	4,394,198	219,027,869	3,072,961
流動資産合計		600,376,080	8,423,276	382,413,559	5,365,262
流動負債					
買掛金	19	114,895,321	1,611,981	22,779,194	319,592
未払債務	20	254,636,365	3,572,548	229,472,084	3,219,493
リース債務	21	12,397,839	173,942	12,636,114	177,285
関係会社に対する債務	16	106,044,081	1,487,798	61,595,504	864,185
流動負債合計		487,973,606	6,846,270	326,482,896	4,580,555
純流動資産		112,402,474	1,577,007	55,930,663	784,707
非流動負債					
リース債務	21	-	-	13,050,356	183,096
純資産		1,712,623,949	24,028,114	1,593,736,631	22,360,125
資本					
株式資本	22	1,925,693,436	27,017,479	1,672,944,843	23,471,416
株式オプション準備金	23	7,231,505	101,458	5,951,047	83,493

累積損失	(220,300,992)	(3,090,823)	(85,159,259)	(1,194,784)
資本合計	1,712,623,949	24,028,114	1,593,736,631	22,360,125

添付の注記は当財務書類と不可分なものです。

[署名]

（２）【損益計算書】

マニユライフ・インベストメント・マネジメント（ＨＫ）リミテッド
 損益およびその他の包括利益計算書
 2020年12月31日終了年度
 （香港ドルで表示）

	注記	2020年		2019年	
		香港ドル	千円	香港ドル	千円
収益	4	638,522,619	8,958,472	646,758,275	9,074,019
その他の収益および利益	4	106,202,222	1,490,017	99,431,431	1,395,023
入居費用		(38,700,622)	(542,970)	(39,266,719)	(550,912)
給料およびその他従業員費用、 取締役報酬を含む		(590,424,011)	(8,283,649)	(551,178,593)	(7,733,036)
その他の営業費用		(250,164,297)	(3,509,805)	(212,435,841)	(2,980,475)
リース債務に係る財務コスト	5,21	(577,644)	(8,104)	(1,009,141)	(14,158)
税引前損失	5	(135,141,733)	(1,896,039)	(57,700,588)	(809,539)
法人所得税	7	-	-	-	-
当期損失および包括利益合計		(135,141,733)	(1,896,039)	(57,700,588)	(809,539)

添付の注記は当財務書類と不可分なものです。

[次へ](#)

マニユライフ・インベストメント・マネジメント（ＨＫ）リミテッド

株主持分変動計算書

2020年12月31日終了年度

（香港ドルで表示）

	注記	株式資本		株式オプション準備金		留保損失		株主資本合計	
		香港ドル	千円	香港ドル	千円	香港ドル	千円	香港ドル	千円
2019年１月１日現在		1,599,707,843	22,443,901	5,308,410	74,477	(27,458,671)	(385,245)	1,577,557,582	22,133,133
株式発行	22	73,237,000	1,027,515	-	-	-	-	73,237,000	1,027,515
株式オプション取り決め	23	-	-	642,637	9,016	-	-	642,637	9,016
期中包括利益合計		-	-	-	-	(57,700,588)	(809,539)	(57,700,588)	(809,539)
2019年12月31日および 2020年１月１日現在		1,672,944,843	23,471,416	5,951,047	83,493	(85,159,259)	(1,194,784)	1,593,736,631	22,360,125
株式発行	22	252,748,593	3,546,063	-	-	-	-	252,748,593	3,546,063
株式オプション取り決め	23	-	-	1,280,458	17,965	-	-	1,280,458	17,965
期中包括利益合計		-	-	-	-	(135,141,733)	(1,896,039)	(135,141,733)	(1,896,039)
2020年12月31日現在		1,925,693,436	27,017,479	7,231,505	101,458	(220,300,992)	(3,090,823)	1,712,623,949	24,028,114

添付の注記は当財務書類と不可分なものです。

[次へ](#)

マニユライフ・インベストメント・マネジメント（ＨＫ）リミテッド

キャッシュ・フロー計算書

2020年12月31日終了年度

（香港ドルで表示）

	注記	2020年		2019年	
		香港ドル	千円	香港ドル	千円
営業活動からのキャッシュ・フロー					
税引前損失		(135,141,733)	(1,896,039)	(57,700,588)	(809,539)
以下の項目の調整：					
利息収入	4	(412,576)	(5,788)	(1,671,435)	(23,450)
リース債務に係る利息	5, 21	577,644	8,104	1,009,141	14,158
使用権資産の減価償却費	5, 21	11,998,335	168,337	12,640,497	177,346
株式オプション費用	23	1,280,458	17,965	642,637	9,016
		(121,697,872)	(1,707,421)	(45,079,748)	(632,469)
損益を通じて公正価値で測定される金融投資の増加		(3,655,437)	(51,286)	(13,836,671)	(194,128)
売掛金の増加		(30,393,035)	(426,414)	(17,081,744)	(239,657)
前払金、預金およびその他の未収金の減少／（増加）		1,997,276	28,022	(1,273,741)	(17,871)
関係会社に対する債権の減少		7,804,474	109,497	26,120,327	366,468
顧客銀行勘定の増加		(91,200,647)	(1,279,545)	(20,169,157)	(282,973)
買掛金の増加		92,116,127	1,292,389	22,779,194	319,592
未払債務の増加		25,164,281	353,055	38,617,744	541,807
関係会社に対する債務の増加／（減少）		44,448,577	623,614	(35,368,920)	(496,226)
営業活動に使われたキャッシュ・フロー		(75,416,256)	(1,058,090)	(45,292,716)	(635,457)
受取利息		412,576	5,788	1,671,435	23,450
リース債務に係る利息		(577,644)	(8,104)	(1,009,141)	(14,158)
営業活動に使われたキャッシュ・フローの純額		(75,581,324)	(1,060,406)	(44,630,422)	(626,165)
投資活動からのキャッシュ・フロー					
無形資産への追加	8	(3,319,917)	(46,578)	-	-
子会社への資本注入		(49,670,789)	(696,881)	(26,537,000)	(372,314)
ジョイント・ベンチャーへの資本注入	12(b)	(18,000,000)	(252,540)	-	-
投資活動に使用されたキャッシュ・フロー純額		(70,990,706)	(996,000)	(26,537,000)	(372,314)
財務活動からのキャッシュ・フロー					
株式発行手取金	22	252,748,593	3,546,063	73,237,000	1,027,515
リース債務の元本部分		(12,004,309)	(168,420)	(12,235,019)	(171,657)
財務活動から生じたキャッシュ・フロー純額		240,744,284	3,377,642	61,001,981	855,858
現金および現金同等物の純増加／（減少）		94,172,254	1,321,237	(10,165,441)	(142,621)
現金および現金同等物期首残高	18	219,027,869	3,072,961	229,193,310	3,215,582
現金および現金同等物期末残高		313,200,123	4,394,198	219,027,869	3,072,961
現金および現金同等物の残高分析					
現金および銀行残高	18	313,200,123	4,394,198	219,027,869	3,072,961

添付の注記は当財務書類と不可分なものです。

マニユライフ・インベストメント・マネジメント（HK）リミテッド

財務書類に対する注記
2020年12月31日終了年度

1. 企業情報

マニユライフ・インベストメント・マネジメント（HK）リミテッド（以下「当社」といいます。）は、香港で有限会社として設立されました。当社の登記上の住所は、香港、コーズウェイ・ベイ、ハイサン通り、33リー・ガーデン・キュー16階です。

当期中、当社の主な活動は、証券の取り扱い、先物契約の取り扱い、証券に係るアドバイス業務、先物契約に係るアドバイス業務および資産管理サービスの提供でした。

取締役会の意見では、当社の直接の親会社は、バルバドスで設立されたマニユライフ・インベストメント・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドであり、最終的な親会社は、カナダで設立されトロント証券取引所に上場しているマニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション（以下「MFC」といいます。）です。

2.1. 作成の基本

本財務書類は、香港公認会計士協会（以下「HKICPA」といいます。）によって発行された香港財務報告基準（香港財務報告基準、香港会計基準（以下「HKAS」といいます。）および解釈指針を含みます。）（以下「HKFRS」といいます。）香港で一般に公正妥当と認められている会計原則および香港会社条例に準拠して作成されています。本財務書類は、損益を通じて公正価値で測定される金融投資を除いて、取得原価主義で作成されています。本財務書類は、当社の機能通貨である香港ドルで表示されています。

連結財務書類は、作成されていません。当社は、国際財務報告基準に準拠して連結財務諸表が作成されているMFCの完全子会社であるため、ジョイント・ベンチャーに対する当社の持分に関して、持分法は適用されていません。MFCの連結財務諸表は、www.manulife.comで取得可能です。

2.2. 会計方針および開示の変更

当社は、当期の財務書類において、財務報告の概念フレームワーク2018年版および以下の改訂基準を、当初に適用しています。

HKFRS第3号の改訂	事業の定義
HKFRS第9号、HKAS第39号およびHK金利指標改革	
FRS第7号の改訂	
HKAS第1号および第8号の改訂	重要性の定義

財務報告の概念フレームワーク2018年版の性質およびインパクトならびに改訂基準の当期における適用は、当社の財務書類に重大な影響を及ぼしませんでした。

財務報告の概念フレームワーク2018年版（以下「概念フレームワーク」といいます。）は、財務報告および基準設定のための包括的な概念を規定し、一貫性のある会計方針を策定するにあたり、財務諸表の作成者に対して指針を提供し、すべての当事者に対して当該基準を理解解釈するための支援を提供するものです。概念フレームワークには、財務実績の測定と報告、資産と負債の認識の中止に関する新たな指針、および資産と負債の定義と認識規準の更新に関する新たな章が含まれています。また、財務報告におけるスチュワードシップ、ブルーデンス、および不確実性の測定の役割も明確化されています。概念フレームワークは基準ではなく、そこに含まれている概念は、いかなる基準の概念または要件をも無効にしません。概念フレームワークは、当社の財政状態および成績に重大な影響を及ぼしませんでした。

HKFRS第3号の改訂は、事業の定義に関する追加的な指針を明確にし、提供しています。本改訂は、活動および資産の統合的な組み合わせが事業としてみなされるために、全体としてアウトプットの創出能力に大きく寄与するようなインプットおよび実質的な処理を最低限含めなければならないことを明確にしています。事業は、アウトプットを創出するために必要なすべてのインプットおよびプロセスを含まなくとも、存続可能です。本改訂は、市場参加者による事業の取得およびアウトプットを創出し続ける能力の評価を取り除きます。その代わりに、得られたインプットおよび実質的な処理が、共にアウトプットを創出する能力に大きく貢献するかどうか、焦点が当てられます。また、本改訂は、顧客に提供される商品またはサービス、運用収益または通常の活動から得られるその他の収益に焦点を合わせるために、アウトプットの定義を縮小しました。さらに、本改訂は、取得したプロセスが実質的なものであるかどうかを評価するための指針を提供するとともに、取得さ

れた活動および資産の組み合わせが事業に該当しないかどうかの評価の簡略化を可能にするために、任意の公正価値集中テストを導入します。当社は、2020年1月1日以降に生じた取引および事象について、将来に向かって適用しました。本改訂は当社の財政状態および成績に影響を及ぼしませんでした。

HKFRS第9号、HKAS第39号およびHKFRS第7号の改訂は、既存の金利指標が新たにリスクフリーレート（以下「RFR」といいます。）に代わる前の期間の財務報告に与える影響の問題を取り扱います。本改訂は、新たなRFRの導入前の不確実性の期間において、ヘッジ会計の継続を可能にする一時的な救済措置を設けます。さらに、本改訂は、不確実性の影響を直接受けるヘッジ関係に關しての追加的な情報を投資者に提供することを企業に求めています。当社は、金利ヘッジ関係を保有していないため、本改訂は当社の財政状態および成績に影響を及ぼしませんでした。

HKAS第1号およびHKAS第8号の改訂は、重要性の新たな定義を提供します。新しい定義では、情報は、それを省略、誤表示または不明瞭にした場合に、財務書類の一般目的での主要な利用者がこれらの財務書類に基づいて行う意思決定に影響を与えると合理的に予想される場合に、重要であるとみなされます。本改訂は、重要性が、情報の性質または重大性あるいはその両方に依拠することを明確にしました。本改訂は当社の財政状態および成績に影響を及ぼしませんでした。

2.3. 公表されたがまだ有効となっていないHKFRS基準

当社は、公表されたがまだ有効となっていない以下のHKFRS新基準および改訂基準を、当財務書類に適用していません。

HKFRS第3号の改訂	概念フレームワークへの参照 ³
HKFRS第9号、HKAS第39号、HKFR金利指標改革 - フェーズ2 ²	
S第7号、HKFRS第4号およびHKFRS第16号の改訂	
HKFRS第10号およびHKAS第28号（2011）の改訂	投資者及びその関連会社またはジョイント・ベンチャーの間の資産の売却または拠出 ⁵
HKFRS第16号の改訂	Covid-19 - レント・コンセッション
HKAS第1号の改訂	負債の流動または非流動の分類 ^{4, 6}
HKAS第16号の改訂	有形固定資産：意図した使用の前の収入 ³
HKAS第37号の改訂	不利な契約 - 契約履行のコスト ³
HKFRSの年次更新2018-2020	HKFRSsの改訂 ³

- 1 2020年6月1日以降に開始する年次期間から適用されます。
- 2 2021年1月1日以降に開始する年次期間から適用されます。
- 3 2022年1月1日以降に開始する年次期間から適用されます。
- 4 2023年1月1日以降に開始する年次期間から適用されます。
- 5 効力発生日はまだ決まっていないが、適用可能です。
- 6 HKAS第1号の改訂の結果、香港解釈指針第5号財務諸表の表示 - 要求払いの返済条項を含むタームローン借り手による分類は、2020年10月に改訂され、結論の変更なしに対応する表現に修正されました。

当社に適用されると予想されるHKFRS基準の詳細は、以下に記載されます。

HKFRS第3号の改訂は、2018年6月に公表された財務報告の概念フレームワークを参考に、その要件を大幅に変更することなく、従来の財務諸表の作成および表示に関するフレームワークへの参照を置き換えることを意図しています。また、変更は、資産または負債を構成するものを決定するための概念フレームワークへの事業体に関する認識原則への例外をHKFRS第3号に追加するものです。当該例外規定は、企業結合ではなく個別に負担された場合にHKAS第37号またはHK(IFRIC)解釈指針第21号の範囲に含まれる債務および偶発債務については、HKFRS第3号を適用する事業体は、概念フレームワークの代わりに、HKAS第37号またはHK(IFRIC)解釈指針第21号をそれぞれ参照すべきであると規定しています。さらに、改正により、支配獲得日において偶発資産は認識の要件を満たさないことが明確になりました。当社は、2022年1月1日以降に当該改正を将来的に適用する見込みです。この変更は、支配獲得日が初度適用日以降である企業結合に対して将来的に適用されるため、移行日にこれらの変更の影響を受けることはありません。

HKFRS第9号、HKAS第39号、HKFRS第7号、HKFRS第4号およびHKFRS第16号の変更は、既存の金利ベンチマークをオルタナティブRFRに置き換える場合に財務報告に影響を与える前回の変更では扱われなかった問題を扱っています。第2段階の改正は、金利ベンチマーク改革の直接的な結果であり、契約キャッシュフローの決定のための新しい基礎が変更直前の前の基準と経済的に同等である場合には、金融資産及び負債の契約キャッシュフローの決定根拠の変更に

関する会計処理の際に帳簿価額を調整することなく、実効利率を更新することを認める実務上の便宜を提供するものです。さらに、この改正により、金利指標改革で要求される変更は、ヘッジの指定やヘッジの文書化のために、ヘッジ関係を中止することなく行うことが可能となりました。移行に伴って生じうるいかなる損益も、ヘッジの非有効性を測定し認識するためにHKFRS第9号の通常の要件を通して処理されます。変更はまた、RFRがリスク構成要素として指定された場合に、個別に識別可能な要件を満たさなければならないことから、事業体を一時的に軽減するものです。この免除規定により、事業体は、ヘッジの指定に基づき、RFRリスク部分が今後24ヶ月以内に個別に識別可能になると合理的に予想される場合には、個別に識別可能な要件を満たしていると仮定することができます。さらに、この変更は、財務諸表の利用者が事業体の金融商品及びリスク管理方針に対する金利基準の変更の影響を理解できるように、追加的な情報を開示することを事業体に要求しています。この改正は2021年1月1日以降に開始する会計年度から適用され、遡及的に適用されますが、事業体は比較情報の修正再表示を要求されていません。

当社は2020年12月31日現在、香港銀行間出し手金利およびロンドン銀行間出し手金利（以下「LIBOR」といいます。）に基づく香港ドル建ておよび外貨建ての有利子銀行借入れはありませんでした。本改訂は、当社の財務書類に重大な影響を及ぼすとは予想されていません。

HKFRS第10号およびHKAS第28号（2011）の改訂は、投資者およびその関連会社またはジョイント・ベンチャーとの間の資産の売却または出資の取り扱いにおける、HKFRS第10号とHKAS第28号（2011）の要件の不一致に対応するものです。本改訂は、投資者および関連会社またはジョイント・ベンチャーとの間の資産の売却または出資が事業を構成する場合には、損益の全額を認識することが要求されています。事業を構成しない資産を含む取引については、当該取引から生じる損益は、関連会社またはジョイント・ベンチャーにおける非関連投資者の持分の範囲内でのみ、投資者の損益に計上されます。本改訂は遡及的に適用されます。HKFRS第10号およびHKAS第28号（2011）の改訂についての以前の強制的な効力発生日は、2016年1月にHKICPAによって削除され、関連会社およびジョイント・ベンチャーの会計に関するより広範な検討が完了した後に、新たに強制的な効力発生日が決定されます。ただし、本改訂は現時点で適用可能です。

HKFRS第16号の変更は、COVID-19のパンデミックの直接的な結果として生じる賃料の返済猶予について、賃借人がリースの修正会計を適用しないことを選択する際の実務的な便宜を提供するものです。実務的な便宜は、パンデミックの直接的な結果として生じる賃料返済猶予にのみ適用され、（i）リース料の変更により、変更直前のリースの対価と実質的に同一またはそれ以下の賃料の改訂対価が生じる場合、（ii）リース料の減額は、2021年6月30日以前の当初の支払いにのみ影響する場合、および（iii）リースの他の条件に実質的な変更がない場合に限られます。変更は、2020年6月1日以降に開始する会計年度から適用され、早期適用が認められ、遡及適用される。当社は、2020年1月1日に改正を早期適用していません。これらの変更は当社の財務諸表に重要な影響を与えるものではありません。

HKAS第1号の変更により、負債を流動または非流動に分類するための要件が明確になりました。修正条項では、事業体が負債の決済を延期する権利が、特定の条件を満たす事業体を対象とする場合、当事業体は、当該日に当該条件を満たす場合、報告期間の末日に負債の決済を延期する権利を有することが明記されています。負債の分類は、事業体が負債の決済を延期する権利を行使する可能性に影響されません。また、この改訂により、負債の決済とみなされる状況が明確になりました。変更は2023年1月1日以降に開始する会計年度から適用され、遡及適用されます。早期適用が認められています。これらの変更は当社の財務諸表に重要な影響を与えるものではありません。

HKAS第16号の改訂では、ある有形固定資産を経営陣が意図した方法で運用できるようにするために必要な場所および条件に持ち込みながら、生産された製品の販売によるいかなる資金も、当該有形固定資産の項目の費用から控除することを、事業体に禁止しています。代わりに、事業体は、そのような製品の売却代金およびそれらの製品の原価を損益に計上します。この変更は、2022年1月1日以降に開始する会計年度から適用され、事業体の変更を最初に適用した財務諸表で表示される最も早い期間の期首以降に使用可能となった有形固定資産についてのみ遡及適用されるものとします。早期適用が認められています。これらの変更は当社の財務諸表に重要な影響を与えるものではありません。

HKAS第37号の変更は、契約がHKAS第37号に基づく義務負担を伴うものであるかどうかを評価する目的で、契約履行の費用は契約に直接関連する費用からなることを明らかにしています。契約に直接関連する費用には、当該契約履行のための増分費用（例えば、直接労務費や材料費など）および当該契約履行に直接関連するその他の費用の配分（例えば、契約履行のために使用される有形固定資産の一部の減価償却費ならびに契約管理および監督費用の配分）の両方が含まれます。一般的管理費は、契約に直接的に関係するものではなく、契約上明示的に相手方に課金することができない限り、除外されます。変更は、2022年1月1日以降に始まる年次報告期間に適用され、事業体が最初に変更を適用した年次報告期間の開始時にすべての義務をまだ履行していない契約に適用されるものとします。早期適用が認められています。修正の当初適用による累積的影響は、比較情報を再表示することなく、当初適用日における期首持分への調整として認識されます。これらの変更は当社の財務諸表に重要な影響を与えるものではありません。

ＨＫＦＲＳ 2018 - 2020の年次変更では、ＨＫＦＲＳ 第１号、ＨＫＦＲＳ 第９号、ＨＫＦＲＳ 第16号およびＨＫＡＳ 第41号に伴う実例の変更が規定されています。当社に適用されると見込まれる変更の詳細は以下のとおりです。

- ・ ＨＫＦＲＳ 第９号「金融商品」：新規または修正された金融負債の条件が当初の金融負債の条件と実質的に異なっているかどうかを評価する際に、事業体を含む手数料を明確にします。これらの報酬には、借入人または貸し手の代わりに支払われた、または受け取った報酬を含め、借入人と貸し手の間の支払いまたは受け取った報酬のみが含まれます。事業体は、事業体が改訂を最初に適用した年次報告期間の期首以降に修正または交換される金融負債に改訂を適用します。変更は2022年１月１日以降に開始する会計年度から適用されます。早期適用が認められています。この変更は当社の財務諸表に重要な影響を与えるものではありません。
- ・ ＨＫＦＲＳ 第16号「リース」：ＨＫＦＲＳ 第16号に付随する図解例13のリースの改善に関連する賃貸人からの支払いの例示を削除します。これにより、ＨＫＦＲＳ 第16号を適用する際のリース・インセンティブの取扱いに関する潜在的な混乱が取り除かれます。

2.4. 重要な会計方針の概要

子会社

子会社とは、直接的にまたは間接的に、当社によって支配される事業体（ストラクチャード・エンティティを含みます）のことです。支配が獲得されるのは、当社が被投資会社との関与から生じる変動リターンにさらされているか、または権利を有しており、かつ、被投資会社に対する権限を通じてそれらのリターンに影響を与える能力（すなわち、被投資会社の関連する活動を指揮する現行の能力を当社に与える現行の権利）を有している場合です。

当社が、直接的または間接的に、被投資会社の議決権または同様の権利の過半数未満を有する場合、当社は、被投資会社に対して権限を有しているか否かを評価する上で、以下を含むすべての関連する事実および状況を検討します。

- （a）被投資会社の他の議決権保有者との契約；
- （b）他の契約上の取り決めから生じる権利、および
- （c）当社の議決権および潜在的議決権

子会社の業績は、受取配当金および未収配当金の範囲内で損益に含まれます。ＨＫＦＲＳ 第５号「売却目的で保有する非流動資産及び非継続事業」に従い、売却目的に分類されない子会社に対する当社の投資は、取得原価から減損損失を控除した金額で表示しています。

関連会社またはジョイント・ベンチャーへの投資

関連会社とは、当社が、通常20%を下回らない議決権株式の長期持分を持ち、重大な影響を及ぼしうる立場にある事業体のことです。重要な影響力とは、被投資会社の財務および経営方針の決定に参加できる権限であるが、こうした方針の支配または共同支配をするものではありません。

ジョイント・ベンチャーとは、契約の共同支配権を有する当事者がジョイント・ベンチャーの純資産に対して権利を有する共同契約の一種です。共同支配とは、契約上合意された取決めの支配の分担であり、関連する活動に関する決定には、支配権を分担する当事者の全員一致の同意が必要とされる場合にのみ存在します。

関連会社への投資がジョイント・ベンチャーへの投資となった場合、またはその逆の場合、留保利益は再測定されません。その代わりに、投資は引き続き持分法で会計処理されます。それ以外のすべてにおいて、関連会社に対する重要な影響力またはジョイント・ベンチャーに対する共同支配を喪失した場合、当社は保有投資をその公正価値で測定および認識します。重要な影響力または共同支配の喪失時における、関連会社またはジョイント・ベンチャーの取得原価と、保有投資の公正価値および処分からの資金との差異は、損益を通じて認識されます。

関連会社およびジョイント・ベンチャーの業績は、受取配当金および受取債権の範囲内で損益に含まれます。関連会社およびジョイント・ベンチャーに対する当社の投資は、非流動資産として扱われ、減損処理後の原価で計上されます。関連会社またはジョイント・ベンチャーへの投資が売却目的保有に分類される場合には、ＨＫＦＲＳ 第５条に従って会計処理を行います。

公正価値測定

公正価値とは、測定日における市場参加者間の秩序ある取引において、資産を売却した場合に受け取る、または負債を移転するために支払うであろう代価のことです。公正価値の測定は、資産を売却するまたは負債を移転する取引が、当該資産または負債の主たる市場において、または、主たる市場が存在しない場合には、当該資産または負債にとって最も有利な市場において行われるという前提に基づいています。主たる市場または最も有利な市場は、当社が参加できるものでなければなりません。資産または負債の公正価値は、市場参加者がその経済の最善の利益のために行動すると仮定し、資産または負債の価格決定に際して市場参加者が用いるであろう仮定を用いて測定されます。

非金融資産の公正価値測定は、市場参加者がその資産を最大限かつ最善に活用することによってまたはその資産を最大限かつ最善に活用する他の市場参加者に売却することによって、経済的利益を創出することができるかどうかを考慮します。

当社は、状況に応じて適切であり、かつ、関連する観察可能インプットを最大限に使用し、観察不可能なインプットの使用を最小限におさえることによって、公正価値測定に十分なデータが入手可能な評価手法を用います。

財務書類において公正価値が測定または開示されるすべての資産および負債は、公正価値測定全体として重要な最低水準のインプットに基づき、以下のように公正価値ヒエラルキー内で分類されます。

レベル１ - 同一の資産または負債の活発な市場における（未調整の）相場価格に基づく

レベル２ - 公正価値測定に重要な影響を及ぼす最低レベルのインプットによる直接的にまたは間接的に観察可能な評価技法に基づく

レベル３ - 公正価値測定に重要な影響を及ぼす最低レベルのインプットによる観察不可能な評価技法に基づく

財務書類上で継続的に認識される資産および負債について、当社は、（公正価値測定全体に重要な影響を及ぼす最低レベルのインプットに基づき）各報告期間末ごとにカテゴリーを見直すことによって、ヒエラルキーのレベル間の移転が生じていたかどうかを決定します。

非金融資産の減損

減損の兆候が見られる場合、またはある資産について年次の減損テストが求められる場合（繰延税金資産、金融資産を除く）、資産の回収可能額が見積もられます。資産の回収可能額は、使用中の資産の価値または資金生成単位の価値のうち高い方であってその公正価値から処分費用を差し引いた額であり、資産が他の資産または資産グループから大部分が独立したキャッシュ・インフローを生み出さない限り（この場合、回収可能額は、資産が属する資金生成単位について決定される。）、個々の資産について決定されます。

減損損失は、ある資産の簿価がその回収可能額を超える場合にのみ認識されます。使用中の価値を評価する際には、貨幣の時間的価値の現行市場評価および当該資産に特有のリスクを反映した税前割引率を用いて、見積り将来キャッシュ・フローは現在価値まで差し引かれます。減損損失は、減損を認識済みの資産の機能と整合する費用区分において、発生した期中の損益に計上されます。

従来認識されていた減損損失がもはや存在しない可能性または減少した可能性を示す兆候があるかどうかについて、各報告期間の終了時に、評価が行われます。このような兆候がある場合、回収可能価額が見積もられます。従来認識済みの資産（のれんを除く）の減損は、当該資産の回収可能価額の算定に使用された見積りに変更があった場合にのみ戻入されますが、過年度に当該資産について減損損失が認識されていなかった場合には、算定されたであろう帳簿価額（減価償却費控除後）を上回らない場合にのみ戻入されます。このような減損損失の戻入は、発生した期間の損益として認識されます。

関係会社

以下の場合に、当事者は、当社の関係会社とみなされます。

（a）当事者が、人またはその家族の近親者であり、かつその者が以下に該当する場合

- （ ）当社を支配または共同支配する者である。
- （ ）当社に重要な影響力を持つ。
- （ ）当社または当社の親会社の重要な経営陣の構成メンバーである。

または

（b）当事者が、以下のいずれかの条件に当てはまる事業体の場合

- （ ）その事業体と当社が同じグループのメンバーである。
- （ ）一方の事業体が、他方の事業体またはジョイント・ベンチャー（または他方の事業体の親会社、子会社あるいは兄弟会社）である。
- （ ）事業体および当社が、同一の第三者の共同支配者である。
- （ ）一つの事業体が第三者事業体のジョイント・ベンチャーであり、他方の事業体が当該第三者事業体の関連会社である。
- （ ）事業体が、当社または当社の関連会社の従業員の退職後給付制度である。
- （ ）事業体が（a）に定義される者によって支配または共同支配されている。
- （ ）（a）（ ）に定義される者が事業体に重要な影響力を持つかまたは事業体（あるいは事業体の親会社）の重要な経営陣の構成メンバーである。
- （ ）事業体またはその構成メンバーが、当社または当社の親会社に重要な経営陣業務を提供している。

無形固定資産

自社開発ソフトウェアの開発に係る費用については、耐用年数を確定できる無形資産として資産計上しています。ソフトウェア無形固定資産は、稼働後３年から10年の見積耐用年数にわたって定額法で償却しています。有限の耐用年数の無形資産については、各報告期間において減損の兆候の有無を判定しています。

有形固定資産および減価償却

有形固定資産は、原価から減価償却累計額および減損を差し引いた額で表示されます。有形固定資産の項目が売却目的として分類される場合または売却目的として分類される処分グループの一部となる場合は、減価償却されずＨＫＦＲＳ第５条に基づいて計上されます。有形固定資産の項目の原価は、その購入価格および当該資産をその使用目的のために稼働可能な状態とし設置するためにかかった直接的な費用とで構成されています。

修繕費や維持費のように、有形固定資産が稼働後に発生した費用は、通常、当該費用が発生した期中の損益に計上されます。認識基準が満たされる場合には、主要検査のための支出は、交換として、当該資産の簿価に資産計上されます。間隔をおいてかなりの部分の交換が必要な場合には、当社はこうした部分を個別の耐用年数を持つ個別の資産として認識し、減価償却を行います。

減価償却は定額法によって計算され、有形固定資産の各品目の費用が予想耐用年数にわたって残存価額まで償却されます。この目的に使用される主要な年率は以下の通りです：

家具および設備 16%から33 1/3%

自動車 20%から33 1/3%

有形固定資産の品目の一部が異なる耐用年数を持つ場合、品目の費用は合理的に配分され、各品目は個別に償却されます。残存価額、耐用年数および償却法は少なくとも各会計年度末ごとに評価され、必要に応じて調整されます。

有形固定資産の品目および当初に認識された重要な部分は、処分時または当該資産の使用あるいは処分の際に将来の経済的便益が予想されない場合に、認識を中止します。当該資産の認識が中止される年度の処分または除却の際に損益に認識される利益または損失は、売却の純額と関連資産の簿価との差額です。

リース

当社は、契約がリース契約であるかまたはリース契約を含むかどうかを契約当初に評価します。契約は、対価と引き換えに特定の資産の使用を一定期間支配する権利を譲渡する場合に、リース契約であるかまたはリース契約を含むとみなされます。

借手としての当社

当社は、短期リースおよび少額資産リースを除くすべてのリースについて、単一の認識および測定アプローチを採用します。当社は、リース料を支払うリース債務および、基礎となる資産の使用権を表象する使用権資産を認識します。

（a）使用権資産

使用権資産は、リースの開始日（つまり、基礎となる資産が使用可能となる日）に認識されます。使用権資産は、減価償却累計額および減損損失を差し引いた原価で測定され、リース債務の再測定額が調整されます。使用権資産の費用には、リース債務の認識額、当初発生直接費用、および使用開始時または使用開始前のリース・インセンティブ割引後のリース支払額が含まれます。

（b）リース債務

リース債務は、リース期間にわたって支払われるリース料の現在価値で、リースの開始日に認識されます。リース料には、固定支払額（実質支払額が含まれます）からリース・インセンティブを割り引いた額、指標または金利により変動する変動リース料、および残存価額保証に基づいて支払うことが見込まれる額が含まれます。リース料には、当社が行使することが合理的に確実であると判断される購入オプションの行使価格、および当社による終了オプションの行使がリース条項に反映されている場合には、リース終了違約金の支払額も含まれます。指標や利率に依拠しない変動リース料は、支払を引き起こす事象または条件が発生した期間の費用として認識されます。

支払リース料の現在価値の計算に際して、リースに係る金利を即座に決定することが難しいため、当社は、リース開始日における追加借入費用レートを用います。開始日以降は、リース債務の金額は利息の増加を反映して増加し、支払リース料については減少されます。さらに、リース債務の簿価は、修正、リース条項の変更、支払リース料の変更（例えば、指標またはレートの変更に起因する将来のリース料の変更）、または原資産を購入するオプションの評価の変更があった場合には、再測定されます。

実質的に資産の所有による報酬およびリスクのすべてが貸し手に残るリースは、オペレーティング・リースとして会計処理されます。当社が借手である場合、オペレーティング・リースに基づく貸手からのリース・インセンティブを相殺済みの支払リース料は、定額法ベースでリース期間にわたって損益に計上されます。

投資およびその他の金融資産

当初認識および測定

金融資産は、当初認識時に、その他の包括利益を通じた公正価値および損益を通じた公正価値で測定されます。

金融資産の当初認識時の区分は、金融資産の契約上のキャッシュ・フロー特性およびそれらを管理する当社のビジネスモデルに依拠しています。売上債権が、重要な財務要素を含んでいないか、または重要な財務要素の影響を調整しない実務上の便宜を当社が適用している場合を除き、当社は、金融資産を公正価値で当初測定し、さらに金融資産が損益を通じた公正価値でない場合には取引費用で測定します。重要な融資要素を含んでいない、または実務上の便宜を適用している売上債権は、以下の「収益の認識」に規定されている方針に従い、HKFRS第15号に基づいて決定された取引価格で測定されます。

金融資産が償却原価またはその他の包括利益を通じた公正価値で分類および測定されるためには、キャッシュ・フロー上に、元本および元本残高に対する利息の支払いのみ（以下「SPPI」といいます。）として表れる必要があります。SPPIではないキャッシュ・フローを有する金融資産は、ビジネスモデルにかかわらず、損益を通じて公正価値で分類および測定されます。

金融資産を管理する当社のビジネスモデルは、キャッシュ・フローを生み出すために金融資産をどのように管理するかということです。ビジネスモデルは、キャッシュ・フローが、契約キャッシュ・フローの回収から生じるか、金融資産の売却からか、またはその両方からかを決定します。償却原価で分類および測定される金融資産は、契約キャッシュ・フローの回収のために金融資産を保有することを目的とするビジネスモデルで保有されるが、その他の包括利益を通じて公正価値で分類および測定される金融資産は、契約キャッシュ・フロー回収のための保有と、売却目的での保有との両方を目的とするビジネスモデルで保有されています。上述のビジネスモデルで保有されていない金融資産は、損益を通じて公正価値で分類され、測定されます。

通常の方法での金融資産の売買のすべては、取引日、すなわち、当社が資産の売買を決定した日に認識されます。通常の売買とは、市場において一般的に規制または慣習によって定められた期間内に資産の交付を要求される金融資産の購入または売却のことです。

継続的な測定

金融資産の継続的な測定は、以下の分類に依拠します。

償却原価の金融資産（債務証券）

償却原価の金融資産は、のちに実効金利法を用いて測定され、減損の対象となります。利益および損失は、資産の認識が中止されたとき、修正または減損された際に、損益計算書に計上されます。

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される金融資産（債務証券）

その他の包括利益を通じて公正価値で測定される債務投資、利息収益、為替再評価および減損損失または戻し入れは、損益計算書に認識され、償却減価で測定される金融資産と同様の方法で計算されます。残存公正価値の変動は、その他の包括利益に認識されます。認識の中止時、その他の包括利益に認識された公正価値の累積変動額は、損益計算書に還元されます。

その他の包括利益を通じて公正価値で決定される金融資産（資本投資）

当初認識時に、当社は、資本投資がＨＫＡＳ第32条「金融商品：表示」に基づく資本の定義に合致し、売買目的で保有されない場合に、その他の包括利益を通じて公正価値で決定された資本投資とする、変更不能な分類を選択することができる。この分類は、商品ごとに決定されます。

これらの金融資産に係る利益または損失は、損益計算書に再計上されることはありません。分配は、支払いの権利が確立し、当該配当に伴う経済的便益が当社に流入する可能性が高く、かつ、当該配当の金額を信頼性をもって測定することができる場合に損益計算書にその他の利益として認識されます。ただし、当該金融資産の費用の一部の回収として当社が便益を得る場合には、当該利益は、その他の包括利益に計上されます。その他の包括利益を通じて公正価値に指定された資本投資は、減損評価の対象とはなりません。

損益を通じて公正価値で測定される金融資産

損益を通じて公正価値で測定される金融資産は、損益計算書に認識される公正価値の純変動とともに公正価値で財政状態計算書に計上されます。

この分類には、その他の包括利益を通じて公正価値で測定される取り消し不能な分類を当社が選択しなかったデリバティブ商品および資本投資が含まれます。損益を通じて公正価値で測定される金融資産として分類される資本投資に係る分配は、支払いの権利が確立し、当該配当に伴う経済的便益が当社に流入する可能性が高く、かつ、当該配当の金額を信頼性をもって測定することができる場合に、損益計算書上のその他の利益としても認識されます。

金融負債または非金融主体とのデリバティブを含有する複合契約は、経済的特性およびリスクの主体との関連性が薄い場合、組込デリバティブと同じ条件の別個の金融商品がデリバティブの定義を満たす場合、および複合契約が損益を通じて公正価値で測定されない場合に、主体から切り離され、別個のデリバティブとして会計処理されます。組込デリバティブは公正価値で測定され、公正価値の変動は損益計算書上に認識されます。再評価が行われるのは、キャッシュ・フローの大幅な修正が求められるような契約条件の変更があった場合、または損益を通じた公正価値区分から金融資産が再分類された場合のみです。

金融資産主体を含む複合契約に組み込まれたデリバティブの会計処理は、分離されません。金融資産の主体と組込デリバティブは、その全体として、損失を通じて公正価値で測定される金融資産として分類されることが求められます。

金融資産の減損

当社は、損益を通じて公正価値で測定されないすべての債務証券について、予想信用損失（以下「ＥＣＬ」といいます。）型引当を認識します。ＥＣＬは、契約に基づく契約キャッシュ・フローおよび当社が受け取ると予測するすべてのキャッシュ・フローを、当初の実効金利の概算利率で割り引いた差額に基づいています。予想キャッシュ・フローは、保有担保または契約条件に不可欠なその他の信用補完物の売却からのキャッシュ・フローを含みます。

一般的アプローチ

ＥＣＬは２段階で認識されます。当初認識以降、信用リスクの大幅な増加がみられない信用エクスポージャーについては、今後12ヶ月以内に生じる可能性のあるデフォルト事象に起因する信用損失に対して引き当てられます（12ヶ月ＥＣＬ）。当初認識以降、信用リスクが著しく増加している信用エクスポージャーについては、債務不履行のタイミングにかかわらず、エクスポージャーの残存期間にわたり予想される信用損失に対して引当金が必要となります（存続期間ＥＣＬ）。

当社は、金融商品の信用リスクが当初認識時から著しく増加しているかどうかを、報告日ごとに評価しています。評価に当たって、当社は、報告日現在の金融商品に生じていた債務不履行リスクと、当初認識日時点の金融商品に生じていた債務不履行リスクとを比較し、過去および将来の情報を含む、過度の費用や労力を要することなく入手可能な合理的かつ妥当な情報を考慮します。

簡便法

重要な財務要素が含まれない売掛金および契約資産については、または重要な財務要素の影響を調整しないという実務上の便宜を当社が採用している場合には、当社はＥＣＬの算出に簡便法を適用しています。簡便法では、信用リスクの変動は追跡せず、その代わりに報告日ごとに存続期間ＥＣＬに基づく損失引当金を認識しています。当社は、過去の貸倒経験に基づき、債務者や経済環境に固有の将来の要因を調整した引当金マトリックスを設定しています。

重要な財務要素が含まれる取引債権および契約資産ならびにリース債権については、上述の方針でＥＣＬを計算するにあたり、当社は会計方針として簡便法を採用しています。

金融資産の認識の中止

金融資産（または、適用ある場合、金融資産の一部または類似の金融資産グループの一部）は、主に以下の場合に認識を中止します（つまり、当社の財政状態計算書上から除かれます。）。

- ・ 資産からキャッシュ・フローを受け取る権利が失効した場合
- ・ 当社が、資産からキャッシュ・フローを受け取る権利を譲渡した場合、または当社が「パススルー」契約に基づき、受領したキャッシュ・フローの満額を重大な遅延なく第三者に渡す義務を引き受けた場合；および（a）当社が資産の実質的にすべてのリスクおよび便益を譲渡したかまたは（b）当社が資産の実質的にすべてのリスクおよび便益を譲渡も維持もしないが、当該資産の支配権を譲渡した場合

当社が、当該資産からキャッシュ・フローを受ける権利を譲渡した場合、またはパススルー契約を締結した場合には、当該資産の保有に伴うリスクおよび便益を留保しているか否かおよびその範囲を評価します。当社は、当該資産のリスクおよび便益の実質的にすべてを譲渡も留保もしておらず、かつ、当該資産の支配権の譲渡もしていない場合には、当社の継続的な関与の範囲内で譲渡資産を認識し続けます。その場合、当社は関連する負債も認識します。譲渡資産および関連する負債は、当社が留保する権利および義務の反映に基づいて測定されます。

譲渡資産に対する保証の形を取る継続的関与は、当該資産の当初の帳簿価額と当社が返済を要求できる最大対価のいずれか低い金額で測定されます。

償却原価で測定される金融負債

未払債務およびグループ会社への未払金を含む金融負債は、貸付金および借入金に分類され、当初は公正価値に直接起因する取引費用を加算した金額で表示され、その後は、実効金利法を用いて償却原価で測定されます。ただし、割引の影響が重要でない場合には、その金額は原価で表示されます。

利得および損失は、負債の認識が中止された時点で、および償却処理を通じて、損益で認識されます。

金融負債の認識の中止

金融負債は、当該負債に基づく義務が免責または取消し、または失効した場合に認識を中止します。既存の金融負債が、実質的に異なる条件で同一の貸し手から別の金融負債に置き換えられる場合、または既存の負債の条件が実質的に変更される場合、そのような交換または変更は、当初の負債の認識の中止および新たな負債の認識として扱われ、それぞれの帳簿価額の差額は損益で認識されます。

金融商品の相殺

金融資産および金融負債は、認識された金額を相殺する強制可能な法的権利が現状存在し、かつ純額ベースで決済するかまたは資産の実現および負債の決済を同時にする意図がある場合に、相殺され、純額が財政状態計算書に報告されます。

顧客の銀行預金残高

当社は、通常の営業取引から生じる顧客の預金を保有するために、承認された金融機関に信託勘定および分離勘定を保持しています。当社は、当社が顧客の金銭に対する利息収益の一部または全部を留保することが認められており、また、顧客の金銭の損失または不適切な処分に対する支払義務を理由に、当社が対応する各顧客に支払うべき未払金勘定を流動負債で認識しているため、顧客の金銭を顧客信託銀行残高として財政状態計算書の流動資産に分類しています。当社は、クライアントの金銭を、自己の義務の決済に使用することはできません。

現金および現金同等物

キャッシュ・フロー計算書の目的上、現金および現金同等物は、手許現金および要求払預金、容易に既知の金額に転換することができ価値の変動リスクが少なく、取得日から概ね３ヶ月以内の短い満期となる流動性の高い短期投資から構成されており、要求払い可能な銀行当座貸越を控除して、当社のキャッシュ・マネジメントに不可欠な部分を構成するものです。

財政状態計算書の目的上、現金および現金同等物は、手許現金および定期預金を含む銀行預金から構成されており、使用制限はありません。

所得税

所得税は、当期税金と繰延税金から構成されています。損益の外部で認識された項目に関連する所得税は、その他の包括利益または直接資本のいずれかにおいて、外部損益として認識されます。

当期税金資産および負債は、報告期間の末日までに施行または実質的に施行されている税率（および税法）に基づき、税務当局から回収または税務当局に支払われると予想される金額で、当社が事業を展開している国々で一般的に行われている解釈や慣行を考慮して、測定されます。

繰延税金は、負債法を用いて、報告期間末日における税務ベースの資産および負債と財務報告目的の帳簿価額との一時差異のすべてが計上されます。

繰延税金負債は、以下の場合を除いて、一時差異のすべてを認識します。

- ・ 繰延税金負債が、のれんから生じているかまたは企業結合以外の取引における資産または負債の当初認識から生じ、かつ、取引時点において、会計上の利益にも課税上の所得にも影響を及ぼさない場合、および
- ・ 子会社、関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資に係る将来加算一時差異について、一時差異の解消時期がコントロール可能であり、かつ予測可能な期間内に一時差異が解消しない可能性が高い場合。

繰延税金資産は、すべての将来減算一時差異ならびに未使用の税額控除および未使用の税務上の損失の繰越に対して認識されます。繰延税金資産は、以下を除き、将来減算一時差異、未使用の税額控除および未使用の税務上の損失の繰越しが利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で認識されます。

- ・ 将来減算一時差異が、企業結合ではない取引における資産または負債の当初認識から生じ、かつ、取引時点において、会計上の利益にも課税所得にも影響を及ぼさない場合、および
- ・ 子会社、関連会社およびジョイント・ベンチャーへの投資に関連する将来減算一時差異について、繰延税金資産は、予測可能な将来に当該一時差異が解消し、一時差異が使用可能な課税所得が生じる可能性が高い範囲内でのみ認識される場合。

繰延税金資産の帳簿価額は、各報告期間の末日に見直しを行い、繰延税金資産の全部または一部を活用するのに十分な課税所得が稼得される可能性がもはや低い範囲内で減額しています。未認識の繰延税金資産は、各報告期間の末日に再評価され、繰延税金資産の全部または一部を回収するのに十分な課税所得が得られる可能性が高くなった範囲内で認識されます。

繰延税金負債は、報告期間の末日までに施行または実質的に施行されている税率（および税法）に基づいて、資産が実現した時点または負債が決済された時点に適用されると見込まれる税率で測定されます。

当期税金資産を当期税金負債と相殺する法的に強制力のある権利が存在し、かつ、繰延税金が同一の課税事業体および同一の税務当局に関連している場合に、繰延税金資産および繰延税金負債は相殺されます。

収益認識

顧客との契約から生じる収益

顧客との契約から生じる収益は、財貨またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財貨またはサービスと引き換えに当社が受領する予定の対価を反映した額で認識されます。収益は、以下の基準に基づいて認識されます。

- （a）投資顧問報酬は、顧客が当社からの便益を受け取ると同時に消費しているため、時点の経過にわたって認識されます。
- （b）投資顧問サービスに係る追加的な成功報酬は、特定の業績目標の達成に伴って認識されます。
- （c）投資ファンドの買戻しに係る手数料は、関連するコントラクト・ノートが実行された時点に収益として認識されます。
- （d）金融商品の予想残存期間にわたり見積受取現金を金融資産の帳簿価額まで割りいたレートを適用した実効金利法を用いた発生主義に基づく受取利息および
- （e）受益者の支払いを受ける権利が確定した場合の配当収入

株式ベースの支払取引

当社の最終的な持株会社であるマニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーションは、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーション・グループの業務の成功に貢献した参加適格者にインセンティブ報酬を提供する目的で株式報酬型オプション・スキームを導入しています当社の従業員（取締役を含む）は、株式報酬を受け取り、従業員は、持分証券の対価として、業務を提供します（以下「持分決済取引」といいます。）。

2002年11月7日以降に付与された従業員との持分決済取引の費用は、付与日時点の公正価値を参照して測定されます。公正価値はブラック・ショールズ・オプション・プライシング・モデルを用いて決定され、その詳細は財務書類の注記23に記載されています。持分決済取引の費用は、業績および／または勤務条件が満たされた期間にわたって、対応する株式の増加とともに、従業員給付費用として認識されます。

権利確定日までの各報告期間末日における持分決済取引に関して認識される累積費用は、権利確定期間が終了した範囲と、最終的に権利確定する株式性金融商品の数についての当社の最善の見積りを反映しています。ある期間の損益に対する費用または貸方の計上は、その期間の期首と期末に認識された累積費用の変動を表しています。

付与日の報奨の公正価値の決定には、勤務および市場外の業績の状況は考慮されませんが、条件が満たされる可能性は、最終的に権利が確定するであろう資本性金融商品の当社の将来の最善の見積りの一部として評価されます。市場での業績状況は、付与日の公正価値に反映されます。報奨判断に付されたその他の条件であって、関連する勤務条件を伴わないものは、権利確定の条件ではないとみなされます。権利確定でない条件は、報奨の公正価値に反映され、勤務および／または業績条件がない限り、報奨の即時の費用計上につながります。

市場外の業績および／または勤務条件が満たされていないために、最終的に付与されない報奨については、費用は認識されません。報奨が、市場の業績および／または権利確定とならない条件を含む場合、当該取引は、市場条件または権利確定とならない条件が満たされているか否かにかかわらず、権利確定として取り扱われます。ただし、その他すべての業績条件および／または勤務条件が満たされていることを条件とします。

持分決済報奨の条件が修正される場合、報奨判断の当初条件が満たされていれば、最低限の費用として、条件が修正されなかったものとして認識されます。さらに、株式報酬の公正価値総額を増加させるいかなる修正についても費用が認識され、または、修正日に測定された従業員にとって有益である場合には認識されます。

持分決済報奨が取り消された場合、取消日に付与されたものとして処理され、報奨判断のために未認識の費用は、直ちに認識されます。これには、会社または従業員のいずれかの支配下にある権利不帰属条件が満たされない場合の報奨判断も含まれます。

ただし、取り消された報奨判断に代えて新たな報奨判断が行われ、それが付与された日に代替報奨判断として指定された場合、取り消された報奨判断および新たな報奨判断は、前項に記載されたように、当初報奨判断の修正であるものとして取り扱われます。

現金決済取引の費用は、付与された金融商品の条件を考慮した上で、公正価値で当初測定されます。公正価値は、対応する負債の認識を伴う権利確定までの期間にわたって、費用計上されます。負債は、決済日を含む各報告書等期間の末日に測定され、公正価値の変動は損益を通じて認識されます。

当社は、持分決済報奨に関してＨＫＦＲＳ第２号の移行措置を採用しており、またＨＫＦＲＳ第２号を、2002年11月7日以降に付与され、2005年1月1日まで権利確定されなかった持分決済報奨および2005年1月1日以降に付与された持分決済報奨に対してのみ適用しています。

その他の従業員給付

休暇の繰越

会社は、従業員の雇用契約に基づき、暦年ベースで年次有給休暇を付与します。一定の状況下では、報告期間終了時点で未消化の休暇は1年間繰り越され、翌年に各従業員が利用することが認められています。従業員が期中に獲得し繰越した当該有給休暇にかかる予想将来費用について、報告期間の末日に発生が行われます。

年金制度

当社は、管理当局に従って確定拠出型公積立年金制度（以下「MPF制度」といいます。）を運営しており、参加する資格のある従業員はこの制度に加入することができます。拠出は、従業員の基本給の一定割合に基づいて行われ、MPF制度の規則に従って支払われるべき金額になった時点で損益に計上されます。MPF制度の資産は、独立管理資金として、当社の資産とは分離して保有されています。当社の企業拠出は、MPFスキームに拠出されたときに従業員に全額を付与します。ただし、MPFスキームの規則に従って、拠出金全額を付与する前に従業員が退職した場合に当社に払い戻される当社の任意企業拠出金は除きます。

配当

最終配当は、株主総会において投資主によって承認されたときに負債として認識されます。

中間配当については、当社の定款により中間配当の宣言の決定権が取締役会に付与されているため、提案および宣言が同時に行われます。したがって、中間配当は、取締役会によって提案され宣言された場合には、直ちに負債として認識されます。

外貨

本財務書類は、当社の機能通貨である香港ドルで表示されています。

外貨建取引は、取引日の機能通貨の実勢為替レートを用いて当初計上されます。外貨建貨幣性資産および負債は、報告期間末日の為替レートで機能通貨に換算しています。貨幣性項目の決済または換算で生じる差異は、損益に認識されます。

外貨建取得原価で測定される非貨幣性項目は、当初取引日の為替レートを用いて換算されます。外貨建公正価値で測定される非貨幣性項目は、公正価値測定日の為替レートを用いて換算されます。公正価値で測定される非貨幣性項目の換算から生じる損益は、当該項目の公正価値の変動に伴う損益の認識にしたがって処理されます。

3. 重要な会計上の見積

当社の財務書類の作成に当たり、経営陣は、収益、費用、資産および負債の報告額ならびにこれらに付随する開示、ならびに偶発債務の開示に影響を及ぼす調整、見積りおよび仮定を行うことが求められます。これらの仮定や見積りが不確実である場合には、結果として将来影響を受ける資産および負債の帳簿価額に重大な修正が必要となる可能性があります。

判断

当社の会計方針を適用する過程において、経営陣は、見積りを伴うものを除き、財務書類で認識される金額に最も重要な影響を与える以下の判断を行いました。

顧客との契約による収益

当社は、投資顧問サービスの収益は、顧客が当社によって提供される利益を同時に受領し、かつ消費することから、経時的に認識されるべきであると結論付けました。

見積りの不確実性

次年度以降の資産および負債の帳簿価額に重大な修正をもたらすリスクのある、将来に係る重要な仮定および報告期間末時点における見積りへの不確実性に係るその他の重要な要因は、以下のとおりです。

非金融資産の減損（のれんを除く）

当社は、すべての非金融資産について減損の兆候があるかどうかを、各報告期間末時点で評価しています。その他の非金融資産については、帳簿価額が回収できない可能性を示す兆候がある場合に、減損テストを実施しています。減損は、資産または資金生成単位の帳簿価額が回収可能価額（公正価値から処分費用を控除した金額と使用価値のいずれか高い方）を超過する場合です。処分費用控除後の公正価値の算定は、類似資産の独立当事者間取引における拘束力のある売買取引または当該資産の処分費用を控除した観察可能な市場価格から得られる入手可能なデータに基づいています。使用価値の計算が行われる場合、経営陣は、資産または資金生成単位からの将来の予想キャッシュ・フローを見積り、それらのキャッシュ・フローの現在価値を計算するために適切な割引率を選択しなければなりません。

繰延税金資産

繰延税金資産は、当該損失を利用できる課税所得が生じる可能性が高い範囲内で、未使用のすべての税務上の損失に対して認識されます。将来の税務戦略と併せて将来の課税所得の予測される時期と水準に基づいて、認識可能な繰延税金資産の額を決定するためには、経営陣の重要な判断が求められます。

リース — I B Rの見積

当社は、リースに内在する金利を容易に決定することができないため、リース債務の測定にあたり追加借入利率（以下「I B R」といいます。）を使用しています。I B Rは、同様の条件および同様の有価証券で当社が支払わなければならない利率であり、同様の経済環境における使用権資産と同様の価値を有する資産を取得するために必要な資金です。このためI B Rは、見積を要する観察可能な金利が利用できない場合（例えば、金融取引を行っていない子会社の場合）、またはリースの条件を反映するために調整する必要がある場合（例えば、リースが子会社の機能通貨でない場合）に、当社が「支払わなければならない金額」を反映しています。当社は、入手可能な場合には、観察可能なインプット（市場金利など）を用いてI B Rを推計しており、事業体固有の推計（子会社の単独の信用格付けなど）を行うことが求められています。

ストラクチャード・エンティティとしての投資ファンドの評価

当社は、アセット・マネジメント業務を提供しているファンドがストラクチャード・エンティティであるか否かを評価しました。

当社は、これらのファンド（投資者、独立取締役会または受託会社）において、ファンド運用会社としての当社の解任、ファンドの清算、またはファンドにおける保有持分の買戻し（かかる権利がファンドの清算に相当する場合）を行う権利を含む、他の当事者に付与された議決権およびその他の類似の権利を考慮し、これらの権利が誰がファンドを支配しているかを判断する主要な要因であるかについて結論を出しました。当社は、管理するファンドが、実質的な撤退または清算権利（清算に類似した買戻し権利を含みます）が存在しなければ、ストラクチャード・エンティティであると判断しました。

4. 収益およびその他の収入

収益は、認可機関および投資顧問報酬からの利息収入です。収益分析、その他の収益および収入の内訳は以下のとおりです。

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
顧客との契約による収益		
認可機関からの受取利息	412,576	1,671,435
投資顧問報酬	1,023,728,547	1,074,938,070
控除：投資費用および戻し入れ	(385,618,504)	(429,851,230)
	<u>638,522,619</u>	<u>646,758,275</u>
その他の収入		
ジョイント・ベンチャーからの配当収益	5,915,342	6,556,709
企業間の費用再請求	85,735,877	86,624,622
損益を通じて公正価値で測定される金融投資に係る利益	18,118,595	7,533,150
為替差損、純額	(3,567,592)	(1,283,050)
	<u>106,202,222</u>	<u>99,431,431</u>
	<u>744,724,841</u>	<u>746,189,706</u>

会社間の費用の再請求の表示は、調整の本質のより良い表示のためおよび当年度の表示に合わせるため、サービス報酬からその他の収益に組み替えられました。

5. 税引前損失

当社の営業費用には、以下が含まれます。

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
従業員給付費用		
賃金および給与	539,001,665	506,772,156
拠出年金	20,635,435	19,185,123
株式報酬	30,786,910	25,221,315
サービス料（注記24）	96,891,942	81,280,057
賃貸および入居費用（注記24）	38,700,622	39,266,719
使用権資産の減価償却費（注記21）	11,998,335	12,640,497
監査人報酬	1,030,741	1,038,253
リース債務利息（注記21）	577,644	1,009,141

従業員給付費用およびサービス料の表示については、契約の本質をより適切に示すために会社間の再請求として組替えられ、当期の表示に合わせられています。

6. 取締役報酬

香港会社条例第383条（1）（a）および会社法第2部（取締役の利益に関する情報の開示）規則に従って開示される取締役の報酬は、以下の通りです。

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
費用	224,811	225,811
その他の報酬		
給与、手当および現物給付	21,961,732	18,168,973
	<u>22,186,543</u>	<u>18,394,784</u>

7. 所得税

当期中、香港での課税所得が発生しなかったため（2019年：なし）、香港所得税の引当金は計上されていません。

法定実効税率を用いて税引前損失に適用される税額 / 税額控除と実効税率を用いて計算した税費用との調整は、以下のとおりです：

	2020年 香港ドル	%	(再表示済) 2019年 香港ドル	%
税引前損失	<u>(135,141,733)</u>		<u>(57,700,588)</u>	
法人税（法定税率16.5%）	(22,298,386)	16.5	(9,520,597)	16.5
非課税所得	(1,044,022)	0.8	(1,357,618)	2.3
非控除費用	1,828,761	(1.4)	1,618,157	(2.8)
未認識税金損失	<u>21,513,647</u>	(15.9)	<u>9,260,058</u>	(16.0)
税費用（実効税率）	<u>-</u>	-	<u>-</u>	-

8. 無形固定資産

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
ソフトウェア		
1月1日現在：	-	-
取得	3,319,917	-
減価償却累計額	-	-
帳簿価額、12月31日現在	<u>3,319,917</u>	<u>-</u>

当社のソフトウェア無形資産は、2020年12月31日時点において運用されていませんでした。

9. 有形固定資産

	備品および設備 香港ドル	自動車 香港ドル	合計 香港ドル
2020年1月1日および12月31日：			
取得原価	7,720,276	951,626	8,671,902
減価償却累計額	(7,720,276)	(951,626)	(8,671,902)
帳簿価額	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>
	備品および設備 香港ドル	自動車 香港ドル	合計 香港ドル
2019年1月1日および12月31日：			
取得原価	7,720,276	951,626	8,671,902
減価償却累計額	(7,720,276)	(951,626)	(8,671,902)
帳簿価額	<u>-</u>	<u>-</u>	<u>-</u>

10. 損益を通じて公正価値で測定される金融投資

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
学校債、公正価値	825,000	825,000
クラブ債、公正価値	560,000	560,000
ミューチュアル・ファンド、公正価値	<u>88,140,384</u>	<u>84,484,947</u>
	<u>89,525,384</u>	<u>85,869,947</u>

11. 子会社に対する投資

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
非上場株式、取得価額	<u>366,240,358</u>	<u>316,569,569</u>

当社の流動資産213,234香港ドル（2019年：2,835,873香港ドル）に含まれる子会社に対する債権は無担保、無利息であり、要求に応じて返済されます。

子会社に関する詳細は次のとおりです。

名称	設立地	発行済株式資本 額面	当社が直接保有 する普通株式の 割合	主要な活動
マニユライフ・インベストメント・マネジメント（台湾）カンパニー・リミテッド	台湾	511,500,000新台湾ドル	100	証券投資ファンド設立および管理ならびに投資一任サービスへの従事
マニユライフ・インベストメント（上海）リミテッド・カンパニー	中国	7,374,989米ドル	100	投資一任サービスへの従事
マニユライフ・インベストメント・マネジメント（香港）ノミニーズ・リミテッド	香港	100,000香港ドル	100	ノミニーズ口座サービスへの従事

マニユライフ・インベストメント・マネジメント（台湾）カンパニー・リミテッドの財務書類では扱われていない同社に係る当社に帰属する年間の純損失額は、2,485,800香港ドル（2019年：6,779,431香港ドルの純損失）でした。当社に帰属する子会社の報告期間末日現在の取得後累積損失の純額は、111,361,055香港ドル（2019年：108,875,255香港ドル）であり、当社の財務書類上、配当または減損損失の処理はされませんでした。

マニユライフ・インベストメント（上海）リミテッド・カンパニーの財務書類では処理されていなかった当社に帰属する同社に係る報告期間末日の純損失は13,246,285香港ドル（2019年：11,822,890香港ドル）でした。当社に帰属する子会社の報告期間末日現在の累積損失の純額は、37,231,172香港ドル（2019年：23,984,888香港ドル）であり、当社の財務書類上、配当または減損損失の処理はされませんでした。

マニユライフ・インベストメント・マネジメント（香港）ノミニーズ・リミテッドの当期純利益はゼロでした。当社の財務書類上、配当または減損損失の処理はされませんでした。

12. ジョイント・ベンチャーへの投資

		2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
非上場投資、取得価額		1,141,135,816	1,123,135,816

		以下についての割合					主要な活動
名称	発行済株式 持分の詳細	登記の場所	持分権	転換可能 優先株式	議決権	利益配当	
マニユライフ・T E D A ・ ファンド・マネジメント・ カンパニー・リミテッド	登記資本 （1人民元）	中国	49	-	49	49	ファンド管理
アルバメン・キャピタル・ パートナーズ・リミテッド（1香港ドル）	登記資本 （1香港ドル）	香港	49	100	49	60	ファンド管理

上記のジョイント・ベンチャーへの出資は、当社が直接保有しています。

当社の重要なジョイント・ベンチャーと考えられるマニユライフ・T E D A ・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド（以下「マニユライフ・T E D A」といいます。）およびアルバメン・キャピタル・パートナーズ・リミテッド（以下「アルバメン」といいます。）は、H K A S 第28号の適用除外に基づき、原価法により会計処理しています。

2020年8月17日付で、当社は、アルバメンの普通株式11,529,400株（普通株式の49%）および転換優先株式6,470,600株（転換可能優先株式の100%）を取得しました。アルバメンは、香港および中国本土の完全子会社を通じて、主に中国本土の再生可能エネルギーおよびその他のインフラ資産に投資しています。

以下の表は、会計方針の相違を調整し、財務書類上の帳簿価額と一致させたマニユライフ・T E D Aおよびアルバメンの財務情報の概要を表したものです。

(a) マニユライフ・T E D A・ファンド・マネジメント・カンパニー・リミテッド

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
資産	1,071,288,886	938,468,901
負債	149,836,836	102,027,793
収益	329,629,614	272,762,184
利益および当期包括利益合計	45,916,951	33,904,356

(b) アルバメン・キャピタル・パートナーズ・リミテッド

	2020年 香港ドル
資産	29,179,785
負債	5,448,383
当期損失	(3,390,928)

13. 繰延税金

当社は、香港で生じた627,834,806香港ドル（2019年：480,246,701香港ドル）の税務上の損失があり、当該損失が発生した会社の将来の課税所得と相殺することが可能です。当社は以前より、税務上の欠損金のポジションにあり、当該税務上の欠損金を利用可能な課税所得が生じる可能性が高いとは考えられないため、これらの損失に関して繰延税金資産は、認識されていません。

14. 売掛金

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
未収投資顧問報酬（注記（a））	80,350,081	57,948,204
証券取引からの未収金額（注記（b））		
- 現金顧客	909,672	1,690,000
- ファンド運営会社	2,596,765	920,036
その他の未収費用（注記（a））	12,097,905	5,003,148
	<u>95,954,423</u>	<u>65,561,388</u>

(a) 売掛金は、当社が管理するファンドから受領可能な投資顧問報酬を表しており、通常は3ヶ月以内に決済される。信用リスクが著しく集中している状況にはありません。売掛金の帳簿価額は、その公正価値と近似しています。

(b) 現金顧客およびファンド運営会社からの売掛金は、証券取引における通常の業務から生じます。これらの金額は、報告期間終了時点で減損していないと判断されています。

当期中、売掛金の減損に係る認識された減損引当金はありません（2019年度：ゼロ）。

2020年12月31日に終了した年度におけるHKFRS第9号に基づく減損

予想信用損失の測定のため、各報告日に引当金マトリックスを用いて減損分析が実施されます。

引当金マトリックスを用いた当社の取引売掛金の信用リスク・エクスポージャーについての情報は、以下の通りです。

	2020年12月31日現在			
	当期末時点	1～3か月	3か月超	合計
予想信用損失レート	0%	0%	0%	0%
簿価、総額（香港ドル）	72,153,846	51,654	23,748,923	95,954,423
予想信用損失（香港ドル）	-	-	-	-

15. 前払金、預金およびその他の未収金

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
預金	175,400	574,727
前払金およびその他の未収金	<u>3,278,758</u>	<u>4,876,707</u>
	<u>3,454,158</u>	<u>5,451,434</u>

上記資産のうち、支払期日を過ぎているものも減損しているものもありません。上記勘定に含まれる金融資産は、近年における債務不履行の履歴がない債権に関連するものです。これらの金融資産の帳簿価額は、その公正価値に近似しています。

16. 関係会社の残高

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
債権額		
- 直接持株会社	16,600,865	-
- 子会社	213,234	2,835,873
- 兄弟会社	35,803,842	63,068,885
- ジョイント・ベンチャー	11,781,296	6,298,953
	<u>64,399,237</u>	<u>72,203,711</u>
債務額		
- 中間持株会社	60,033,004	27,973,986
- 直接持株会社	-	932,530
- 子会社	100,000	100,000
- 兄弟会社	45,911,077	32,588,988
	<u>106,044,081</u>	<u>61,595,504</u>

関係会社の残高は、無担保、無利息であり、要求に応じて返済されます。これらの残高の帳簿価額は、その公正価値に近似します。

17. 顧客銀行の残高

当社は、香港証券先物（顧客資金）規則の規定に従い、関連ノミニー企業を通して、認可金融機関との分別勘定において、111,369,804香港ドル（2019年：20,169,157香港ドル）の顧客資金を保有していました。当社の現金および現金同等物には、顧客預かり金は含まれていません。

18. 現金および現金同等物

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
現金および銀行残高	<u>313,200,123</u>	<u>219,027,869</u>

当社が所有権を有する銀行預金は、日々の銀行預金金利に基づく変動金利を得ます。銀行残高は、近年にデフォルトの履歴のない信用力のある銀行に預金されます。

19. 買掛金

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
顧客への未払金額	102,101,286	12,713,297
ファンドへの未払金額	<u>12,794,035</u>	<u>10,065,897</u>
	<u>114,895,321</u>	<u>22,779,194</u>

顧客およびファンドに対する未払金は、証券取引の通常の過程において発生した未払金を示しています。

20. 未払債務

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
未払金	7,939,521	781,564
スタッフ費用の引当	199,430,844	184,639,791
その他未払費用	47,266,000	44,050,729
	<u>254,636,365</u>	<u>229,472,084</u>

未払金は無利息であり、平均限月は３ヶ月であり、その他の未払費用は通常、１年以内に決済されます。簿価は、その公正価値に近似します。

21. リース

(a) 使用権資産

当社の使用権資産の簿価および年度中の変動は以下のとおりです。

	当社使用の リース資産 香港ドル
2019年１月１日現在	-
追加	37,921,489
償却費用（注記５）	<u>(12,640,497)</u>
2019年12月31日および2020年１月１日現在	25,280,992
レンタル調整	(1,284,322)
償却費用（注記５）	<u>(11,998,335)</u>
2020年12月31日現在	<u>11,998,335</u>

(b) リース債務

当社のリース債務の簿価および年度中の変動は以下のとおりです。

	香港ドル
2019年１月１日時点の簿価	-
新規リース	37,921,489
当期中の認識利息増分（注記５）	1,009,141
支払額	<u>(13,244,160)</u>
2019年12月31日および2020年１月１日時点の簿価	25,686,470
レンタル調整	(1,284,322)
当期中に認識された利息の増価（注記５）	577,644
支払い	<u>(12,581,953)</u>
2020年12月31日時点の簿価	<u>12,397,839</u>
分析：	
１年以内	12,397,839
１年超	<u>-</u>

(c) リースに関して損益で認識された金額は、以下のとおりです。

2020年	2019年
-------	-------

	香港ドル	香港ドル
リース債務に係る利息（注記５）	577,644	1,009,141
使用権資産の償却費用（注記５）	11,998,335	12,640,497
	<u>12,575,979</u>	<u>13,649,638</u>

22. 株式資本

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
発行済で全額払込済：		
普通株式1,571,246,936口 （2019年：1,318,498,343口、１株当たり１香港ドル）	1,624,693,436	1,371,944,843
優先株式301,000,000口 （2019年：301,000,000口、１株当たり１香港ドル）	301,000,000	301,000,000
	<u>1,925,693,436</u>	<u>1,672,944,843</u>

当社の普通株式資本の変動の概要は、以下の通りです。

	発行済株式数	株式資本 香港ドル	株式資本 およびその他の 法定準備金 香港ドル
普通株式			
2019年１月１日現在	1,245,261,343	1,298,707,843	1,298,707,843
発行済株式（注記（ａ））	<u>73,237,000</u>	<u>73,237,000</u>	<u>73,237,000</u>
2019年12月31日および 2020年１月１日現在	1,318,498,343	1,371,944,843	1,371,944,843
発行済株式（注記（ｂ））	<u>252,748,593</u>	<u>252,748,593</u>	<u>252,748,593</u>
2020年12月31日現在	<u>1,571,246,936</u>	<u>1,624,693,436</u>	<u>1,624,693,436</u>

注記：

（ａ）2019年３月７日付の普通決議に基づき、2019年４月29日に当社の既存株主に対し、普通株式46,800,000口を発行した結果、46,800,000香港ドルの株式資本が増額されました。発行の目的は、当社の継続的な運転資本を調達することでした。

2019年３月７日の普通決議に基づき、2019年８月26日および2019年11月22日に、当社の既存株主に対し、15,660,000口および10,777,000口の普通株式が発行され、その結果、株式資本がそれぞれ15,660,000香港ドルおよび10,777,000香港ドル増加しました。発行の目的は、子会社への資本注入のための資金調達でした。

（ｂ）2020年４月16日付の普通決議に基づき、2020年４月21日に当社の既存株主に対し、普通株式77,524,800口を発行した結果、77,524,800香港ドルの株式資本が増額されました。発行の目的は、当社の継続的な運転資本を調達することでした。

2020年７月27日付の普通決議に基づき、2020年８月７日に当社の既存株主に対し、普通株式26,356,793口を発行した結果、26,356,793香港ドルの株式資本が増額されました。発行の目的は、主にアルバメンへの投資資金調達でした。

2020年11月17日付の普通決議に基づき、同日に当社の既存株主に対し、普通株式48,063,000口を発行した結果、48,063,000香港ドルの株式資本が増額されました。発行の目的は、子会社への資本注入のための資金調達でした。
2020年12月17日付の普通決議に基づき、同日に当社の既存株主に対し、普通株式100,804,000口を発行した結果、100,804,000香港ドルの株式資本が増額されました。発行の目的は、当社の継続的な運転資本を調達することでした。

23. 最終的な持株会社のエグゼクティブ・ストック・オプション制度の具体化、リストラクテッド（特定譲渡制限付き）・シェア・プランおよびパフォーマンス・シェア・プラン

最終的な持株会社のエグゼクティブ・ストック・オプション・プラン（以下「E S O P」といいます。）に基づき、ストック・オプションは、当社の従業員（取締役を含む）に対し、当社に供与されたサービスに対して定期的に付与されます。オプションは、オプションが付与された日の直前の営業日において、最終持株会社の普通株式の終値に等しい行使価格で普通株式を購入する権利を、保有者に提供します。ストック・オプションの権利は4年を超えない期間であり、また付与日から10年以内です。当社の従業員のために、合計73,600,000口の普通株式がE S O Pに基づいて準備されています。

E S O Pに加え、当社の最終持株会社はまた、当社に提供されたサービスについて、当社の従業員（取締役を含む）にリストラクテッド・シェア（以下「R S U」といいます。）およびパフォーマンス・シェア（以下「P S U」といいます。）を付与しました。R S UおよびP S Uは、参加者に対し、R S UおよびP S Uの権利が確定した時点で当社の最終持株会社の普通株式（同口数）の市場価格に相当する支払いを受け取る権利を与え、発行から3年以内に支払われます。参加者の勘定には、普通株式に宣言された配当金が貸方計上されます。当社の最終持株会社の普通株式は、R S UおよびP S Uに関連して発行されません。

本制度においては、当年度中に以下の株式オプションが未行使でした。

	2020年		2019年	
	加重平均行使価格 （カナダドル）	オプション数	加重平均行使価格 （カナダドル）	オプション数
1月1日時点	20.12	220,349	20.29	254,629
当期中の付与	24.38	99,088	22.60	44,830
当期中の行使	16.62	(9,405)	17.57	(52,497)
当期中の取消 / 失効	-	-	19.48	(26,613)
12月31日時点	21.51	310,032	20.12	220,349

報告期間末時点における発行済の株式オプションの行使価格および行使期間は次のとおりです。

2020年

行使期間	行使価格* カナダドル	オプション数
2021年3月3日から2032年3月3日	24.38	99,088
2020年3月5日から2031年3月5日	22.60	44,830
2019年2月27日から2030年2月27日	24.73	19,037
2018年2月28日から2029年2月28日	24.61	17,690
2017年2月23日から2026年2月23日	17.59	50,720
2016年2月24日から2025年2月24日	22.02	30,896
2015年2月25日から2024年2月25日	21.20	13,726
2014年2月19日から2023年2月19日	15.52	13,926
2013年2月21日から2022年2月21日	12.64	20,119
		310,032

2019年

行使期間	行使価格* カナダドル	オプション数
2020年3月5日から2031年3月5日	22.60	44,830
2019年2月27日から2030年2月27日	24.73	19,037
2018年2月28日から2029年2月28日	24.61	17,690
2017年2月23日から2026年2月23日	17.59	50,720
2016年2月24日から2025年2月24日	22.02	30,896
2015年2月25日から2024年2月25日	21.20	13,726
2014年2月19日から2023年2月19日	15.52	13,926
2013年2月21日から2022年2月21日	12.64	20,119
2012年2月22日から2021年2月22日	18.91	3,437
2011年2月23日から2020年2月23日	19.48	5,968
		<u>220,349</u>

* 株式オプションの行使価格は、最終持株会社の株式資本にライツ・イシュー、ボーナス・イシューまたはその他の類似の変動があった場合には、調整の対象となります。

当社は、2020年12月31日終了年度中に1,280,458香港ドル（2019年：642,637香港ドル）の株式オプション費用を認識しました。

当年度中に付与されたRSUおよびPSUの公正価値は4,413,287香港ドル（2019年：5,640,052香港ドル）でした。当社は、2020年12月31日に終了した年度中に29,506,452香港ドル（2019年：24,578,678香港ドル）のRSUおよびPSUの費用を認識しました。

2020年12月31日現在、RSUおよびPSU負債の帳簿価額は34,203,920香港ドル（2019年：22,517,660香港ドル）でした。

24. 関係会社取引

（a）当年度中における当社の関係会社との重要な取引は、次のとおりです。

		2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
以下からの受取投資顧問報酬	注記 ()		
- 直接持株会社		-	16,558,128
- 子会社		9,398,908	13,380,897
- 兄弟会社		302,937,507	459,806,417
以下に対する投資報酬費用	()		
- 中間持株会社		-	39,536,884
- 子会社		6,507,371	6,896,585
- ジョイント・ベンチャー		144,142	482,947
- 兄弟会社		179,965,278	232,798,909
以下に対するサービス費用	()		
- 中間持株会社		21,294,938	44,684,157
- 持株会社		58,173,088	58,705,485
- 兄弟会社		27,749,839	27,852,344
以下に支払われたサービス料	()		
- 中間持株会社		121,900	-
- 兄弟会社		96,770,042	81,280,057
以下に対する支払賃貸および入居費用	()		
兄弟会社		21,868,281	24,189,058
情報システム料	()		
- 最終的な持株会社		514,952	2,371,211
- 中間持株会社		5,544,583	13,399,917
- 兄弟会社		2,174,038	-

注記：

- （ ）投資顧問報酬の収入は、直接持株会社、子会社および兄弟会社と合意した条件に基づいています。
- （ ）投資報酬費用には、投資運用会社報酬、トレーラー報酬および代理店報酬が含まれます。投資運用会社報酬は、子会社、兄弟会社、ジョイント・ベンチャーおよび中間持株会社と合意した条件に基づいて決定されます。トレー

ラー報酬および代理店報酬は、兄弟会社が当社に提供するサービスを示しており、兄弟会社で発生した費用に基づいています。

- （ ）サービス料は、当社が中間持株会社、直接持株会社および兄弟会社に提供するサービスの対価を示しています。サービス料は実際に発生した費用に基づいています。
- （ ）兄弟会社、中間持株会社、最終持株会社に支払われたサービス料および情報システム料は、実際に発生した費用に基づいています。
- （ ）賃貸および入居費用は、兄弟会社が当社に提供するサービスを示しています。当該費用は、兄弟会社で発生した費用に基づいています。

（b）関係会社取引残高

2020年12月31日現在の関係会社との残高は無担保、無利息であり、要求に応じて返済されます。これらの帳簿価額はその公正価値に近似しています。

（c）会社の主要な経営陣の報酬：

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
短期従業員報酬	22,186,543	18,394,784

取締役会の報酬の詳細は、財務書類の注記6に記載されています。

25. カテゴリー別金融商品

当報告期間末における金融商品の区分ごとの帳簿価額は次のとおりです。

2020年

金融資産	償却原価での金融 資産 千香港ドル	損益を通じて公正 価値で測定される 金融資産 千香港ドル	合計 千香港ドル
損益を通じて公正価値で測定される金融投資	-	89,525	89,525
売掛金	95,954	-	95,954
前払勘定およびその他の未収金に含まれる金融資産	3,454	-	3,454
関係会社に対する債権	64,399	-	64,399
顧客銀行残高	111,370	-	111,370
現金および現金同等物	313,200	-	313,200
	588,377	89,525	677,902

金融負債	償却原価での金融 負債 千香港ドル
買掛金	114,895
未払債務	254,636
関係会社に対する債務	92,722
	462,253

報告期間末日における金融商品の区分ごとの帳簿価額は、次のとおりです。

2019年

金融資産	償却原価での金融資産 千香港ドル	損益を通じて公正 価値で測定される 金融資産 千香港ドル	合計 千香港ドル
損益を通じて公正価値で測定される金融投資	-	85,870	85,870
売掛金	65,561	-	65,561
前払勘定およびその他の未収金に含まれる金融資産	2,257	-	2,257
関係会社に対する債権	72,204	-	72,204
顧客銀行勘定	20,169	-	20,169
現金および現金同等物	219,028	-	219,028
	379,219	85,870	465,089

金融負債	償却原価での金融 負債 千香港ドル
買掛金	22,779
未払債務	229,472
関係会社に対する債務	61,596
	313,847

26. 金融商品の公正価値および公正価値ヒエラルキー

公正価値に合理的に近似させた場合を除き、当社の金融商品の簿価および公正価値は以下のとおりです。

	簿価		公正価値	
	2020年 千香港ドル	2019年 千香港ドル	2020年 千香港ドル	2019年 千香港ドル
金融資産				
損益を通じて公正価値で測定される 金融投資				
ミューチュアル・ファンド	88,140	84,485	88,140	84,485
学校債	825	825	825	825
クラブ債	560	560	560	560
	89,525	85,870	89,525	85,870

現金および現金同等物、売掛金、前払金、預金およびその他の債権に含まれる金融資産、その他の債務および未払金に含まれる金融負債、系列会社から／系列会社に支払われるべき金額の公正価値は、これらが短期の金融商品であることに主に起因して、帳簿価額に近似しています。

金融資産および負債の公正価値は、強制買戻しまたは償還の場合を除いて、その商品の希望する当事者間での現状取引可能な金額で含まれています。公正価値の見積りに当たっては、以下の方法および仮定を用いています。

ミューチュアル・ファンドおよびクラブ債の公正価値は、市場価格に基づいています。学校債は、活発な市場がないため、償却原価から減損損失を差し引いた金額で計上しています。学校債は無利子で、要求に応じて返済されます。年度末時点で、経営陣は学校債の減損評価を行いました。取引相手方から支払不履行の履歴がなく、かつ、取引相手方の財政状態が健全であることから、経営陣は、帳簿価額は公正価値に近似していると結論づけました。

公正価値ヒエラルキー

以下の表は、当社の金融商品の公正価値測定ヒエラルキーを示すものです。

公正価値で測定される資産

2020年12月31日現在

	以下を使用した公正価値			合計 千香港ドル
	活発な市場における取引価格 (レベル1)	重要な観察可能なインプット (レベル2)	重要な観察不能なインプット (レベル3)	
	千香港ドル	千香港ドル	千香港ドル	
損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
ミューチュアル・ファンド	88,140	-	-	88,140
学校債	-	-	825	825
クラブ債	560	-	-	560
	88,700	-	825	89,525

2019年12月31日現在

	以下を使用した公正価値			合計 千香港ドル
	活発な市場における取引価格 (レベル1)	重要な観察可能なインプット (レベル2)	重要な観察不能なインプット (レベル3)	
	千香港ドル	千香港ドル	千香港ドル	
損益を通じて公正価値で測定される金融資産				
ミューチュアル・ファンド	84,485	-	-	84,485
学校債	-	-	825	825
クラブ債	560	-	-	560
	85,045	-	825	85,870

2020年12月31日現在、当社は、公正価値で測定される金融負債を保有していません。

当期中、レベル1とレベル2の間での公正価値測定の移転はなく、レベル3との間の移転もありませんでした（2019年度：ゼロ）。

27. 金融リスク管理の目的および方針

当社の主な金融商品は、現金および短期預金、売却可能投資および直接持株会社からの未収金から構成されています。これらの金融商品の主な目的は、当社の営業上の調達力を高めることおよび受取利息を稼得することにあります。当社は、営業活動から直接的に生ずる売掛金など、他の金融資産を保有しています。

当期中、当社は、デリバティブ取引を行っていません。金融商品の取引を行わないという当社の方針は、年間を通して評価が行われています。

当社の金融商品から生じる主なリスクは、信用リスクおよび流動性リスクです。取締役会によって検討および合意された、これらの各リスクを管理するための方針（該当する場合）の概要は以下の通りです。

信用リスク

当社は、認知され信用力のある第三者とのみ取引を行っています。当社は、信用条件での取引を希望する顧客はすべて、与信確認手続きの対象とする方針をとっています。さらに、売掛金勘定は継続的に監視されており、当社の不良債権に対するエクスポージャーは重大ではないと考えています。

現金および現金同等物から構成される当社のその他の金融資産に係る信用リスクは、取引相手方（銀行預金の場合は認可金融機関。）の債務不履行から生じるものであり、これらの商品の簿価と同等額となる最大エクスポージャーとしています。当

社は、当社が預金を置く銀行は広く信頼性が高いと認められており、これらの銀行による債務不履行のリスクは、軽微かつ最小限とみなされると考えています。当社に対する信用リスクの重大な集中はありません。

流動性リスク

当社は、盤石な財務体質を有しており、営業活動によるキャッシュ・インフローを強固かつ安定的に維持しています。2020年12月31日現在、当社の現金および現金同等物は、313百万香港ドル（2019年：219百万香港ドル）でした。当社の流動比率は1.21（2019年：1.17）でした。

当社は、負債に充当できる豊富な現金および現金同等物を有しており、当期中、当座借越、銀行借入、転換社債およびその他の利付借入を行っていません。

以下の表は、割引の影響が軽微であるため、当社の金融負債の契約上の割引前キャッシュ・フローに基づく満期構成を要約したものです。満期区分は、報告期間の末日から契約上の満期日までの残存期間に基づいています。取引相手方が支払期限の選択権を持つ場合には、当社が支払を求められる可能性のある最も早い期間に負債を配分します。

契約上の割引前支払額に基づく、報告期間末時点における当社の金融負債の満期構成は以下のとおりでした。

2020年

	要求払い 千香港ドル	1年未満 千香港ドル	1 - 5年 千香港ドル	5年超 千香港ドル	合計 千香港ドル
買掛金	114,895	-	-	-	114,895
未払金	-	225,365	29,271	-	254,636
関係会社に対する債務	106,044	-	-	-	106,044
債務合計	220,939	225,365	29,271	-	475,575

2019年

	要求払い 千香港ドル	1年未満 千香港ドル	1 - 5年 千香港ドル	5年超 千香港ドル	合計 千香港ドル
買掛金	22,779	-	-	-	22,779
未払金	-	203,377	26,095	-	229,472
関係会社に対する債務	61,596	-	-	-	61,596
債務合計	84,375	203,377	26,095	-	313,847

為替リスク

当社は、機能通貨である香港ドル以外の通貨建ての資産および負債を保有しているため、これらの通貨に関する通貨リスクにさらされています。アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）は香港ドルとのリンク通貨であるため、経営陣は、当社が米ドル建て資産から生じる重大な為替リスクにさらされていないと考えています。当社は、投資目的での先物為替取引を使用しないか、または通貨オプションを購入しません。

以下の表は、他のすべての変数を一定として、合理的に起こりうる金利の変動に対する報告期間末時点の当社の税引前損益および資本の感応度を示しています。

	2020年			2019年		
	現地通貨の 香港ドルに 対する増加	税引前損失 の（増 加）／減少	資本の増 加／（減 少）	現地通貨の 香港ドルに 対する増加	税引前利益 の増加／ （減少）	資本の増加
		千香港ドル	千香港ドル		千香港ドル	千香港ドル
カナダ・ドル	5%	(237)	(237)	5%	(112)	(112)
人民元	5%	510	510	5%	60	60
日本円	5%	107	107	5%	(496)	(496)
マレーシア・リングgit	5%	(192)	(192)	5%	(130)	(130)
シンガポール・ドル	5%	(1,007)	(1,007)	5%	(914)	(914)

以下の表は、期末における当社の為替リスクのエクスポージャーの状況を、主要通貨別に資産および負債を分類したものです。

	2020年					
	カナダ・ ドル	人民元	日本円	マレーシ ア・リン ギット	シンガポ ール・ドル	合計
	千香港ドル	千香港ドル	千香港ドル	千香港ドル	千香港ドル	千香港ドル
スポット資産	1,995	16,328	10,398	-	148	28,869
スポット負債	(6,742)	(6,133)	(8,254)	(3,842)	(20,298)	(45,269)
正味ロング／（ショート） ポジション	(4,747)	10,195	2,144	(3,842)	(20,150)	(16,400)

	2019年					
	カナダ・ ドル	人民元	日本円	マレーシ ア・リン ギット	シンガポ ール・ドル	合計
	千香港ドル	千香港ドル	千香港ドル	千香港ドル	千香港ドル	千香港ドル
スポット資産	1,968	1,206	2,876	-	4	6,054
スポット負債	(4,214)	-	(12,805)	(2,598)	(18,287)	(37,904)
正味ロング／（ショート） ポジション	(2,246)	1,206	(9,929)	(2,598)	(18,283)	(31,850)

金利リスク

金利リスクとは、金利の変動により金融商品の価値または将来のキャッシュ・フローが変動するリスクです。当社の金利方針では、固定金利および変動金利商品の適切な配分を維持することにより、金利変動リスクを管理することが求められています。また、同方針では、有利子金融資産の満期管理も義務付けられています。

報告期間末時点において、当社は、変動利付ローンおよび借入、売却可能有価証券に分類される固定金利金融資産を保有しておらず、従って、当社の金利変動リスクについて、最小限であると経営陣は考えています。

資本管理

当社の資本管理の主たる目的は、事業を継続し、かつ株主価値を最大化するために、健全な自己資本比率を維持する能力を確保することにあります。さらに、当社は香港の証券先物委員会の規制を受けているため、年間を通じて、香港証券先物（金融資源）規則（以下「FRR規則」といいます。）に従い、十分な流動資本を維持しなければなりません。

当社は、経済情勢の変化に照らし、資本構成の管理および調整を行っています。当社は、資本構成を維持または調整するために、株主への配当の支払いの調整、資本の株主への返却または株式の新規発行を行うことがあります。2020年12月31日および2019年12月31日終了年度において、目的、方針および処理に変更はありませんでした。

当社は、F R R規則に規定される通り、流動資産から順位負債を控除した流動資本ポジションを用いて資本の監視を行っています。当社は、1) F R R規則に定義される調整後負債の5%、および2) F R R規則で求められる最低自己資本3,000,000香港ドル（約385,000米ドル相当）のいずれか高い方を上回る流動資本を維持する方針です。2020年12月31日および2019年12月31日終了年度において、当社は上記の流動資本要件に適合しています。

28. コミットメント

当社は、報告期間末現在、以下のコミットメントを有していました。

	2020年 香港ドル	2019年 香港ドル
ジョイントベンチャーへの資本拠出未払金	46,523,890	-

29. 非連結ストラクチャード・エンティティ

当社は、強制積立金スキーム、職業退職金スキーム、オープンエンド型トラストなど、ストラクチャード・エンティティの定義を満たすいくつかの投資ファンドを運用しています。当社は、これらのストラクチャード・エンティティに関し、これらのファンドから運用報酬を受け取るにより利益を保持しています。

2020年12月31日現在、これらの運用ファンドの純資産総額は486,826,875,151香港ドル（2019年：378,678,904,701香港ドル）でした。これらの管理ファンドにおける当年度の当社の利益は、2020年12月31日現在の未収金107,913,426香港ドル（2019年：76,307,340香港ドル）を含めた管理報酬1,023,728,547香港ドル（2019年：1,074,938,070香港ドル）でした。損失に対する最大エクスポージャーは、上記の未払金に等しい額です。

30. 後発事象

報告期間末日後、2,300,000米ドル（約17,834,000香港ドル）の資本注入が2021年1月20日に当社の直接持株会社であるマニユライフ・インベストメント・マネジメント・インターナショナル・ホールディングス・リミテッドによって投入されました。

資本注入に伴い、発行済で全額払込済みの株式資本は、1,925,693,436香港ドルから1,943,527,436香港ドルに増加しました。

2021年1月20日、当社は、アルバメンの普通株式11,529,400口および転換可能優先株式6,470,600口を18,000,000香港ドルで追加取得しました。当社のアルバメンに対する株式の保有率に変更はありません。

31. 比較数値

会社間の費用の再請求の表示は、その他の収益に組み替えられました。当年度の表示および開示に合わせるため、一部の比較金額は組み替えられています。

32. 財務書類の承認

本財務書類は、2021年4月26日付で取締役会により承認され発行が認められました。

[次へ](#)

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

STATEMENT OF FINANCIAL POSITION

31 December 2020

	Notes	2020 HK\$	2019 HK\$
NON-CURRENT ASSETS			
Intangible assets	8	3,319,917	-
Plant and equipment	9	-	-
Right-of-use assets	21	-	25,280,992
Financial investments at fair value through profit or loss	10, 26	89,525,384	85,869,947
Investment in subsidiaries	11	366,240,358	316,569,569
Investment in joint ventures	12	1,141,135,816	1,123,135,816
Total non-current assets		<u>1,600,221,475</u>	<u>1,550,856,324</u>
CURRENT ASSETS			
Right-of-use assets	21	11,998,335	-
Accounts receivable	14	95,954,423	65,561,388
Prepayments, deposits and other receivables	15	3,454,158	5,451,434
Due from related parties	16	64,399,237	72,203,711
Client bank balances	17	111,369,804	20,169,157
Cash and cash equivalents	18	313,200,123	219,027,869
Total current assets		<u>600,376,080</u>	<u>382,413,559</u>
CURRENT LIABILITIES			
Accounts payable	19	114,895,321	22,779,194
Accrued liabilities	20	254,636,365	229,472,084
Lease liabilities	21	12,397,839	12,636,114
Due to related parties	16	106,044,081	61,595,504
Total current liabilities		<u>487,973,606</u>	<u>326,482,896</u>
NET CURRENT ASSETS		<u>112,402,474</u>	<u>55,930,663</u>
NON-CURRENT LIABILITIES			
Lease liabilities	21	-	13,050,356
NET ASSETS		<u>1,712,623,949</u>	<u>1,593,736,631</u>
EQUITY			
Share capital	22	1,925,693,436	1,672,944,843
Share option reserve	23	7,231,505	5,951,047
Accumulated loss		<u>(220,300,992)</u>	<u>(85,159,259)</u>
Total equity		<u>1,712,623,949</u>	<u>1,593,736,631</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.


 Michael Floyd Dommermuth
 Director


 Kenneth Joseph Rappold Jr
 Director

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

STATEMENT OF PROFIT OR LOSS AND OTHER COMPREHENSIVE INCOME

Year ended 31 December 2020

	Notes	2020 HK\$	2019 HK\$
REVENUE	4	638,522,619	646,758,275
Other income and gains	4	106,202,222	99,431,431
Occupancy costs		(38,700,622)	(39,266,719)
Salaries and other staff costs, directors' remuneration inclusive		(590,424,011)	(551,178,593)
Other operating expenses		(250,164,297)	(212,435,841)
Finance costs on lease liabilities	5, 21	<u>(577,644)</u>	<u>(1,009,141)</u>
LOSS BEFORE TAX	5	(135,141,733)	(57,700,588)
Income tax charge	7	<u>-</u>	<u>-</u>
LOSS AND TOTAL COMPREHENSIVE INCOME FOR THE YEAR		<u>(135,141,733)</u>	<u>(57,700,588)</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

STATEMENT OF CHANGES IN EQUITY

Year ended 31 December 2020

	Notes	Share capital HK\$	Share option reserve HK\$	Accumulated loss HK\$	Total equity HK\$
At 1 January 2019		1,599,707,843	5,308,410	(27,458,671)	1,577,557,582
Share issuance	22	73,237,000	-	-	73,237,000
Share option arrangements	23	-	642,637	-	642,637
Total comprehensive income for the year		-	-	(57,700,588)	(57,700,588)
At 31 December 2019 and 1 January 2020		1,672,944,843	5,951,047	(85,159,259)	1,593,736,631
Share issuance	22	252,748,593	-	-	252,748,593
Share option arrangements	23	-	1,280,458	-	1,280,458
Total comprehensive income for the year		-	-	(135,141,733)	(135,141,733)
At 31 December 2020		1,925,693,436	7,231,505	(220,300,992)	1,712,623,949

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

STATEMENT OF CASH FLOWS

Year ended 31 December 2020

	Notes	2020 HK\$	2019 HK\$
CASH FLOWS FROM OPERATING ACTIVITIES			
Loss before tax		(135,141,733)	(57,700,588)
Adjustments for:			
Interest income	4	(412,576)	(1,671,435)
Interest on lease liabilities	5, 21	577,644	1,009,141
Depreciation of right-of-use asset	5, 21	11,998,335	12,640,497
Share option expense	23	1,280,458	642,637
		<u>(121,697,872)</u>	<u>(45,079,748)</u>
Increase in financial investments at fair value through profit or loss		(3,655,437)	(13,836,671)
Increase in accounts receivable		(30,393,035)	(17,081,744)
Decrease / (increase) in prepayments, deposits and other receivables		1,997,276	(1,273,741)
Decrease in due from related parties		7,804,474	26,120,327
Increase in client bank balances		(91,200,647)	(20,169,157)
Increase in accounts payable		92,116,127	22,779,194
Increase in accrued liabilities		25,164,281	38,617,744
Increase / (Decrease) in due to related parties		44,448,577	(35,368,920)
Cash flows used in operations		<u>(75,416,256)</u>	<u>(45,292,716)</u>
Interest received		412,576	1,671,435
Interest on lease liabilities		<u>(577,644)</u>	<u>(1,009,141)</u>
Net cash flows used in operating activities		<u>(75,581,324)</u>	<u>(44,630,422)</u>
CASH FLOWS FROM INVESTING ACTIVITIES			
Additions to intangible assets	8	(3,319,917)	-
Capital injection to a subsidiary		(49,670,789)	(26,537,000)
Capital injection to a joint venture	12(b)	(18,000,000)	-
Net cash flows used in investing activities		<u>(70,990,706)</u>	<u>(26,537,000)</u>
CASH FLOWS FROM FINANCING ACTIVITIES			
Proceeds from issue of shares	22	252,748,593	73,237,000
Principal portion of lease liabilities		<u>(12,004,309)</u>	<u>(12,235,019)</u>
Net cash flows generated from financing activities		<u>240,744,284</u>	<u>61,001,981</u>
NET INCREASE / (DECREASE) IN CASH AND CASH EQUIVALENTS			
		94,172,254	(10,165,441)
Cash and cash equivalents at beginning of year	18	<u>219,027,869</u>	<u>229,193,310</u>
CASH AND CASH EQUIVALENTS AT END OF YEAR		<u>313,200,123</u>	<u>219,027,869</u>
ANALYSIS OF BALANCES OF CASH AND CASH EQUIVALENTS			
Cash and bank balances	18	<u>313,200,123</u>	<u>219,027,869</u>

The accompanying notes are an integral part of these financial statements.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

1. CORPORATE INFORMATION

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED (the "Company") is a limited liability company incorporated in Hong Kong. Its registered office is located at 16/F, Lee Garden One, 33 Hysan Avenue, Causeway Bay, Hong Kong.

During the year, the Company's principal activities consisted of dealing in securities, dealing in futures contracts, advising on securities, advising on futures contracts and providing asset management services.

In the opinion of the directors, the immediate holding company of the Company is Manulife Investment Management International Holdings Limited, which is incorporated in Barbados, and the ultimate holding company of the Company is Manulife Financial Corporation ("MFC"), which is incorporated in Canada and its shares are listed on the Toronto Stock Exchange.

2.1 BASIS OF PREPARATION

These financial statements have been prepared in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRS") (which include all Hong Kong Financial Reporting Standards, Hong Kong Accounting Standards ("HKAS") and Interpretations) issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA"), accounting principles generally accepted in Hong Kong and the Hong Kong Companies Ordinance. They have been prepared under the historical cost convention, except for financial investments at fair value through profit or loss, which have been measured at fair value. They are presented in Hong Kong dollars which is also the Company's functional currency.

Consolidated financial statements have not been prepared and the equity method has not been applied in respect of the Company's interests in a joint venture as the Company is a wholly-owned subsidiary of MFC, which prepares consolidated financial statements in accordance with International Financial Reporting Standards. The consolidated financial statements of MFC are available at www.manulife.com.

2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES

The Company has adopted the *Conceptual Framework for Financial Reporting 2018* and the following revised standards for the first time for the current year's financial statements.

Amendments to HKFRS 3	<i>Definition of a Business</i>
Amendments to HKFRS 9,	
HKAS 39 and HKFRS 7	<i>Interest Rate Benchmark Reform</i>
Amendments to HKAS 1 and HKAS 8	<i>Definition of Material</i>

The nature and the impact of the *Conceptual Framework for Financial Reporting 2018* and the application of the revised standards in the current year does not have material impact on the Company's financial statements.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

2.2 CHANGES IN ACCOUNTING POLICIES AND DISCLOSURES (continued)

Conceptual Framework for Financial Reporting 2018 (the "Conceptual Framework") sets out a comprehensive set of concepts for financial reporting and standard setting, and provides guidance for preparers of financial statements in developing consistent accounting policies and assistance to all parties to understand and interpret the standards. The Conceptual Framework includes new chapters on measurement and reporting financial performance, new guidance on the derecognition of assets and liabilities, and updated definitions and recognition criteria for assets and liabilities. It also clarifies the roles of stewardship, prudence and measurement uncertainty in financial reporting. The Conceptual Framework is not a standard, and none of the concepts contained therein override the concepts or requirements in any standard. The Conceptual Framework did not have any significant impact on the financial position and performance of the Company.

Amendments to HKFRS 3 clarify and provide additional guidance on the definition of a business. The amendments clarify that for an integrated set of activities and assets to be considered a business, it must include, at a minimum, an input and a substantive process that together significantly contribute to the ability to create output. A business can exist without including all of the inputs and processes needed to create outputs. The amendments remove the assessment of whether market participants are capable of acquiring the business and continue to produce outputs. Instead, the focus is on whether acquired inputs and acquired substantive processes together significantly contribute to the ability to create outputs. The amendments have also narrowed the definition of outputs to focus on goods or services provided to customers, investment income or other income from ordinary activities. Furthermore, the amendments provide guidance to assess whether an acquired process is substantive and introduce an optional fair value concentration test to permit a simplified assessment of whether an acquired set of activities and assets is not a business. The Company has applied prospectively to transactions or other events that occur on or after 1 January 2020. The amendments did not have any impact on the financial position and performance of the Company.

Amendments to HKFRS 9, HKAS 39 and HKFRS 7 address issues affecting financial reporting in the period before the replacement of an existing interest rate benchmark with an alternative risk-free rate ("RFR"). The amendments provide temporary reliefs which enable hedge accounting to continue during the period of uncertainty before the introduction of the alternative RFR. In addition, the amendments require companies to provide additional information to investors about their hedging relationships which are directly affected by these uncertainties. The amendments did not have any impact on the financial position and performance of the Company as the Company does not have any interest rate hedging relationships.

Amendments to HKAS 1 and HKAS 8 provide a new definition of material. The new definition states that information is material if omitting, misstating or obscuring it could reasonably be expected to influence decisions that the primary users of general purpose financial statements make on the basis of those financial statements. The amendments clarify that materiality will depend on the nature or magnitude of information, or both. The amendments did not have any significant impact on the financial position and performance of the Company.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE HONG KONG FINANCIAL REPORTING STANDARDS

The Company has not applied the following revised standards that have been issued but are not yet effective, in these financial statements.

Amendments to HKFRS 3	<i>Reference to the Conceptual Framework³</i>
Amendments to HKFRS 9, HKAS 39, HKFRS 7, HKFRS 4 and HKFRS 16	<i>Interest Rate Benchmark Reform – Phase 2²</i>
Amendments to HKFRS 10 and HKAS 28 (2011)	<i>Sale or Contribution of Assets between an Investor and its Associate or Joint Venture²</i>
Amendment to HKFRS 16	<i>Covid-19-Related Rent Concessions¹</i>
Amendments to HKAS 1	<i>Classification of Liabilities as Current or Non- current^{4,6}</i>
Amendments to HKAS 16	<i>Property, Plant and Equipment: Proceeds before Intended Use³</i>
Amendments to HKAS 37	<i>Onerous Contracts - Cost of Fulfilling a Contract³</i>
Annual Improvements to HKFRSs 2018-2020 Cycle	<i>Amendments to a number of HKFRSs³</i>

¹ Effective for annual periods beginning on or after 1 June 2020

² Effective for annual periods beginning on or after 1 January 2021

³ Effective for annual periods beginning on or after 1 January 2022

⁴ Effective for annual periods beginning on or after 1 January 2023

⁵ No mandatory effective date yet determined but available for adoption

⁶ As a consequence of the amendments to HKAS 1, Hong Kong Interpretation 5 Presentation of Financial Statements - Classification by the Borrower of a Term Loan that Contains a Repayment on Demand Clause was revised in October 2020 to align the corresponding wording with no change in conclusion

Further information about those standards that are expected to be applicable to the Company is described below.

Amendments to HKFRS 3 are intended to replace a reference to the previous *Framework for the Preparation and Presentation of Financial Statements* with a reference to the *Conceptual Framework for Financial Reporting* issued in June 2018 without significantly changing its requirements. The amendments also add to HKFRS 3 an exception to its recognition principle for an entity to refer to the Conceptual Framework to determine what constitutes an asset or a liability. The exception specifies that, for liabilities and contingent liabilities that would be within the scope of HKAS 37 or HK(IFRIC)-Int 21 if they were incurred separately rather than assumed in a business combination, an entity applying HKFRS 3 should refer to HKAS 37 or HK(IFRIC)-Int 21 respectively instead of the Conceptual Framework. Furthermore, the amendments clarify that contingent assets do not qualify for recognition at the acquisition date. The Company expects to adopt the amendments prospectively from 1 January 2022. Since the amendments apply prospectively to business combinations for which the acquisition date is on or after the date of first application, the Company will not be affected by these amendments on the date of transition.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE HONG KONG FINANCIAL REPORTING STANDARDS
(continued)

Amendments to HKFRS 9, HKAS 39, HKFRS 7, HKFRS 4 and HKFRS 16 address issues not dealt with in the previous amendments which affect financial reporting when an existing interest rate benchmark is replaced with an alternative RFR. The Phase 2 amendments provide a practical expedient to allow the effective interest rate to be updated without adjusting the carrying amount when accounting for changes in the basis for determining the contractual cash flows of financial assets and liabilities, if the change is a direct consequence of the interest rate benchmark reform and the new basis for determining the contractual cash flows is economically equivalent to the previous basis immediately preceding the change. In addition, the amendments permit changes required by the interest rate benchmark reform to be made to hedge designations and hedge documentation without the hedging relationship being discontinued. Any gains or losses that could arise on transition are dealt with through the normal requirements of HKFRS 9 to measure and recognise hedge ineffectiveness. The amendments also provide a temporary relief to entities from having to meet the separately identifiable requirement when an RFR is designated as a risk component. The relief allows an entity, upon designation of the hedge, to assume that the separately identifiable requirement is met, provided the entity reasonably expects the RFR risk component to become separately identifiable within the next 24 months. Furthermore, the amendments require an entity to disclose additional information to enable users of financial statements to understand the effect of interest rate benchmark reform on an entity's financial instruments and risk management strategy. The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2021 and shall be applied retrospectively, but entities are not required to restate the comparative information.

The Company did not have any interest-bearing bank borrowings denominated in Hong Kong dollars and foreign currencies based on the Hong Kong Interbank Offered Rate and the London Interbank Offered Rate ("LIBOR") as at 31 December 2020. The amendments are not expected to have any significant impact on the Company's financial statements.

Amendments to HKFRS 10 and HKAS 28 (2011) address an inconsistency between the requirements in HKFRS 10 and in HKAS 28 (2011) in dealing with the sale or contribution of assets between an investor and its associate or joint venture. The amendments require a full recognition of a gain or loss when the sale or contribution of assets between an investor and its associate or joint venture constitutes a business. For a transaction involving assets that do not constitute a business, a gain or loss resulting from the transaction is recognised in the investor's profit or loss only to the extent of the unrelated investor's interest in that associate or joint venture. The amendments are to be applied prospectively. The previous mandatory effective date of amendments to HKFRS 10 and HKAS 28 (2011) was removed by the HKICPA in January 2016 and a new mandatory effective date will be determined after the completion of a broader review of accounting for associates and joint ventures. However, the amendments are available for adoption now.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE HONG KONG FINANCIAL REPORTING STANDARDS
(continued)

Amendment to HKFRS 16 provides a practical expedient for lessees to elect not to apply lease modification accounting for rent concessions arising as a direct consequence of the covid-19 pandemic. The practical expedient applies only to rent concessions occurring as a direct consequence of the pandemic and only if (i) the change in lease payments results in revised consideration for the lease that is substantially the same as, or less than, the consideration for the lease immediately preceding the change; (ii) any reduction in lease payments affects only payments originally due on or before 30 June 2021; and (iii) there is no substantive change to other terms and conditions of the lease. The amendment is effective for annual periods beginning on or after 1 June 2020 with earlier application permitted and shall be applied retrospectively. The Company has not early adopted the amendment on 1 January 2020. The amendments are not expected to have any significant impact on the Company's financial statements.

Amendments to HKAS 1 clarify the requirements for classifying liabilities as current or non-current. The amendments specify that if an entity's right to defer settlement of a liability is subject to the entity complying with specified conditions, the entity has a right to defer settlement of the liability at the end of the reporting period if it complies with those conditions at that date. Classification of a liability is unaffected by the likelihood that the entity will exercise its right to defer settlement of the liability. The amendments also clarify the situations that are considered a settlement of a liability. The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2023 and shall be applied retrospectively. Earlier application is permitted. The amendments are not expected to have any significant impact on the Company's financial statements.

Amendments to HKAS 16 prohibit an entity from deducting from the cost of an item of property, plant and equipment any proceeds from selling items produced while bringing that asset to the location and condition necessary for it to be capable of operating in the manner intended by management. Instead, an entity recognises the proceeds from selling any such items, and the cost of those items, in profit or loss. The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2022 and shall be applied retrospectively only to items of property, plant and equipment made available for use on or after the beginning of the earliest period presented in the financial statements in which the entity first applies the amendments. Earlier application is permitted. The amendments are not expected to have any significant impact on the Company's financial statements.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

2.3 ISSUED BUT NOT YET EFFECTIVE HONG KONG FINANCIAL REPORTING STANDARDS (continued)

Amendments to HKAS 37 clarify that for the purpose of assessing whether a contract is onerous under HKAS 37, the cost of fulfilling the contract comprises the costs that relate directly to the contract. Costs that relate directly to a contract include both the incremental costs of fulfilling that contract (e.g., direct labour and materials) and an allocation of other costs that relate directly to fulfilling that contract (e.g., an allocation of the depreciation charge for an item of property, plant and equipment used in fulfilling the contract as well as contract management and supervision costs). General and administrative costs do not relate directly to a contract and are excluded unless they are explicitly chargeable to the counterparty under the contract. The amendments are effective for annual periods beginning on or after 1 January 2022 and shall be applied to contracts for which an entity has not yet fulfilled all its obligations at the beginning of the annual reporting period in which it first applies the amendments. Earlier application is permitted. Any cumulative effect of initially applying the amendments shall be recognised as an adjustment to the opening equity at the date of initial application without restating the comparative information. The amendments are not expected to have any significant impact on the Company's financial statements.

Annual Improvements to HKFRSs 2018-2020 sets out amendments to HKFRS 1, HKFRS 9, Illustrative Examples accompanying HKFRS 16, and HKAS 41. Details of the amendments that are expected to be applicable to the Company are as follows:

- HKFRS 9 Financial Instruments: clarifies the fees that an entity includes when assessing whether the terms of a new or modified financial liability are substantially different from the terms of the original financial liability. These fees include only those paid or received between the borrower and the lender, including fees paid or received by either the borrower or lender on the other's behalf. An entity applies the amendment to financial liabilities that are modified or exchanged on or after the beginning of the annual reporting period in which the entity first applies the amendment. The amendment is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2022. Earlier application is permitted. The amendment is not expected to have a significant impact on the Company's financial statements.
- HKFRS 16 Leases: removes the illustration of payments from the lessor relating to leasehold improvements in Illustrative Example 13 accompanying HKFRS 16. This removes potential confusion regarding the treatment of lease incentives when applying HKFRS 16.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

2.4 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

Subsidiaries

A subsidiary is an entity (including a structured entity), directly or indirectly, controlled by the Company. Control is achieved when the Company is exposed, or has rights, to variable returns from its involvement with the investee and has the ability to affect those returns through its power over the investee (i.e., existing rights that give the Company the current ability to direct the relevant activities of the investee).

When the Company has, directly or indirectly, less than a majority of the voting or similar rights of an investee, the Company considers all relevant facts and circumstances in assessing whether it has power over an investee, including:

- (a) the contractual arrangement with the other vote holders of the investee;
- (b) rights arising from other contractual arrangements; and
- (c) the Company's voting rights and potential voting rights.

The results of subsidiaries are included in profit or loss to the extent of dividends received and receivable. The Company's investments in subsidiaries that are not classified as held for sale in accordance with HKFRS 5 Non-current Assets Held for Sale and Discontinued Operations are stated at cost less any impairment losses.

Investments in an associate and joint ventures

An associate is an entity in which the Company has a long term interest of generally not less than 20% of the equity voting rights and over which it is in a position to exercise significant influence. Significant influence is the power to participate in the financial and operating policy decisions of the investee, but is not control or joint control over those policies.

A joint venture is a type of joint arrangement whereby the parties that have joint control of the arrangement have rights to the net assets of the joint venture. Joint control is the contractually agreed sharing of control of an arrangement, which exists only when decisions about the relevant activities require the unanimous consent of the parties sharing control.

If an investment in an associate becomes an investment in a joint venture or vice versa, the retained interest is not remeasured. Instead, the investment continues to be accounted for under the equity method. In all other cases, upon loss of significant influence over the associate or joint control over the joint venture, the Company measures and recognises any retained investment at its fair value. Any difference between the carrying amount of the associate or joint venture upon loss of significant influence or joint control and the fair value of the retained investment and proceeds from disposal is recognised in profit or loss.

The results of an associate and joint ventures are included in profit or loss to the extent of dividends received and receivable. The Company's investments in an associate and a joint venture are treated as non-current assets and are stated at cost less any impairment losses. When an investment in an associate or a joint venture is classified as held for sale, it is accounted for in accordance with HKFRS 5.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

2.4 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

Fair value measurement

Fair value is the price that would be received to sell an asset or paid to transfer a liability in an orderly transaction between market participants at the measurement date. The fair value measurement is based on the presumption that the transaction to sell the asset or transfer the liability takes place either in the principal market for the asset or liability, or in the absence of a principal market, in the most advantageous market for the asset or liability. The principal or the most advantageous market must be accessible by the Company. The fair value of an asset or a liability is measured using the assumptions that market participants would use when pricing the asset or liability, assuming that market participants act in their economic best interest.

A fair value measurement of a non-financial asset takes into account a market participant's ability to generate economic benefits by using the asset in its highest and best use or by selling it to another market participant that would use the asset in its highest and best use.

The Company uses valuation techniques that are appropriate in the circumstances and for which sufficient data are available to measure fair value, maximising the use of relevant observable inputs and minimising the use of unobservable inputs.

All assets and liabilities for which fair value is measured or disclosed in the financial statements are categorised within the fair value hierarchy, described as follows, based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole:

- Level 1 – based on quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities
- Level 2 – based on valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is observable, either directly or indirectly
- Level 3 – based on valuation techniques for which the lowest level input that is significant to the fair value measurement is unobservable

For assets and liabilities that are recognised in the financial statements on a recurring basis, the Company determines whether transfers have occurred between levels in the hierarchy by reassessing categorisation (based on the lowest level input that is significant to the fair value measurement as a whole) at the end of each reporting period.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

2.4 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Impairment of non-financial assets

Where an indication of impairment exists, or when annual impairment testing for an asset is required (other than deferred tax assets, financial assets), the asset's recoverable amount is estimated. An asset's recoverable amount is the higher of the asset's or cash-generating unit's value in use and its fair value less costs of disposal, and is determined for an individual asset, unless the asset does not generate cash inflows that are largely independent of those from other assets or groups of assets, in which case the recoverable amount is determined for the cash-generating unit to which the asset belongs.

An impairment loss is recognised only if the carrying amount of an asset exceeds its recoverable amount. In assessing value in use, the estimated future cash flows are discounted to their present value using a pre-tax discount rate that reflects current market assessments of the time value of money and the risks specific to the asset. An impairment loss is charged to profit or loss in the period in which it arises in those expense categories consistent with the function of the impaired asset.

An assessment is made at the end of each reporting period as to whether there is an indication that previously recognised impairment losses may no longer exist or may have decreased. If such an indication exists, the recoverable amount is estimated. A previously recognised impairment loss of an asset other than goodwill is reversed only if there has been a change in the estimates used to determine the recoverable amount of that asset, but not to an amount higher than the carrying amount that would have been determined (net of any depreciation/amortisation) had no impairment loss been recognised for the asset in prior years. A reversal of such an impairment loss is credited to profit or loss in the period in which it arises.

Related parties

A party is considered to be related to the Company if:

- (a) the party is a person or a close member of that person's family and that person
 - (i) has control or joint control over the Company;
 - (ii) has significant influence over the Company; or
 - (iii) is a member of the key management personnel of the Company or of a parent of the Company;
- or
- (b) the party is an entity where any of the following conditions applies:
 - (i) the entity and the Company are members of the same group;
 - (ii) one entity is an associate or joint venture of the other entity (or of a parent, subsidiary or fellow subsidiary of the other entity);
 - (iii) the entity and the Company are joint ventures of the same third party;
 - (iv) one entity is a joint venture of a third entity and the other entity is an associate of the third entity;
 - (v) the entity is a post-employment benefit plan for the benefit of employees of either the Company or an entity related to the Company;
 - (vi) the entity is controlled or jointly controlled by a person identified in (a);
 - (vii) a person identified in (a)(i) has significant influence over the entity or is a member of the key management personnel of the entity (or of a parent of the entity); and
 - (viii) the entity, or any member of a group of which it is a part, provides key management personnel services to the Company or to the parent of the Company.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

2.4 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Intangible assets

Costs related to the development of internally developed software are capitalized as intangible assets with finite useful lives. Software intangible assets are amortized on a straight-line basis over their estimated useful lives of three to 10 years after they have been put into operation. Finite life intangible assets are assessed for indicators of impairment at each reporting period.

Plant and equipment and depreciation

Plant and equipment are stated at cost less accumulated depreciation and any impairment losses. When an item of plant and equipment is classified as held for sale or when it is part of a disposal group classified as held for sale, it is not depreciated and is accounted for in accordance with HKFRS 5. The cost of an item of plant and equipment comprises its purchase price and any directly attributable costs of bringing the asset to its working condition and location for its intended use.

Expenditure incurred after items of plant and equipment have been put into operation, such as repairs and maintenance, is normally charged to profit or loss in the period in which it is incurred. In situations where the recognition criteria are satisfied, the expenditure for a major inspection is capitalised in the carrying amount of the asset as a replacement. Where significant parts of plant and equipment are required to be replaced at intervals, the Company recognises such parts as individual assets with specific useful lives and depreciates them accordingly.

Depreciation is calculated on the straight-line basis to write off the cost of each item of plant and equipment to its residual value over its estimated useful life. The principal annual rates used for this purpose are as follows:

Furniture and equipment	16% to 33⅓%
Motor vehicles	20% to 33⅓%

Where parts of an item of plant and equipment have different useful lives, the cost of that item is allocated on a reasonable basis among the parts and each part is depreciated separately. Residual values, useful lives and the depreciation method are reviewed, and adjusted if appropriate, at least at each financial year end.

An item of plant and equipment and any significant part initially recognised is derecognised upon disposal or when no future economic benefits are expected from its use or disposal. Any gain or loss on disposal or retirement recognised in profit or loss in the year the asset is derecognised is the difference between the net sales proceeds and the carrying amount of the relevant asset.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

2.4 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Leases

The Company assesses at contract inception whether a contract is, or contains, a lease. A contract is, or contains, a lease if the contract conveys the right to control the use of an identified asset for a period of time in exchange for consideration.

Company as a lessee

The Company applies a single recognition and measurement approach for all leases, except for short-term leases and leases of low-value assets. The Company recognises lease liabilities to make lease payments and right-of-use assets representing the right to use the underlying assets.

(a) Right-of-use assets

Right-of-use assets are recognised at the commencement date of the lease (that is the date the underlying asset is available for use). Right-of-use assets are measured at cost, less any accumulated depreciation and any impairment losses, and adjusted for any remeasurement of lease liabilities. The cost of right-of-use assets includes the amount of lease liabilities recognised, initial direct costs incurred, and lease payments made at or before the commencement date less any lease incentives received.

(b) Lease liabilities

Lease liabilities are recognised at the commencement date of the lease at the present value of lease payments to be made over the lease term. The lease payments include fixed payments (including in-substance fixed payments) less any lease incentives receivable, variable lease payments that depend on an index or a rate, and amounts expected to be paid under residual value guarantees. The lease payments also include the exercise price of a purchase option reasonably certain to be exercised by the Company and payments of penalties for termination of a lease, if the lease term reflects the Company exercising the option to terminate. The variable lease payments that do not depend on an index or a rate are recognised as an expense in the period in which the event or condition that triggers the payment occurs.

In calculating the present value of lease payments, the Company uses its incremental borrowing rate at the lease commencement date because the interest rate implicit in the lease is not readily determinable. After the commencement date, the amount of lease liabilities is increased to reflect the accretion of interest and reduced for the lease payments made. In addition, the carrying amount of lease liabilities is remeasured if there is a modification, a change in the lease term, a change in lease payments (e.g., a change to future lease payments resulting from a change in an index or rate) or a change in assessment of an option to purchase the underlying asset.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

2.4 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Leases (continued)

Leases where substantially all the rewards and risks of ownership of assets remain with the lessor are accounted for as operating leases. Where the Company is the lessee, rentals payable under the operating leases net of any incentives received from the lessor are charged to profit or loss on the straight-line basis over the lease terms.

Investments and other financial assetsInitial recognition and measurement

Financial assets are classified, at initial recognition, as subsequently measured at amortised cost, fair value through other comprehensive income, and fair value through profit or loss.

The classification of financial assets at initial recognition depends on the financial asset's contractual cash flow characteristics and the Company's business model for managing them. With the exception of trade receivables that do not contain a significant financing component or for which the Company has applied the practical expedient of not adjusting the effect of a significant financing component, the Company initially measures a financial asset at its fair value, plus in the case of a financial asset not at fair value through profit or loss, transaction costs. Trade receivables that do not contain a significant financing component or for which the Company has applied the practical expedient are measured at the transaction price determined under HKFRS 15 in accordance with the policies set out for "Revenue recognition" below.

In order for a financial asset to be classified and measured at amortised cost or fair value through other comprehensive income, it needs to give rise to cash flows that are solely payments of principal and interest ("SPPI") on the principal amount outstanding. Financial assets with cash flows that are not SPPI are classified and measured at fair value through profit or loss, irrespective of the business model.

The Company's business model for managing financial assets refers to how it manages its financial assets in order to generate cash flows. The business model determines whether cash flows will result from collecting contractual cash flows, selling the financial assets, or both. Financial assets classified and measured at amortised cost are held within a business model with the objective to hold financial assets in order to collect contractual cash flows, while financial assets classified and measured at fair value through other comprehensive income are held within a business model with the objective of both holding to collect contractual cash flows and selling. Financial assets which are not held within the aforementioned business models are classified and measured at fair value through profit or loss.

All regular way purchases and sales of financial assets are recognised on the trade date, that is, the date that the Company commits to purchase or sell the asset. Regular way purchases or sales are purchases or sales of financial assets that require delivery of assets within the period generally established by regulation or convention in the marketplace.

Subsequent measurement

The subsequent measurement of financial assets depends on their classification as follows:

Financial assets at amortised cost (debt instruments)

Financial assets at amortised cost are subsequently measured using the effective interest method and are subject to impairment. Gains and losses are recognised in the statement of profit or loss when the asset is derecognised, modified or impaired.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

2.4 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Investments and other financial assets (continued)*Financial assets at fair value through other comprehensive income (debt instruments)*

For debt investments at fair value through other comprehensive income, interest income, foreign exchange revaluation and impairment losses or reversals are recognised in the statement of profit or loss and computed in the same manner as for financial assets measured at amortised cost. The remaining fair value changes are recognised in other comprehensive income. Upon derecognition, the cumulative fair value change recognised in other comprehensive income is recycled to the statement of profit or loss.

Financial assets designated at fair value through other comprehensive income (equity investments)

Upon initial recognition, the Company can elect to classify irrevocably its equity investments as equity investments designated at fair value through other comprehensive income when they meet the definition of equity under HKAS 32 *Financial Instruments: Presentation* and are not held for trading. The classification is determined on an instrument-by-instrument basis.

Gains and losses on these financial assets are never recycled to the statement of profit or loss. Dividends are recognised as other income in the statement of profit or loss when the right of payment has been established, it is probable that the economic benefits associated with the dividend will flow to the Company and the amount of the dividend can be measured reliably, except when the Company benefits from such proceeds as a recovery of part of the cost of the financial asset, in which case, such gains are recorded in other comprehensive income. Equity investments designated at fair value through other comprehensive income are not subject to impairment assessment.

Financial assets at fair value through profit or loss

Financial assets at fair value through profit or loss are carried in the statement of financial position at fair value with net changes in fair value recognised in the statement of profit or loss.

This category includes derivative instruments and equity investments which the Company had not irrevocably elected to classify at fair value through other comprehensive income. Dividends on equity investments classified as financial assets at fair value profit or loss are also recognised as other income in the statement of profit or loss when the right of payment has been established, it is probable that the economic benefits associated with the dividend will flow to the Company and the amount of the dividend can be measured reliably.

A derivative embedded in a hybrid contract, with a financial liability or non-financial host, is separated from the host and accounted for as a separate derivative if the economic characteristics and risks are not closely related to the host; a separate instrument with the same terms as the embedded derivative would meet the definition of a derivative; and the hybrid contract is not measured at fair value through profit or loss. Embedded derivatives are measured at fair value with changes in fair value recognised in the statement of profit or loss. Reassessment only occurs if there is either a change in the terms of the contract that significantly modifies the cash flows that would otherwise be required or a reclassification of a financial asset out of the fair value through profit or loss category.

A derivative embedded within a hybrid contract containing a financial asset host is not accounted for separately. The financial asset host together with the embedded derivative is required to be classified in its entirety as a financial asset at fair value through profit or loss.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

2.4 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Impairment of financial assets

The Company recognises an allowance for Expected Credit Losses ("ECLs") for all debt instruments not held at fair value through profit or loss. ECLs are based on the difference between the contractual cash flows due in accordance with the contract and all the cash flows that the Company expects to receive, discounted at an approximation of the original effective interest rate. The expected cash flows will include cash flows from the sale of collateral held or other credit enhancements that are integral to the contractual terms.

General approach

ECLs are recognised in two stages. For credit exposures for which there has not been a significant increase in credit risk since initial recognition, ECLs are provided for credit losses that result from default events that are possible within the next 12 months (a 12-month ECL). For those credit exposures for which there has been a significant increase in credit risk since initial recognition, a loss allowance is required for credit losses expected over the remaining life of the exposure, irrespective of the timing of the default (a lifetime ECL).

At each reporting date, the Company assesses whether the credit risk on a financial instrument has increased significantly since initial recognition. When making the assessment, the Company compares the risk of a default occurring on the financial instrument as at the reporting date with the risk of a default occurring on the financial instrument as at the date of initial recognition and considers reasonable and supportable information that is available without undue cost or effort, including historical and forward-looking information.

Simplified approach

For account receivables and contract assets that do not contain a significant financing component or when the Company applies the practical expedient of not adjusting the effect of a significant financing component, the Company applies the simplified approach in calculating ECLs. Under the simplified approach, the Company does not track changes in credit risk, but instead recognises a loss allowance based on lifetime ECLs at each reporting date. The Company has established a provision matrix that is based on its historical credit loss experience, adjusted for forward-looking factors specific to the debtors and the economic environment.

For trade receivables and contract assets that contain a significant financing component and lease receivables, the Company chooses as its accounting policy to adopt the simplified approach in calculating ECLs with policies as described above.

Derecognition of financial assets

A financial asset (or, where applicable, a part of a financial asset or part of a group of similar financial assets) is primarily derecognised (i.e., removed from the Company's statement of financial position) when:

- the rights to receive cash flows from the asset have expired; or
- the Company has transferred its rights to receive cash flows from the asset or has assumed an obligation to pay the received cash flows in full without material delay to a third party under a "pass-through" arrangement; and either (a) the Company has transferred substantially all the risks and rewards of the asset, or (b) the Company has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset, but has transferred control of the asset.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

2.4 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Derecognition of financial assets (continued)

When the Company has transferred its rights to receive cash flows from an asset or has entered into a pass-through arrangement, it evaluates if and to what extent it has retained the risk and rewards of ownership of the asset. When it has neither transferred nor retained substantially all the risks and rewards of the asset nor transferred control of the asset, the Company continues to recognize the transferred asset to the extent of the Company's continuing involvement. In that case, the Company also recognises an associated liability. The transferred asset and the associated liability are measured on a basis that reflects the rights and obligations that the Company has retained.

Continuing involvement that takes the form of a guarantee over the transferred asset is measured at the lower of the original carrying amount of the asset and the maximum amount of consideration that the Company could be required to repay.

Financial liabilities at amortised cost

Financial liabilities including accrued liabilities and amounts due to group companies, which are classified as loans and borrowings, are initially stated at fair value plus directly attributable transaction costs and are subsequently measured at amortised cost, using the effective interest method unless the effect of discounting would be immaterial, in which case they are stated at cost.

Gains and losses are recognised in profit or loss when the liabilities are derecognised as well as through the amortisation process.

Derecognition of financial liabilities

A financial liability is derecognised when the obligation under the liability is discharged or cancelled, or expires. When an existing financial liability is replaced by another from the same lender on substantially different terms, or the terms of an existing liability are substantially modified, such an exchange or modification is treated as a derecognition of the original liability and the recognition of a new liability, and the difference between the respective carrying amounts is recognised in profit or loss.

Offsetting of financial instruments

Financial assets and financial liabilities are offset and the net amount is reported in the statement of financial position if there is a currently enforceable legal right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or to realise the assets and settle the liabilities simultaneously.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

2.4 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Client bank balances

The Company maintains trust and segregated accounts with authorised financial institutions to hold clients' deposits arising from normal business transactions. The Company has classified the clients' monies as client trust bank balances under current assets in the statement of financial position as the Company is allowed to retain some or all of the interest income on the clients' monies and recognised corresponding accounts payable to the respective customers in current liabilities on grounds that it is liable for any loss or misappropriation of clients' monies. The Company is not allowed to use the clients' monies to settle its own obligation.

Cash and cash equivalents

For the purpose of the statement of cash flows, cash and cash equivalents comprise cash on hand and demand deposits, and short term highly liquid investments that are readily convertible into known amounts of cash, are subject to an insignificant risk of changes in value, and have a short maturity of generally within three months when acquired, less bank overdrafts which are repayable on demand and form an integral part of the Company's cash management.

For the purpose of the statement of financial position, cash and cash equivalents comprise cash on hand and at banks, including term deposits, which are not restricted as to use.

Income tax

Income tax comprises current and deferred tax. Income tax relating to items recognised outside profit or loss is recognised outside profit or loss, either in other comprehensive income or directly in equity.

Current tax assets and liabilities are measured at the amount expected to be recovered from or paid to the taxation authorities, based on tax rates (and tax laws) that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period, taking into consideration interpretation and practices prevailing in the countries in which the Company operates.

Deferred tax is provided, using the liability method, on all temporary differences at the end of the reporting period between the tax bases of assets and liabilities and their carrying amounts for financial reporting purposes.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

2.4 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Income tax (continued)

Deferred tax liabilities are recognised for all taxable temporary differences, except:

- when the deferred tax liability arises from the initial recognition of goodwill or an asset or liability in a transaction that is not a business combination and, at the time of the transaction, affects neither the accounting profit nor taxable profit or loss; and
- in respect of taxable temporary differences associated with investments in subsidiaries, associates and joint ventures, when the timing of the reversal of the temporary differences can be controlled and it is probable that the temporary differences will not reverse in the foreseeable future.

Deferred tax assets are recognised for all deductible temporary differences, and the carryforward of unused tax credits and any unused tax losses. Deferred tax assets are recognised to the extent that it is probable that taxable profit will be available against which the deductible temporary differences, the carryforward of unused tax credits and unused tax losses can be utilised, except:

- when the deferred tax asset relating to the deductible temporary differences arises from the initial recognition of an asset or liability in a transaction that is not a business combination and, at the time of the transaction, affects neither the accounting profit nor taxable profit or loss; and
- in respect of deductible temporary differences associated with investments in subsidiaries, associates and joint ventures, deferred tax assets are only recognised to the extent that it is probable that the temporary differences will reverse in the foreseeable future and taxable profit will be available against which the temporary differences can be utilised.

The carrying amount of deferred tax assets is reviewed at the end of each reporting period and reduced to the extent that it is no longer probable that sufficient taxable profit will be available to allow all or part of the deferred tax asset to be utilised. Unrecognised deferred tax assets are reassessed at the end of each reporting period and are recognised to the extent that it has become probable that sufficient taxable profit will be available to allow all or part of the deferred tax asset to be recovered.

Deferred tax liabilities are measured at the tax rates that are expected to apply to the period when the asset is realised or the liability is settled, based on tax rates (and tax laws) that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period.

Deferred tax assets and deferred tax liabilities are offset if a legally enforceable right exists to set off current tax assets against current tax liabilities and the deferred taxes relate to the same taxable entity and the same taxation authority.

Revenue recognitionRevenue from contracts with customers

Revenue from contracts with customers is recognised when control of goods or services is transferred to the customers at an amount that reflects the consideration to which the Company expects to be entitled in exchange for those goods or services. Revenue are recognised on the following bases:

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

2.4 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Revenue recognition

- (a) investment advisory fees are recognised over time because the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company;
- (b) additional performance fees on investment advisory services are recognised upon the achievement of specified performance targets;
- (c) commission on redemption of investment funds, as revenue at the point of time that the relevant contract notes are executed;
- (d) interest income, on an accrual basis using the effective interest method by applying the rate that discounts the estimated future cash receipt through the expected life of the financial instrument to the net carrying amount of the financial asset; and
- (e) dividend income, when the shareholders' right to receive payment has been established.

Share-based payment transactions

The Manulife Financial Corporation, the Company's ultimate holding company, operates share option schemes for the purpose of providing incentives and rewards to eligible participants who contribute to the success of the Manulife Financial Corporation group's operations. Employees (including directors) of the Company receive remuneration in the form of share-based payment, whereby employees render services as consideration for equity instruments ("equity-settled transactions").

The cost of equity-settled transactions with employees for grants after 7 November 2002 is measured by reference to the fair value at the date at which they are granted. The fair value is determined using the Black-Scholes option pricing model, further details of which are given in note 23 to the financial statements. The cost of equity-settled transactions is recognised in employee benefit expense, together with a corresponding increase in equity, over the period in which the performance and/or service conditions are fulfilled.

The cumulative expense recognised for equity-settled transactions at the end of each reporting period until the vesting date reflects the extent to which the vesting period has expired and the Company's best estimate of the number of equity instruments that will ultimately vest. The charge or credit to profit or loss for a period represents the movement in the cumulative expense recognised as at the beginning and end of that period.

Service and non-market performance conditions are not taken into account when determining the grant date fair value of awards, but the likelihood of the conditions being met is assessed as part of the Company's best estimate of the number of equity instruments that will ultimately vest. Market performance conditions are reflected within the grant date fair value. Any other conditions attached to an award, but without an associated service requirement, are considered to be non-vesting conditions. Non-vesting conditions are reflected in the fair value of an award and lead to an immediate expensing of an award unless there are also service and/or performance conditions.

For awards that do not ultimately vest because non-market performance and/or service conditions have not been met, no expense is recognised. Where awards include a market or non-vesting condition, the transactions are treated as vesting irrespective of whether the market or non-vesting condition is satisfied, provided that all other performance and/or service conditions are satisfied.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

2.4 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Share-based payment transactions (continued)

Where the terms of an equity-settled award are modified, as a minimum an expense is recognised as if the terms had not been modified, if the original terms of the award are met. In addition, an expense is recognised for any modification that increases the total fair value of the share-based payment, or is otherwise beneficial to the employee as measured at the date of modification.

Where an equity-settled award is cancelled, it is treated as if it had vested on the date of cancellation, and any expense not yet recognised for the award is recognised immediately. This includes any award where non-vesting conditions within the control of either the Company or the employee are not met.

However, if a new award is substituted for the cancelled award, and designated as a replacement award on the date that it is granted, the cancelled and new awards are treated as if they were a modification of the original award, as described in the previous paragraph.

The cost of cash-settled transactions is measured initially at fair value, taking into account the terms and conditions upon which the instruments were granted. The fair value is expensed over the period until vesting with recognition of a corresponding liability. The liability is measured at the end of each report period up to and including the settlement date, with changes in fair value recognised in profit or loss.

The Company has adopted the transitional provisions of HKFRS 2 in respect of equity-settled awards and has applied HKFRS 2 only to equity-settled awards granted after 7 November 2002 that had not vested by 1 January 2005 and to those granted on or after 1 January 2005.

Other employee benefits*Paid leave carried forward*

The Company provides paid annual leave to its employees under their employment contracts on a calendar year basis. Under certain circumstances, such leave which remains untaken as at the end of the reporting period is permitted to be carried forward for one year and utilised by the respective employees in the following year. An accrual is made at the end of the reporting period for the expected future cost of such paid leave earned during the year by the employees and carried forward.

Pension schemes

The Company operates a defined contribution Mandatory Provident Fund retirement benefits scheme (the "MPF Scheme") under the Mandatory Provident Fund Schemes Ordinance, for those employees who are eligible to participate in the Scheme. Contributions are made based on a percentage of the employees' basic salaries and are charged to profit or loss as they become payable in accordance with the rules of the MPF Scheme. The assets of the MPF Scheme are held separately from those of the Company in an independently administered fund. The Company's employer contributions vest fully with the employees when contributed into the MPF Scheme, except for the Company's employer voluntary contributions, which are refunded to the Company when the employee leaves employment prior to the contributions vesting fully, in accordance with the rules of the MPF Scheme.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

2.4 SUMMARY OF SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

Dividends

Final dividends are recognised as a liability when they are approved by the shareholders in general meeting.

Interim dividends are simultaneously proposed and declared, because the Company's memorandum and articles of association grant the directors the authority to declare interim dividends. Consequently, interim dividends are recognised immediately as a liability when they are proposed and declared by the directors.

Foreign currencies

These financial statements are presented in Hong Kong dollars, which is the Company's functional currency.

Foreign currency transactions are initially recorded using the functional currency rates prevailing at the dates of the transactions. Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated at the functional currency rates of exchange ruling at the end of the reporting period. Differences arising on settlement or translation of monetary items are recognised in profit or loss.

Non-monetary items that are measured in terms of historical cost in a foreign currency are translated using the exchange rates at the dates of the initial transactions. Non-monetary items measured at fair value in a foreign currency are translated using the exchange rates at the date when the fair value was measured. The gain or loss arising in translation of a non-monetary item measured at fair value is treated in line with the recognition of the gain or loss on change in fair value of the item.

3. SIGNIFICANT ACCOUNTING ESTIMATES

The preparation of the Company's financial statements requires management to make adjustments, estimates and assumptions that affect the reported amount of revenues, expenses, assets and liabilities, and their accompanying disclosures, and the disclosure of contingent liabilities. Uncertainty about these assumption and estimates could result in outcomes that could require material adjustment to the carrying amounts of the assets and liabilities affected in the future.

Judgements

In the process of applying the Company's accounting policies, management has made the following judgements, apart from those involving estimations, which have the most significant effect on the amounts recognised in the financial statements:

Revenue from contracts with customers

The Company concluded that revenue for investment advisory services is to be recognised over time because the customer simultaneously receives and consumes the benefits provided by the Company.

Estimation uncertainty

The key assumptions concerning the future and other key sources of estimation uncertainty at the end of the reporting period, that have a significant risk of causing a material adjustment to the carrying amounts of assets and liabilities within the next financial year, are described below.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

3. SIGNIFICANT ACCOUNTING ESTIMATES (continued)

Estimation uncertainty (continued)*Impairment of non-financial assets (other than goodwill)*

The Company assesses whether there are any indicators of impairment for all non-financial assets at the end of each reporting period. Other non-financial assets are tested for impairment when there are indicators that the carrying amounts may not be recoverable. An impairment exists when the carrying value of an asset or a cash-generating unit exceeds its recoverable amount, which is the higher of its fair value less costs of disposal and its value in use. The calculation of the fair value less costs of disposal is based on available data from binding sales transactions in an arm's length transaction of similar assets or observable market prices less incremental costs for disposing of the asset. When value in use calculations are undertaken, management must estimate the expected future cash flows from the asset or cash-generating unit and choose a suitable discount rate in order to calculate the present value of those cash flows.

Deferred tax assets

Deferred tax assets are recognised for all unused tax losses to the extent that it is probable that taxable profit will be available against which the losses can be utilised. Significant management judgement is required to determine the amount of deferred tax assets that can be recognised, based upon the likely timing and level of future taxable profits together with future tax planning strategies.

Leases – Estimating the incremental borrowing rate

The Company cannot readily determine the interest rate implicit in a lease, and therefore, it uses an incremental borrowing rate ("IBR") to measure lease liabilities. The IBR is the rate of interest that the Company would have to pay to borrow over a similar term, and with a similar security, the funds necessary to obtain an asset of a similar value to the right-of-use asset in a similar economic environment. The IBR therefore reflects what the Company "would have to pay", which requires estimation when no observable rates are available (such as for subsidiaries that do not enter into financing transactions) or when it needs to be adjusted to reflect the terms and conditions of the lease (for example, when leases are not in the subsidiary's functional currency). The Company estimates the IBR using observable inputs (such as market interest rates) when available and is required to make certain entity-specific estimates (such as the subsidiary's stand-alone credit rating).

Assessment of investment funds as structured entities

The Company has assessed whether the funds, for which the Company provides asset management services, are structured entities.

The Company considered the voting rights and other similar rights afforded to other parties in these funds (investors, independent board of directors, or trustees), including the rights to remove the Company as fund manager, liquidate the funds, or redeem holdings in the funds (if such rights are equivalent to liquidating the funds) and has concluded as to whether these rights are the dominant factor in deciding who controls the funds. The Company has judged that managed funds are structured entities unless substantive removal or liquidation rights (including redemption rights akin to liquidation) exist.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

4. REVENUE AND OTHER INCOME

Revenue represents the interest income from authorised institutions and investment advisory fees. An analysis of revenue, other income and gains is as follows:

	2020 HK\$	2019 HK\$
Revenue from contracts with customers		
Interest income from authorised institutions	412,576	1,671,435
Investment advisory fees	1,023,728,547	1,074,938,070
Less: Investment fee expenses and rebates	(385,618,504)	(429,851,230)
	<u>638,522,619</u>	<u>646,758,275</u>
Other income		
Dividend income from a joint venture	5,915,342	6,556,709
Expense recharge to intercompany	85,735,877	86,624,622
Gain on financial investments at fair value through profit or loss	18,118,595	7,533,150
Foreign exchange loss, net	(3,567,592)	(1,283,050)
	<u>106,202,222</u>	<u>99,431,431</u>
	<u>744,724,841</u>	<u>746,189,706</u>

Expense recharge to intercompany was reclassified from service fees to other income for better presenting the essence of the arrangement and conformed to the current year's presentation.

5. LOSS BEFORE TAX

The Company's operating expense include:

	2020 HK\$	2019 HK\$
Employee benefits expenses		
Wages and salaries	539,001,665	506,772,156
Pension scheme contributions	20,635,435	19,185,123
Share-based payments	30,786,910	25,221,315
Service fees (Note 24)	96,891,942	81,280,057
Rental and occupancy expenses (Note 24)	38,700,622	39,266,719
Depreciation charge of right-of-use assets (Note 21)	11,998,335	12,640,497
Auditors' remuneration	1,030,741	1,038,253
Interest on lease liabilities (Note 21)	577,644	1,009,141

Service fees were reclassified to expense recharge to intercompany for better presenting the essence of the arrangement and conformed to the current year's presentation.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

6. DIRECTORS' REMUNERATION

Directors' remuneration disclosed pursuant to section 383(1)(a) of the Hong Kong Companies Ordinance and Part 2 of the Companies (Disclosure of Information about Benefits of Directors) Regulations, is as follows:

	2020 HK\$	2019 HK\$
Fees	224,811	225,811
Other emoluments		
Salaries, allowances and benefits in kind	<u>21,961,732</u>	<u>18,168,973</u>
	<u>22,186,543</u>	<u>18,394,784</u>

7. INCOME TAX

No provision for Hong Kong profits tax has been made as the Company did not generate any assessable profits arising in Hong Kong during the year (2019: Nil).

A reconciliation of the tax charge/credit applicable to loss before tax using the statutory rate to the tax expense at the effective tax rate, is as follows:

	2020 HK\$	%	(Restated) 2019 HK\$	%
Loss before tax	<u>(135,141,733)</u>		<u>(57,700,588)</u>	
Tax at the statutory tax rate of 16.5%	(22,298,386)	16.5	(9,520,597)	16.5
Income not subject to tax	(1,044,022)	0.8	(1,357,618)	2.3
Expenses not deductible for tax	1,828,761	(1.4)	1,618,157	(2.8)
Tax losses not recognised	<u>21,513,647</u>	(15.9)	<u>9,260,058</u>	(16.0)
Tax charge at effective rate	<u>-</u>	-	<u>-</u>	-

8. INTANGIBLE ASSETS

	2020 HK\$	2019 HK\$
Software		
At 1 January	-	-
Additions	3,319,917	-
Accumulated amortisation	<u>-</u>	<u>-</u>
Net carrying amount at 31 December	<u>3,319,917</u>	<u>-</u>

The Company's software intangible assets have not been put into operation as at 31 December 2020.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

9. PLANT AND EQUIPMENT

	Furniture and equipment HK\$	Motor vehicles HK\$	Total HK\$
At 1 January and 31 December 2020			
Cost	7,720,276	951,626	8,671,902
Accumulated depreciation	(7,720,276)	(951,626)	(8,671,902)
Net carrying amount	-	-	-
At 1 January and 31 December 2019			
Cost	7,720,276	951,626	8,671,902
Accumulated depreciation	(7,720,276)	(951,626)	(8,671,902)
Net carrying amount	-	-	-

10. FINANCIAL INVESTMENTS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	2020 HK\$	2019 HK\$
School debentures, at fair value	825,000	825,000
Club debentures, at fair value	560,000	560,000
Mutual funds, at fair value	88,140,384	84,484,947
	<u>89,525,384</u>	<u>85,869,947</u>

11. INVESTMENT IN SUBSIDIARIES

	2020 HK\$	2019 HK\$
Unlisted shares, at cost	<u>366,240,358</u>	<u>316,569,569</u>

The amount due from subsidiaries included in the Company's current assets of HK\$213,234 (2019: HK\$2,835,873) is unsecured, interest-free, and is repayable on demand.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

11. INVESTMENT IN SUBSIDIARIES (continued)

Particulars of the Company's subsidiary are as follows:

Name	Place of incorporation	Nominal value of issued share capital	Percentage of ordinary shares directly held by the Company	Principal activities
Manulife Investment Management (Taiwan) Co., Limited	Taiwan	NTD\$11,500,000	100	Engages in raising and management of securities investment trust funds and discretionary investment services
Manulife Investment (Shanghai) Limited Company	China	US\$7,374,989	100	Engages in discretionary investment services
Manulife Investment Management (HK) Nominees Limited	Hong Kong	HK\$100,000	100	Engages in provision of nominee account services

The net loss for the year of Manulife Investment Management (Taiwan) Co., Limited attributable to the Company which was not dealt with in the financial statements of Manulife Investment Management (Taiwan) Co., Limited amounted to HK\$2,485,800 (2019: net loss of HK\$6,779,431). The net accumulated post-acquisition loss as at the end of the reporting period of the subsidiary attributable to the Company amounted to HK\$11,361,055 (2019: HK\$108,875,255) and no dividend or impairment loss were dealt with in the financial statements of the Company.

The net loss for the year of attributable to the Company which was not dealt with in the financial statements of the Manulife Investment (Shanghai) Limited Company amounted to HK\$13,246,285 (2019: HK\$11,822,890). The net accumulated loss as at the end of the reporting period of the subsidiary attributable to the Company amounted to HK\$37,231,172 (2019: HK\$23,984,888) and no dividend or impairment loss were dealt with in the financial statements of the Company.

The net profit for Manulife Investment Management (HK) Nominees Limited was nil for the year. No dividend or impairment loss were dealt with in the financial statements of the Company.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

12. INVESTMENT IN JOINT VENTURES

		2020 HK\$		2019 HK\$			
Unlisted investments, at cost		<u>1,141,135,816</u>		<u>1,123,135,816</u>			
Name	Particulars of issued shares held	Place of registration	Percentage of				Principal activity
			Common equity interest	Convertible preferred equity	Voting power	Profit sharing	
Manulife TEDA Fund Management Co., Ltd.	Registered capital of RMB1 each	China	49	-	49	49	Fund management
Albamen Capital Partners Limited	Registered capital of HK\$1 each	Hong Kong	49	100	49	60	Fund management

The above investment in joint ventures is directly held by the Company.

Manulife TEDA Fund Management Company Limited ("Manulife TEDA") and Albamen Capital Partners Limited ("Albamen"), which are considered material joint ventures of the Company, are accounted for using the cost method under exemption from HKAS 28.

On 17 August 2020, the Company acquired 11,529,400 ordinary shares (49% ordinary shares) and 6,470,600 convertible preferred shares (100% of convertible preferred shares) in Albamen. Albamen, through its wholly-owned licensed subsidiaries in Hong Kong and Mainland China, primarily invests in and manages investments in renewable energy and other infrastructure assets in Mainland China.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

12. INVESTMENT IN JOINT VENTURES (continued)

The following tables illustrate the summarised financial information of Manulife TEDA and Albamen, adjusted for any differences in accounting policies, and reconciled to the carrying amount in the financial statements:

(a) Manulife TEDA Fund Management Company Limited

	2020 HK\$	2019 HK\$
Assets	1,071,288,886	938,468,901
Liabilities	149,836,836	102,027,793
Revenue	329,629,614	272,762,184
Profit and total comprehensive income for the year	45,916,951	33,904,356

(b) Albamen Capital Partners Limited

	2020 HK\$
Assets	29,179,785
Liabilities	5,448,383
Loss for the year	(3,390,928)

13. DEFERRED TAX

The Company has tax losses arising in Hong Kong of HK\$627,834,806 (2019: HK\$480,246,701) that are available indefinitely for offsetting against future taxable profits of the companies in which the losses arose. Deferred tax assets have not been recognised in respect of these losses as the Company has been in a tax loss position for some time and it is not considered probable that taxable profits will be available against which the tax losses can be utilised.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

14. ACCOUNTS RECEIVABLE

	2020 HK\$	2019 HK\$
Investment advisory fee receivables (Note (a))	80,350,081	57,948,204
Amounts receivable from dealing in securities (Note (b))		
- Cash clients	909,672	1,690,000
- Fund houses	2,596,765	920,036
Other fees receivable (Note (a))	12,097,905	5,003,148
	<u>95,954,423</u>	<u>65,561,388</u>

(a) The account receivable represents investment advisory fees receivable from the funds managed by the Company, which are usually settled within 3 months. There is no significant concentration of credit risk. The carrying amounts of the accounts receivable approximate their fair value.

(b) The account receivable from cash clients and fund houses arises from the ordinary course of business of dealing in securities. The amounts are not considered impaired at the end of the reporting period.

There is no loss allowance for impairment of accounts receivable recognised during the year (2019: Nil).

Impairment under HKFRS 9 for the year ended 31 December 2020

An impairment analysis is performed at each reporting date using a provision matrix to measure expected credit losses.

Set out below is the information about the credit risk exposure on the Company's trade receivables using a provision matrix:

	As at December 31 2020			Total
	Current	1 to 3 months	Over 3 months	
Expected credit loss rate	0%	0%	0%	0%
Gross carrying amount (HK\$)	72,153,846	51,654	23,748,923	95,954,423
Expected credit losses (HK\$)	-	-	-	-

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

15. PREPAYMENTS, DEPOSITS AND OTHER RECEIVABLES

	2020 HK\$	2019 HK\$
Deposits	175,400	574,727
Prepayments and other receivables	<u>3,278,758</u>	<u>4,876,707</u>
	<u>3,454,158</u>	<u>5,451,434</u>

None of the above assets are either past due or impaired. The financial assets included in the above balances relate to receivables for which there was no recent history of default. The carrying amounts of these financial assets approximate their fair values.

16. BALANCES WITH RELATED COMPANIES

	2020 HK\$	2019 HK\$
Amounts due from		
- an immediate holding company	16,600,865	-
- a subsidiary	213,234	2,835,873
- fellow subsidiaries	35,803,842	63,068,885
- joint ventures	<u>11,781,296</u>	<u>6,298,953</u>
	<u>64,399,237</u>	<u>72,203,711</u>
Amounts due to		
- intermediate holding companies	60,033,004	27,973,986
- an immediate holding company	-	932,530
- a subsidiary	100,000	100,000
- fellow subsidiaries	<u>45,911,077</u>	<u>32,588,988</u>
	<u>106,044,081</u>	<u>61,595,504</u>

The balances with related parties are unsecured, interest-free and repayable on demand. The carrying amounts of these balances approximate their fair values.

17. CLIENT BANK BALANCES

The Company maintained clients' monies of HK\$111,369,804 (2019: HK\$20,169,157) in segregated accounts with authorised financial institutions through an affiliated nominee company in accordance with the provisions of Hong Kong Securities and Futures (Client Money) Rules. Client monies were not included in the cash and cash equivalents of the Company.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

18. CASH AND CASH EQUIVALENTS

	2020 HK\$	2019 HK\$
Cash and bank balances	<u>313,200,123</u>	<u>219,027,869</u>

Cash at bank beneficially owned by the Company earns interest at floating rates based on daily bank deposits rates. The bank balances are deposited with creditworthy banks with no recent history of default.

19. ACCOUNTS PAYABLE

	2020 HK\$	2019 HK\$
Amounts payable to clients	102,101,286	12,713,297
Amounts payable to fund houses	<u>12,794,035</u>	<u>10,065,897</u>
	<u>114,895,321</u>	<u>22,779,194</u>

Accounts payable to clients and fund houses represents amounts payable arising in the normal course of dealing in securities.

20. ACCRUED LIABILITIES

	2020 HK\$	2019 HK\$
Payables	7,939,521	781,564
Provision of staff costs	199,430,844	184,639,791
Other accruals	<u>47,266,000</u>	<u>44,050,729</u>
	<u>254,636,365</u>	<u>229,472,084</u>

Payables are non-interest bearing and have an average term of three months and other accruals are normally settled within 1 year. The carrying amounts approximate their fair values.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

21. LEASES

(a) Right-of-use assets

The carrying amounts of the Company's right-of-use assets and the movements during the year are as follows:

	Properties leased for own use HK\$
As at 1 January 2019	-
Additions	37,921,489
Depreciation charge (Note 5)	(12,640,497)
As at 31 December 2019 and 1 January 2020	25,280,992
Rental adjustment	(1,284,322)
Depreciation charge (Note 5)	(11,998,335)
As at 31 December 2020	11,998,335

(b) Lease liabilities

The carrying amounts of the Company's lease liabilities and the movements during the year are as follows:

	HK\$
Carrying amount at 1 January 2019	-
New leases	37,921,489
Accretion of interest recognised during the year (Note 5)	1,009,141
Payments	(13,244,160)
Carrying amount at 31 December 2019 and 1 January 2020	25,686,470
Rental adjustment	(1,284,322)
Accretion of interest recognised during the year (Note 5)	577,644
Payments	(12,581,953)
Carrying amount at 31 December 2020	12,397,839
Analysed into:	
Current portion	12,397,839
Non-current portion	-

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

21. LEASES (continued)

(c) The amounts recognised in profit or loss in relation to leases are as follows:

	2020 HK\$	2019 HK\$
Interest on lease liabilities (Note 5)	577,644	1,009,141
Depreciation charge of right-of-use assets (Note 5)	11,998,335	12,640,497
	<u>12,575,979</u>	<u>13,649,638</u>

22. SHARE CAPITAL

	2020 HK\$	2019 HK\$
Issued and fully paid:		
1,571,246,936 (2019: 1,318,498,343 of HK\$1 each) ordinary shares	1,624,693,436	1,371,944,843
301,000,000 (2019: 301,000,000 of HK\$1 each) preferred shares	<u>301,000,000</u>	<u>301,000,000</u>
	<u>1,925,693,436</u>	<u>1,672,944,843</u>

A summary of movements in the Company's ordinary share capital is as follows:

	Number of shares in issue	Share capital HK\$	Share capital and other statutory reserve HK\$
Ordinary shares			
At 1 January 2019	1,245,261,343	1,298,707,843	1,298,707,843
Share issued (Note (a))	<u>73,237,000</u>	<u>73,237,000</u>	<u>73,237,000</u>
At 31 December 2019 and 1 January 2020	1,318,498,343	1,371,944,843	1,371,944,843
Share issued (Note (b))	<u>252,748,593</u>	<u>252,748,593</u>	<u>252,748,593</u>
At 31 December 2020	<u>1,571,246,936</u>	<u>1,624,693,436</u>	<u>1,624,693,436</u>

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

22. SHARE CAPITAL (continued)

Notes:

- (a) Pursuant to an ordinary resolution passed on 7 March 2019, 46,800,000 ordinary shares were issued to the existing shareholder of the Company on 29 April 2019, which resulted in increase in share capital of HK\$46,800,000. The purpose of the issue was to fund ongoing working capital of the Company.

Pursuant to ordinary resolutions passed on 7 March 2019, 15,660,000 and 10,777,000 ordinary shares were issued to the existing shareholder of the Company on 26 August 2019 and 22 November 2019, which resulted in increase in share capital of HK\$15,660,000 and HK\$10,777,000 respectively. The purpose of the issues was to fund capital injection to a subsidiary.

- (b) Pursuant to an ordinary resolution passed on 16 April 2020, 77,524,800 ordinary shares were issued to the existing shareholder of the Company on 21 April 2020, which resulted in increase in share capital of HK\$77,524,800. The purpose of the issue was to fund ongoing working capital of the Company.

Pursuant to an ordinary resolution passed on 27 July 2020, 26,356,793 ordinary shares were issued to the existing shareholder of the Company on 7 August 2020, which resulted in increase in share capital of HK\$26,356,793. The purpose of the issue was primarily to fund the investment in Albamen.

Pursuant to an ordinary resolution passed on 17 November 2020, 48,063,000 ordinary shares were issued to the existing shareholder of the Company on 17 November 2020, which resulted in increase in share capital of HK\$48,063,000. The purpose of the issues were to fund capital injection to a subsidiary.

Pursuant to an ordinary resolution passed on 17 December 2020, 100,804,000 ordinary shares were issued to the existing shareholder of the Company on 17 December 2020, which resulted in increase in share capital of HK\$100,804,000. The purpose of the issue was to fund ongoing working capital of the Company.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

23. EXECUTIVE STOCK OPTION PLAN, RESTRICTED SHARE UNIT PLAN AND PERFORMANCE SHARE UNIT PLAN OF ULTIMATE HOLDING COMPANY

Under the Executive Stock Option Plan ("ESOP") of the ultimate holding company, stock options are periodically granted to the employees (including directors) of the Company for their service granted to the Company. Options provide the holder with the right to purchase common shares at an exercise price equal to the closing market price of the ultimate holding company's common shares on the Exchange on the business day immediately preceding the date the options were granted. The options vest over a period of not exceeding four years and expire not more than 10 years from the grant date. A total of 73.6 million common shares have been reserved for issue under the ESOP for the Company's employees.

In addition to ESOP, the ultimate holding company of the Company also granted restricted share units ("RSU") and performance share units ("PSU") to the employee (including directors) of the Company for their service rendered to the Company. RSUs and PSUs entitle a participant to receive a payment equal to the market value of the same number of common shares of the Company's ultimate holding company at the time the RSUs and PSUs vest and are paid out within three years from issuance. Participants' accounts are credited with dividends declared on common shares. No common shares of the Company's ultimate holding company will be issued in connection with RSUs and PSUs.

The following share options were outstanding under the Scheme during the year:

	2020		2019	
	Weighted average exercise price CAD	Number of options	Weighted average exercise price CAD	Number of options
At 1 January	20.12	220,349	20.29	254,629
Granted during the year	24.38	99,088	22.60	44,830
Exercised during the year	16.62	(9,405)	17.57	(52,497)
Cancelled/expired during the year	-	-	19.48	(26,613)
At 31 December	21.51	<u>310,032</u>	20.12	<u>220,349</u>

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

23. EXECUTIVE STOCK OPTION PLAN, RESTRICTED SHARE UNIT PLAN AND PERFORMANCE SHARE UNIT PLAN OF ULTIMATE HOLDING COMPANY (continued)

The exercise prices and exercise periods of the share options outstanding as at the end of the reporting period are as follows:

2020		
Exercise Period	Exercise Prices*	Number of options
	CAD	
March 3, 2021 to March 3, 2032	24.38	99,088
March 5, 2020 to March 5, 2031	22.60	44,830
February 27, 2019 to February 27, 2030	24.73	19,037
February 28, 2018 to February 28, 2029	24.61	17,690
February 23, 2017 to February 23, 2026	17.59	50,720
February 24, 2016 to February 24, 2025	22.02	30,896
February 25, 2015 to February 25, 2024	21.20	13,726
February 19, 2014 to February 19, 2023	15.52	13,926
February 21, 2013 to February 21, 2022	12.64	20,119
		<u>310,032</u>
2019		
Exercise Period	Exercise Prices*	Number of options
	CAD	
March 5, 2020 to March 5, 2031	22.60	44,830
February 27, 2019 to February 27, 2030	24.73	19,037
February 28, 2018 to February 28, 2029	24.61	17,690
February 23, 2017 to February 23, 2026	17.59	50,720
February 24, 2016 to February 24, 2025	22.02	30,896
February 25, 2015 to February 25, 2024	21.20	13,726
February 19, 2014 to February 19, 2023	15.52	13,926
February 21, 2013 to February 21, 2022	12.64	20,119
February 22, 2012 to February 22, 2021	18.91	3,437
February 23, 2011 to February 23, 2020	19.48	5,968
		<u>220,349</u>

* The exercise price of the share options is subject to adjustment in case of rights or bonus issues, or other similar changes in the share capital of the ultimate holding company.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

23. EXECUTIVE STOCK OPTION PLAN, RESTRICTED SHARE UNIT PLAN AND PERFORMANCE SHARE UNIT PLAN OF ULTIMATE HOLDING COMPANY (continued)

The Company recognised a share option expense of HK\$1,280,458 (2019: HK\$642,637) during the year ended 31 December 2020.

The fair value of the RSUs and PSUs granted during the year was HK\$4,413,287 (2019: HK\$5,640,052) in respect of which the Company recognised RSUs and PSUs expenses of HK\$29,506,452 (2019: HK\$24,578,678) during the year ended 31 December 2020.

As at 31 December 2020, the carrying value of the RSUs and PSUs liabilities amounted to HK\$34,203,920 (2019: HK\$22,517,660).

24. RELATED PARTY TRANSACTIONS

(a) The Company had the following material transactions with related parties during the year:

		2020 HK\$	2019 HK\$
Investment advisory fees received from	Notes		
- the immediate holding company	(i)	-	16,558,128
- a subsidiary		9,398,908	13,380,897
- fellow subsidiaries		302,937,507	459,806,417
Investment fee expenses paid to	(ii)		
- an intermediate holding company		-	39,536,884
- a subsidiary		6,507,371	6,896,585
- a joint venture		144,142	482,947
- fellow subsidiaries		179,965,278	232,798,909
Service fees charged to	(iii)		
- an intermediate holding company		21,294,938	44,684,157
- the immediate holding company		58,173,088	58,705,485
- fellow subsidiaries		27,749,839	27,852,344
Service fees paid to	(iv)		
- an intermediate holding company		121,900	-
- fellow subsidiaries		96,770,042	81,280,057
Rental and occupancy expenses paid to a fellow subsidiary	(v)	21,868,281	24,189,058
Information system charges paid to	(iv)		
- ultimate holding company		514,952	2,371,211
- an intermediate holding company		5,544,583	13,399,917
- fellow subsidiaries		2,174,038	-

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

24. RELATED PARTY TRANSACTIONS (continued)

- (a) The Company had the following material transactions with related parties during the year:
(continued)

Notes:

- (i) The investment advisory fee income is based on terms as agreed with the immediate holding company, subsidiary, and fellow subsidiaries.
- (ii) The investment fee expenses include sub-investment manager fees, trailer fees and agency fees. The sub-investment manager fees are based on terms as agreed with the subsidiary, fellow subsidiaries, joint venture and intermediate holding company. Trailer fees and agency fees represent services provided by a fellow subsidiary to the Company and are based on actual costs incurred by the fellow subsidiary.
- (iii) The service fees represent services provided by the Company to an intermediate holding company, immediate holding company and fellow subsidiaries. The service fees are based on actual costs incurred.
- (iv) The service fees and information system charges paid to fellow subsidiaries, an intermediate holding company and ultimate holding company are based on actual costs incurred.
- (v) Rental and occupancy expenses represent services provided by a fellow subsidiary to the Company. The charges are based on actual costs incurred by the fellow subsidiary.
- (b) Outstanding balances with related parties

The balances with related parties as at 31 December 2020 are unsecured, interest-free, and are repayable on demand. These carrying amounts approximate their fair values.

- (c) Compensation of key management personnel of the Company:

	2020 HK\$	2019 HK\$
Short term employee benefits	<u>22,186,543</u>	<u>18,394,784</u>

Further details of directors' remuneration are included in note 6 to the financial statements.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

25. FINANCIAL INSTRUMENTS BY CATEGORY

The carrying amounts of each of the categories of financial instruments as at the end of the reporting period are as follows:

2020

<u>Financial assets</u>	Financial assets at amortised cost HK\$'000	Financial assets at fair value through profit or loss HK\$'000	Total HK\$'000
Financial investments at fair value through profit or loss	-	89,525	89,525
Accounts receivable	95,954	-	95,954
Financial assets included in prepayments deposits and other receivables	3,454	-	3,454
Due from related parties	64,399	-	64,399
Client bank balances	111,370	-	111,370
Cash and cash equivalents	313,200	-	313,200
	<u>588,377</u>	<u>89,525</u>	<u>677,902</u>
<u>Financial liabilities</u>			Financial liabilities at amortised cost HK\$'000
Accounts payable			114,895
Accrued liabilities			254,636
Due to related parties			<u>92,722</u>
			<u>462,253</u>

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

25. FINANCIAL INSTRUMENTS BY CATEGORY (continued)

The carrying amounts of each of the categories of financial instruments as at the end of the reporting period are as follows: (continued)

2019

<u>Financial assets</u>	Financial assets at amortised cost HK\$'000	Financial assets at fair value through profit or loss HK\$'000	Total HK\$'000
Financial investments at fair value through profit or loss	-	85,870	85,870
Accounts receivable	65,561	-	65,561
Financial assets included in prepayments deposits and other receivables	2,257	-	2,257
Due from related parties	72,204	-	72,204
Client bank balances	20,169	-	20,169
Cash and cash equivalents	219,028	-	219,028
	<u>379,219</u>	<u>85,870</u>	<u>465,089</u>
<u>Financial liabilities</u>		Financial liabilities at amortised cost HK\$'000	
Accounts payable		22,779	
Accrued liabilities		229,472	
Due to related parties		61,596	
		<u>313,847</u>	

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

26. FAIR VALUE AND FAIR VALUE HIERARCHY OF FINANCIAL INSTRUMENTS

The carrying amounts and fair values of the Company's financial instruments, other than those with carrying amounts that reasonably approximate to fair values, are as follows:

	Carrying amounts		Fair values	
	2020	2019	2020	2019
	HK\$'000	HK\$'000	HK\$'000	HK\$'000
Financial assets				
Financial investments at fair value through profit or loss				
Mutual funds	88,140	84,485	88,140	84,485
School debentures	825	825	825	825
Club debentures	560	560	560	560
	<u>89,525</u>	<u>85,870</u>	<u>89,525</u>	<u>85,870</u>

The fair values of cash and cash equivalents, account receivables, financial assets included in prepayments, deposits and other receivables, financial liabilities included in other payables and accruals, amounts due from/to affiliates approximate to their carrying amounts largely due to the short term maturities of these instruments.

The fair values of the financial assets and liabilities are included at the amount at which the instrument could be exchanged in a current transaction between willing parties, other than in a forced or liquidation sale. The following methods and assumptions were used to estimate the fair values:

The fair values of mutual fund and club debentures are based on quoted market prices. The school debentures are carried at amortized cost less impairment losses as there is no active market. The school debentures are interest-free and repayable on demand. At the end of the year, management has conducted an impairment assessment of the school debentures. As there is no history of default in payment from the counterparty, and the counterparty has a healthy financial position, management concluded that the carrying value approximates its fair value.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

26. FAIR VALUE AND FAIR VALUE HIERARCHY OF FINANCIAL INSTRUMENTS (continued)

Fair value hierarchy

The following tables illustrate the fair value measurement hierarchy of the Company's financial instruments:

Assets measured at fair value:

As at 31 December 2020

	Quoted prices in active markets (Level 1) HK\$'000	Fair value measurement using Significant observable inputs (Level 2) HK\$'000	Significant unobservable inputs (Level 3) HK\$'000	Total HK\$'000
Financial assets at fair value through profit or loss:				
Mutual funds	88,140	-	-	88,140
School debentures	-	-	825	825
Club debentures	560	-	-	560
	<u>88,700</u>	<u>-</u>	<u>825</u>	<u>89,525</u>

As at 31 December 2019

	Quoted prices in active markets (Level 1) HK\$'000	Fair value measurement using Significant observable inputs (Level 2) HK\$'000	Significant unobservable inputs (Level 3) HK\$'000	Total HK\$'000
Financial assets at fair value through profit or loss:				
Mutual funds	84,485	-	-	84,485
School debentures	-	-	825	825
Club debentures	560	-	-	560
	<u>85,045</u>	<u>-</u>	<u>825</u>	<u>85,870</u>

The Company did not have any financial liabilities measured at fair value as at 31 December 2020.

During the year, there was no transfer of fair value measurements between Level 1 and Level 2 and no transfers into or out of Level 3 (2019: Nil).

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

27. FINANCIAL RISK MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES

The Company's principal financial instruments comprise cash and short term deposits, available-for-sale investments and amounts due from immediate holding company. The main purposes of these financial instruments are to raise finance for the Company's operations and to earn interest income. The Company has other financial assets such as accounts receivables which arise directly from its operations.

The Company had not entered into any derivative transactions during the year. It is, and has been, throughout the year under review, the Company's policy that no trading in financial instruments shall be undertaken.

The main risks arising from the Company's financial instruments are credit risk and liquidity risk. The board reviews and agrees policies for managing each of these risks (where applicable) and they are summarised below.

Credit risk

The Company trades only with recognised and creditworthy third parties. It is the Company's policy that all customers who wish to trade on credit terms are subject to credit verification procedures. In addition, receivable balances are monitored on an on-going basis and the Company's exposure to bad debts is considered not significant.

The credit risk of the Company's other financial assets, which comprise cash and cash equivalents, arises from default of the counterparty (which refers to licensed banks in case of bank deposits), with a maximum exposure equal to the carrying amount of these instruments. The Company considers that the banks with which it has placed its deposits are generally recognised as highly creditworthy and that the risk of default by these banks is considered remote and minimal. There are no significant concentrations of credit risk for the Company.

Liquidity risk

The Company had a solid financial position and maintains a strong and steady cash inflow from its operating activities. As at 31 December 2020, cash and cash equivalents of the Company amounted to HK\$313 million (2019: HK\$219 million). The current ratio of the Company was 1.21 (2019: 1.17).

Since the Company has abundant cash and cash equivalents to meet its liabilities, the Company has not entered into any bank overdrafts, bank loans, convertible bonds and other interest-bearing loans during the year.

The following table summarises the maturity profile of the Company's financial liabilities based on contractual undiscounted cash flows as the impact of discounting is insignificant. The maturity grouping is based on the remaining period from the end of the reporting period to the contractual maturity date. When a counterparty has a choice of when the amount is paid, the liability is allocated to the earliest period in which the Company can be required to pay.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

27. FINANCIAL RISK MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

Liquidity risk (continued)

The maturity profile of the Company's financial liabilities as at the end of the reporting period, based on the contractual undiscounted payments, was as follows:

	2020				
	On demand	Less than	1 to 5	Over	Total
	HK\$'000	1 year	years	5 years	HK\$'000
		HK\$'000	HK\$'000	HK\$'000	
Accounts payable	114,895	-	-	-	114,895
Accrued liabilities	-	225,365	29,271	-	254,636
Due to related parties	106,044	-	-	-	106,044
Total liabilities	220,939	225,365	29,271	-	475,575

	2019				
	On demand	Less than	1 to 5	Over	Total
	HK\$'000	1 year	years	5 years	HK\$'000
		HK\$'000	HK\$'000	HK\$'000	
Accounts payable	22,779	-	-	-	22,779
Accrued liabilities	-	203,377	26,095	-	229,472
Due to related parties	61,596	-	-	-	61,596
Total liabilities	84,375	203,377	26,095	-	313,847

Foreign currency risk

The Company holds assets and liabilities denominated in currencies other than its functional currency, Hong Kong Dollar ("HKD"), and is therefore exposed to currency risk with respect to these currencies. Given the United States Dollar ("USD") is a linked currency with the Hong Kong dollar, the Management considers that the company is not exposed to material currency risk arising from the United States Dollar ("USD") denominated assets. The Company does not use foreign currency forward exchange contracts or purchase currency options for investment purpose.

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

27. FINANCIAL RISK MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

Foreign currency risk (Continued)

The following table demonstrates the sensitivity at the end of the reporting period to a reasonably possible change in currency rates, with all other variables held constant, of the Company's profit / loss before tax and the Company's equity.

		2020			2019	
	Increase in local currency against HKD	(Increase)/ decrease on loss before tax HK\$'000	Increase/ (decrease) in equity HK\$'000	Increase in local currency against HKD	Increase/ (decrease) in profit before tax HK\$'000	Increase in equity HK\$'000
CAD	5%	(237)	(237)	5%	(112)	(112)
CNY	5%	510	510	5%	60	60
JPY	5%	107	107	5%	(496)	(496)
MYR	5%	(192)	(192)	5%	(130)	(130)
SGD	5%	(1,007)	(1,007)	5%	(914)	(914)

The table below summarises the Company's exposure to foreign currency risk at year end by categorising assets and liabilities by major currencies.

	2020					
	CAD HK\$'000	CNY HK\$'000	JPY HK\$'000	MYR HK\$'000	SGD HK\$'000	Total HK\$'000
Spot assets	1,995	16,328	10,398	-	148	28,869
Spot liabilities	(6,742)	(6,133)	(8,254)	(3,842)	(20,298)	(45,269)
Net long / (short) position	(4,747)	10,195	2,144	(3,842)	(20,150)	(16,400)

	2019					
	CAD HK\$'000	CNY HK\$'000	JPY HK\$'000	MYR HK\$'000	SGD HK\$'000	Total HK\$'000
Spot assets	1,968	1,206	2,876	-	4	6,054
Spot liabilities	(4,214)	-	(12,805)	(2,598)	(18,287)	(37,904)
Net long / (short) position	(2,246)	1,206	(9,929)	(2,598)	(18,283)	(31,850)

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

27. FINANCIAL RISK MANAGEMENT OBJECTIVES AND POLICIES (continued)

Interest rate risk

Interest rate risk is the risk that the value or future cash flows of a financial instrument will fluctuate because of changes in interest rates. The Company's interest rate policy requires it to manage interest rate risk by maintaining appropriate mix of fixed and variable rate instruments. The policy also requires it to manage the maturities of interest-bearing financial assets.

As at the end of the reporting period, the Company did not hold any variable loans and borrowings, nor fixed rate financial assets classified as available for sale, and accordingly the interest rate risk for the Company is considered by management as minimal.

Capital management

The primary objective of the Company's capital management is to safeguard the Company's ability to continue as a going concern and to maintain healthy capital ratios in order to support its business and maximise shareholder value. Moreover, as the Company is regulated by the Securities and Futures Commission in Hong Kong, it has to maintain sufficient liquid capital in accordance with the Hong Kong Securities and Futures (Financial Resources) Rules (the "FRR Rules") throughout the year.

The Company manages its capital structure and makes adjustments to it, in light of changes in economic conditions. To maintain or adjust the capital structure, the Company may adjust the dividend payment to shareholders, return capital to shareholders or issue new shares. No changes were made to the objectives, policies or processes during the years ended 31 December 2020 and 31 December 2019.

The Company monitors capital using liquid capital position, which is calculated as liquid assets minus ranking liabilities as specified in the FRR Rules. The Company's policy is to maintain liquid capital in excess of the higher of 1) 5% of adjusted liabilities, as defined in the FRR; and 2) the minimum capital requirement of HKD3,000,000 (equivalent to approximately USD385,000), as required by the FRR Rules. During the year ended 31 December 2020 and 31 December 2019, the Company has complied with the above liquid capital requirement.

28. COMMITMENTS

The Company had the following commitment at the end of the reporting period:

	2020 HK\$	2019 HK\$
Capital contributions payable to a joint venture	46,523,890	-

MANULIFE INVESTMENT MANAGEMENT (HONG KONG) LIMITED

NOTES TO FINANCIAL STATEMENTS

31 December 2020

29. UNCONSOLIDATED STRUCTURED ENTITIES

The Company manages several investment funds which meet the definition of structured entities, including Mandatory Provident Funds, Occupational Retirement Schemes, and open-ended unit trusts. The Company holds interests in these structured entities through the receipt of management fees from these funds.

As at 31 December 2020, the total net asset values of these managed funds were HK\$486,826,875,151 (2019: HK\$378,678,904,701). The Company's interest in these managed funds was management fee income of HK\$1,023,728,547 (2019: HK\$1,074,938,070) for the year, including outstanding receivables of HK\$107,913,426 (2019: HK\$76,307,340) as at 31 December 2020. The maximum exposure to loss is equal to the outstanding receivables shown above.

30. EVENTS AFTER SUBSEQUENT PERIOD

Subsequent to the end of the reporting period, capital injection amounting to US\$2,300,000 (approximately HK\$17,834,000) was made on 20 January 2021 by its immediate holding company, Manulife Investment Management International Holdings Limited. Pursuant to the capital injection, issued and fully paid share capital increased from HK\$1,925,693,436 to HK\$1,943,527,436.

On 20 January 2021, the Company had further acquired 11,529,400 ordinary shares and 6,470,600 convertible preferred shares in Albamen for HK\$18,000,000. There is no change in the Company's percentage shareholding in Albamen.

31. COMPARATIVE AMOUNTS

The presentation of expense recharge to intercompany was reclassified to other income. Corresponding comparative amounts have been reclassified to conform with the current year's presentation and disclosures.

32. APPROVAL OF THE FINANCIAL STATEMENTS

These financial statements were approved and authorised for issue by the board of directors on 26 April 2021.

4【利害関係人との取引制限】

利益相反

受託会社は、トラストとは別個の他の信託を設定し、またはその受託者として行為することができます。ただし、受託会社は、トラストの運営およびこれに関する情報の秘密を保持します。受託会社および管理会社の業務はトラストに対するものに限られず、受託会社および管理会社ならびにそれらの関連会社は、受託会社および管理会社が取り決める条件において類似のまたはその他の業務をその他の者に提供し、これにより支払われる報酬またはその他の金銭を、自己の利用および利益のために保持することができます。管理会社は、管理会社がその他の者に対して類似の業務を提供する過程において、またはその他の資格におけるかもしくはいずれかの方法によるその他の業務の過程（基本信託証書に基づく義務を履行する過程を除きます。）において、管理会社またはその使用人もしくは代理人が知るところとなった事実または事項に関する通知により影響を受けるとはみなされず、または受託会社に対しかかる事実または事項を開示する義務を負うものとみなされないものとします。受託会社は、受託会社がその他の者に対して類似の業務を提供する過程において、またはその他の資格におけるかもしくはいずれかの方法によるその他の業務の過程（基本信託証書に基づく義務を履行する過程を除きます。）において、受託会社またはその使用人もしくは代理人が知るところとなった事実または事項に関する通知により影響を受けるとはみなされず、または管理会社に対しかかる事実または事項を開示する義務を負うものとみなされません。

基本信託証書のいずれの規定も、管理会社（または管理会社が管理するファンドもしくは管理会社の関連会社）が以下を行うことを妨げるものではありません。

- (a) 受益証券の所有者となり、また管理会社が基本信託証書の当事者でない場合にも有していたはずの権利と同一の権利をもって受益証券の保有、処分またはその他取引を行うこと。
- (b) ファンドが保有する投資対象と同一または類似の投資対象を買い付け、保有し、または自己の勘定で取引すること。ただし、受託会社が、管理会社（または管理会社が管理するファンドもしくは管理会社の関連会社）から資産を購入し、またはファンドが保有する資産を管理会社（または管理会社が管理するファンドもしくは管理会社の関連会社）に売却する場合、関連するファンドは、受託会社が公開市場でかかる取引を実行した場合より劣位の立場には置かれ不得ないものとし、いずれの場合においても、信頼できる取引相手方との取引と同一の規模かつ性質を有する取引について、関連する市場においてその時点で利用することができる最良の条件で行われるものとします。
- (c) （基本信託証書に定めるところに従い、）受託会社、またはファンドによりその証券が保有される受益者もしくは機関との間で契約を締結するかもしくは金融、銀行その他の取引を行うこと、またはかかる契約または取引に関与すること。管理会社（または管理会社が管理するファンドもしくは管理会社の関連会社）は、受益者および受託会社に対する管理会社の義務に従うものとし、関係当事者間の関係のみを理由としてかかる契約または取引に関して説明を要求されません。
- (d) 管理会社の取締役またはパートナーもしくは当該取締役の関連会社が利害関係を有すると管理会社が認識するファンドに関して、受託会社との間でまたは受託会社を代理して取引を実行すること。ただし、かかる利害関係の性質が受託会社に対し最初に開示されている場合はこの限りではありません。

基本信託証書のいずれの記載も、受託会社の関連会社、取締役、役員、従業員または代理人（以下「受託会社の関係当事者」といいます。）が以下を行うことを妨げるものではありません。

- (a) 受益証券の所有者となり、また受託会社が基本信託証書の当事者でない場合にも有していたはずの権利と同一の権利をもって受益証券の保有、処分またはその他取引を行うこと。
- (b) ファンドが保有する投資対象と同一または類似の投資対象を買い付け、保有し、または自己の勘定で取引すること。ただし、受託会社が、受託会社の関係当事者から資産を購入し、またはファンドが保有する資産を受託会社の関係当事者に売却する場合、関連するファンドは、受託会社が公開市場でかかる取引を実行した

場合より劣位の立場には置かれないものとし、いずれの場合においても、信頼できる取引相手方との取引と同一の規模かつ性質を有する取引について、関連する市場においてその時点で利用することができる最良の条件で行われるものとし、

- (c) （基本信託証書に定めるところに従い、）受託会社またはファンドによりその証券が保有される受益者もしくは機関との間で契約を締結するかもしくは金融、銀行その他の取引を行うこと、またはかかる契約または取引に関与すること。受託会社の関係当事者は、受益者に対する受託会社の義務に従うものとし、関係当事者間の関係のみを理由としてかかる契約または取引に関して説明を要求されません。
- (d) その他自己が利害関係を有すると受託会社の関係当事者が認識するファンドに関して、受託会社との間で取引を実行すること。ただし、かかる利害関係の性質が受託会社に対し最初に開示されている場合はこの限りではありません。

5【その他】

（１）定款の変更

管理会社の定款は、株主総会の決議に従いその時々に変更されます。

（２）事業譲渡または事業譲受

取締役会での決議以外に特別な手続はありません。

過去に事業譲渡・事業譲受の実例はありません。また、本書提出日現在、管理会社の事業譲渡または事業譲受は予定されていません。

（３）出資の状況

該当事項はありません。

（４）訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、管理会社が認識している管理会社に重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

管理会社の会計年度は12月31日に終了する１年です。

管理会社の存続期間は無期限です。ただし、株主総会の決議によっていつでも解散することができます。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

（1）HSBCトラスティ（ケイマン）リミテッド（「**受託会社**」）

資本金の額

2021年4月末日現在、資本金の額は、1.3百万米ドル（約142百万円）です。

事業の内容

受託会社は、ケイマン諸島の銀行および信託会社法（改正済）に基づき信託会社の免許を保有しています。また、ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンド管理者としての免許も受けています。

（2）HSBCインスティテューショナル・トラスト・サービシズ（アジア）リミテッド（「**受託代行会社**」）

資本金の額

2021年4月末日現在、資本金の額は、6,827,891米ドル（約744百万円）です。

事業の内容

受託代行会社は、香港において1974年に設立された、香港の受託者条例に基づく登録信託会社です。受託代行会社は、イングランドおよびウェールズにおいて設立された公開会社であるHSBCホールディングス・ピーエルシーの間接的な完全所有子会社です。

（3）マニユライフ・インベストメント・マネジメント（US）LLC（「**投資運用会社**」）

資本金の額

2021年4月末日現在、資本金の額は、101百万米ドル（約11,002百万円）です。

事業の内容

投資運用会社は、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーションの完全所有子会社であり、1986年に米国デラウェア州で設立され、1992年8月4日に米国証券取引委員会に登録されました。

（4）マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社（「**管理会社代行サービス会社**」）

資本金の額

2021年4月末日現在、資本金の額は140.5百万円です。

事業の内容

管理会社代行サービス会社は、日本の株式会社として2004年4月8日に設立され、投資運用会社として日本の金融庁に登録されています。

（5）大和証券株式会社（「**代行協会員**」および「**日本における販売会社**」）

資本金の額

2021年4月末日現在、資本金の額は、1,000億円です。

事業の内容

金融商品取引法に基づく第一種金融商品取引業者として、有価証券の売買、売買の媒介、引受け、募集その他第一種金融商品取引業に関連する業務を行っています。大和証券株式会社は、大和証券グループ本社の100%子会社であり、外国投資信託について日本における代行協会員業務および販売・買戻しの取扱いを行っている他、内国投資信託について大和アセットマネジメント株式会社およびその他の投資信託委託業務

を行う投資運用業者発行の投資信託について指定第一種金融商品取引業者として、受益証券の販売・買戻しの取扱いを行なっています。

2【関係業務の概要】

（１）H S B C トラストイー（ケイマン）リミテッド（「**受託会社**」）

受託会社は、基本信託証書に基づき、各ファンドの受託業務を行います。

（２）H S B C インスティテューショナル・トラスト・サービシーズ（アジア）リミテッド（「**受託代行会社**」）

受託代行会社は、トラストおよび各ファンドに対し一定の管理事務代行業務を提供しますが、主たる受益者名簿は、ケイマン諸島において受託会社により維持されます。

（３）マニユライフ・インベストメント・マネジメント（US）LLC（「**投資運用会社**」）

投資運用会社は、ファンドと類似する目的および方針ならびに本書に基づく業務と類似する業務を有する投資ファンドの、合理的に慎重な投資運用者が状況に応じて行使する注意、配慮および技能を行使します。投資運用会社は、注意義務の基準を満たしていることを条件として、判断における誤り、またはファンドのためもしくはファンドを代理して投資運用会社が行ったポートフォリオの投資対象の購入、売却または保持を含みますがこれらに限られない、何らかの作為もしくは不作為を理由として被った損失について一切責任を負いません。

（４）マニユライフ・インベストメント・マネジメント株式会社（「**管理会社代行サービス会社**」）

管理会社代行サービス会社は、管理会社により提供されるべき管理事務代行業務を日本において提供します。

（５）大和証券株式会社（「**代行協会員**」および「**日本における販売会社**」）

大和証券株式会社は、代行協会員の業務および受益証券の販売・買戻しに関する業務を行います。

3【資本関係】

管理会社、投資運用会社および管理会社代行サービス会社は、マニユライフ・ファイナンシャル・コーポレーションを親会社とする総合金融グループに属します。

第3【投資信託制度の概要】

1．ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を具体的に規制する法律は存在しなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行および信託会社法（改正済）（以下「銀行および信託会社法」という。）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行および信託会社法、会社管理法（改正済）または地域会社（管理）法（改正済）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃に設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 現在、ケイマン諸島は、投資信託について以下の二つの別個の法体制を運用している。
 - (a) 1993年7月に施行された、「ミューチュアル・ファンド」に分類されるオープン・エンド型の投資信託および投資信託管理者を規制するミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）、ならびに2020年に施行された直近の改正ミューチュアル・ファンド法
 - (b) 2020年2月に施行された、「プライベート・ファンド」に分類されるクローズド・エンド型ファンドを規制するプライベート・ファンド法（改正済）（以下「プライベート・ファンド法」といい、ミューチュアル・ファンド法と併せて「ファンド法」という。）
- 1.4 プライベート・ファンドについて明示的に別段の記載がなされる場合（または投資信託一般に対する言及により黙示的に記載される場合）を除き、本リーガルガイドの残りの記載は、ミューチュアル・ファンド法の下で規制されるオープン・エンド型のミューチュアル・ファンドの運用に関するものであり、「ミューチュアル・ファンド」の用語は、これに応じて解釈されるものとする。
- 1.5 2019年12月現在、ミューチュアル・ファンド法に基づく規制を受けている、活動中のミューチュアル・ファンドの数は、10,857（2,886のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、同日時点で、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託（2020年2月よりプライベート・ファンド法の下で規制されるクローズド・エンド型ファンド、および2020年2月より一般的にミューチュアル・ファンド法の下で規制される限定投資家ファンド（以下に定義する。）の両方を含むが、これらに限られない。）が存在していた。
- 1.6 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）のメンバーである。

2．投資信託規制

- 2.1 銀行、信託会社、保険会社、投資運用会社、投資顧問会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（改正済）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ファンド法のもとでのミューチュアル・ファンドおよびプライベート・ファンド規制の責任を課せられている。CIMAは、証券監督者国際機構およびオフショア・バンキング監督者グループのメンバーである。
- 2.2 ミューチュアル・ファンド法において、ミューチュアル・ファンドとは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ、投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。

- 2.3 プライベート・ファンド法において、プライベート・ファンドとは、投資者の選択による買戻しができない投資持分を募集もしくは発行する、または発行した会社、ユニット・トラストまたはパートナーシップであり、投資者の資金をプールして、以下の場合にかかる事業体の投資対象の取得、保有、管理または処分を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- (a) 投資持分の保有者が、投資対象の取得、保有、管理または処分について日常的支配権を有しない場合
- (b) 投資対象が、全体としてプライベート・ファンドの運営者またはその代理人によって直接的または間接的に管理される場合
- ただし、以下を除く。
- (a) 銀行および信託会社法または保険法（改正済）に基づく免許を受けた者
- (b) 住宅金融組合法（改正済）または共済会法（改正済）に基づき登録された者、または
- (c) 非ファンド・アレンジメント（アレンジメントの一覧は、プライベート・ファンド法の別紙に定められる。）
- 2.4 ミューチュアル・ファンド法に基づき、CIMAは、フィーダー・ファンドであり、それ自体がCIMAの規制を受けるミューチュアル・ファンド（以下「規制フィーダー・ファンド」という。）のマスター・ファンドとして行為するケイマン諸島の事業体についても、規制上の責任を負う。概して、かかるマスター・ファンドが、規制フィーダー・ファンドの総合的な投資戦略を実施することを主な目的として、少なくとも1つの規制フィーダー・ファンドを含む、一または複数の投資者に対して（直接的または仲介会社を通じて間接的に）受益権を発行し、投資対象を保有し、取引活動を行う場合、かかるマスター・ファンドは、CIMAへの登録を要求される場合がある。
- 2.5 2020年2月7日、ミューチュアル・ファンド法を改正した（改正）ミューチュアル・ファンド法（改正済）（以下「改正法」という。）が施行された。改正法は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者を選任または解任することができるという条件で、従前登録を免除されていた一定のケイマン諸島のミューチュアル・ファンド（以下「限定投資家ファンド」という。）をCIMAに登録するよう定める。
- 2.6 ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。

3. 規制を受けるミューチュアル・ファンドの四つの型

ミューチュアル・ファンド法に基づくミューチュアル・ファンドの規制には、四つの類型がある。

3.1 免許を付与されたミューチュアル・ファンド

第一の方法は、CIMAの裁量により発行されるミューチュアル・ファンドに係る免許をCIMAに申請することである。所定の様式でCIMAにオンライン申請を行い、CIMAに対して募集書類を提出し、該当する申請手数料を支払う必要がある。各設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、取締役（または、場合により、それぞれの地位における管理者または役員）に適格かつ適切である者がミューチュアル・ファンドを管理しており、かつ、ファンドの業務が適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島のミューチュアル・ファンドの管理者が選任されない投資信託に適している。

3.2 管理されたミューチュアル・ファンド

第二の方法は、ミューチュアル・ファンドが、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する場合である。この場合、募集書類と所定の法定様式が、該当する申請手数料とともにCIMAに対してオンラインで提出されなければならない。また、管理者に関するオンライン申請も所定の様式で行われなければならない。ミューチュアル・ファンド自体については、免許を取得する必要はない。ただし、投資信託管理者は、各設立計画推進者が健全な評判の者であること、

投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われることを満たしていることが要求される。投資信託管理者は、主たる事務所を提供している投資信託がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条ミューチュアル・ファンド）

規制の第三の類型は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録され、以下のいずれかに該当するミューチュアル・ファンドに適用される。

(a) 一投資者当たりの最低初期投資額が（CIMAが100,000米ドルと同等とみなす）80,000ケイマン諸島ドルであるもの

(b) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

登録投資信託については、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド管理者による免許の取得または主たる事務所の提供に関する要件はなく、登録投資信託は、単に一定の詳細内容を記載した募集書類をオンライン提出し、該当する申請手数料を支払うことによりCIMAに登録される。

3.4 限定投資家ファンド

限定投資家ファンドは、2020年2月以前は登録を免除されていたが、現在はCIMAに登録しなければならない。限定投資家ファンドの義務は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの義務（CIMAへの登録時の当初手数料および年間手数料を含む。）に類似するが、両者には重要な相違点が複数存在する。ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドとは異なり、限定投資家ファンドは、その投資者が15名以内でなければならない。当該投資者がその過半数によってミューチュアル・ファンドの運営者（運営者とは、取締役、ジェネラル・パートナー、受託会社または管理者を意味する。）を選任または解任することができなければならない。他の重要な相違点は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条に基づき登録されるミューチュアル・ファンドの投資者が法定当初最低投資額（80,000ケイマン諸島ドル/100,000米ドルと同等の額）の規制に服する一方で、限定投資家ファンドの投資者には法定当初最低投資額が適用されない点である。

4. 投資信託の継続的要件

4.1 限定投資家ファンドの場合を除き、いずれの規制投資信託も、CIMAに免除されない限り、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が（投資するか否かの）判断を十分情報を得た上でなし得るようにするために必要なその他の情報を記載した募集書類を発行しなければならない。限定投資家ファンドは、募集書類、条件要項または販促資料を届け出ることを選択できる。マスター・ファンドに募集書類がない場合、当該マスター・ファンドに係る詳細内容は、通常、規制フィダー・ファンドの募集書類（当該書類はCIMAに提出しなければならない。）に含まれる。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモン・ロー上の義務が適用される。募集が継続している場合で、重大な変更があった場合には、変更後の募集書類（限定投資家ファンドの場合は、条件要項もしくは販促資料（届出がされている場合））を、当該変更から21日以内にCIMAに提出する義務がある。CIMAは、募集書類の内容または様式を指図する特定の権限を有しないものの、折に触れて募集書類の内容について規則または方針を発表する。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならない、ミューチュアル・ファンドの決算終了から6か月以内にミューチュアル・ファンドの監査済み年間会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

(c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

(d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合

(e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則（改正済）（以下「マネー・ロンダリング防止規則」という。）または、免許を受けたミューチュアル・ファンドの場合に限り、ミューチュアル・ファンドの免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合

4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。かかる通知の期間は、該当する規則の様式（および該当する条件）によって異なる場合があり、かかる通知が変更の前提条件として要求される場合や、かかる通知が変更の実施から21日以内に行うものとされる場合がある。

4.4 当初2006年12月27日に効力を生じた投資信託（年次申告書）規則（改正済）に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

5.1 ミューチュアル・ファンド法における管理者のための免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。投資信託の管理を行うことを企図する場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供すること（免除会社またはユニット・トラストであるかによる。）を含むものとし、管理と定義される。ミューチュアル・ファンドの管理から除外されるのは、特に、パートナーシップ・ミューチュアル・ファンドのジェネラル・パートナーの活動、ならびに法定・法的記録が保管されるか、会社の事務業務が行われる登記上の事務所の提供である。

5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、健全な評判を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。

5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託（該当する場合）にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。

5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する規制投資信託（CIMAの現行の方針は、最大10のファンドに許可を付与するものである。）に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理

者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、登録投資信託または限定投資家ファンドでない場合は、別個に免許を受けなければならない。

- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で免許投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときは、CIMAに対し書面で通知する法的義務を負っている。
- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または以下の()および()に基づく規則を遵守せずに事業を行い、またはそのように意図している場合
- () ミューチュアル・ファンド法、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則または免許の条件
 - () 免許を受ける者が、以下の各号のいずれかにおいて「法人向けサービス提供者」として定義されている場合
- (A) 会社法（改正済）（以下「会社法」という。）の第17編A
 - (B) 有限責任会社法（改正済）の第12編
 - (C) 有限責任事業組合法（改正済）の第8編
- （以下、併せて「受益所有権法」という。）
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者がCIMAに対して支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり（管理する投資信託の数による。）、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法に従って通常額面株式を発行する（無額面株式の発行も認められる）免除有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の当初の制定（会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款）、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。設立書類（特に定款）は、通常、ファンドの条件案がより正確に反映されるよう、ミューチュアル・ファンドの設立からローンチまでの間に改定される。

- (c) 存続期限のある / 存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上（例えば米国）非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 免除会社がいったん設立された場合、会社法の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
- () 各免除会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない、その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 免除会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 免除会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。
 - () 免除会社は、適用される受益所有権法を遵守しなければならない。
- (e) 免除会社は、株主により管理されていない限り、一または複数の取締役を有しなければならない。取締役は、コモン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ免除会社の最善の利益のために行為しなければならない。
- (f) 免除会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式のいずれかの設定が認められる（ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。）。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの払込済株式の償還または買戻しの支払に加えて、免除会社は資本金から払込済株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、免除会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる（すなわち、支払能力を維持する）ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。免除会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は、取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち免除会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の財務長官が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 免除会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行および信託会社法に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてCIMAによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法（改正済）は、英国の1925年受託

者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、（受益者である）投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、ユニット・トラストの資産の持分比率に応じて権利を有する。

- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書は、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書と併せて、登録料とともに信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服しないと約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、プライベート・エクイティ、不動産、バイアウト、ベンチャーキャピタルおよびグロス・キャピタルを含むすべての種類のプライベート・ファンドにおいて用いられる。ある法域のファンドのスポンサーは、ミューチュアル・ファンドの文脈において、ケイマン諸島の免除リミテッド・パートナーシップを採用している。免除リミテッド・パートナーシップのパートナーとして認められる投資者の数に制限はない。
- (b) 免除リミテッド・パートナーシップ法（改正済）（以下「免除リミテッド・パートナーシップ法」という。）は、ケイマン諸島の法律の下で別個の法人格を有しない免除リミテッド・パートナーシップの設立および運用を規制する主なケイマン諸島の法律である。免除リミテッド・パートナーシップ法は、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基づき、他の法域（特にデラウェア州）のリミテッド・パートナーシップ法の特徴を組み込んだ様々な修正がなされたものである。免除リミテッド・パートナーシップに適用されるケイマン諸島の法体制は、米国弁護士にとって非常に認識しやすいものである。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー（企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島または他の所定の法域において登録されているかまたは設立されたものである。）およびリミテッド・パートナーにより形成され、免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。リミテッド・パートナーシップ契約は、非公開である。登録はジェネラル・パートナーが、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。登記をもって、リミテッド・パートナーに有限責任の法的保護が付与される。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して、免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を外部と行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態（例えば、リミテッド・パートナーが、パートナーでない者とともに業務の運営に積極的に参加する場合）がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、権限、権能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、常にパートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。免除リミテッド・パートナーシップ法の明示的な規定に矛盾する場合を除いて、ケイマン諸島パートナーシップ法（改正済）により修正されるパートナーシップに適用されるエクイティおよびコモモン・ローの法則は、一定の例外を除き、免除リミテッド・パートナーシップに適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
 - () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。

- () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
- () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法（改正済）に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
- () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を（ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に）維持する。
- () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約およびパートナーシップは常に少なくとも1名のリミテッド・パートナーを有していなければならないという要件に従い、リミテッド・パートナーシップの権利は、パートナーシップの解散を引き起こすことなく償還、脱退、または買戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約の明示的または黙示的な条項に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更ならびにその正式な清算の開始および解散に際し、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、免除リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

6.4 有限責任会社

- (a) ケイマン諸島の有限責任会社は、2016年に初めて設立可能となった。これは、デラウェア州の有限責任会社に緊密に沿った構造の選択肢の追加を求める利害関係者からの要請に対して、ケイマン諸島政府が対応したものである。
- (b) 有限責任会社は、（免除会社と同様に）別個の法人格を有し、その株主は有限責任を負う一方で、有限責任会社契約は柔軟なガバナンス体制を規定しており、免除リミテッド・パートナーシップと同様の方法で資本勘定の構造を実施するために使用することができる。また、有限責任会社においては、免除会社の運営において要求されるよりも簡易かつ柔軟な管理が認められている。例えば、株主の投資の価値の追跡または計算をする際のより直接的な方法や、より柔軟なコーポレート・ガバナンスの概念が挙げられる。
- (c) 有限責任会社は、複数の種類の取引（ジェネラル・パートナー・ピークル、クラブ・ディールおよび従業員報酬／プラン・ピークルなどを含む。）において普及していることが証明されている。有限責任会社は、クローズド・エンド型ファンド（代替投資ピークルを含む。）がケイマン諸島以外の法、税制または規制上の観点から別個の法人格を必要とする場合に採用されることが増えている。
- (d) 特に、オンショア・オフショアのファンド構造において、オンショア・ピークルとの一層の調和をもたらす能力が、管理のさらなる緩和および費用効率をもたらし、かかる構造の異なるピークルの投資者の権利をより緊密に整合させることができる可能性がある。契約（第三者の権利）法（改正済）により提供される柔軟性は、有限責任会社についても利用可能である。
- (e) 有限責任会社は、最長で50年間にわたる将来の非課税にかかる保証を得ることができる。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁（CIMA）による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。
- 7.2 規制投資信託の運営者（すなわち、場合に依りて、取締役、運用者、受託会社またはジェネラル・パートナー）は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以

後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。

- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、（高等裁判所の管轄下にある）グランドコート（以下「グランドコート」という。）に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 規制投資信託がミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
 - (d) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (e) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (f) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は、以下を含む。
- (a) ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)条（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること

- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。
- 7.11 CIMAは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、CIMAは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりCIMAに発生した費用は、投資信託がCIMAに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) CIMAから求められたときは、CIMAの特定する投資信託に関する情報をCIMAに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはCIMAが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してCIMAに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をCIMAに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後CIMAが特定する情報、報告書、勧告をCIMAに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはCIMAの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、CIMAは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、CIMAは以下の措置を執ることができる。
- (a) CIMAが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、CIMAは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 CIMAが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でCIMAが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、ミューチュアル・ファンド法の第4(1)(b)条（管理投資信託）、第4(3)条（登録投資信託）または第4(4)(a)（限定投資家ファンド）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8．投資信託管理に対するCIMAの規制および監督

- 8.1 CIMAは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、CIMAが特定する合理的期間内にCIMAに対し提出するように指示することができる。
- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が、ミューチュアル・ファンド法またはマネー・ロンダリング防止規則の規定に違反した場合
- (c) 受益所有権法に定義される「法人向けサービス提供者」である免許投資信託管理者が、受益所有権法に違反した場合
- (d) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (e) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (f) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合
- (g) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (h) 上場されている免許投資信託管理業務を支配しまたは所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと

- () C I M Aの命令に従い、名称を変更すること
 - () 会計監査を受け、C I M Aに対して監査済会計書類を送ること
 - () 少なくとも2人の取締役をおくこと
 - () C I M Aから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をC I M Aに対し提出すること
 - (b) C I M Aの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること
 - (c) C I M Aの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) C I M Aの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてC I M Aがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M Aが第8.10項による措置を執った場合、C I M Aは、グランドコートに対して、C I M Aが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、管理者がC I M Aに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をC I M Aに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をC I M Aに対して行う。
 - (c) (b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、推奨をC I M Aに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとC I M Aが判断する場合、C I M Aは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社（有限責任会社を含む。）の場合、会社法の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) C I M Aは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。

- 8.18 CIMAが第8.16項の措置をとった場合、CIMAは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 CIMAのその他の権限に影響を与えることなく、CIMAは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) CIMAは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合
- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行および信託会社法によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。

9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行

- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授權する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を搜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して搜索をすること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法または受益所有権法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが实际的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。

9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。

10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示

10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、CIMAが法律に基づく職務を行い、その任務を遂行する過程で取得した下記のいずれかに関係する情報を開示してはならない。

(a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請

(b) 投資信託に関する事柄

(c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、以下の場合はこの限りでない。

(a) 例えば秘密情報公開法（改正済）、犯罪収益に関する法律（改正済）（以下「犯罪収益に関する法律」という。）または薬物濫用法（改正済）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

(b) CIMAが金融庁法により与えられた職務を行うことを援助する目的の場合

(c) 免許を受ける者または免許を受ける者の顧客、構成員、クライアントもしくは保険証券保持者もしくは免許を受ける者が管理する会社もしくは投資信託に関する事項（場合に依りて、免許を受ける者、顧客、構成員、クライアント、保険証券保持者、会社または投資信託によって自発的に同意がなされた場合に限る。）に関する場合

(d) ケイマン諸島政府内閣が、金融庁法に基づき、またはCIMAが法律に基づく職務を行う際に内閣とCIMAの間で行われる取決めに関連して与えられた職務を行うことを可能にし、または援助する目的の場合

(e) 開示された情報が、他の情報源によって公知となり、または公知となった場合

(f) 開示される情報が免許を受ける者または投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

(g) 刑事手続制度を視野に入れて、または刑事手続を目的として、公訴局長官またはケイマン諸島の法執行機関に開示する場合

(h) マネー・ロンダリング防止規則に従いある者に開示する場合

(i) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

(j) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に依りて）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（改正済）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

（ ）重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

（ ）そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

(c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。

(d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなるときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。

(e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

(a) 販売書類もファンド（または受託会社）と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。

(b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド（または受託会社）そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド（または受託会社）である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集／販売に関する一般刑事法

12.1 刑法（改正済）第257条

会社の役員（もしくはかかる者として行為しようとする者）が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法（改正済）第247条、第248条

(a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。

- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

13. 清算

13.1 免除会社

免除会社の清算（解散）は、会社法、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの（すなわち、株主の議決に従うもの）、または債権者、出資者（すなわち、株主）または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散されるべきことを裁判所に申立てる権限を有する（参照：第7.17(b)項および第8.17(b)項）。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。（参照：第7.17(c)項）剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 免除リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの終了、整理および解散は、免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令（参照：第7.17(d)項）を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 有限責任会社

有限責任会社は、登記を抹消または正式に清算することができる。清算手続は、免除会社に適用される制度と非常に類似している。

13.5 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、免除リミテッド・パートナーシップおよび有限責任会社は、将来の課税に対して誓約書を取得することができる（第6.1(l)項、第6.2(g)項、第6.3(i)項および第6.4(e)項参照）。

14. 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）

- 14.1 一般投資家向け投資信託（日本）規則（改正済）（以下「本規則」という。）は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社（有限責任会社を含む。）またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外

に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択（当該選択は撤回不能である。）をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日に、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守していること、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、CIMAに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

(a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。

- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
- () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
- () 本規則、会社法およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
- () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手続および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
- () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
- () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること

(b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにCIMAに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。

(c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をCIMAに通知しなければならない。

- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または犯罪収益に関する法律の第5(2)(a)条に従って指定された、ケイマン諸島のそれと同等のマナー・ロンダリングおよびテロリストの資金調達に係る対策を有する法域（以下「同等の法律が存在する法域」という。）で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にCIMAに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収益の送金、当該投資信託の資本および収益の充当ならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。
- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、同等の法律が存在する法域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資業法（改正済）の別表第2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者（すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー）の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社へ送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること

- () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
- () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
 - (A) 特殊事情（一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。）において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、
 - (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。
 - () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
 - () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
 - () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社（投資会社を除く。）の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
 - () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引（当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。）を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。

- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。
- (c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授權株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）

- () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
- () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
- () 証券の発行および売却に関する手続および条件
- (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
- (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
- (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
- (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
- (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明
- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合（または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合）、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社（管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む）
- (xx) 保管会社および副保管会社（下記事項を含む）
 - (A) 保管会社および副保管会社（該当する場合）の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社（下記事項を含む）
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第４【参考情報】

クラスＡ（米ドル建て）については、当計算期間において、下記の書類が提出されている。

2020年９月11日 有価証券届出書

第５【その他】

該当事項はありません。

独立監査人の報告書

マニユライフ・インベストメンツ・トラスト - US・コア・フィクスト・インカム・ファンドの受託会社としてのHSBCトラスティー（ケイマン）リミテッド御中

監査意見

我々の意見では、財務書類は、香港公認会計士協会により公表されている香港財務報告基準に準拠して、マニユライフ・インベストメンツ・トラスト - US・コア・フィクスト・インカム・ファンド（以下「ファンド」といいます。）の2020年12月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の財務実績およびキャッシュ・フローについて、真実かつ公正に表示していると認めます。

我々が行った監査

ファンドの財務書類は、以下により構成されます。

- ・ 2020年12月31日現在の財政状態計算書
- ・ 同日に終了した年度の包括利益計算書
- ・ 同日に終了した年度の受益者に帰属する純資産変動計算書
- ・ 同日に終了した年度のキャッシュ・フロー計算書
- ・ 重要な会計方針およびその他の説明情報を含む財務書類に対する注記

意見の根拠

我々は、国際監査基準（ISAs）に準拠して監査を行いました。当該基準の下での我々の責任については、「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されています。

我々は、我々が入手した監査証拠が監査意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断しています。

独立性

我々は国際会計士倫理基準審議会公表の「職業会計士のための国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）」（以下「IESBA規程」といいます。）に従ってファンドから独立した立場にあります。我々はIESBA規程に従って他の倫理的な義務も果たしています。

その他の情報

経営陣は、運用報告書を構成するその他の情報（財務書類およびそれに対する我々の監査報告書は含まれません。）に関して責任を負います。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しません。

財務書類の監査に関する我々の責任は、上記のその他の情報を精読し、当該情報が、財務書類または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて検討することです。我々が実施した調査に基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合、我々はその事実を報告する義務があります。この点に関し、我々に報告すべき事項はありません。

財務書類に対する経営陣の責任

経営陣は、香港公認会計士協会により公表されている香港財務報告基準に準拠して財務書類を作成し、真実かつ公正に表示すること、および不正によるか誤謬によるかを問わず、重要な虚偽の表示のない財務書類の作成に必要であると経営陣が判断する内部統制について責任を負います。

財務書類の作成において、経営陣は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、それが適用される場合には、経営陣がファンドの清算または運用の中止を意図している、もしくは現実的にそれ以外の選択肢がない場合を除き、継続企業の前提に関する事象を適宜開示し、継続企業の会計基準を使用する責任を負います。

財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重要な虚偽表示がないかどうかにつき合理的な保証を得ること、および監査意見を含む報告書を発行することです。合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、I S A s に準拠して行われる監査が、重要な虚偽表示が存在する場合に、それを常に発見することを保証するものではありません。虚偽表示は不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重要とみなされます。

I S A s に準拠した監査の一環として、監査中、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保っています。また、以下も実行します。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを認識および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎として十分かつ適切な監査証拠を得ます。不正による重要な虚偽表示は共謀、偽造、意図的な削除、不正表示または内部統制の無効化によることがあるため、誤謬による重要な虚偽表示に比べて、見逃すリスクはより高くなります。
- ・ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明するためではなく、状況に適した監査手続を策定するために、監査に関する内部統制についての知識を得ます。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに経営陣が行った会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価します。
- ・経営陣が継続企業の前提の会計基準を採用した適切性および、入手した監査証拠に基づき、ファンドが継続企業として存続する能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下します。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、当報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する義務があります。我々の結論は、当報告書の日付までに入手した監査証拠に基づきます。しかし、将来の事象または状況が、ファンドが継続企業として存続しなくなる原因となることがあります。
- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容について、また、財務書類が、適正表示を実現する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価します。

我々は統治責任者に、特に、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に特定した内部統制における重大な不備を含む重大な監査所見に関して報告します。

その他の事項

監査意見を含む当報告書は、ファンドの受託会社としてのＨＳＢＣトラスティー（ケイマン）リミテッドのためのみに、監査契約書の条項に従い作成されたものであり、他の目的はありません。当該意見を述べるにあたり、我々は、書面により予め我々が明示的に承諾している場合を除いて、いかなる他の目的に関しても、または本書を呈示されるもしくは入手できるいかなる他の人物に対しても責任を受け入れず、また引き受けません。

プライスウォーターハウスクーパース

2021年４月27日

[次へ](#)

Independent auditor's report

To HSBC Trustee (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Manulife Investments Trust – US Core Fixed Income Fund

Our opinion

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of Manulife Investments Trust – US Core Fixed Income Fund (a series trust of Manulife Investments Trust) (the Fund) as at 31 December 2020, and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards issued by the Hong Kong Institute of Chartered Accountants.

What we have audited

The Fund's financial statements comprise:

- the statement of financial position as at 31 December 2020;
- the statement of comprehensive income for the year then ended ;
- the statement of changes in net assets attributable to unitholders for the year then ended;
- the statement of cash flows for the year then ended; and
- the notes to the financial statements, which include significant accounting policies and other explanatory information.

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with International Standards on Auditing (ISAs). Our responsibilities under those standards are further described in the Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Independence

We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants (including International Independence Standards) issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code). We have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the IESBA Code.

Other information

Management is responsible for the other information. The other information comprises the Annual Report (but does not include the financial statements and our auditor's report thereon).

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

Independent auditor's report (continued)

To HSBC Trustee (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Manulife Investments Trust – US Core Fixed Income Fund

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

Responsibilities of management for the financial statements

Management is responsible for the preparation of the financial statements that give a true and fair view in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, management is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless management either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with ISAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with ISAs, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by management.

Independent auditor's report (continued)

To HSBC Trustee (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Manulife Investments Trust – US Core Fixed Income Fund

- Conclude on the appropriateness of management's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Other matter

This report, including the opinion, has been prepared for and only for HSBC Trustee (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of the Fund in accordance with the terms of our engagement letter and for no other purpose. We do not, in giving this opinion, accept or assume responsibility for any other purpose or to any other person to whom this report is shown or into whose hands it may come save where expressly agreed by our prior consent in writing.

PricewaterhouseCoopers

27 April 2021

（ ）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書届出代理人が別途保管しています。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

マニユライフ・インベストメント・マネジメント（ＨＫ）リミテッドのメンバー 御中
(香港で設立された有限責任会社)

監査意見

我々は、マニユライフ・インベストメント・マネジメント（ＨＫ）リミテッド（以下「会社」といいます。）の財務書類、すなわち、2020年12月31日現在の財政状態計算書、ならびに同日を終了をもって終了する会計年度の包括利益計算書、持分変動計算書、キャッシュ・フロー計算書および重要な会計方針の要約を含む財務書類の注記について監査を行いました。

我々は、財務書類が、香港公認会計士協会（以下「HKICPA」といいます。）により発行された香港財務報告基準（以下「HKFRS」といいます。）に準拠して、会社の2020年12月31日現在の財政状態、並びに同日をもって終了する会計年度の経営成績およびキャッシュ・フローについて、真実かつ公正な概観を付与しており、香港会社条例（以下「HKCO」といいます。）に準拠して適切に作成されているものと認めます。

監査意見の基礎

我々は、香港監査基準（以下「HKSA」といいます。）に準拠し、HKICPAによって公表された改定後実務指針820「認可企業及び仲介業者の関連事業体を参照して監査を行いました。これらの基準および実務指針の下での我々の責任については、当報告書の「財務書類監査に関する監査人の責任」において詳述されています。我々は、HKICPAの職業会計士の倫理規程（以下「規程」といいます。）に準拠して会社から独立した立場にあり、規程に準拠して他の倫理的な義務も果たしています。我々は、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断しています。

財務書類および監査報告書以外のその他の情報

取締役は、その他の情報に対して責任を負います。その他の情報は、取締役の報告書に含まれる情報で構成されます。

財務書類に対する我々の監査意見は、その他の情報を対象としておらず、我々は、その他の情報に対していかなる形式の結論の保証も表明しません。

財務書類の監査に関する我々の責任は、その他の情報を読み、当該情報が財務諸表または我々が監査で入手した知識と著しく矛盾していないか、もしくは重要な虚偽表示があると思われるかについて、検討することです。我々が実施した当該手続きに基づき、当該情報に重要な虚偽表示があるという結論に達した場合は、我々はその事実を報告する義務があります。この点に関し、我々が報告すべき事項はありません。

財務書類に対する取締役の責任

取締役は、HKICPAによって発行されたHKFRSおよびHKCOに準拠して、真実かつ公正な概観を付与した財務書類を作成する責任、並びに不正か誤謬かを問わず、重要な虚偽表示のない財務書類の作成を可能とするために必要であると取締役が判断した内部統制に対して責任を負います。

財務書類の作成において、取締役は、会社の清算または営業の中止を意図している、もしくは現実的な代替案がない場合を除き、継続企業として存続する会社の能力を評価し、該当する場合には、継続企業の前提に関する事象および継続企業を前提とした会計基準を採用している旨、開示する責任を負います。

さらに、取締役は、財務書類が、香港証券先物（記録保管）規則に基づき保管されている記録に準拠し、香港証券先物（会計および監査）規則の要件を満たしていることを確認する責任を負います。

財務書類監査に関する監査人の責任

我々の目的は、不正か誤謬かを問わず、財務書類全体として重要な虚偽表示がないかどうかについて、合理的な保証を得ること、および我々の監査意見を含む監査人の報告書を発行することです。我々の報告書は、HKCOのセクション405に準拠して、全体として会社に対してのみ作成されており、それ以外のいかなる目的も有していません。我々は、当報告書の内容について、いかなる他の人物に対しても責任を負わないものとします。

合理的な保証は高度な水準の保証ではあるが、HKSAに準拠して行われる監査が重要な虚偽表示を常に発見することを保証するものではありません。虚偽表示は、不正または誤謬により生じることがあり、単独でまたは全体として、当該財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に重要とみなされます。さらに、我々は、財務書類が香港証券先物（記録保管）規則に基づき保管されている記録に準拠し

ているかどうか、および香港証券先物（会計および監査）規則の要件を満たしているかどうかについて、合理的な保証を得る責任を負います。

H K S A s に準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、職業的懐疑心を保持しています。また、我々は以下も実施しています。

- ・ 不正か誤謬かを問わず、財務書類の重要な虚偽表示のリスクを識別および評価し、それらのリスクに対応する監査手続を策定および実施し、監査意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手します。不正は、共謀、偽造、意図的な削除、虚偽の陳述または内部統制の無効化により行われる場合があるため、不正による重要な虚偽表示を発見できないリスクは、誤謬による重要な虚偽表示を発見できないリスクよりも高くなります。
- ・ 会社の内部統制の有効性について意見を表明するためではなく、状況に応じた適切な監査手続を策定するために、監査に関する内部統制の理解を得ます。
- ・ 取締役が採用した会計方針の適切性、ならびに会計上の見積りおよび関連する開示の合理性を評価します。
- ・ 取締役が継続企業を前提とした会計基準を採用した適切性、及び入手した監査証拠に基づき、継続企業として存続する会社の能力に重大な疑義を生じさせる可能性のある事象または状況に関連する重要な不確実性の有無について結論を下します。重要な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、監査人の報告書において、財務書類における関連する開示に対して注意喚起し、当該開示が不十分であった場合は、監査意見を修正する責任があります。我々の結論は、監査人の報告書の日付までに入手した監査証拠に基づきます。しかし、将来の事象または状況によっては、会社が継続企業として存続しなくなる可能性があります。
- ・ 開示を含む財務書類の全体的な表示、構成および内容、また、財務書類が対象となる取引および事象を公正に表示しているかどうかについて、評価します。

我々は、とりわけ、計画上の監査範囲および時期、ならびに我々が監査中に発見した内部統制に関する重大な不備を含む、重大な監査上の発見事項に関して、取締役会へ報告します。

香港証券先物条例の香港証券先物（記録保管）規則および香港証券先物（会計および監査）規則に基づく報告事項

我々は、財務書類が、香港証券先物（記録保管）規則に基づき保管されている記録に準拠し、香港証券先物（会計および監査）規則の要件を満たしているものと認めます。

アーンスト・アンド・ヤング・リミテッド

公認会計士

香港

2021年4月26日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

To the members of Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Opinion

We have audited the financial statements of Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited (the "Company") set out on pages 6 to 55, which comprise the statement of financial position as at 31 December 2020, and the statement of profit or loss and other comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended, and notes to the financial statements, including a summary of significant accounting policies.

In our opinion, the financial statements give a true and fair view of the financial position of the Company as at 31 December 2020, and of its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Hong Kong Financial Reporting Standards ("HKFRSs") issued by the Hong Kong Institute of Certified Public Accountants ("HKICPA") and have been properly prepared in compliance with the Hong Kong Companies Ordinance ("HKCO").

Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with Hong Kong Standards on Auditing ("HKSAs") and with reference to Practice Note 820 (Revised), *The Audit of Licensed Corporations and Associated Entities of Intermediaries* issued by the HKICPA. Our responsibilities under those standards are further described in the *Auditor's responsibilities for the Audit of the Financial Statements* section of our report. We are independent of the Company in accordance with the HKICPA's *Code of Ethics for Professional Accountants* (the "Code"), and we have fulfilled our other ethical responsibilities in accordance with the Code. We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

Information other than the financial statements and auditor's report thereon

The directors are responsible for the other information. The other information comprises the information included in the report of the directors.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT (continued)

To the members of Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Responsibilities of the directors for the financial statements

The directors are responsible for the preparation of financial statements that give a true and fair view in accordance with HKFRSs issued by the HKICPA and the HKCO, and for such internal control as the directors determine is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

In preparing the financial statements, the directors are responsible for assessing the Company's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the directors either intend to liquidate the Company or to cease operations, or have no realistic alternative but to do so.

In addition, the directors are required to ensure that the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

Auditor's responsibilities for the audit of the financial statements

Our objectives are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an auditor's report that includes our opinion. Our report is made solely to you, as a body, in accordance with section 405 of the HKCO, and for no other purpose. We do not assume responsibility towards or accept liability to any other person for the contents of this report.

Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with HKSAs will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements. In addition, we are required to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are in accordance with the records kept under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT (continued)

To the members of Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

As part of an audit in accordance with HKSA's, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- Identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control.
- Obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Company's internal control.
- Evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the directors.
- Conclude on the appropriateness of the directors' use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Company's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our auditor's report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our auditor's report. However, future events or conditions may cause the Company to cease to continue as a going concern.
- Evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with the board of directors regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT (continued)

To the members of Manulife Investment Management (Hong Kong) Limited
(Incorporated in Hong Kong with limited liability)

Report on matters under the Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and
Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules of the Hong Kong Securities and
Futures Ordinance

In our opinion, the financial statements are in accordance with the records kept under the
Hong Kong Securities and Futures (Keeping of Records) Rules and satisfy the requirements of
the Hong Kong Securities and Futures (Accounts and Audit) Rules.

Ernst & Young

Certified Public Accountants

Hong Kong

26 April 2021

（注）上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管しています。